

## 長野県立歴史館

## 研究紀要

## 口絵・資料紹介

新収蔵資料 脇坂安元書状

村石正行

## 研究報告

近世府中小笠原氏の所持していた鈴岡・松尾小笠原文書考

—「伊那譜録」にみえる小笠原政秀・信定と村上義清—

村石正行

寛永期の制度改革と飯田藩脇坂安元

—諸国巡見使・寛永国絵図・交代寄合伊那衆—

村石正行

長野県立歴史館所蔵近代郡役所文書についての基礎的研究

—伝来経緯の検討を中心に—

花岡康隆

## 研究ノート

屋代遺跡群出土木製形代による祭祀の具体像

長野県内出土の子持勾玉（集成補遺）

戦国初期高梨氏の代替わりをめぐる

—高梨政高・政盛・澄頼—

水沢教子

櫻井秀雄

花岡康隆

## 事例報告

長野県立歴史館 現代史聞き取り調査の現状と課題

〔聞き取り調査概報〕鈴木敏文

—セブン-イレブン長野県展開の契機—

鈴木実

〔聞き取り調査概報〕下澤静恵

—酒店からの転身。セブン-イレブン長野県第1号店の経営—

鈴木実

鈴木実

## 職員執筆抄・研究活動

第31号  
2025.3

長野県立歴史館

# 研究紀要

第三一号

二〇二五年三月



口絵 脇坂安元書状

令和三年度購入

紙本墨書・継紙・卷子 第一紙 竪三五・四×四九・三  
第二紙 竪三五・四×四八・二

【本文読み】

〔寛永西ノ二月〕

出原ノ儀此内ニ有之

急度申遣候

一 甲斐之大納言様御内衆、天野藤兵衛・松崎善右衛門  
右兩人妻子共ニ公儀御預ケ被レ成候而、頓而其元へ

指越候条、天野藤兵衛へハ弥五郎家ニ置可レ申候、松崎

善右衛門ハ山崎半左衛門家ニ置可レ申候、家そこね候

はん候間、屋根、屏などをよくつくるひ、有時衆

申候様ニ相談可レ仕候、何も御譜代衆ニて親類ひろき

人ニ候間、左様ニ心得馳走可レ仕候、知行高ハ藤兵衛へハ

三百石、善右衛門ハ五百石、大納言様被レ遣候由ニ候、直ニ

はいり候事ハ成間敷候間、町屋ニ置候て其内ニ家

共々作事をもさせ、能様ニ仕候てはいり被レ申候様ニ

可レ仕候、先当座之薪・味噌など遣し候様ニ用意

仕置、早々申入候、箕輪ハ伝馬、人足渡し致ニ馳走

候へと木工助・兵右衛門方へ可ニ申渡一候、

一 御國廻之衆、夏中ニハ其元へ御越候はん間、保肥後殿

内衆と談合いたし、伊奈郡之絵図いかにも

念を入、國境、道、川などをせんさくいたし、

下書を此方へ可ニ相越一候、肥後殿へも此方にて

可ニ申入一問、其心得可レ有候、事之外御念入候間

國境、道のりなど、ちかハさる様ニ可レ仕候、

一 出原と山吹との水ノ出入ニ付、座光寺勘左絵図にて様子

御申候付、拙子も不レ知事ニ候間、知久伊左殿・小笠原勤負殿

致ニ相談、水三ヶ一山吹へ遣し候、三ヶニハ出原筋へとり、

其水ハ山吹領と出原と本田之田数次第二分候

筈ニ極候て、座勘左ノ知伊左殿・小勤負殿宛所ニて

書物被レ成候間、其書物ハ其方へ請取、勘左殿書物之文

牋ニ金左衛門書物をいたし、伊左殿・勤負殿へ渡し

水之分領をも御兩人衆へ得ニ御意、急度極、出原之

百姓共何角と申候共、右之分ニ相定申付存候、

則、勘左衛門殿ハ御越候絵図遣候間、様子之段

伊左衛門殿・勤負殿へ相尋可レ申候也、

淡路

寛永拾年正月廿日 安元(花押)

脇坂右馬助との

下津屋金左衛門との

脇坂内膳との

【卷子跋文】

各

八雲公之御書三臣に賜ふ所ニして其金左右衛門とあるは家祖主馬介宗安君之子景  
信君也、宗安君始て

臨松公に奉仕祿七百石を食、家老之列に加レ之罷る、景信君ハ信州ニ於て父之名

代を勤る由家譜に有レ之也、本職となること不詳にして此御書の家に存在するハ

其時月番などにて其事を専ら取扱はれし故にもあらんか、景信君より余に至て九

世を経て相傳深く筆筭に秘藏すれとも長く其儘にては自ら疎略ニなり易く又損敗

の懼れもあれば、今標装して其由を記し長く子孫に傳て家寶となすもの也

文政十一年戊子九月

景模謹記

【解説】

寛永一〇酉年(一六三三年)正月二〇日に飯田藩主脇坂安元が国元へ宛てた条

書である。宛てられた三名は脇坂家の国元家臣であるが、卷子跋文によれば、そ

の一人下津屋氏に宛てられたもので、その九代孫の景模によって文政一一年(一

八二八)に修補されたことがわかる。内容は、甲斐(駿河)大納言徳川忠長が改

易されその家臣が脇坂家に預けられることへの指示、幕府巡検使来飯に対する対

応、座光寺領山吹と出原での水利相論に対する脇坂家の基本方針、の三点が記さ

れている。いずれもこれまでの当該地域における研究でも未知の情報であり、し

かもこの時期の幕政史を検討する上でも大変重要な内容を含んでいる。詳しくは

本誌中の研究報告を参照されたい(村石正行)。

目次

◇口絵・資料紹介	新収蔵資料 脇坂安元書状……………	村石正行
◇研究報告	近世府中小笠原氏の所持していた鈴岡・松尾小笠原文書考……………	村石正行 1
	―「伊那譜録」にみえる小笠原政秀・信定と村上義清―	
	寛永期の制度改革と飯田藩脇坂安元……………	村石正行 13
	―諸国巡見使・寛永国絵図・交代寄合伊那衆―	
	長野県立歴史館所蔵近代郡役所文書についての基礎的研究……………	花岡康隆 33
	―伝来経緯の検討を中心に―	
◇研究ノート	屋代遺跡群出土木製形代による祭祀の具体像……………	水沢教子 76
	長野県内出土の子持勾玉（集成補遺）……………	櫻井秀雄 85
	戦国初期高梨氏の代替わりをめぐる……………	花岡康隆 90
	―高梨政高・政盛・澄頼―	
◇事例報告	長野県立歴史館 現代史聞き取り調査の現状と課題……………	鈴木実 106
	〔聞き取り調査概報〕鈴木敏文……………	鈴木実 114
	―セブナイレブン長野県展開の契機―	
	〔聞き取り調査概報〕下澤静恵……………	鈴木実 125
	―酒店からの転身。セブナイレブン長野県第1号店の経営―	
職員執筆抄・研究活動……………		136



研究報告

近世府中小笠原氏の所持していた鈴岡・松尾小笠原文書考  
—「伊那譜録」にみえる小笠原政秀・信定と村上義清—

村石 正行

はじめに

令和元年（二〇一九年）に長野県立歴史館でおこなわれた「小笠原三代 長時・貞慶・秀政」展開催に先立ち、戦国期以降の小笠原氏の家譜編さんについて、発給文書の集積をおこない若干の見通しを述べた<sup>①</sup>。その概略を述べれば、府中小笠原家文書については、室町期の内訌を経て松尾小笠原家の所有に移り、近世勝山藩へと継承された。一方、室町時代後期から戦国時代にかけての府中小笠原氏の文書は、長時以降の戦国期の流転を経て、伝来するまとまった文書としての受給文書は皆無に等しく、散逸が著しいこと、また発給文書も、近世における転封により家臣所持文書が県外に移転していることから、原本の存在度合いも概ね低いことが特徴といえる、とした。このため、府中小笠原氏の文書研究は元禄期の藩修史事業による編纂物によることが大きい、と位置づけた。

従来、小笠原氏関係の家譜については、徳川義宣が「良質ならざる小笠原系譜の編纂物として、「笠系大成」なる書の存在が知られてをり、多数の偽文書が採録されてゐる。おそらく唐津小笠原家は、明治初年の宮内省呈譜作成に際し、旗本以下軽輩の小笠原諸氏の家譜を取り込むと、に、「笠系大成」等の良質ならざる小笠原系譜に據り、就中、長時の長子を長頼として、長頼・貞信・貞頼の事蹟や文書を、そのまま転寫掲載したのと思はれる」と記しているように、家伝系譜の利用については留意が必要である<sup>②</sup>。なお「笠系大成」については、典拠史料「笠系大成附録」とともに、傍証史料により後追いでできる記述については、十分史料批判に堪え得るものであるが、唐津小笠原文書は、ことに戦国時代以前のもの

のについては、実在を窺えない人物が登場するなど、疑しい文書が混在することは留意が必要だろう。ただし、矢部健太郎によって紹介された文書群に南北朝織豊期の正文が含まれていたことから<sup>③</sup>、中世後期の写本文書の真偽については傍証史料の確認を含め、改めてファクトチェックを経た上で利用する姿勢が必要である。

本稿では、企画展で明らかになった近世小倉小笠原家の編纂史料の一つで、これまで等閑視されてきた「伊那譜録」を素材にして、室町時代後期以降の府中小笠原氏が受給した文書の一端を紹介し、小笠原氏研究に益するものかどうか検証したいと思う。

一 「伊那譜録」の構成

小倉藩小笠原家所蔵資料の中には、歴代当主の正伝といふべき年譜が複数残されている。このうち「小笠原秀政年譜」のみは『新編信濃史料叢書』一二に全文翻刻されている。

さて小笠原氏歴世の体系的系譜としては「笠系大成」所載の年譜が知られる。この系譜は簡略な履歴抄録である。また「小笠原秀政年譜」と「笠系大成」の当該箇所（巻八）は重複しており、東京大学史料編纂所蔵本をもとに校訂された『新編信濃史料叢書』の解題



写真 「伊那譜録」天 表紙

によれば、双方の内容は連携しているとみられる。「笠系大成」の編纂時期（元禄一一年【一六九八年】から宝永二年【一七〇五年】）を勘案すると、歴代当主の年譜もまた、このころまでには編まれたものと思われる。詳細な歴代当主の個別正史の編纂をおこなったあと、抄録として統合された本編としての「笠系大成」が編まれたものだろう。

小倉藩小笠原家による編纂物のなかに「伊那譜録」（以下「譜録」と略記）がある。四ツ目綴の竖帳冊子本で、外題「伊那譜録 天」とある。地の文と引用史料、および彩色絵図が記されている。戦前に松本市教育研究会等が中心になって編さんされた『安筑史料叢書』（堀内千蔵編集主任）、『信濃史料』にもごく一部の文書が引載されているが、その書誌については明らかにされていない。

そこでまず、「譜録」をみるまえに、小倉小笠原家文書の構成について概略をみておくことにしたい。

まず、明治三八年（一九〇五年）に東京大学付属図書館に小倉藩政庁関係の文書・記録類が寄贈された。その後、それらは東京大学史料編纂所へ移管となつて<sup>(4)</sup>いる。また、小倉藩江戸藩邸に伝来した奥向の史料は、一部が北九州市と門司郷士会が購入し、現在は北九州市立歴史博物館（現北九州市いのちのたび博物館）の所蔵になつている。さらに東京の小笠原本邸に伝来した文書群は、小笠原玲子氏（小笠原忠統氏夫人）により、いのちのたび博物館に寄贈された。<sup>(5)</sup>「譜録」は玲子氏寄贈分の一冊である（「玲子氏旧蔵本」とする）。本書は、『国書総目録』に写本類を確認できない。小倉小笠原家の史料を所有する東京大学史料編纂所にも残されていないものである。

後述するように「譜録」巻首の記述をみると、小笠原長棟の次男で伊那郡松尾（飯田市）を一時領した小笠原信定を中心に記述したものである。本書が「小笠原信定年譜」ともいふべき性格を有した編さん物であることが確認できる。なお「玲子氏旧蔵本」のなかにみえる小笠原当主および親族の年譜は

- (一) 府中小笠原氏 「長時公譜全」、「貞慶公御代覚書」、「秀政公年譜乾・坤」  
 (二) 小倉小笠原氏 「源忠貞公年譜一〜三」「同付録」、「源忠雄公年譜一〜五」

#### 「同付録」

(三) その他（松尾小笠原氏）「伊那譜録」、「長継録」  
 の三系統が残されている。長時以降の府中小笠原氏直系、そして九州へ移った小倉藩小笠原初代の忠貞とその嫡子の伝記である。その意味で、傍系である長時弟の信定・長継父子のみが取り上げられているのは興味深い。

まず、本書巻首の記述をみてみよう。

史料一

表紙外題「伊那譜録 天」

長棟二男

信定母浦野彈正忠源敬光娘、同「長時」、号「小笠原孫八郎、喜三郎、孫次郎」  
 後柏原院御宇大永元年辛巳十月六日、生於「信州府中林之館」、從五位下民部太輔信州下伊奈郡松尾城主後鈴岡・田品両城領之、永禄十二年己巳正月六日討死、諡号「前戸侍郎雲山宗観太禅定門」、墳墓在「山州山崎成恩寺」、傳曰武田右京大夫信虎烏帽子々依<sup>レ</sup>為、信之字<sup>ヲ</sup>以、信定ト改云々、或説曰信定又曰始為「信虎之養子」故、以「信字」為「諱一字」<sup>ヲ</sup>、天文三甲午年為「信州伊奈郡松尾城主」時十四歳、其後移<sup>レ</sup>於同郡鈴岡城、長時與武田晴信戰之時於「所々」有「戰功」事在「于長時譜録」

本書は存冊一冊であるが、外題から「天・地・人」三冊構成だった可能性もある。本紙一丁オモテ冒頭によると、信定は浦野敬光の娘を母とし、林城で出生している。この記述は「笠系大成」六の長時評伝とほぼ同じであり、意識して記されていることは間違いないだろう。戸部侍郎雲山宗観は民部太輔の唐名と信定の戒名である。ちなみに享保八年（一七二三年）に小倉藩士小笠原貞徳が施主によって西生寺に奉納された信定の霊牌にもこの法名が刻まれている。なお「譜録」には永禄一二年（一五六九年）、信定とともに、桂川の戦いで戦死した家臣が記されている。

史料二 「討死者交名」（「譜録」）

正月六日討死 高畠山城守源長成（正月四日京本書「桂川討死」都西正討死） 浦野彈正忠敬宗、平瀬下野守、長成（本書「桂川討死」）

家臣高島次左衛門、同次大夫（四辻討死一家崩余人、  
聯并戦死スト云々）、長時御加勢、原四郎太郎、遠山左馬、  
平塚平左衛門、保高次郎、山田源左衛門尉、松本又左衛門尉、古厩平兵衛尉、  
田中武右衛門尉、信定手勢田品惣藏信久、溝口刑部少信吉、仁科源太郎、下  
條弥八、望月源次郎、曾根数馬、丸山少目、片桐主膳正、関大隅守、有立兵  
左衛門尉、下枝源六郎、箕浦平吉、松尾五郎八、岡本平太、竹内新左衛門尉  
以上

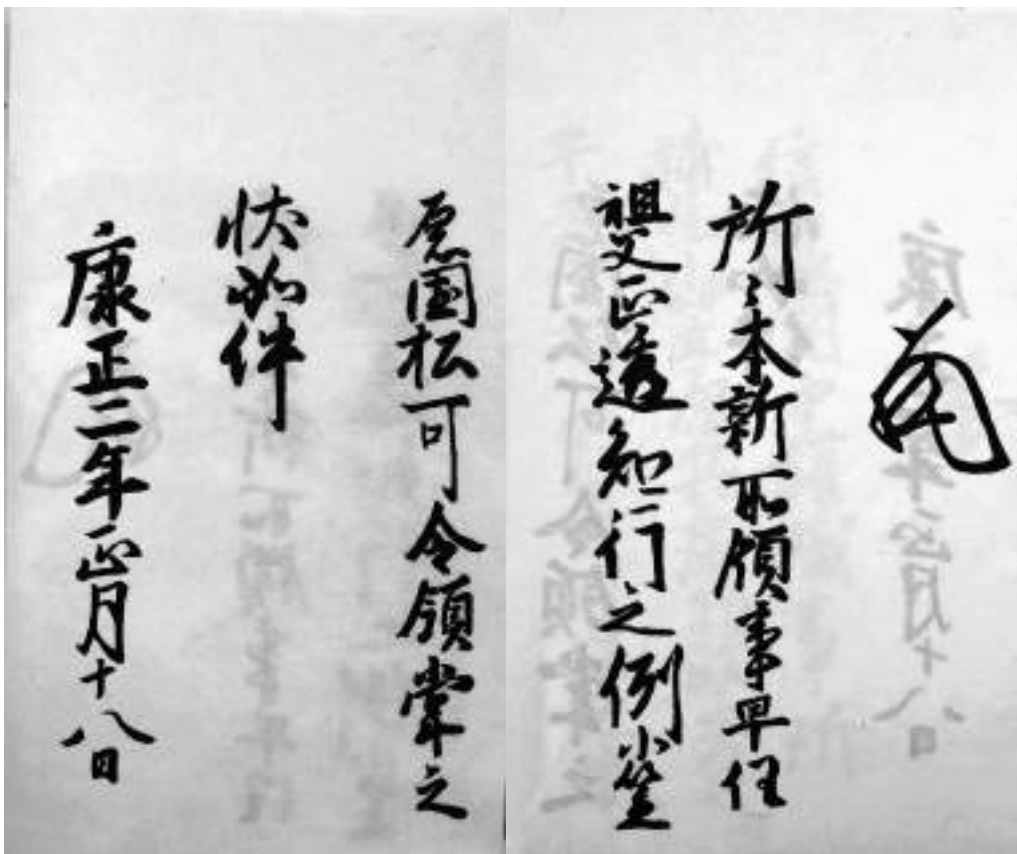
ちなみに西生寺の信定靈牌には、中心に信定の戒名、左右に永禄二二年に戦死  
した家臣らの名前が記されている。これは「長時御加勢」「信定手勢」とに分け  
て討死者の交名を記すなど、「伊那譜録」の記述と極めて類似する。靈牌には女  
性の戒名が二名記されている。一人が浄覺壽清大師、もう一人が月溪宗光大姉で  
ある。後者は不明だが、前者は信定の娘で、桂川の戦いで父とともに戦死したと  
いい、その際「首取二級」という女武者であった。<sup>6)</sup> なお、信定の嫡男長継の妻（法  
名安貞）が松尾から逃れる際に、嫡子で二歳の正休（のちの小笠原正直）を懐に抱  
いて逃れる際に、敵の追手に対して鉄炮を撃ち放ったとみえる。<sup>7)</sup> 信定に關係する  
女性が戦闘に関わる女武者であることは興味深い。

また信定と武田氏との関係も触れておきたい。武田氏と小笠原氏は守護職をめぐ  
って晴信と長時が争っていたため両者の関係は対立構造で見做されがちであ  
る。しかし、長時の弟信定は、信虎の養子たる故に諱に信字の一字を拝領してい  
ることは既に触れた。長時の叔父（貞朝の次男）憩庵（左衛門尉定政）は晴信の糾  
方師範であった。<sup>8)</sup> 平山優によれば、憩庵は天文一五年（一五四六年）五月、晴信  
の内山城（佐久市）攻めに際して、長時とともに晴信のもとを訪れたり、翌年の  
志賀城攻めでも参陣することから、憩庵が晴信と同族の府中小笠原氏をつなく使  
者や和睦勧告の交渉を委ねられていたと推論している。<sup>10)</sup> 長時の次男になる貞次（長  
友）は僧となっていたが、晴信の養子となり右馬助を称している。<sup>11)</sup> このように信  
定など府中小笠原氏と武田氏との関係は対立一辺倒ではなかったことがうかがえ  
る。

さて、巻首に続く本書の構成をみてみよう。

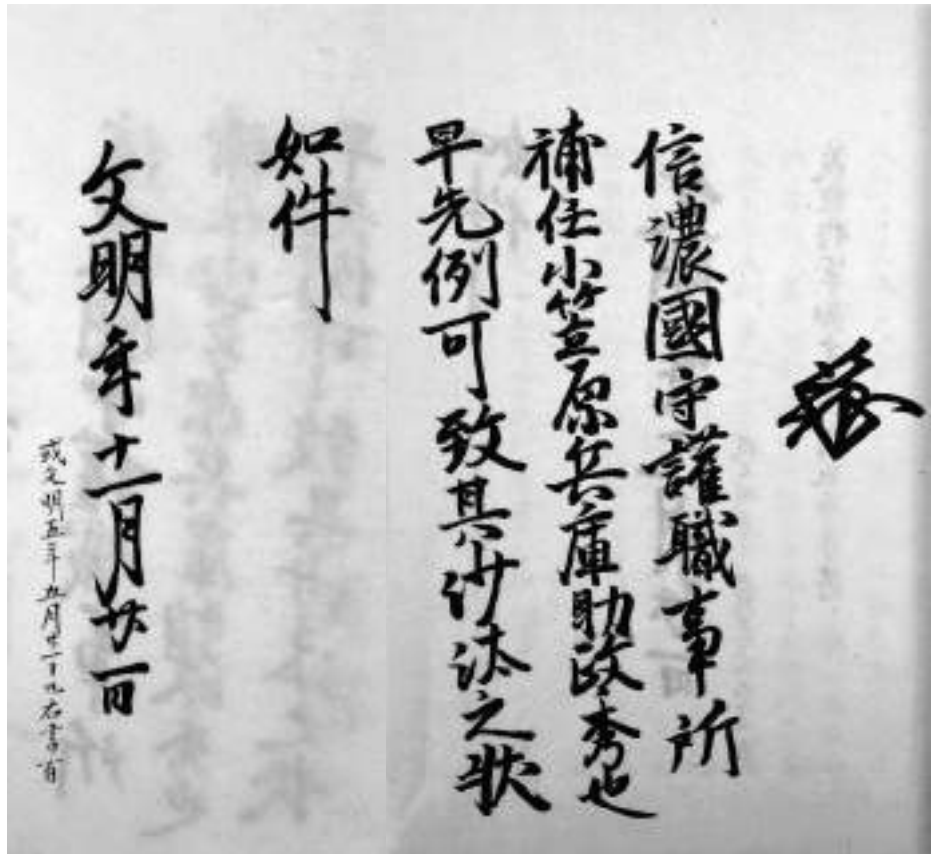
(1) 「信定評伝」

氣賀澤軍之事／史料引用（A「足利義政御内書」B「足利義政御内書」／天文七  
年葦崎合戦／天文十一年瀬沢合戦／鈴岡兩使之事／諏訪峠再合戦之事／小笠原掃  
部助信峯事／下伊那軍之事／史料引用（C「村上義清書状」／史料引用（D「某  
義近書状」／六条合戦之事／桂川合戦信定討死之事／



写真A 足利義政袖判御教書写





写真B 足利義政御判御教書写

(2) 「長継評伝」

史料引用 (E 「小笠原貞慶判物」) / 慶長三年小笠原長継花押影

(3) 「信高評伝」

史料引用 (F 「小笠原貞慶判物」・G 「足利義輝感状」) / 青柳城攻之事 / 麻績城攻之事 / 高遠城攻之事 / 小田原陣之事

以上のように、「譜録」は信定だけでなく、その嫡男長継・次男信高の系譜も記したもので、編年体ではなく、項目毎に著した紀事本末の体裁で記している。

また各人物の項目のなかに関連する史料が影写されている。花押はその形状を忠実に写した花押影である。そこで次章では、史料内容の真偽を検証しながら、歴史史料として位置づけることができるかどうかを確認したい。なお、「譜録」に引用される史料は、他の史料と区別するため便宜的にアルファベットで表記している。

二 小笠原政秀の守護補任について

史料A 「足利義政袖判御教書写」

(足利義政花押影)

所々本新所領事、早任<sup>(政康)</sup>祖父正透知行之例、小笠原国松可<sup>(政秀)</sup>令<sup>(政康)</sup>領掌<sup>(政秀)</sup>之狀如<sup>(政秀)</sup>件、  
康正二年正月十八日

松尾小笠原光康のもとで保護されていた宗康の遺児国松が、足利義政の御教書によって政康の例に任せて所領を安堵された、という文書である。なお国松は元服してのちに政秀となり、鈴岡小笠原氏の祖となった。府中・松尾・鈴岡三家の鼎立状態となった。この史料は「笠系大成附録」三「書簡并証文集」にも掲載されている。なお、花押型は武家様で、康正元年年末より長祿二年(一四五八年)まで御判御教書に用いられているものである。

続いて文明年間の義政の御教書がBである。これは未見史料である。

史料B 「足利義政御判御教書写」

(足利義政花押影)

信濃國守護職事、所<sup>(補)</sup>補<sup>(任)</sup>任小笠原兵庫助政秀<sup>(任)</sup>也、早先例可<sup>(任)</sup>致<sup>(任)</sup>其沙汰<sup>(任)</sup>之<sup>(任)</sup>狀、如<sup>(任)</sup>件、  
文明年十一月廿一日

「或<sup>(追筆)</sup>文明五年五月廿一日トモ右書有」

政秀が信濃守護に補任された文書である。宛所はないが、受益者である被任命者政秀のもとに宛てられたものとみられる。年号は文明年とあるのみで不明であ

る。「十一」と「五」のくずし字が近似することからか、追記に或いは「文明五年五月廿一日」ともすると記している。將軍自ら花押を記し、書止文言を自分自身の差出である直状であることを明示する「状如件」を含むことから、室町幕府將軍御判御教書として位置づけられる。下文・下知状から派生したものであることから原則として年号は付与されるべきものである。

なお、政秀が守護に任命されたことは、松尾小笠原家長に宛てた年未詳一月三日「足利義政御内書」によって知られていた。<sup>13</sup>以下掲げよう。  
史料三「足利義政御内書」

信濃国守護職事、補<sup>14</sup>任小笠原左京大夫政秀<sup>15</sup>、宜<sup>16</sup>得<sup>17</sup>其意<sup>18</sup>候也  
十一月三日  
(足利義政  
花押)

小笠原左衛門佐とのへ

これによれば年未詳（公家様の花押型から長禄二年以降）一月三日時点で信濃守護に政秀を宛てたので承知しておくべきことを松尾小笠原家長へ伝達している。史料三は史料Bと同じ直状形式を持つものの、書状形式であることから室町幕府將軍御内書に位置づけられる。従って年号はない。また書止文言自身も「候也」となり、宛所の書様は「とのへ」と最も薄礼である。

政秀の官途に注目すると、史料Bが兵庫助、史料三が左京大夫と異なる。官途の任官順でみると、「兵庫助」（史料B）で出されたあと、その後左京大夫となり、史料三が出されたことになる。一月二日という日付を勘案すると、文明五年一月二日付の小笠原家長宛「細川政国書状」の存在が浮き彫りになる。これによれば、松尾・鈴岡小笠原一門・被官が応仁・文明の乱で東軍方に属し、美濃国守護土岐成頼討伐に功績を挙げたこと、このとき義政の「御内書」が発給されたこと、さらに「官途事被<sup>19</sup>任候」として、官途が聴されたことが述べられている。<sup>14</sup>

さらに同年月日付で一門・被官に対する幕府奉行人奉書も出され、「兵庫助（政秀）・左衛門佐（家長）・木曾（家豊）」に同心して勲功を挙げたことに対する褒賞がおこなわれた。<sup>15</sup>なお『信濃史料』では、ここでいう「兵庫助」を家長の子定基

に比定するが、定基が兵庫助であった文書および系図類などの記録はなく、前述のように政秀が正しいことはいまでもないだろう。<sup>16</sup>この段階では、幕府側は鈴岡小笠原政秀を松尾小笠原氏に比して厚遇、もしくは上位にあると見做していた。文明五年の段階で政秀が守護となっていたとすると整合性がとれるのである。

さてここで重要なのは、細川政国が報じているように、義政から「御内書」が発給されたこと、また官途が聴されたことではなからうか。政秀の守護補任はこれに対応するものとみれば、史料Bは文明五年の足利義政御内書と位置づけられる。袖判は、足利義政の公家様花押である。上鳥有の花押編年によれば、義政は長禄二年（一四五八年）七月二五日に内大臣となり、翌八月九日に花押を公家様に改変している。<sup>17</sup>史料Bの花押は当該期の義政発給文書原本の花押と比しても、形状の相違はなく、忠実に模写した花押影と看取される。

なお、鈴岡小笠原政秀と松尾小笠原家長・定基の抗争は、このあと文明一一年以降に始まる。<sup>18</sup>小笠原氏の根本所領伊賀良莊をめぐり抗争は激化した。明応二年正月、家督を継いだ定基が政秀を松尾で謀殺し、鈴岡城にあった府中家伝来の家伝文書を奪還したのである。かくして鈴岡小笠原氏は衰亡した。松尾小笠原氏は定基の時代に勢力拡大するが、定基の死後、府中小笠原長棟によって松尾小笠原氏が制圧された。松尾家を継承し、鈴岡城主となったのが本稿での主人公松尾小笠原信定である。

### 三 村上義清と松尾小笠原信定

ここでは「譜録」にみえる各節をみていこう。

史料四 鈴岡両使之事

下伊那鈴岡信定ヨリ長時館江田品物・矢野肥前守江両度龍崎江被<sup>20</sup>遣趣ハ御馬ヲ福与之城根古屋へ被<sup>21</sup>寄、是非一軍可<sup>22</sup>仕卜被<sup>23</sup>仰候ニ、其頃下伊那衆ニ対シ深志ヨリ御憤思召事有<sup>24</sup>之、御馬ヲ不<sup>25</sup>寄候事、長時屋形御分別違、殊ニ以<sup>26</sup>信定不足ニ被<sup>27</sup>思召、扱伊那侍衆引払候へ之由ニテ人数入申候、藤沢殿城無事ニ成り晴信へ人質ヲ出シ終ニ長時御分別違ユエ、頼親浪人也、長

時林工御帰陣被<sub>レ</sub>成由申来候間、信定被<sub>レ</sub>仰者、扱長時思召ユエ能味方ヲ失候トテ氣之毒ニ思召当家モ未<sub>二</sub>成<sub>一</sub>り候ト御悔ミ成サレ候、是ハ長勘ケ由水竹五郎右衛門ガ悪シキユエ也ト後ニハ聞ヘシ、(下略)

史料四は、「譜録」に記載される地の文の一部である。晴信の福与城攻めの記述である。信定は田品(駄科)・矢野を両使として龍ヶ崎城にいる長時に援軍を要請したが、長時は派兵しなかった。田品惣藏は、もと木下といい、長棟が長時へ代替の際に信定に付置かれた一騎当千の武者であったという<sup>(19)</sup>。この間の記述は長時の家臣二木寿斎の記録にもみえるが、信定の側からみると、下伊那衆に対する憤りを長時が有していたこと、また長時・信定兄弟にとつては義弟でもある藤沢頼親が人質を出したにも関わらず、浪人せざるを得なかったこと、など信定が長時に対して批判的であった記述となっている。頼親の子箕輪権次郎が武田氏の人質となつて甲斐国へ移つたことは、「高白斎記」など武田側の史料でも確認できる<sup>(20)</sup>ことから、ベースとなる事実はある程度は一定程度の信憑性があるだろう。

史料五 下伊那軍之事

天文十六年丁未四月十二日卯之刻ニ武田晴信方ヨリ人数ヲ出シ諏訪ニ馬ヲ立ラレ深志之長時持分或ハ伊那・木曾之内植田ヲコシ堺目之領分ヲ焼、下伊那ヨリ信定出馬日々足軽之セリ合有、六月迄陣ヲ張ル、其後引入申候事伊那西方ニテ和田伯耆守十月十三日三百六十騎、信定ト戦同十五日合戦、一番田科惣藏信久・矢野肥前守百卅騎、二番溝口刑部少信吉五十騎、旗本前備関大隅守、有立兵左衛門六十騎、信定旗本百七十騎、晴近越前守百八十騎、後備片桐小八郎大夫卅八騎、抜掛討死ス、松嶋源兵衛尉忠宗敵ト成、曾根下伊那二本平瀬之地侍百廿騎、下々マテ四百七十八人討死也、人数ヲ上ル比、秋山伯耆ハ秋山新藏人光政末也、初小笠原之門葉也、天文十六年丁未二月廿一日秋山伯耆守馬場民部二頭侍大将警固ニ足軽大将小幡山城守差添え伊那エ働有リ、三ヶ所之取出洛<sup>(21)</sup>、伊那少々武田エ被<sub>レ</sub>取、郡代秋山伯耆守城代也、二月廿四日板垣駿河守信形村上方エ六十騎物見ヲ掛ル、村上内布下學岩寺カ方ヨリ含<sub>二</sub>三頭<sub>一</sub>陣構テ有、所<sub>レ</sub>掛學岩寺神採取<sub>二</sub>貳百余騎<sub>一</sub>、雑兵四千計真シツラ

ニ乗テ鎮ヲキ揃額頭印ニテ掛出ス、板垣衆六十騎ヲ五町計ニテ追付、既板垣衆討レスト見ル處ニ原美濃同心卅人連出テ、四騎討取、同心一騎、討合セテ卅二騎討取亡今六十騎モ取テ返、戦四月十二日卯刻武田晴信諏訪ニ陣ヲ取、深志方之持分伊那・木曾持之内植田ヲコシサセ、堺目領分焼払働有、六月二日マテ对阵ス、天文十六年丁未八月二日辰刻晴信出陣、同月六日信州佐久郡志賀之城攻落十一日、城主領主笠原信三郎即チ討小室エ对阵ス、更級之村上左衛門尉義清志賀之城之落チタル聞テ村上七千余之備ニテ出陣ス、信州上田原エ出八月廿四日辰之刻一戦ヲ初ル(下略)

史料五には、武田晴信が下伊那攻略に兵を出し、小笠原信定らと戦闘に及んだことが記されている。また天文一六年八月一日に佐久志賀城の攻略を記し、これに対して村上義清が上田原へ出陣したことが記されている。志賀城が一日に落城したことは「高白斎記」(甲陽日記)などでも確認できるため、この点は事実を記している。ただし、上田原の合戦は翌年二月一日のことであることから、時系列的な齟齬もある点は注意が必要である。

つづいて掲載される次の文書をみてみよう。

史料C「村上義清書状」

就者貴所其郡御移故、御味方中御城堅固之由候間、簡要存候、弥、御調當口致<sub>レ</sub>勤候者、五日以前可<sub>二</sub>申届<sub>一</sub>候、其御手合專一候、随而次郎殿之御事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>使介方<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>御心安<sub>一</sub>候、恐々謹言

七月廿日

村上

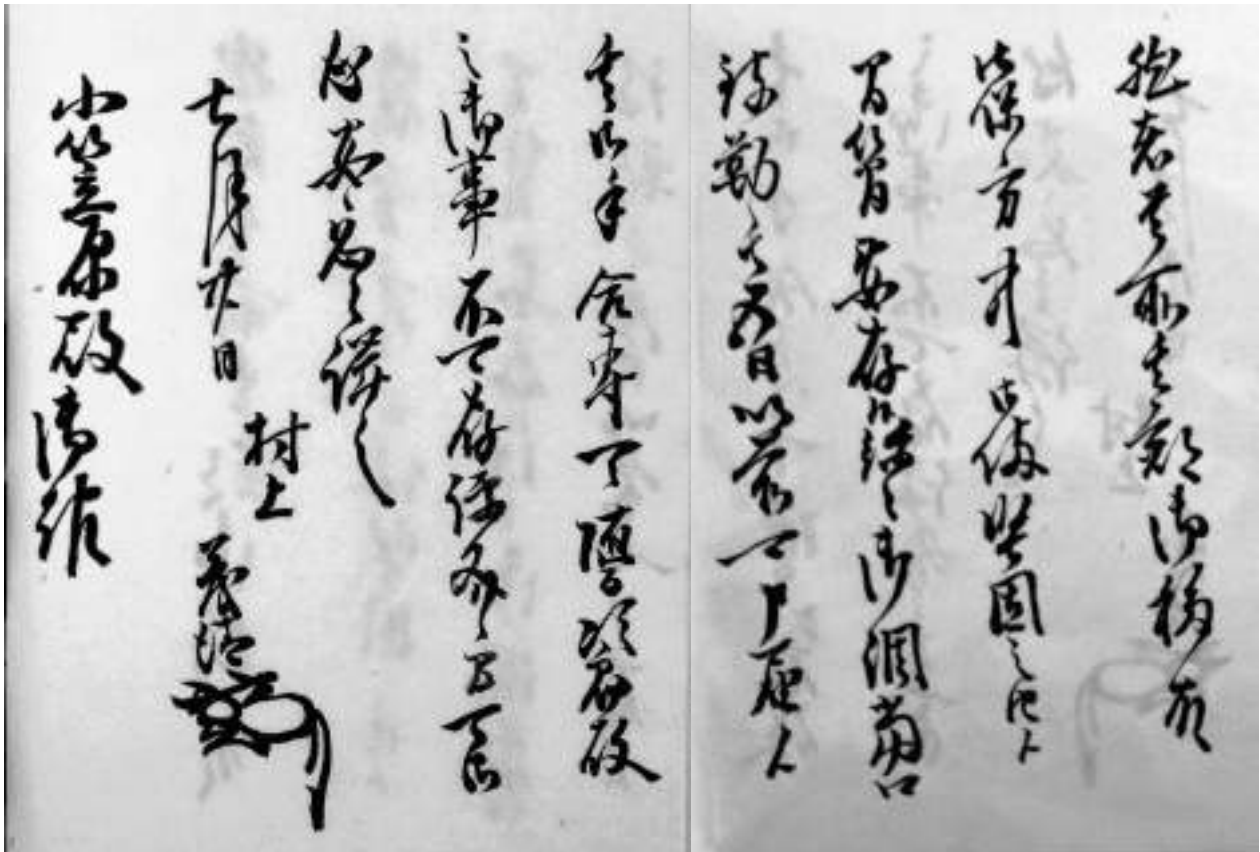
義清(花押影)

小笠原殿

御報

(読み) ついては貴所その郡へ御移り故、御味方中御城堅固の由候間、簡要存候、いよいよ御調へ、當口勤め致し候はば、五日以前申し届くべく候、それがし御手合專一候、随て次郎殿の御事使介方に存ずべからず、御心安かるべく候、恐々謹言





写真C 村上義清書状写

(大意) あなた(小笠原長時)が其郡へお移りになったため、味方の城の守りが嚴重となったことは大切なことです。いよいよ(準備が)調えられて「当口」の働きを致しましたら、五日以内にきつと私から申し届けます。御合戦が第一ですので「次郎殿」のことは、第三者に任せるつもりはないので、ご安心ください。

年未詳の村上義清書状写である。花押は、義清の残存する他の花押と比べて、線描がやや太いが、全体として義清の花押の写とみてよい。また本文も文脈的な破綻や用字の誤りはみられない。以上から、この文書を積極的に否定する材料がないことから、当面村上義清の書状写としておきたい。ただし、文書自体の時系列的な位置づけが判然としていないため、複数の指示代名詞がなにを意味するかは判断が難しい。

そこで、七月二〇日という月日と村上義清との関係を手がかりにすると、まず天文一九年七月の可能性が浮かび上がる。つまり、林城を中心とする小笠原城砦群が晴信により撃破され、長時が本拠を失ったときである。

まず「高白齋記」によれば、七月一〇日晴信は村井へ着陣し、一五日に林大城ほか深志などの五城が自落している。一九日には深志城の鉄立を駒井高白齋がおこない、晴信が入城している<sup>22</sup>。この点を小笠原方の記録でみてみよう。

史料七「二木家記」

長時公林の城を御退被<sup>レ</sup>成候て後、武田晴信公林の城を破却し、坂西か罷有深志の城を取立、普請を成、城代に馬場民部を被<sup>レ</sup>三置置<sup>一</sup>、長時公御領分の御仕置被<sup>レ</sup>成候、然共、犬甘・平瀬八城に楯籠罷有候、然処に、馬場民部計策を犬甘・平瀬へ入、互に其扱御座候て、いまた嘸不<sup>レ</sup>濟処に、村上義清長時公為<sup>二</sup>御本意<sup>一</sup>、深志へ御働のよし申来候故、犬甘・平瀬弥氣迫、嘸を不<sup>レ</sup>聞候

長時が林城を退却後も、平瀬・犬甘城では抵抗が続いていた。村上義清が長時復帰のために深志へ兵を出すことをいつてきたため、意気軒昂として馬場信春の嘸い(和議仲裁)も肯んぜずにいたという。

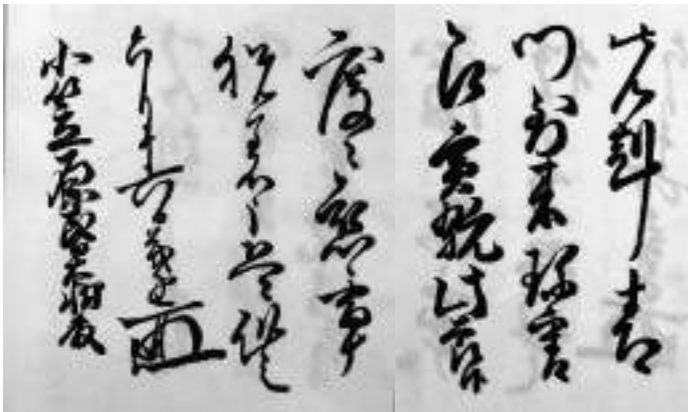


参考までに「笠系大成」の長時の評伝をみると、長時は七月十九日に林城を出たあと、平瀬城に滞留したという<sup>24)</sup>。また異説には「此時去<sup>レ</sup>林、直到<sup>二</sup>鈴岡<sup>一</sup>」<sup>24)</sup>もある。義清は林城陥落後の長時に対し「村上義清不<sup>レ</sup>忘<sup>二</sup>先祖正統<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>請<sup>二</sup>待之<sup>一</sup>、廻<sup>二</sup>本位之計策<sup>一</sup>」<sup>25)</sup>、「清野と申侍に被<sup>二</sup>仰付<sup>一</sup>、御馳走被<sup>レ</sup>申候<sup>26)</sup>」と村上重臣清野氏を通じて長時の林城へ復帰計画を廻らせていたのである。

これと平行して、この七月、長時が新將軍足利義輝への代替の祝儀を贈っている。これに対して、取り次いだ奉公衆小笠原植盛は信濃国衆への將軍の下知が必要な場合は伝えて欲しい、と返書を認めている<sup>27)</sup>。長時は武田晴信との抗争に、新將軍による仲裁を求めていたのである。そして以後情勢が変化する。九月には「高梨・坂木和談」し「於<sup>二</sup>半途対面<sup>一</sup>」となった。これまで義清と対立してきた高梨政頼が和睦し、両者の中間地点で和議を成立させたというのである<sup>28)</sup>。その後、義清は砥石城の攻防で晴信の軍を破った。翌十月、義清は長時とともに平瀬城から出立し義清は塔之原へ、長時は氷室へ陣取り長時の府中復帰計画を本格的に始動させる。天文一九年七月までに武田方に転属した長時旧臣塩尻・西牧・坂西等の国衆らも、この時点で残らず長時に再帰属した<sup>30)</sup>。

史料Dは小笠原信定から青門(真桑瓜)を贈答された某義近在信定へ出した札状写である。「譜録」では「義近將軍御状之写」とあるが、その実名・花押とも不明であることから、今後、傍証史料が見いだされるまでは未勘文書の位置づけとしたい。

史料D 未勘文書「某義近書状」  
先刻は青門到来珍重候、被<sup>二</sup>賞翫



写真D 某義近書状写

此節候、度々懇之事祝着候、恐々謹言  
六月十六日義近(花押)  
小笠原民部大輔殿

そのあと、永禄二二年(一五六九年)の六条合戦・桂川合戦についての記述が記される。「笠系大成」の記述よりも詳細なものである。

信定は足利義昭を三好三人衆らとともに攻撃した本圀寺の戦いに兄長時らとともに参戦したが、桂川で四九歳で戦死していることが知られる。

#### 四 小笠原長継について

信定の嫡男孫左近長継に宛てた文書も掲載されている。

史料E 「小笠原貞慶判物写」

塔原於<sup>二</sup>蔵入<sup>一</sup>一定納万疋之所出置候、直奉公之者共、何其<sup>レ</sup>方<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>寄子<sup>一</sup>、以此旨、諸軍役無<sup>二</sup>如在<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>勤者也、仍如<sup>レ</sup>件、

天正十一  
未<sup>癸</sup>

七月廿日 貞慶(花押影)

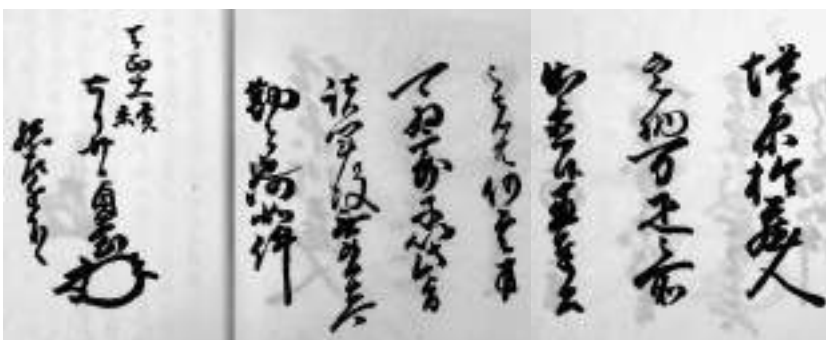
孫左近殿

史料F 「小笠原貞慶判物写」

急候間、先々早々申候、高名之者共、  
ほうびせしめ可<sup>レ</sup>申候、此由御心得  
專一候、已上

昨日之仕合誠<sup>二</sup>無<sup>一</sup>比類<sup>一</sup>候、殊小山佐渡被<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>精段是又不<sup>レ</sup>及<sup>二</sup>是非<sup>一</sup>候、吉事追々注進待入候、恐々謹言、

正月廿九日 貞慶(花押影)



写真E 小笠原貞慶判物写

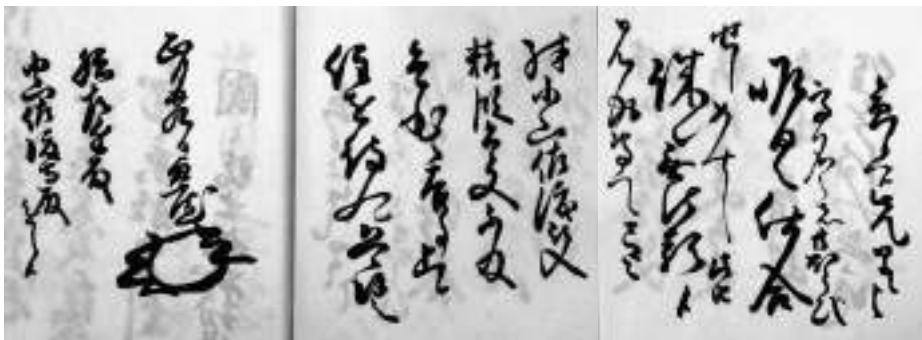
孫左近殿  
小山佐渡守殿

進之候

史料E・Fとも貞慶の花押編年によれば第3期花押で一致する<sup>31</sup>。「信濃史料」に掲載されているFは「笠系大成付録」から採録しているため、花押は影写されていない。この点では「譜録」のほうがより史料に忠実といえる。Eも「信濃史料」に掲載されている。出典は「譜録」としているが、翻刻に一字脱がある(一方)。

小笠原長継は、信定の嫡男で母は草間肥前守時信娘である。官途は山城守で貞慶・秀政に仕えたという<sup>32</sup>。「犬甘家記」によると長継は小笠原式部少輔頼貞入道簡斎に養われたという。また「犬甘古老夜話」では、長継の妻が松尾から逃れるときに子の政直(正休)を懐に抱いて逃げたエピソードを残している<sup>33</sup>。

また、信定次男は信高で、天文二四年に長尾景虎に属した長時の嫡子長隆とともに越中国外山において戦死している。信定三男は、「笠系大成」では実名不詳であるが、「譜録」では舍人佐入道で長満とし、小笠原撰津守の養子となり天正一二年に松本城内にて父子共々貞慶によって謀殺されたと記す。同四男は「笠系大成」では記載されないが、「譜録」では信貴とする。信貴は信濃国では中塔城主で、長時の養子となり、天正一一年に会津塩山旅館で戦死すると伝えるが、傍証史料はない。五男は信兼で、「譜録」と「笠系大成」は一致する。



写真F 小笠原貞慶判物写

史料Eは、天正一一年七月に、長継に対して筑摩郡塔原の蔵入万正の地を知行させる旨を伝えたものである。この年二月一三日には、古厩氏のほか塔原の会田塔原氏が松本城へ誘引され貞慶に謀殺される事件が起こっている。塔原は恐らくこの後に蔵入地すなわち直轄地になったことがうかがえる。さらに貞慶に直奉公する塔原の土豪層も長継に与え、軍役を賦課する対象としての寄子とせよ、と命じているのである。

史料Fは、長継と信定娘婿である小山佐渡守の合戦における戦功を賞したものである。小山佐渡守は、信定の娘を妻とし、天正一二年四月、大日方・岩波とともに貞慶の使者としてみえる<sup>35</sup>。また同年一〇月には五〇騎で麻績城攻めに、一二月には高遠城保科氏攻めに長継とともに加わったと「譜録」に記す。「笠系大成」七に天正一二年或時、小山大日方等が五〇騎で敵を斥けたとするのは一連のことを指すのだろう。その後天正一八年小田原城攻めに長継も参加し、北条氏直の配下岩槻城主北条氏房と纏合わせの合戦をしたと記す。

続いて史料Gをみよう。

史料G「足利義晴御内書写」

就「京都念劇」国々諸士抽「戦功」候、於「其国」申合致「忠節」候者、可レ為「神妙」候也

二月廿七日

(花押影)

小笠原との

「譜録」では「義輝將軍御状之字」とあるが、花押影からみると足利義輝ではなく、むしろ兄足利義晴の花押(武家様)に近似する<sup>36</sup>。

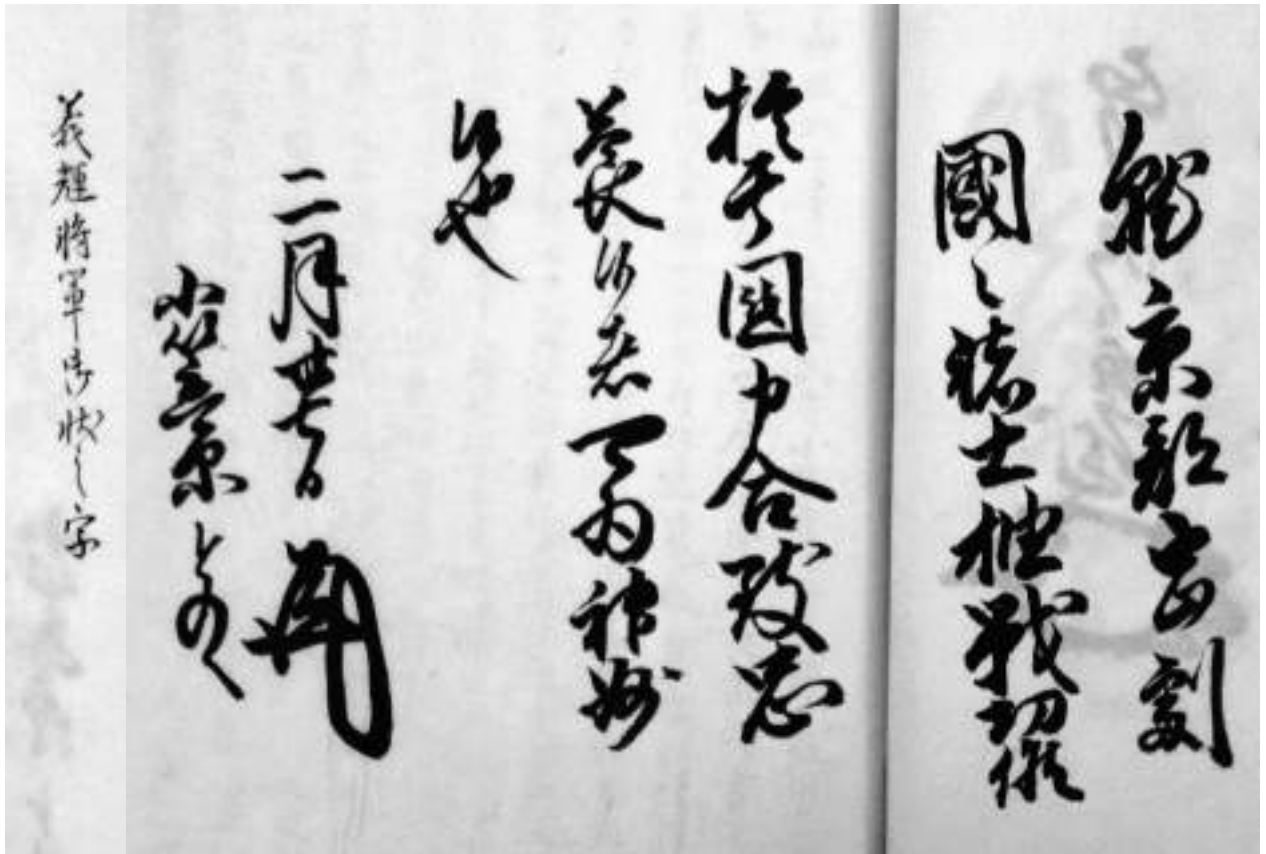
京都における「念劇」について国々諸士が戦功をあげた、そちらの国においても、申し合わせて忠節を尽くしてくれば、神妙です、と述べる。

関係すると思われる史料として次の文書がみいだせる。

史料八「足利義晴御内書案」<sup>37</sup>

伊勢守調申之

今度京都不慮之儀無二是非一次第候、此時節別而令「馳走」可レ抽「軍功」事肝



写真G 足利義晴御内書写

要候、猶貞忠可申候也、

二月廿一日

朝倉弾正左衛門とのへ

史料九「足利義晴御内書案」<sup>(38)</sup>

就今度念劇「早々令上洛」之條、尤神妙候、只今者先致下国「時宜入洛之御則馳参者、弥可為忠節」候也、

三月五日

佐脇参河守とのへ

史料一〇「足利義晴御内書案」<sup>(39)</sup>

鳥子二小文

就京都念劇「到江州」被取退「十萬疋到来候、尤神妙喜入候、猶尹賢可申候也、

三月十五日

畠山左衛門佐とのへ

史料八にみえる京都での不慮の儀とは、義晴が京都から追われ、近江国朽木に逃れたことを指すとみられる。すなわち大永七年の事件である。猶表記により、將軍の内意を政所執事伊勢貞忠が申し述べる、といった御内書の案文である。いっぽう「譜録」にある念劇は、「いざいざ」などによる世の騒ぎ。匆忙」（『日本国語大辞典』）という意味で、広範囲な争乱であることがうかがえる。

なお、「東寺百合文書」にある「一昼夜不断光明真言時結番帳」の端裏書には、「光明講臨時廻章 故祐阿 享禄元閏九 十八 大永七丁亥冬季分 依三世上忽劇「延引」とあり、享禄元年に真言読誦の光明講が開かれ、声明終了と同時に参勤するよう求めている。これによれば、前年（大永七年）に行うはずだった冬季分の声明が「世上忽劇」により延期された、と記されている。<sup>(41)</sup>「附録」にみえる「京都念劇」は大永七年のこの「世上忽劇」のことを指していると思われる。史料九は三河国を本拠とする佐脇氏に宛てたもので、この度の念劇で上洛したことを褒賞し、下国後、時宜を調え入京する際には忠節を尽くすようにと命じている。史



料一〇も御内書案であるが、形状が鳥ノ子紙で切紙であったことがうかがえる。史料Gは豎帳に写されているが、切紙の形態で写し取られている。中村直勝によれば、御内書の形状の特色として「雁皮紙（鳥の子紙）であり、切紙が多いこと」を挙げているから、「譜録」に所載された史料Gは切紙の御内書の形状を写し取ったものといえる。また、史料Gも含め、足利義晴京都退去の政争に関わる御内書案の書止文言はいずれも「候也」であり、直状形式を取っている点も、「譜録」とそのほかの御内書との形式的な違和感はない。

以上から、史料Gは史実として裏付けられる文書と考えられよう。

### おわりに

以上、これまで注目されてこなかった「譜録」について、その構成等の書誌を明らかにした。これによれば、松尾小笠原氏を継いだ小笠原信定を中心にその嫡子長継らの一族の事績をまとめたものであることから、小倉藩に移った長継の系統の史料をもとに編纂されたものとみられる。編纂時期およびその契機は、おそらく「笠系大成」の時期に前後するものだろう。またそこに引載された文書をも、信定およびその関係者が受領したものであることから、それらが信定の系統に伝来した文書と一応はみることができよう。

いっぽう、室町時代後期の文書のうち、小笠原政秀に宛てられたとみられる文書は鈴岡小笠原氏に伝来したものとみられ、また様式・政治情勢などの内容・花押影ともに問題ないものといえる。また、滅亡した鈴岡小笠原政秀の文書のみを、近世後期に敢えて小倉小笠原氏が造作する必然性はないだろう。鈴岡小笠原氏のあとを継承した松尾小笠原定基のあと、府中小笠原長棟が松尾城を奪い「政秀所ニ伝来」之当重代之書籍家宝之名剣及器物等」を手にし、松尾城を民部太輔信定に授けている。こうした経緯で鈴岡・松尾家に伝来した文書の一部を信定が継承した可能性もあるだろう。小笠原家の家史編纂については、『福岡県史』において詳述されるが、入部以前の信濃国に關係する史料についての整合については十全ではない。本書に掲載された史料原本を含めて文書群の出現が待たれるところである。

ろである。

謝辞 資料調査及び写真掲載の便を図っていただいた北九州市いのちのたび博物館及び学芸員守友隆氏には深甚の謝意を表します（令和六年一月六日成稿）。  
付記 本稿脱稿後、『信州伊奈春近五人衆と井月』一号（二〇二四年一月二四日）が刊行された。ここに花岡康隆「小笠原信定」が掲載されている。併せて参照されたい。

### 注

- 1 村石正行「小笠原貞政・秀政発給文書の基礎的考察」（長野県立歴史館研究紀要）二五、二〇一九年。
- 2 徳川義宣「唐津小笠原家宮内省呈請中の文書について」（新修徳川家康文書の研究）徳川黎明会、一九八三年、六一三～六一四頁。
- 3 矢部健太郎「旧唐津藩小笠原家伝来中世文書の紹介」（風義人先生古稀記念論集刊行委員会編『文化史史料考証』アーツアンドクラフツ、二〇一四年）。
- 4 『新編信濃史料叢書』一二、解題。以下『新叢書』と略記。
- 5 福嶋紀子「廣澤寺伝来『小笠原流弓馬故実書』と廣澤寺所蔵文書」（福嶋紀子・藤巻志津・後藤芳孝編『廣澤寺伝来小笠原流弓馬故実書』岩田書院、二〇一六年）。
- 6 『笠系大成』六『新叢書』一二、一五九頁。
- 7 「古老夜話」（長野県立歴史館寄託史料。『新叢書』一二、二五六頁）。長継は慶長九年（一六〇四年）に五七歳で没している（『笠系大成』六『新叢書』一二、一五八頁）から、天文一八・九年ごろのエピソードだろう。
- 8 『笠系大成』六『新叢書』一二、一四二頁。
- 9 「甲陽日記」『新叢書』八、三七頁。
- 10 平山優「ドキュメント川中島の戦い」上、学研M文庫、二〇〇二年、二三三～二三五頁。
- 11 『笠系大成』六『新叢書』一二、一六一頁。
- 12 「信濃史料」八、三六〇頁。以下『信史』〇と表記。
- 13 「勝山小笠原文書」（『信史』九、一一一～一二二頁）。



- 14 「勝山小笠原文書『信史』九、一〇七頁。
- 15 「勝山小笠原文書『信史』九、一〇八頁。
- 16 花岡康隆「小笠原政秀」(平山優・花岡康隆編『戦国武将列伝』四、甲信編、戎光祥出版、二〇二四年)。
- 17 『中世花押の謎を解く 足利將軍家とその花押』山川出版社、二〇〇四年、二五七・八頁。
- 18 以下の記述は後藤芳孝「小笠原氏の内訌をめぐって」(『松本市史研究』五、一九九五年)が詳しい。またこの間の研究を花岡康隆が丁寧に整理している(総論「信濃小笠原氏研究の軌跡と成果」『中世関東武士の研究第一八巻 信濃小笠原氏』戎光祥出版、二〇一六年)。
- 19 「増補二本家記」『新叢書』八、七二頁。
- 20 「高白斎記」天文一四年六月一〇日条(『新叢書』八、三六頁)。
- 21 村石正行「村上義清最晩年の花押と法名―村上入道無徹書状の紹介―」(『信濃』七五―八、二〇二三年)において、現存する村上義清の花押を集成している。現段階での筆者の義清論はこの論考および村石「川中島合戦」と室町幕府(福原圭一・前嶋敏編『上杉謙信』高志書院、二〇一七年)、同「室町幕府同名氏族論」(『信濃』六八―一二、二〇一六年)による。また村石「検証 川中島の戦い」(吉川弘文館、二〇二四年)においては、これらを踏まえて義清の動向を総合的に叙述している。
- 22 「高白斎記」天文一九年七月条(『新叢書』八、四一頁)。
- 23 「笠系大成」六(『新叢書』一一、一五〇頁)。
- 24 同右。
- 25 「小笠原系図」天文一九年七月条(『信史』一一、四六九頁)。
- 26 「増補二本家記」(『新叢書』八、七四頁)。
- 27 「笠系大成付録」『信史』一一、四六六頁。
- 28 「高白斎記」天文一九年九月二三日条(『新叢書』八、四一頁)。
- 29 「高白斎記」天文一九年一〇月二二日条(『新叢書』八、四二頁)。
- 30 同右。
- 31 村石正行「小笠原貞慶発給文書の基礎的考察」(『信濃』六七―一二、二〇一五年)。
- 32 長継は慶長九年に飯田で五七歳で没している(『笠系大成』六、『新叢書』一一、一五八頁)。
- 33 「犬甘古老夜話」『新叢書』一一、二五六頁。『新編信濃史料叢書』で底本とされた庄氏本は現在県立歴史館に寄託されている。
- 34 「笠系大成」六、『新叢書』一一、一五八頁。
- 35 「笠系大成」七、『新叢書』一一、一七三頁。
- 36 大永元年から享祿三年までこの花押を使用している(注17『上島前掲書』二八三・二八四頁)。
- 37 「室町家御内書案下」(『改訂史籍集覧』二七、六七〇頁)。
- 38 「室町家御内書案下」(『改訂史籍集覧』二七、六七〇・六七二頁)。
- 39 「室町家御内書案下」(『改訂史籍集覧』二七、六七二頁)。
- 40 内談衆による將軍側近政治の進展と文書様式の変化については羽田聡「足利義晴期御内書の考察―発給手続と「猶」表記―」(『年報三田中世史研究』三、一九九六年)。
- 41 「東寺百合文書」う函八七。
- 42 中村直勝『日本古文書学上』角川書店、一九七一年、六五七頁。
- 43 「笠系大成」五(『新叢書』一一、一四二頁)。

## 寛永期の制度改革と飯田藩脇坂安元 —諸国巡見使・寛永国絵図・交代寄合伊那衆—

村石 正行

### はじめに

戦後の近世史研究で足跡を残した佐々木潤之介は、幕藩制国家の成立・変容を四時代に区分し、その時代的特徴を論じ大きな影響を与えた。これによれば、第一期の成立期を太閤検地から寛永中期までに規定し、確立期の第二期を鎖国の完成から享保の改革までを想定している。さらに、幕藩制国家が確立する第二期へ移行せしめた社会的背景には、寛永期の「荒廃」があったとみる<sup>①</sup>。

北島正元はこれを「寛永末年の構造的危機を、將軍を先頭に個別領主を総動員した挙国的体制によって乗りこえる体制」の確立とみた。北島は農民支配体制だけでなく、この時期は「公儀」権力の実質的な確立のための集権的諸コースも並行して進行する時期とし、①「役方」優位の官僚制、②流通機構における幕藩制的全国市場の成立、③鎖国制、を画期の重要論点としてあげている。家光期ではいずれも將軍権力の集中・強化が促進されている寛永一〇年代に断行されているのである。

第一期から二期への移行期、すなわち寛永期の諸問題を、父秀忠が没した寛永九年以降の三代將軍家光政権の観点で捉えた藤野保は、老中・若年寄の制度化、三奉行などの官僚機構の整備、地方支配機構の整備、幕閣の関東周辺への配置、などがおこなわれたとした。現在、「寛永期」という場合、とくに家光政権前半を指すことが多いのは、こうした制度改革の只中で、佐々木という確立期幕藩体制の画期として家光政権期が重なるからである。その意味で画期として家光期をとらえる研究視点は、寛永期の家綱期ともどもいまなお重要な位置づけである<sup>②</sup>。

県立歴史館では、開館以来、県外流出文書の収集に務めている。本稿では令和三年度に京都古書店より購入した寛永一〇年正月二〇日「脇坂安元条書」(以下「脇坂条書」と略記。全文及び写真は口絵参照のこと)を紹介することを目的とする。三条の条書は、安元が国元に与えた指令書であるが、内容が寛永期における諸制度改革に関係するものであり、その紹介は地域史のみならず国制史に関わる諸問題として重要と思われるので、煩雑ではあるが逐条毎に内容を整理してみたいと思う。

### 一 脇坂安元について—飯田藩脇坂家の初代—

#### (1) 安元の経歴

『寛政重修諸家譜』によれば、脇坂安元は天正一二年(一五八四年)三月四日、山城国に脇坂安治の第二子として生まれた。慶長三年(一五九八年)徳川家康に謁し、同五年正月、従五位下淡路守に叙任される。関ヶ原の戦いで父安治とともに東軍に反転した。同六年、徳川秀忠に仕え、同一九年大坂冬の陣には、秀忠の命により藤堂高虎に属して、生玉辺に出陣した。翌元和元年(一六一五年)の大坂夏の陣にも参陣し、天王寺辺で戦闘に加わった。伊予国大洲城主となり、元和三年に小笠原忠政のあとを受け、飯田城主に転じ、同国伊那郡に五万石、上総国一の宮に五千石を領した。寛永三年九月一二日から駿府城を守った。文人としても知られ、その蔵書は八雲軒本として今日に伝わる。承応二年(一六五三年)二月三日、飯田にて没した。七〇歳。飯田の長久寺に葬り、のち父安治と同じく

京都市右京区花園妙心寺町の妙心寺隣華院に移葬された。文人八雲軒としても知られ数々の蔵書を有していた。<sup>6)</sup>

## (2) 文書様式

「脇坂条書」は二紙の継紙で成る。文頭に「急度申遣候」と記し、書止文言が「可申候」という直状形式である。書状ではなく、三カ条の箇条書きとなっていることから「条書」の位置づけの文書である。

第一条では、幽閉された徳川忠長の家臣の扱いについて指示をしている。

第二条では国廻衆(巡検使)の派遣に際して安元が三家臣に指示を出している。

文中に「伊奈郡之絵図」の記述があり、その下書を入念に作成するように厳命している。

第三条は、旗本座光寺氏と脇坂氏が領内の用水分水について指示を出している条文である。旗本座光寺氏の要求を同じく旗本の伊豆木小笠原氏、知久氏と談合したことがわかるが、脇坂側は結果については絵図面を基に確認するように命じている。

なお「端裏書」には、「寛永西ノ二月 出原ノ儀此内ニ有之」とある。寛永一〇年(一六三三年)正月二〇日に出された文書内容抄出に、水論となった出原村をめぐる記述が記されていると記している。端裏書は、「差出人が書いたものではなく、文書の機能が終わったあと、受取人が覚書などの目的で書いたもの」「文書の受取人が、受け取ったとき、その日付と内容を略記するもの」<sup>7)</sup>であるとすれば、受給者の一人である下津屋金左衛門景信が受け取り記述したものとみられる。次章では「脇坂条書」の逐条毎に内容を検討してみたい。

## 二 徳川忠長の改易と飯田藩「預」

### ― 第一条の論点 ―

「脇坂条書」第一条では、徳川忠長の改易と飯田藩との関わりを記している(傍線筆者)。

一 甲斐之大納言様御内衆、天野藤兵衛・松崎善右衛門右両人妻子共ニ公儀令御預ケ被<sub>レ</sub>成候而、頓而其元へ指越候条、天野藤兵へハ弥五郎家ニ置可<sub>レ</sub>申候、松崎善右衛門ハ山崎半左衛門家ニ置可<sub>レ</sub>申候、家そこね候ハん間、屋根、屏などをよくつくるひ有時、衆申候様ニ相談可<sub>レ</sub>仕候、何も御譜代衆ニて親類ひろき人ニ候間、左様ニ心得馳走可<sub>レ</sub>仕候、知行高ハ藤兵へハ三百石、善右衛門ハ五百石、大納言様被<sub>レ</sub>遣候由ニ候、直ニはいり候事ハ成間敷候間、町屋ニ置候て其内ニ家共々作事をもさせ、能様ニ仕候てはいり被<sub>レ</sub>申候様ニ可<sub>レ</sub>仕候、先当座之薪・味噌など遣し候様ニ用意仕置、早々申入候、箕輪<sub>ハ</sub>伝馬、人足渡し致<sub>ニ</sub>馳走<sub>一</sub>候へと木工助・兵右衛門方へ可<sub>ニ</sub>申渡<sub>一</sub>候、

甲斐大納言は徳川秀忠の次男で、家光の弟忠長について記している。忠長については小池進が評伝を記しており、<sup>8)</sup>詳細はこれに譲るが、ここでは行論の都合上、関係する事項について簡単に触れておきたい。忠長は従二位大納言で、所領が主に駿河国・甲斐国及び信濃国小諸藩あわせて五五万石であったことから、通称を駿河大納言または甲斐大納言といった。兄家光と対立し、父秀忠の死後の寛永九年一〇月領国を没収して改易処分となった。幽閉された上野国「高崎城」(群馬県高崎市)で二月六日に切腹を命じられた。

本文にみえる天野藤兵衛・松崎善右衛門はともに忠長の譜代の直臣である。両名が妻子ともに飯田へ預かりになる、天野は弥五郎家、松崎は山崎半右衛門の家に預けられることになった、家が毀損してしまっているということで屋根や塀を見栄え良く修繕する場合には、相談して修繕せよと伝えている。これは、天野・松崎両名ともに忠長の譜代衆であるので、親類の家が栄えている、そのことをしかと心得て両名に対して奔走しなさい、と命じているから、これに見合った預かり先に修繕せよということであろう。

箕輪は飯田藩の飛び地で約一万石(二三ヶ村)で、木下(上伊那郡箕輪町)に陣屋を置き代官支配を行った。このときの代官は加集盛親で、寛永一四年まで在職したことが知られている。<sup>9)</sup>

忠長家臣が「預」けられている点について触れよう。「預」は江戸時代の刑罰

表1 徳川忠長家臣の改易

ID	石高	役職	氏名	寛永9年冬	その後	処分内容	召返	地方給付
1	37,000	御家老	朝倉筑後守宣正	本多中務大輔に預	寛永14年没	預		
2	35,000	御家老	鳥井土佐守成行	松平長門守に預	寛永14年没	預		
3	15,000		三枝伊豆守守昌	内藤豊前守に預	寛永13年恩免 1万石拝領	預	寛永13年	
4	10,000		興津河内守直正	諱	奥州津軽	諱		
5	10,000		屋代越中守忠正	牧野飛騨守に預	寛永15年2月8日恩免 房州で1万石拝領	預	寛永15年	
6	3,000	御用人	内藤仁兵衛正吉	預	恩免 万治2年没	預		
7	3,000	御用人	大久保将監忠尚	預	息源五兵衛が浅野内匠頭に仕官	預		
8	3,000	御用人	戸田半平	預	未考	預		
9	6,000	大番頭	渡邊監物忠	大関土佐守に預	承応2年6月24日大関家に土地拝領	預		承応2年
10	3,000	大番頭	松平老叡守正朝	水谷伊勢守に預	常陸国下館	預	寛永12年	
11	2,000	大番頭	松平志摩守重成	西尾丹後守に預	常陸国土浦	預	寛永12年	
12	3,084		日向半兵衛正久	蟄居	寛永11年召出 本知拝領	蟄居	寛永11年	
13	2,000		依田後守信政	蟄居	寛永11年召出 本知拝領	蟄居	寛永11年	
14	2,000	惣御代官	村上三右衛門吉正	蟄居	寛永12年恩免	蟄居	寛永12年	
15	3,000	寺社奉行	榊原大内蔵	預	恩免前に死去	預		
16	2,000	寺社奉行	野田半頭	預	恩免前に死去	預		
17	3,000		有馬加賀守頼次	蟄居	筑後国久留米	蟄居	寛永13年	
18	2,000		松平因幡守忠久	諱	寛文7年7月20日恩免 江戸へ帰参 長男主水に500俵	諱	寛文7年	
19	2,000	花畑番頭	矢部八左衛門	諱	上野国高崎	諱		
20	不知	花畑番頭	永井主膳		上野国高崎	忠長逝去後配せらる		
21	1,200	花畑番頭	椿井権之助正次		上野国高崎	逝去後稲葉丹後守に預、常陸国柿岡に配流、寛永14年恩免		寛永14年
22	800	花畑番頭	太田膳右衛門盛信	稲葉丹後守に預	常陸国柿岡	寛永14年恩免 桜田御殿に仕える	預	寛永14年
23	1,000	御小性御鷹頭	加藤新太郎		上野国高崎	忠長逝去後預 配所で没		
24	500	御鷹頭	長田十大夫重政	永井信濃守に預		寛永13年召出、本知拝領	預	寛永13年
25	1,000		山田清大夫重次	蟄居		本知拝領	蟄居	
26	400	駿府町奉行	門奈助左衛門宗勝	蟄居		恩免を蒙る	蟄居	
27	800	駿府町奉行	野辺六左衛門当朝	所知を没収		追逐	没収	
28	700	駿府町奉行	夏目源左衛門	所知を没収		追逐	没収	
29	1,000	御馬頭	荒木十左衛門元政	松平出羽守に預	信濃国川中島	恩免 本知拝領	預	
30	1,000	御小性	諏訪左門頼長	蟄居	信濃国高嶋	寛永13年12月召出 年俸1000俵	蟄居	寛永13年
31	不知		嶋志摩守	没収			没収	
32	不知		岡嶋内膳	蟄居 預			蟄居 預	
33	不知		松野主馬	蟄居 預			蟄居 預	
34	不知	目付	小栗頼母	蟄居 預			蟄居 預	
35	1,000	目付	大井新右衛門	蟄居		恩免 本知拝領	蟄居	
36	500	目付	河野庄右衛門照盛	松平石見守に預	播磨国佐用	寛永13年恩免	預	寛永13年
37	不知	書院番	河野庄右衛門通良	蟄居		寛永13年恩免 本知500石拝領 大番に加わる	蟄居	寛永13年
38	400	目付	森川助右衛門長俊	片桐出雲守に預		寛永14年恩免 御小性組 本知拝領	預	寛永14年
39	400	目付	宮城平右衛門正業	松平右近太夫に預	播磨国赤穂	寛永11年死去	預	寛永11年
40	不知	書院番	宮城五郎右衛門政次	蟄居		寛永13年恩免 父の本知を拝領 御小性組	蟄居	寛永13年
41	700		高木弥右衛門	蟄居		寛永11年恩免 本知拝領	蟄居	寛永11年
42	700		平岩七之助	預		恩免 水戸家に仕官	預	
43	700		鈴木志之助重利	蟄居 預		寛永10年10月俵40人扶持拝領 同16年死去	蟄居 預	寛永10年
44	無足		鈴木八郎右衛門			父死去後寛永16年恩免、寛永20年12月甲州にて200石拝領	預	寛永16年 寛永20年
45	不知		松平新助義勝	蟄居・追逐		未考	蟄居 追逐	
46	200	書院番	松平作左衛門勝吉	蟄居・追逐		未考	蟄居 追逐	
47	不知		平林勘次郎	蟄居・追逐		未考	蟄居 追逐	
48	不知		本多三右衛門	蟄居・追逐		未考	蟄居 追逐	
49	不知		大岡求馬助	蟄居・追逐		未考	蟄居 追逐	
50	700	書院番	平尾伊織	蟄居		恩免 八王子で死去 遺子依田左近本知拝領	蟄居	
51	650	大番	花村三郎兵衛正吉	蟄居 預		寛永11年死去 子孫神田御殿に仕官	蟄居 預	
52	600		伊東右馬允政勝	松平土佐守に預	土佐国	寛永13年恩免本知拝領	預	寛永13年 寛永13年
53	273		広沢五左衛門	水野日向守に預		正保5年死去	預	正保5年死去
54	500	納戸頭	松崎権右衛門吉久	蟄居 預		寛永13年恩免 寛永15年本知500石拝領	蟄居 預	寛永13年 寛永15年
55	500	納戸頭	松崎権左衛門吉次	蟄居		寛永13年恩免 寛永15年御小性に列し本知拝領	蟄居	寛永13年 寛永15年
56	200	書院番	松崎四平吉雅	大久保出羽守に預	武蔵国騎西	配所で死す	預	
57	500		筒井七郎左衛門	蟄居 預		寛永11年12月本知拝領 大御番	蟄居 預	寛永11年 寛永11年
58	500	使役	本多四郎左衛門貞吉	蟄居		寛永11年恩免 本知拝領 大御番	蟄居	寛永11年 寛永11年
59	400	目付	牛込三右衛門俊重	蟄居		寛永11年12月本知拝領 小性組	蟄居	寛永11年 寛永11年
60	400	使役	森川善太夫	蟄居		寛永11年本知拝領	蟄居	寛永11年 寛永11年
61	350		櫻井八右衛門正松	蟄居		寛永11年本知拝領	蟄居	寛永11年 寛永11年
62	200	目付	逸見市之丞義長	蟄居		寛永11年12月本知拝領	蟄居	寛永11年 寛永11年
63	600	小性	佐野半左衛門政一	蟄居		寛永13年本知拝領 御小性組	蟄居	寛永13年 寛永13年
64	300	小性	土岐縫殿助頼泰	蟄居		寛永13年本知拝領 書院番	蟄居	寛永13年 寛永13年
65	200	小性	黒田六兵衛由政	蟄居		寛永11年12月本知拝領 大御番	蟄居	寛永11年 寛永11年
66	500	小性	三枝平右衛門守光	蟄居		寛永13年本知拝領 大御番	蟄居	寛永13年 寛永13年
67	200	小性	三枝喜内守次	蟄居		恩免 程なく死去	蟄居	
68	200	小性	三枝七内守重	放逐		采邑賜わらず死去	放逐	
69	500		三枝平六郎守知	蟄居		恩免 400石拝領	蟄居	程なく 程なく
70	500	小性	水野内記勝信	蟄居		恩免を蒙る 水野日向守に仕官	蟄居	
71	250	小性	富田与右衛門兼久	蟄居		恩免を蒙り寛永20年本治は医療 大番	蟄居	寛永20年 寛永20年
72	200	小性	秩父彦兵衛重吉	蟄居		月俸賜る 寛永11年本知拝領	蟄居	寛永11年 寛永11年
73	500	書院番	稲葉内記正利	蟄居		恩免を蒙り細川越中守に仕官	蟄居	
74	400	北九留守居	小林左次兵衛重勝	井上河内守に預	遠江国浜松	寛永13年9月17日恩免 本知拝領	預	寛永13年 寛永13年
75	300	留守居	櫻井市右衛門信利	蟄居		寛永11年大御番青山因幡守組に入り本知拝領	蟄居	寛永11年 寛永11年



76	不知		堀勘兵衛三政	蟄居	下野国鳥山					
77	600	郡代	近藤五左衛門正次	蟄居			寛永11年冬恩免 寛永15年死去	蟄居	寛永11年	寛永11年
78	200	大番	近藤八兵衛正勝	蟄居			寛永11年恩免 200石拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
79	400		朝比奈吉兵衛真照	蟄居			本知拝領 御小性組	蟄居	程なく	程なく
80	300	小十人頭	飯河善左衛門	蟄居			寛永11年12月本知拝領 大御番	蟄居	寛永11年	寛永11年
81	300	小十人頭	鈴木八兵衛信吉	蟄居			寛永12年皆川山城守組に入る 12月22日本知拝領	蟄居	寛永12年	寛永12年
82	400	使役	細井金太夫	佐竹修理大夫に預	羽州		承応2年6月24日佐竹家より土地拝領	預		承応2年
83	300		八木宮内	預			寛文4年7月24日恩免 12月27日300俵	預	寛文4年	寛文4年
84	420	大番	大井茂太夫	蟄居			長男小兵衛に本知拝領 御広敷番	蟄居	程なく	程なく
85	300	大番	大井長右衛門正永	蟄居	秩父郡小川邑		寛永15年本知拝領 七人扶持	蟄居	寛永15年	寛永15年
86	400		朝比奈六左衛門昌行	蟄居			寛永11年恩免 大御番 本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
87	400	花畑番	依田小半人貞清	蟄居			恩免 寛永19年12月本知拝領	蟄居	程なく	寛永19年
88	250	大番	依田彦左衛門信吉	蟄居			恩免 子権兵衛本知拝領 御広敷番	蟄居	程なく	程なく
89	150	大番	依田甚五左衛門守秀	蟄居			本知拝領 寛永16年御天守番	蟄居	寛永16年	程なく
90	354	花畑番	伴野九左衛門貞昌	蟄居			本知拝領	蟄居	程なく	程なく
91	400		伊丹弥五右衛門	蟄居			本知拝領 大御番	蟄居	程なく	程なく
92	200		青沼七左衛門	追逐			死去し断絶	追逐		
93	150	書院番	依田友之助	蟄居			寛永13年本知拝領 御小性組斎藤津守組に入る	蟄居	寛永13年	寛永13年
94	300	花畑番	多門権九郎	蟄居			恩免されるも病により仕えず	蟄居		
95	200	花畑番	多門平兵衛正信	蟄居			寛永11年200俵 大御番	蟄居	寛永11年	寛永11年
96	300		駒井治兵衛	蟄居			恩免 本知拝領	蟄居	程なく	程なく
97	300		松下忠兵衛	蟄居			未考	蟄居		
98	不知		加藤五郎左衛門	蟄居			未考	蟄居		
99	不知		坂本権十郎	蟄居			未考	蟄居		
100	300	書院番	森山市兵衛	蟄居			本知拝領 大御番	蟄居		
101	300	花畑番	宮城半助真正	蟄居			寛永13年恩免 寛永15年本知拝領 御小性組に入る	蟄居	寛永13年	寛永15年
102	300	使役	高尾勘右衛門	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居	程なく	程なく
103	300	書院番	玉虫次郎右衛門俊茂	蟄居			寛永16年本知拝領 大御番	蟄居	寛永16年	寛永16年
104	300俵	花畑番	中根五兵衛	蟄居			寛永13年恩免 寛永15年俵300俵	蟄居	寛永13年	寛永15年
105	300	郡奉行	中嶋十右衛門盛証	蟄居			寛永11年12月本知拝領 大御番	蟄居	寛永11年	寛永11年
106	300	納戸	山中市郎右衛門元吉	蟄居			本知拝領 大御番	蟄居		
107	300	納戸	黒田内蔵助忠光	追逐			子孫神田御殿に仕官	追逐		
108	430	武川者	伊藤新五左衛門重昌	蟄居			寛永17年10月御宝蔵番 寛永18年本知拝領	蟄居	寛永17年	寛永18年
109	396	武川者	山寺甚左衛門信光				寛永17年10月御宝蔵番 寛永18年12月本知拝領		寛永17年	寛永18年
110	360	武川者	小尾彦左衛門重正	蟄居			本知拝領	蟄居		
111	360	武川者	青木弥七郎信就	蟄居			甲州本知拝領	蟄居		寛永19年
112	290俵	武川者	青木清左衛門	蟄居			寛永16年本知拝領 寛永17年御宝蔵番	蟄居		寛永16年
113	200	武川者	折井仁左衛門次吉				寛永17年7月御宝蔵番 寛永18年本知拝領		寛永17年	寛永18年
114	290	武川者	米倉嘉左衛門	寛永10年蟄居			寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領	蟄居	寛永17年	寛永18年
115	213	武川者	米倉左太夫				寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領		寛永17年	寛永18年
116	300	武川者	山高三左衛門信俊	蟄居			恩免 大御番 寛永19年12月本知拝領	蟄居	寛永19年	寛永19年
117	275	武川者	山高孫兵衛親重	蟄居			恩免 大御番 寛永19年12月本知拝領	蟄居	寛永19年	寛永19年
118	230	武川者	曲淵勝左衛門正次	蟄居			寛永13年死去	蟄居		
119	無足	武川者	曲淵彦助正長				父本知拝領 大御番			
120	230	武川者	柳沢孫左衛門安吉				寛永17年召出され御宝蔵番 寛永18年本知拝領		寛永17年	寛永18年
121	160	武川者	柳沢十右衛門安忠				寛永17年召出され本知拝領		寛永17年	寛永17年
122	不知	武川者	馬場次郎兵衛				寛永17年召出され御宝蔵番 寛永18年11月15日本知拝領		寛永17年	寛永18年
123	272	武川者	津金又十郎				召出され大御番 寛永19年本知拝領			寛永19年
124	320	武川者	葛木新八郎盛時	蟄居			大御番 寛永19年本知拝領	蟄居		寛永19年
125	300	大御番組頭	加藤伝兵衛正信	蟄居			寛永11年恩免 寛永13年本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永13年
126	300	大御番組頭	佐橋儀左衛門吉堅	蟄居			寛永11年恩免 寛永13年本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永13年
127	300	大御番組頭	戸田小平次正次				寛永11年11月大御番内藤石見守組に入り寛永12年本知拝領		寛永11年	寛永12年
128	300	大御番組頭	仙波太郎兵衛正種				寛永11年10月大御番に入り寛永12年12月本知拝領		寛永11年	寛永12年
129	300	大御番組頭	小野朝右衛門高寛				寛永11年11月11日大御番に入り寛永12年12月本知拝領		寛永11年	寛永12年
130	300	大番	野呂彦兵衛守影	蟄居			大御番本知拝領	蟄居		
131	300	大番組頭	野呂文太郎直影	蟄居			大御番本知拝領	蟄居		
132	400	大番	松井助太夫宗次				寛永10年6月より月俵、そのち御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永18年
133	不知		森川半右衛門	蟄居或いは預			未考	蟄居 預		
134	不知		曲淵穠殿左衛門吉清	蟄居或いは預			未考	蟄居或いは預		
135	不知		長嶺七右衛門	蟄居或いは預			未考	蟄居或いは預		
136	200	書院番	筧十左衛門	蟄居或いは預			未考	蟄居或いは預		
137	不知		桑嶋惣十郎	蟄居或いは預			未考	蟄居或いは預		
138	500		一色内匠定堅	蟄居			程なく本知拝領	蟄居	程なく	程なく
139	300	書院番	米津才兵衛				寛永10年6月より月俵、寛永11年大御番 本知拝領		寛永11年	寛永11年
140	不知		保科源助	追逐			未考	追逐		
141	不知		広沢三郎平	追逐			若狭国酒井家に仕える	追逐		
142	400	大番	水野内匠親好				寛永10年6月より月俵、寛永16年御広敷番 寛永17年本知拝領		寛永16年	寛永17年
143	317	大番	加茂宮次兵衛直重				寛永10年6月より月俵、寛永11年恩免、本知拝領 寛永18年死去		寛永11年	寛永11年
144	317		川井善兵衛	預			程なく恩免本知拝領	預	程なく	程なく
145	300		小菅八左衛門正重	蟄居			程なく恩免本知拝領	蟄居	程なく	程なく
146	300		松波市右衛門正友				寛永10年6月より月俵、寛永11年大御番 本知拝領		寛永11年	寛永11年
147	300	大番	服部六左衛門				程なく恩免 大番本知拝領		程なく	程なく
148	275	公事奉行	石原四郎右衛門安昌				寛永19年父の本知拝領		寛永10年	寛永19年
149	300		杉原小左衛門元明				寛永10年6月より月俵、恩免蒙る			
150	270	大番	杉原平左衛門忠明				寛永10年6月より月俵、寛永16年御広敷番 本知拝領		寛永16年	寛永16年

寛永期の制度改革と飯田藩脇坂安元一諸国巡見使・寛永国絵図・交代寄合伊那衆一

151	150	大番	杉原善左衛門				寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 本知拝領		寛永16年	寛永16年
152	270	大番	石原太郎兵衛吉次				寛永10年6月より月俸、御広敷番 寛永20年三の丸に附される			
153	350		三田五郎兵衛正宣				寛永10年6月より月俸、本知賜ふか			
154	400	同期	土屋好庵虎昌	放逐	大久保加賀守に預		配所にて死す	放逐	預	
155	200		土屋権四郎	蟄居			寛永11年大御番 200石拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
156	200		勝屋勘左衛門正次	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居	程なく	程なく
157	200		三宅与左衛門勝重	蟄居			程なくして大御番本知拝領	蟄居	程なく	程なく
158	200		糟屋与兵衛義成	蟄居			程なくして大御番本知拝領	蟄居	程なく	程なく
159	200		山上五郎三郎正久	蟄居			久しからずして大御番本知拝領	蟄居	程なく	程なく
160	200	大番	金田忠左衛門正信	蟄居			大御番松平石見守部下となり本知拝領	蟄居	程なく	程なく
161	200	花畑番	山岡四郎右衛門景広	蟄居			大御番本知拝領	蟄居		
162	200		雨宮宇右衛門	蟄居		武蔵国	本知拝領	蟄居		
163	200		篠山八郎兵衛資正	蟄居			寛永11年大御番に入り寛永12年本知拝領入り本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永12年
164	200	花畑番	丸山文右衛門友次	蟄居			寛永17年恩免 寛永18年本知拝領	蟄居	寛永17年	寛永18年
165	200		本間十左衛門次年	蟄居			程なくして大御番本知拝領	蟄居	程なく	程なく
166	200		都筑三四郎	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居	程なく	程なく
167	200	大番	福井藤十郎	蟄居		相模国	芦田衆 本知拝領	蟄居		
168	200	腰物役	大久保茂左衛門忠吉	蟄居			本知拝領	蟄居		
169	200	腰物役	大久保次郎左衛門忠重				未考			
170	200		逸見勘右衛門							
171	200	腰物役	小林吉太夫正生	蟄居			寛永11年本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
172	200		江原九郎右衛門信次	蟄居			本知拝領	蟄居		
173	200	花畑番	小笠原与左衛門貞利	蟄居			寛永11年大御番 本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
174	200		酒井兵四郎正吉	蟄居			寛永11年本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
175	200		飯室与兵衛	寛永9年死去			子伝八郎本知拝領			
176	200		中村吉十郎長清	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居		
177	200	大番	野呂角兵衛正富	追逐			恩免 万治3年神田御殿に仕官	追逐		万治3年
178	200		鈴木十兵衛	秋田氏に預		三春	万治4年江戸の親族に預	預		
179	300	右筆	鈴木権兵衛重弘				寛永10年6月より月俸、本知賜り右筆勤む			
180	200		鈴木九郎右衛門重定	蟄居			寛永10年死去 子本知賜る	蟄居		
181	200		松平伝六郎昌信	蟄居			寛永11年大御番本知拝領	蟄居	寛永11年	寛永11年
182	不知	書院番	松平源左衛門宗治	寛永9年死去			子作左衛門後に神田御殿に仕官			
183	200	代官	大野十右衛門元継	蟄居			程なくして大御番本知拝領	蟄居	程なく	程なく
184	250俵	代官	岩波七郎右衛門	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居	程なく	程なく
185	200俵	代官	平岡岡右衛門吉道	蟄居			程なくして本知拝領	蟄居	程なく	程なく
186	200俵	書院番	田中又右衛門正重	蟄居			寛永11年200俵甲府代官命ぜらる	蟄居	寛永11年	寛永11年
187	不知		富永弥次右衛門	放逐			未考	放逐		
188	不知		功刀弥次右衛門	放逐			未考	放逐		
189	不知	書院番	加賀井惣右衛門	放逐			未考	放逐		
190	不知	納戸	大石四郎右衛門	蟄居			小笠原右近太夫に仕官	蟄居		
191	200	書院番	一尾兵衛通利	寛永9年死す						
192	200	小普請役	飯塚半三郎	蟄居			神田御殿へ仕官	蟄居		
193	200俵	膳頭	松下主殿忠通	松下与兵衛のもとで蟄居				蟄居		
194	200	書院番	田付平左衛門	蟄居				蟄居		
195	不知		関根織部勝直	蟄居			本多中務大輔に仕官	蟄居		
196	200俵	勘定	秋山太郎兵衛	蟄居			未考	蟄居		
197	不知	大番	秋山市左衛門	蟄居			未考	蟄居		
198	不知	勘定	秋山伝十郎	蟄居			未考	蟄居		
199	200俵	馬預	諏訪部源六郎定之	蟄居			寛永11年恩免 大御番 寛永16年大坂で死去	蟄居	寛永11年	
200	150		森川加兵衛	蟄居			寛永12年死去	蟄居		
201	150	大番	内山七兵衛永明				寛永10年6月より月俸、寛永16年御天守番 寛永18年本知拝領		寛永16年	寛永18年
202	150	大番	折井長次郎次正				寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領		寛永17年	寛永18年
203	150	大番	折井小左衛門門次				寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見御宝蔵番 寛永17年本知拝領		寛永16年	寛永17年
204	150	大番	山田六右衛門元清				寛永10年6月より月俸、寛永16年奥方御番 本知拝領		寛永16年	寛永16年
205	150		有泉太郎左衛門				寛永10年6月より月俸、寛永16年御天守番 本知拝領		寛永16年	寛永16年
206	150	旗奉行	山田清右衛門重村	追逐	蟄居	甲斐国都留郡	寛永21年死去	追逐	蟄居	
207	150	大番	曾離弥五左衛門定次				寛永10年6月より月俸、寛永16年御天守番 本知拝領		寛永16年	寛永16年
208	150	大番	曾離平大夫定俊				寛永10年6月より月俸、寛永16年江戸召され寛永17年御宝蔵番 本知拝領		寛永16年	寛永17年
209	148	大番	曾離又左衛門定清				寛永10年6月より月俸、寛永17年御天守番 本知拝領		寛永17年	寛永17年
210	無足	大番	曾離勘左衛門定次				寛永10年七人扶持 寛永17年江戸で御天守番 本知拝領		寛永10年	寛永17年
211	150	大番	上原儀左衛門				寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 本知拝領		寛永10年	寛永16年
212	150	大番	守山金右衛門				寛永10年6月より月俸、寛永16年御天守番 本知拝領		寛永10年	寛永16年
213	150	大番	塩入金兵衛重成				寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 本知拝領		寛永10年	寛永16年
214	150	大番	関辰之助吉直				寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 下総国100石		寛永10年	寛永16年
215	150	大番	大原半兵衛資長				寛永10年6月より月俸、寛永16年御広敷番 下総国100石		寛永10年	寛永16年
216	143	大番	多田次郎右衛門				寛永10年6月より月俸、寛永16年御天守番 下総国本知拝領		寛永10年	寛永16年
217	150	納戸	坂本与五郎	蟄居		甲斐国甲府	未考	蟄居		
218	140	大番	小山九郎左衛門				寛永10年6月より月俸、御宝蔵番 寛文4年弟と差し違えて死す		寛永10年	
219	200	大番	赤井権左衛門時吉	蟄居			程なく召出、本知拝領	蟄居	程なく	程なく
220	130	大番	木内忠左衛門				寛永10年6月より月俸、寛永17年御天守番 寛永18年80石50俵賜る		寛永10年	寛永18年
221	130	小普請	中沢百助建吉				寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領		寛永10年	
222	130	大番	武者内藏助安貞				寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領		寛永10年	
223	130	大番	武者権右衛門宗貞				寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領		寛永10年	

224	不知	納戸	神部喜右衛門	蟄居		未考		蟄居		
225	不知		鷹巢新左衛門	蟄居		未考		蟄居		
226	不知		久保崎善藏	蟄居		未考		蟄居		
227	120	大番	依田五兵衛盛繁			寛永10年6月より月俸、程なくして本知拝領			寛永10年	程なく
228	120	大番	依田孫右衛門盛吉			寛永10年6月より月俸、寛永16年本知拝領			寛永10年	寛永16年
229	120	大番	関孫太郎			寛永10年6月より月俸、後未考			寛永10年	
230	120	大番	布下権左衛門			寛永10年6月より月俸、その後死す故に息助兵衛に本知拝領			寛永10年	
231	無足	大番	布下勘兵衛			寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領			寛永10年	
232	120	大番	岩下庄五郎			寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領			寛永10年	寛永16年
233	120	大番	竹田勘右衛門			寛永10年6月より月俸、その後富士見番 本知拝領			寛永10年	
234	120	大番	清野半右衛門			寛永10年6月より月俸、その後富士見番 本知拝領			寛永10年	程なく
235	100	大番	早川五郎右衛門			寛永10年6月より月俸、その後未考			寛永10年	
236	不知		山県三郎左衛門	追逐		未考		追逐		
237	不知	鷹役	石崎市兵衛	蟄居		未考		蟄居		
238	不知	鷹役	沼野市右衛門	蟄居		未考		蟄居		
239	不知	鷹役	中野久助	蟄居		未考		蟄居		
240	不知		山名兵庫助	内藤左馬助に預		万治3年配所で死す		預		
241	不知	花畑番	山村五郎左衛門良士	蟄居	信濃国福島	福島にて死す		蟄居		
242	不知	書院番	小笠原新兵衛広信	追逐 沈淪		万治4年死す		追逐 沈淪		
243	不知		戸田孫四郎	追逐 沈淪		越後中將光長に仕える		追逐 沈淪		
244	100		武者市左衛門	追逐 蟄居	上野国	死す		追逐 蟄居		
245	500	医師	内田玄審法眼千里	落居		寛永10年恩免を蒙る 本知拝領 官医		落居	寛永10年	寛永10年
246	80	小十人	重田郷助			寛永10年6月より月俸、その後御天守番 本知拝領			寛永10年	
247	60	小十人	重田平助			寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
248	60	小十人	重田作兵衛			寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
249	80	大番	石原八左衛門			寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
250	90	小十人	依田半右衛門			寛永10年6月より月俸、御宝蔵番 本知拝領 のち断絶			寛永10年	
251	70	小十人	依田勘三郎吉久	蟄居		寛永10年6月より月俸、寛永20年死去		蟄居	寛永10年	
252	68	小十人	原太郎兵衛			寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 本知拝領			寛永10年	寛永16年
253	60	小十人	櫻井九兵衛			寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
254	60	小十人	櫻井仁兵衛			寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
255	60	小十人	小林理右衛門			寛永10年6月より月俸、寛永17年御宝蔵番 寛永18年本知拝領			寛永10年	寛永18年
256	60	小十人	関孫兵衛			寛永10年6月より月俸、その後御宝蔵番 本知拝領			寛永10年	
257	60	小十人	高月忠兵衛			寛永10年6月より月俸、寛永16年富士見番 本知拝領			寛永10年	寛永16年
258	不知	鷹役	竹田喜兵衛	追逐		未考		追逐		
259	100		小池与兵衛	追逐		未考		追逐		
260	不知		工藤弥左衛門	追逐		未考		追逐		
261	不知	書院番	野村七郎兵衛勝章	追逐		江戸金杉に住しその後紀州家に仕える		追逐		
262	60		坂本武太夫	蟄居	甲斐国	正保4年94歳で死去		蟄居		
263	不知	小十人	大森茂兵衛	追逐 沈淪		水戸家に仕官		追逐 沈淪		
264	200俵		大井理兵衛昌秀	蟄居		寛永13年大番		蟄居	寛永13年	寛永13年
265	60	小十人	中沢彦右衛門	追逐死去		子権之助 中沢源助の頼により神田御殿に仕官		追逐		
266	不知		川井無手右衛門	中沢源助の預		その後死去		預		
267	100		大井権兵衛正守	追逐		御膳方に召出		追逐		
268	不知		一瀬五左衛門	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
269	不知		藤田弥三郎	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
270	不知		横田作之丞	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
271	不知		石田与八郎	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
272	100		高谷六大夫知真	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
273	不知		神尾喜太夫	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
274	不知		清水八郎右衛門	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
275	100		岩本又次郎	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
276	不知		小田切嘉右衛門	追逐 沈淪		未考		追逐 沈淪		
277	不知		伊藤彦左衛門			寛永10年6月より月俸、寛永13年本知拝領 大御番			寛永10年	寛永13年
278	不知	地方役	稲山清兵衛昌能			寛永10年6月より月俸、寛永13年本知拝領 大御番			寛永10年	寛永13年
279	300	大御番与頭	秋山伊兵衛政勝			寛永10年6月より月俸、寛永13年本知拝領 大御番			寛永10年	寛永13年
280	不知	郡司	水上清太夫義長	追逐		召返を願ううちに死去		追逐		
281	不知		稲山六兵衛直祐			寛永10年召返			寛永10年	
282	不知		榊原又兵衛							
283	不知		加藤吉左衛門							
284	不知		岡村半六							
285	不知		加能勘左衛門							
286	不知		梅沢源助							
287	不知		花塚三郎左衛門							
288	不知		栗村助左衛門							
289	不知		前坂新八							
290	不知		寺田源左衛門							
291	不知		市川勘左衛門							
292	不知		高和金五郎							
293	不知		矢部新八							
294	不知		高須軍平							
295	不知		堀村勘右衛門							

(※「駿河忠長卿附属諸士姓名」『静岡県史』資料編9より作成)

の一つで、罪人のある特定の者に預けて監禁することを指す。武士、庶民共に科せられ、預かり主が誰であるかにより、大名預、頭（組頭、支配頭）預、町預、村預、所預、親類預などの区別がみられた。天野・松崎ともに大名預であるが、罪人扱いであるので、直接城下へ入れさせず、いったん町屋で作事をさせてから城下の家臣宅へ入れていることがうかがえる。両名ともに忠長の家臣であるので粗略なきように奔走するように命じている。なお安元は寛永三年九月一二日には駿府城の守将となり、寛永九年一〇月の忠長改易後にも在将として知られる。<sup>10</sup>

忠長の行状や改易については小池進の研究に詳しいのでここでは詳述しない。忠長がこの改易により、忠長の家臣が周辺大名に預けられていたことは信濃国では真田家・仙石家について知られている。<sup>11</sup>

史料一「大鋒院殿御事蹟稿」七<sup>12</sup>

駿河大納言様御家来

大番頭

寛永十年癸酉二月御預、加藤新太郎 寛永十一年五月廿五日死去

史料二「東武実録」<sup>13</sup>

（寛永九年）十一月十五日、駿河大納言忠長卿ノ従士二十余輩所々エ預ケラル

「仙石家譜」

政俊

一同年十一月日不詳、駿河大納言忠長卿御家臣中根五郎八并同人従者三人御預被<sup>14</sup> 仰付、在所上田江差遣置、数年罷在、大猷院様 御遠忌之節御赦免、江戸一家之者江引渡之、<sup>年月日不詳</sup>

史料三「改選仙石家譜」<sup>15</sup>

十一月日不詳、駿河大納言忠長卿の臣中根五郎八<sup>後未生と号す</sup>、並に従者三人

召預けらる

表1は忠長家臣の一覧で、改易後の動向をまとめたものである。家臣の処分は

蟄居・預・追逐である。逃亡したのもいた（表2）。このほか、郡山藩松平忠明のもとに朝倉宣正、山形藩鳥居忠常のもとに鳥居淡路守忠房、下館藩水谷勝隆

のもとに松平正朝、松平石見守輝澄のもとに河野照守・通政、信濃小諸城代だった屋代忠正は越後国高田藩に預けられている。『徳川実記』では「そのほかかしこにつけられし徒は武蔵・相模・伊豆の内に蟄居せしめられ」とあるが、信濃の大名にも預があることは先に触れたとおりである。<sup>16</sup>

徳川忠長の改易をめぐる下重清の研究が詳しい。<sup>17</sup> 下重は、大坂夏の陣後の徳川家の藩屏として忠長が位置づけられたことを指摘する。これによれば、忠長が駿河・遠江・甲斐・信濃五万石の大名として配置されたのは、大坂の陣以後の西国に対する軍事的拠点・江戸の防衛壁として期待されたからとする。しかし、寛永七年以降、忠長の不行状が顕然化し、幕閣が危機感を抱くに至ると、その対応策としては、寛永八年四月の関東における関所・河川交通網の整備、江戸城の防衛と直轄地の強化、譜代大名の配置がおこなわれた。いわゆる「関東御要害体制」を敷いたのである。忠長が甲府へ蟄居を命じられたのはこの直後の八月のことであった。

寛永九年一月、大御所である徳川秀忠が死去すると、二元体制だった幕府政治が、いよいよ三代将軍家光へ権力が集中し「代始の法度」が出された。家光親政期には寛永の幕政改革ともいへべき改革が断行されていく。まず、五月には熊本藩加藤家が改易された。また「諸隊番士法度」「小姓組番士法度」が定められ、御家人の統制が開始された。七月には「国廻衆」が派遣され、譜代大名配置換えの準備が進められる。例えば九月には、小倉藩細川氏が熊本へ入封し、そのあとに明石藩小笠原氏が小倉へ入封している。同月には「諸番頭諸奉行下賜法度」が發布された。

ついで一〇月二〇日には、これまで蟄居謹慎とされていた忠長の処分が下され、正式に改易となった。<sup>18</sup> 将来家光政権での火種となる可能性を摘み取ったといえるが、実父大御所秀忠が没

表2 寛永9年処分内容（数字は件数）

蟄居	138	武士や公卿に科した刑の一つ。閉門を命じた上、さらに一室に謹慎させること
預	42	罪人のある特定の者に預けて監禁するもの
追逐	37	追いはらうこと。追放
沈淪	12	ひそかに逃亡すること



したことで処分の櫛がなくなつたとみることが出来る。忠長は高崎藩安藤家へ幽閉された。一月には小田原藩に稲葉政勝(春日局の子・家光の乳兄弟)が入封し、忠長に替わる関東防壁と位置づけられたのである。

表3 忠長家臣の地方知行化

時期	恩免人数	知行給付数 人
程なく	23	26
寛永10年	40	1
寛永11年	35	24
寛永12年	4	5
寛永13年	18	12
寛永14年	3	0
寛永15年	2	5
寛永16年	12	17
寛永17年	11	6
寛永18年	0	18
寛永19年	0	7
寛永20年	1	2
寛文年間	2	1
不明	144	171
計	295	295

翌寛永一〇年になると、家光による旗本改革が次第に進められた。旗本の慶米取り(蔵米取り)をすべて地方取り(地方知行)へ転換し、関東の旗本で俸祿二〇三〇〇石代の下級旗本が江戸周辺に集中せしめられ、將軍を支える直轄の軍事力の基盤としたのである。

このように寛永一〇年以降、大名の改易と配置換え、旗本・御家人による関東周辺への配置・直轄軍事力の強化を経て、寛永一二年には家光期の「武家諸法度」及び「旗本法度」が發布されるのである。

さて、將軍親族である忠長が改易されたあと、処罰の対象となつた家臣たちはその後どうなつたのだろうか。飯田城下に預かりとなつた天野・松崎両氏を例に取ってみよう。

・天野家の場合

史料四『寛永重修諸家譜』藤原氏天野

清宗 慶長十一年十二月八日松平駿河大納言忠長卿に附属せられ小性となり後駿河国庄内に於いて五千石を知行す、寛文九年忠長卿罪蒙りたまひ領国を除かれしとき清宗も堀美作守親良にめしあづけられ月俸五十口をたまはりて下野国烏山に蟄居し正保三年六月十二日かの地にをいて死す。

清倫 寛永九年父が事に坐して弟傳兵衛宗勝、八左衛門清繁、善太郎宗行、左傳次宗景と、もに堀美作守親良にめし預けられ烏山に蟄居す。万治元年三

月二十九日兄弟五人赦免ありて松平山城守忠国、松平伊賀守忠晴、堀美作守親昌にたまはり各家臣となり清倫は忠晴につかふ。

・松崎家の場合

史料五『寛政重修諸家譜』藤原氏松崎

松崎善右衛門「天正十二年より台徳院につかへ奉り、御小性を勤む、後駿河大納言忠長卿に附属せられ、納戸番の頭を勤め、かの卿のことあるの後、寛永十三年十二月十日めしかへされ、武蔵国幡羅郡のうちにをいて采地五百石を賜ひ、二十年十二月二日川船の奉行となり万治元年四月二日務を辞し寛文二年三月二十四日死す。年八十四。

天野・松崎両氏は忠長生え抜きではなく徳川家から附属された家臣であつたことがわかるが、いずれもその後程なくして赦免されている。松崎善右衛門は三年後には召し替えされ、五〇〇石の旗本として幡羅郡に知行地を得、川船奉行となつていくことがわかる。

この二人の動向は特殊な事例であつたかといえそうではない。表3によれば、預など何らかの処分を受けた忠長旧臣は、その二割強が寛永一〇年に程ない期間に恩免となり、旗本として知行地を得ている(時期不明者を除けば実に四割が直ちに恩赦となつている)。忠長の附属家臣が飯田藩へ預けられたことは、これまでの史料からはまったく知られておらず、この「脇坂条書」が初見である。また具体的な手続きや譜代の家臣の受け入れを丁寧におこなうように安元が家臣に命じている。実際に彼らは將軍家に附属する直臣扱いとなつたのである。駿河・甲斐・信濃という東国防衛ラインを守護する將軍家光の弟・親藩大名の徳川忠長の改易は幕臣層の再編を促進する政策となつたのである。忠長の家臣は、いったん処罰を受けるが、寛永一三年頃までに恩免され復帰しているのである。旗本は切米支給から知行地の給付に変化している。処分を受けた忠長の旧臣の多くは知行取となり將軍直属の常備軍として強化されていった。安元も駿府城守将として在城していたこともあり、忠長家臣の預を直接自身の飯田城家臣へ指示できたのだろう。

### 三 国廻衆の巡回と寛永一〇年の国絵図・郡絵図

#### —第二条の論点—

次に、「脇坂条書」の第二条をみていこう。ここでは国廻衆と「伊奈郡之絵図」について記載する。

一御國廻之衆、夏中ニハ其元へ御越候はん間、保肥後殿内衆と談合いたし、  
 伊奈郡之絵図いかにも念を入、國境、道、川などをせんさくいたし、下書  
 を此方へ可相越候、肥後殿へも此方にて可申入間、其心得可有候、事之  
 外御念入候間、國境、道のりなど、ちかハさる様ニ可仕候、

ここでいう御国廻衆は幕府巡見使のことを指す。伊那郡高遠領の保科肥後守は、寛永八年に正光が死去し同年正光の養子で家光の異母弟の正之が継承している。

「伊奈郡之絵図」を作成するために安元が指示を出している。

正保元年（二六四年）、江戸幕府は諸国に国や郡の絵図と鄉村帳の提出を命じ、これが「正保国絵図」として完成する。このとき安元は伊那郡を担当し作成している。その副本が脇坂家に残され飯田市に寄贈された。これが「信州伊奈郡之絵図」（飯田市美術博物館蔵 飯田市指定文化財。以下「美博本」と略記）である。<sup>20</sup>しかし「脇坂条書」の記述から、既に寛永一〇年段階で「伊奈郡之絵図」の制作がおこなわれていたことが知られる。「美博本」の特徴は、山や峠などの描写は簡略で名称なども記されていないものが多いが、例えば国境の峠では「伊奈と木曾の境、是より木曾之内妻籠迄三里十二町」（大平峠）、「小野川より美州落合江出る道、蘆原越の古道只今は留申候道ノ法五里」（神坂峠）、「此道高遠城本江出ル、但他国人ハ不通、此境より高遠江四里、高遠領分と鹿塩村と山境」（分杭峠）などと、単に村高だけでなく、距離や峠の詳細が記されていることに注目したい。安元が指令した国境・道のりについて国境や里程・行き先が具体的に記すように指示した点を反映しているようにも捉えられる。現存する「美博本」が、「脇坂条書」にみられる「伊奈郡之絵図」の下書をもととして調製されたものかどうかは現状では言及し得ない。後述するように、寛永国絵図と正保国絵図との連続性は

を勘案すれば、両者に密接な関係があることは間違いない。

#### （1）御国廻衆の派遣

脇坂条書から、寛永一〇年夏に伊那へ巡見使がやってくるのが脇坂安元から国元へ伝えられたことが判明する。御国廻衆は寛永一〇年正月六日に発せられた「諸国巡使派遣」が制度的な淵源である。<sup>21</sup>江戸時代の監察体制を論じた大館右喜によれば、巡見使は蔵入地・私領ともに派遣され、將軍代替わり毎に派遣される諸国巡見使と、幕府蔵入地に派遣される国々御料所巡見とに分けられる。徳川家光の時代、武家諸法度・諸士法度の制度化によって武士階級の統制が図られた。寛永一〇年の初度巡見使は「有日本国国廻沙汰、依御代替一也」とあるように家光への代替わりのためのものであった。<sup>22</sup>これを徹底させるために諸国監察の制度を強化させる必要があった。まず寛永九年に大目付を設置し、さらに同年御料巡見使を派遣した。

御料巡見使は東国・西国の二地域の直轄地の巡視・監察を図っている。いっぽう諸国巡見使は全国を六ブロックに分け、大名を正使、使番・書院番二名を副使として大名・旗本領の監察をおこなっている。

巡見の内容は、御料巡見使は天領の田穀生産物の豊凶、大雨後の堤防視察、そして代官の監察であった。

いっぽう諸国巡見使の最大の目的は大名領の仕置可否、キリシタン禁教、公事仕置の監察、高札揭示、国主賢愚有無など諸国大名の人物像や治政評価に重きが置かれている。とくに外様大名にとって巡見使の派遣は幕府政策の遵守・励行を求められる監察であり、極めてナイーブにならざるを得なかったとみられる。脇坂安治が国元の家臣に対して、夏に国廻衆が飯田へ派遣されるので、「いかにも念を入れ」「事之外念を入れ」と指示を出している点も、外様大名として様々な面において瑕疵がないよう気を配っている点も注目されよう。

史料六「東武実録」<sup>23</sup>

（寛永九年十月）来年諸国巡見すべき輩予メ是を仰付らる

(中略) 東海道・中山道 小出大隅守・永井監物・桑山内匠

史料七「細川忠利書状」<sup>(24)</sup>

(前略) 正二月之比、從<sub>レ</sub>江戸日本国へ御廻として三人充人を被<sub>レ</sub>分、被<sub>レ</sub>遣候、其国々善悪被<sub>レ</sub>聞召<sub>レ</sub>候者、国々仕置も可<sub>レ</sub>然候はんかと思<sub>レ</sub>召候と聞候間、其御心得御尤候、国々へ被<sub>レ</sub>出候衆之書立、從<sub>レ</sub>江戸參候間、懸<sub>レ</sub>御目<sub>レ</sub>候、此内誰々九州へ被<sub>レ</sub>參候との儀者未知不<sub>レ</sub>申候、黒田殿之儀も十一月十九日西丸へ召候而今度肥後之儀付而、若つかへ候ハ、早々人数可<sub>レ</sub>出候由、被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候処、数度御請を被<sub>レ</sub>仕、無<sub>レ</sub>其甲斐、内之者之儀ニ付取合被<sub>レ</sub>有儀不届と思召候(後略)

十二月廿一日

細越中

忠利

喜入撰津守殿

川上左近将監殿

御宿所

史料七によれば、正月二日に国廻衆が三人一組で派遣されたこと、「その国々の善悪聞こし召され候はば、国々仕置きも然るべく候はんかと思し召し候」(巡見先の国々の善悪をお聞きになれば、その国の治世もそれなりであろうか判断になる)とあり、家光政権の国廻衆に対する警戒を、小倉から熊本へ移封して間もない細川忠利が、外様大名である薩摩国島津氏に伝達している。小倉に入ったのは小笠原忠真で、忠利には忠真の妹が輿入しており義兄弟となっている。

史料八「中川久盛宛細川忠利書状」<sup>(25)</sup>

日本国御國廻衆之御書付、先御状之内ニ被<sub>レ</sub>下候由、被<sub>レ</sub>仰越<sub>レ</sub>候へ共、不<sub>レ</sub>參候付而、其通御報申入候つる、然處ニ只今態持せ被<sub>レ</sub>下候、御念入忝存候、尚期<sub>レ</sub>後音<sub>レ</sub>候、恐惶謹言

二月五日

中内膳様

御報

史料九「相良長每宛書状」<sup>(26)</sup>

遠路御飛札拜見仕候、如<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰越<sub>レ</sub>、緩々と在国仕有之儀候、然者、九州御國廻之衆上使衆被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御下向<sub>レ</sub>候間、存寄儀候ハ、御内衆へ可<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>由、得<sub>レ</sub>其意<sub>レ</sub>存候、次、当春ハ預<sub>レ</sub>御使者<sub>レ</sub>色々御音信共、忝存候、其後者以<sub>レ</sub>書状も<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申入<sub>レ</sub>無音罷過候、当秋者江戸へ可<sub>レ</sub>罷下<sub>レ</sub>候条、其節以<sub>レ</sub>面上<sub>レ</sub>二万々可<sub>レ</sub>申承<sub>レ</sub>候、此地相当之御用之儀も候ハ、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰越<sub>レ</sub>候、恐惶謹言

五月廿五日

相良左兵衛様

(2) 国絵図の制作

第二条のなかで注目されるのは「郡絵図」の存在が表現されていることである。寛文七年の巡見使についての指令をみてみよう。

史料一〇「覚」<sup>(27)</sup>

覚

- 一 今度諸国巡見雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付、国之絵図・城絵図無用事
- 一 人馬・家数改無<sub>レ</sub>之事(下略)

史料一〇は寛永一〇年に続く第二回目の諸国巡見使に宛てた条書である。寛文七年閏二月一八日に老中が岡野孫九郎・井戸新右衛門・青山善兵衛に指示を出している。この第一条で、この巡見における国絵図・城絵図の徴収無用が記されている。このことは初回の巡見においてはこれらの収取が巡見使の重要な業務として位置づけられていたことを暗示している。これに基づいて「日本総図」(以下「総図」)が作られている。

江戸幕府が国家支配をする中で、最も重要な事業として全国の郷帳(石高・村高の確定)と国絵図の収納による統一政策があった<sup>(28)</sup>。

幕府の編纂した総図は、「慶長・正保・元禄・享保」の四回であるとされている。これに対して川村博忠は、慶長期の国絵図の作成自体が確認できず、原本もしくは写も見いだせないこと、これに対して寛永一〇年、寛永一五年の二度に亘って

表4 日本総図と国絵図の関係

将軍	日本総図				各国絵図制作命令		信濃国絵図	郡絵図	
	絵図制作年	西暦	総図名 (原本は存在せず)	主な担当者	絵図制作命令	西暦		郡絵図有無	県立歴史館所蔵 近世郡絵図
3代 家光	寛永10年	1633	(寛永10年日本図)	不明	寛永10年	1633	寛永巡見使国絵図 (日本六十余州図) 毛利家・佐竹家・池田家写		5-0-2伊那郡高遠領絵図 9-0-8安曇郡絵図
	寛永15年	1638	(寛永15年日本図)	井上政重 (大目付)	寛永15年	1638			
	慶安4年頃	1651	(正保日本図)	井上政重 (大目付)	寛永21年 (正保元年)	1644	正保国絵図 上田藩主仙石家副本	伊奈郡之図 脇坂家副本	
4代 家綱	寛文10年	1670	(正保日本図 (複製))	北條氏長 (大目付)	寛文9年	1669			
5代 綱吉	元禄15年	1702	(元禄日本図)	井上正岑 (寺社奉行 若年寄)	元禄10年	1697	元禄国絵図 上田藩主仙石家副本 信濃國十郡大絵図 松代藩真田家献上	N210/6/「水内郡・更級郡・埴科郡・高井郡 四郡絵図面」 元禄郡絵図の写か	
8代 吉宗	享保13年	1728	(享保日本図)	建部賢弘 (数学者)	国絵図制作命令なし (元禄絵図を底本とする)				
11代 家斉	寛政12年	1800	(大日本沿海輿地全図)	高橋景保 (天文方) 伊能忠敬 (天文方)					
12代 家慶	作成せず				天保6年	1835	天保国絵図 上田藩主仙石家写 天保信濃国絵図 松代藩真田家 天保九年献上 0-0-1信濃国全図 写 県立歴史館蔵		

総図が作られたこと、正保国絵図は明暦の大火により焼失し、寛文一〇年に再製された、ことなど重要な論点が新たに提起された。<sup>29)</sup>

本稿に関わる寛永一〇年(一六三三年)の国絵図調製について詳述しよう。川村は「日本六十余州国々切絵図」の存在を指摘し、これらが江戸幕府が全国視察のために派遣した巡見使によって集められた諸国の国絵図を、規格・様式を整えた全国一揃えの小型国絵図に調製され直したと推定した。<sup>30)</sup> この幕府巡見使は、三人一組の六班で全国を分担巡察し、巡察の報告とともに国絵図を三代將軍家光に提出した。原本は焼失しているが、全国六八ヶ国を各国一枚ずつに仕立てた国絵図の一揃い、またはその一部が、いくつかの大名家の文庫に写として伝存しているという。完全に揃っているのは秋田県公文書館(写真1)、山口県文書館(毛利家文庫)、土佐山内家宝物資料館のみである。また、岡山大学附属図書館(池田家文庫 写真2)が尾張・播磨二ヶ国分を欠失するも六六ヶ国分の絵図を所蔵する。信濃国絵図も現存するが、これまで着目した研究はない。

なお信濃国全図として知られるもので最も古いものは正保元年(一六四四年)に調製を命じられた正保国絵図である。飯田藩脇坂安元のほか、松代藩真田信之、飯山藩松平忠俱、松本藩水野忠清、上田藩仙石政俊が「絵図被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候衆」となり、郡毎分担して郡絵図が作成され真田家が統括し調製したものである。この控えとして仙石家旧蔵「正保国絵図」(上田市立博物館蔵)が知られている。脇坂家旧蔵「信州伊奈郡之絵図」は正保四年(慶安元年)の七ヶ月の間に制作されたものと推定されている。<sup>31)</sup>

このほか元禄一〇年(一六九七年)には五代將軍徳川綱吉によって国絵図制作が命じられ、同一五年一二月に『日本御絵図』として完成した。信濃国は、元禄一四年九月に真田伊豆守幸道・水野隼人正忠直(松本藩)・仙石越前守政明(上田藩)・松平遠江守忠喬(飯山藩)が絵図元になり調整している。

天保一〇年(一八三五年)には元禄国絵図制作より一三〇年余経過したため再調製している。天保二年(一八三二年)一二月に、郷帳の改訂に着手し、同五年(一八三四年)一二月に改訂をおこなう。翌六年より国絵図の改訂作業に着手し、同



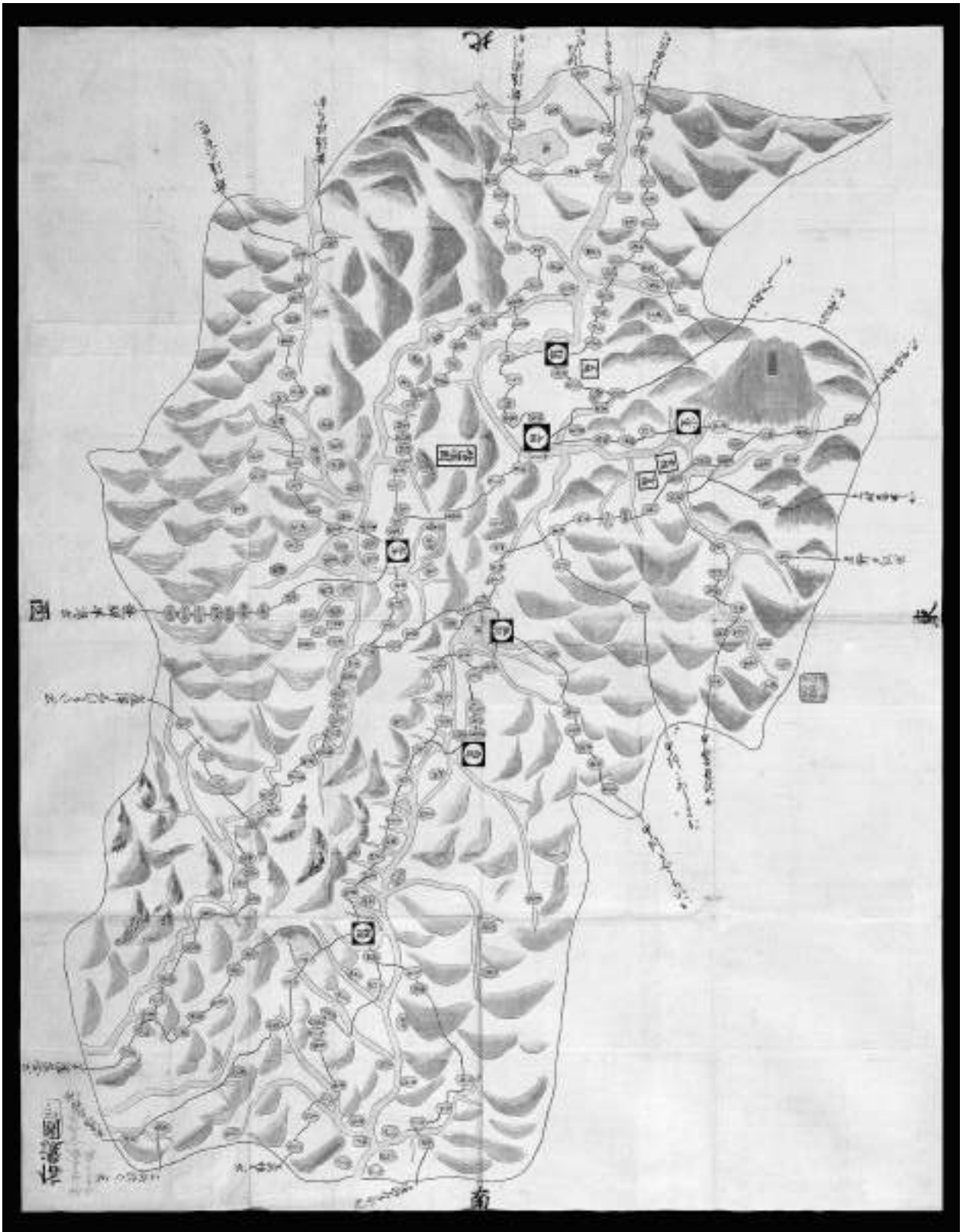


写真1 佐竹家本寛永十年「信濃国絵図」(秋田県公文書館蔵)

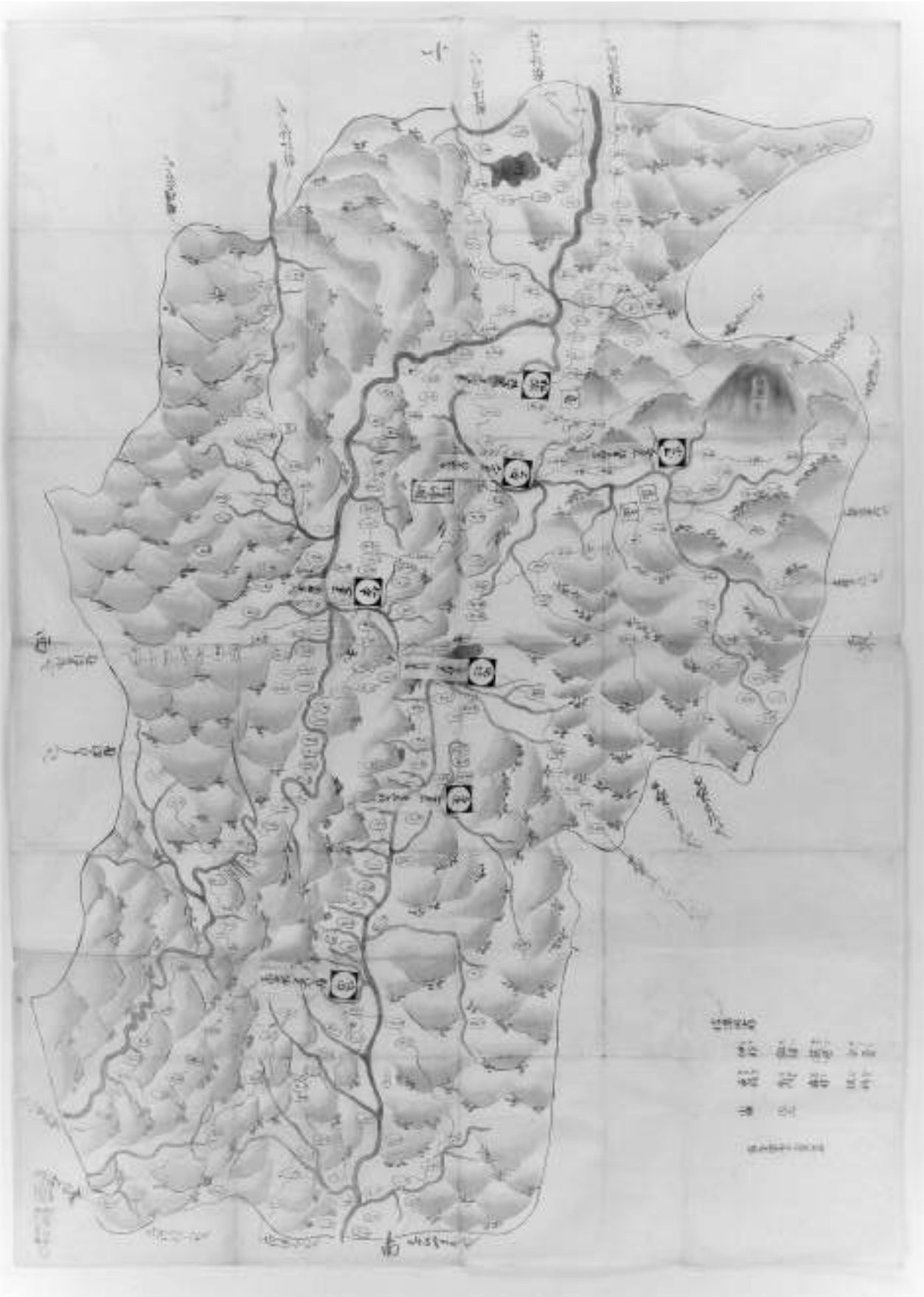


写真2 池田家本寛永十年「信濃国絵図」(岡山大学附属図書館池田家文庫蔵)

九年(一八三八年)一二月までに全国の国絵図の改訂に至る。天保国絵図は、幕府が元禄国絵図を短冊状に何葉分かに切断し、淡彩で薄紙の写にして諸藩に渡し、元禄図と変わった部分だけを紙に書いて添付し、訂正して提出させたている。

今回紹介した「脇坂条書」には、「国境道のりなど違わざる様に」と敢えて記しているように、巡見使への提出を前提とする絵図作成に対する緊張感が窺える。また従来知られている正保度「伊奈郡之絵図」(美博本)とは異なるであろう寛永度の「伊奈郡之絵図」作成があつたものとみられる。これをもとに寛永国絵図が調製されたのだろう。

### (3) 寛永国絵図と正保国絵図の連続性

寛永期における国絵図の徴収は、同一〇年(二六三三年)と同一五年の二回にわたっておこなわれている。寛永一〇年の国絵図は、同年の諸国巡見使派遣に先立ち巡見使から諸藩へ提出を求めたもので同一二一三三年頃までに巡見使によって図面が徴収された。

史料一〇 「寛範随筆」上<sup>32)</sup>

一 五月十三日付にて岩波七郎右衛門殿御状、江戸御年寄衆御書付被<sub>レ</sub>下、信州一国之絵図を致、郷村石高書付御知行方・御藏入ともに絵図調候様に我等より申入候へと被<sub>レ</sub>仰下<sub>二</sub>候、(下略)

史料一一 「御帳抜萃」

同年五月岩波七郎右衛門殿へノ御状ニ江戸御年寄衆信州一国之絵図仕上候様ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>候ニ付、木曾谷中之儀も同意ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>由、御公儀御用之儀候間、少も御如在無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候得共、当谷之儀ハ尾張大納言殿御領分ニ候間、貴様御断被<sub>レ</sub>仰御尤ニ候、何時にても名古屋家老衆差圖次第、谷中之儀可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>旨御答被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>候儀見へ候、同年七月木曾谷中絵図之儀尾州分申来、絵図出来被<sub>レ</sub>遣候趣相見へ候、

いっぽう寛永一五年の国絵図は、「日本国中之物絵図被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>」のため、従来の国絵図の出来が粗略であつた国の関係各藩に対して大目付から提出を求めたも

のである。このときは幕府が一定の作成基準を示したと思われ、特に交通関係の記載が充実している。

正保国絵図の作成・徴収は正保元年(二六四四年)に始まっている。寛永期の国絵図徴収はその前段として位置づけられる。川村は正保国絵図が「寛永期における一連の絵図事業の総決算的な事業」とする。つまり正保度の国絵図は寛永度の郡絵図制作と巡見使による絵図徴収からの事業であつたと推定される。

幕藩体制の中で、家光期の改革「寛永の改革」、すなわち將軍家光への権力集中構築の一環として郡絵図・国絵図・日本総図(六十余州国々切絵図)＝寛永絵図の制作があつたと考えられる。「脇坂条書」では、脇坂氏は絵図の作成を近隣の大名保科氏と連携し入念に調製していたことがうかがえる。これは「伊奈郡之絵図」制作にあつて領主間で相互に情報共有がおこなわれていたことがうかがえるといえる。

## 四 水利相論にみる外様大名と旗本文代寄合

### ―第三条の論点―

#### (1) 水利相論と旗本の「扱」

脇坂条書第三条は出原(下伊那郡高森町)をめぐる水論について安元から指令が出ているので触れてみたい。

一出原と山吹との水ノ出入ニ付、座光寺勘左絵図にて様子御申候付、拙子も不<sub>レ</sub>知事ニ候間、知久伊左殿・小笠原勤負殿致<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>、水三ヶ一山吹へ遣し候、三ヶ二ハ出原筋へとり、其水ハ山吹領と出原と本田之田数次第二分候筈ニ極候て、座勘左ノ知伊左殿・小勤負殿宛所にて書物被<sub>レ</sub>成候間、其書物ハ其方へ請取、勘左殿書物之文牒ニ金左衛門書物をいたし、伊左殿・勤負殿へ渡し水之分領をも御両人衆へ得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>、急度極、出原之百姓共何角と申候共、右之分ニ相定申付存候、則、勘左衛門殿御越候絵図遣候間、様子之段伊左衛門殿・勤負殿へ相尋可<sub>レ</sub>申候也、



現在の高森町域のうち市田・吉田・牛牧・大島山・出原の五カ村は、脇坂領であった。出原は旗本座光寺領千四百一三石のうち山吹村との間で水論が続いていた。このように、「脇坂条書」では「領主・地頭支配違訴訟」すなわち私領主と旗本間の相論について触れられている。

当時の座光寺当主為重が絵図でその実態を安元側に伝えたという。この内容について安元は把握していなかったため、旗本伊豆木小笠原氏の当主小笠原長朝(飯田市伊豆木)、同じく旗本知久昌直(飯田市阿島)と相談の上、水三分の一を山吹側へ流し、三分の二を出原が取るということ、その根拠は双方の本田数で分ける、と取り決めたことが記される。座光寺氏からの知久氏及び伊豆木小笠原氏宛ての書物を脇坂側が受け取り、その書物を座光寺氏の書状の文体で下津屋金左衛門が書き記し、それらを知久・小笠原双方へ渡すこと、そして川の分水量も両旗本から承諾を得て必ず決めるように命じた。出原の百姓が訴えても以上のように定めたのだと納得させよ、という。座光寺から渡された絵図を差し遣わすので、その事情を知久・小笠原へも尋ねよ、と述べている。

出原村と座光寺領山吹村における出原井水の相論は、飯田領が小笠原秀政治世下だった慶長年間より窺える。明暦二年の出原村百姓申訴状(「乍<sup>レ</sup>恐出原村御訴訟申上候御事<sup>34</sup>」)に依れば「小笠原兵部様御代二座光寺様合色々公事被<sup>レ</sup>仰候二付兵部様合御検使二大池金右衛門殿・原与右衛門殿を被<sup>レ</sup>遣、見分二候へとも出原へ之用水二相極り申候事実正二而御座候」と、出原井水が小笠原家の検使により「出原への用水」に決められたのだと出原村百姓衆は記す。しかしその後、「淡路守様御代二罷成、廿五年以前未之六月二又座光寺様合水之やから被<sup>レ</sup>仰懸候故、飯田奉行衆へ理候へハ、検者二小森久右衛門殿・橋詰長左衛門殿・宮崎孫左衛門殿両三人被<sup>レ</sup>参、見分被<sup>レ</sup>申候へ共、これも出原村之水二相極候」と経緯を記し、脇坂領の時代の寛文八未年にも検使が見分した結果、出原村の井水と決まると述べている。

こうした経緯もあるなかで、旗本座光寺氏は、脇坂氏に絵図をもとに論所の確認を求めた。安元は小笠原・知久両氏に対し相談し、結果三分一を山吹へ分水す

ることになったとする指令が「脇坂条書」に記されているのである。

この指示を受けた下津屋景信は出原村百姓に経過を伝えて分水を命じた。

史料一二「一札(山吹出原水分申候出入付)」<sup>35</sup>

山吹・出原水分申候出入付、御両所様御扱三ヶ一本沢江、三ヶ式ハ出原并山

吹御領分之内、かいと両所之本田地棹先次第、水分申候二相極申候上者、以

来共二少茂相違御座在間敷候、為<sup>レ</sup>後日<sup>一</sup>如<sup>レ</sup>件

寛永拾癸酉年

脇坂淡路守内

正月廿一日

下津屋金左衛門在判

脇坂源太夫在判

これによれば、「御両所様御扱」で三分の一を山吹側(座光寺家側)へ、三分の二を飯田藩領出原村と山吹側の両垣内へ本田地分に応じて分水することに決まったので異論なきようにとしている。御両所様は旗本知久・小笠原各氏であるが、この分水をめぐる相論がこの両旗本による「扱」である点に注目しよう。扱(嘩)は、一般的には紛争解決のための方法の一つで、近世裁判制度上では奉行所の裁許(判決)に基づく決着によらず、扱人による調停・仲裁による「内済」を指す。土地・水利相論といった民事相論においては、ことに内済による解決が推奨されたことは広く知られている。大竹秀男によれば、支配違の水論については、幕府法で裁判管轄権の明示がされているものの、直ちには裁判役所への提訴はされず、前段階で内済が勧告されるといい、「裁許で訴訟を終結せしめることは明らかに本意でなく、内済こそが第一義的な訴訟解決手段と目されていたとみる。座光寺氏は、脇坂氏に絵図を提出し論所の確認を求めている。絵図をもとに安元は小笠原・知久両氏を扱人として水論の仲裁を求めた。その結果、「御両所様御扱三ヶ一本沢江、三ヶ式ハ出原并山吹御領分之内、かいと両所之本田地棹先次第」と脇坂氏は、座光寺氏の要求に従って解決文案を作成、両旗本の了承を得て決定し、出原村に遵守するよう触を出したのである。このことから、当事者ではない旗本知久・小笠原両氏が外様大名と旗本の支配違相論の解決を共同で行っていることが知られる。しかしその後、出原村の異義申し立てがあり、解決せずその後も係



争地として論所となっていた。

史料一三「申状」<sup>(37)</sup>

淡路守様御役人方々水分ケ遣可<sub>レ</sub>申旨申渡候得共、出原村ハ日損之場所ニ御座候へハ、水分ケ候ハ、荒所ニ可<sub>レ</sub>罷成<sub>一</sub>と達而御断申候へ共、淡路守様ニハ御大名様之御事故、縦出原村亡所ニ成候とても少々之義小給所分被<sub>レ</sub>貫候事ニ候間、是非是非遣候へと、守護之存亡ニ無<sub>レ</sub>御構<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候故、村々迷惑百姓共難<sub>一</sub>相立<sub>一</sub>事ニ付、出原村之もの共村を立退申候へハ、知久監物様小笠原彈正様、此御両所様御先祖知久伊左衛門様・小笠原鞆負様、右之段被<sub>レ</sub>聞召<sub>一</sub>、御近領之儀笑止ニと被<sub>レ</sub>思召<sub>一</sub>候由ニ而、淡路守へ御扱之儀被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>、出原村之百姓共御返被<sub>レ</sub>成、(下略)御地頭分被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>義ニ候間、右座光寺勘左衛門様御所望之御用水三ヶ一山吹御領分へ相通シ三ヶ二出原村用水ニ可<sub>レ</sub>仕候、其内勘左衛門様御領分垣外両所へも水分候様ニ御定、淡路守様御役人衆分御両所様へ書付御取扱<sub>レ</sub>遊候由及<sub>レ</sub>承候

これによれば、領主である脇坂家による強制的な出原井水の分水命令に対して、出原村百姓が断ったという。脇坂家は止めるどころか取り合わなかった。関係が悪化した出原村百姓中は村から逃散した。隣接する旗本小笠原・知久両氏は脇坂氏に対して「扱い」(仲裁)を申し出て出原村百姓を帰村させた、ただし、「御地頭」(旗本)の命令であるから、取り決め通りに三分の一は山吹へ、三分の二は飯田藩領出原の用水として分水すること、そして出原から座光寺領両垣外へも分水することに決めた、と述べている。

この相論に小笠原・知久両旗本が協力し、論所の「扱」や、逃散する百姓と脇坂氏との対立の「扱」をしている点が指摘できよう。ことに百姓側からは両旗本を「御地頭」と称し、「御地頭分被仰付義ニ候間」と、將軍直臣による「扱」に特別な意味を見いだしている点は注目されよう。

水利相論は、司法的手続きを有する裁判の形式を備えながら、実態は内済至上主義であり、裁判の場に至る前に、藩や代官所役人による徳憑によって内済に導かれるなど、どちらかといえば行政的なもので、中田薫が指摘するように「強制

内済」といふべきものである<sup>(38)</sup>。また、王翔は、「水論は証拠よりも政治的戦略で勝負するもの」で、「当事者が背後にある領主の力を借りた」とし、内済は司法的な判断というよりも、政治的な決着によるものであったと指摘する<sup>(39)</sup>。

「脇坂条書」にはこの時の分水基準が記され、山吹・出原両村の本田数の割合によって水量を分けるとされている。「正保国絵図」の村高によれば両村の村高は次の如くである。

山吹村 正保四年(一六四七年) 四七七石 旗本座光寺領

出原村 正保四年(一六四七年) 一五七七石 外様大名脇坂領

出原用水が小笠原秀政治政期の慶長年間、および脇坂安元治政期の寛文八年には、出原井水が出原村のみに配水されることが確認されているが、寛文一〇年には、出原井水の扱で、出原井水は田数による分水が決められ、座光寺氏に配慮したものとなった。その後、この内済に不満を持った出原村が逃散し抵抗したが、両旗本による扱で村人は帰村したが、分水については出原村二に対し山吹村一で村高の割合とほぼ重なる。実際、出原村への井水は山吹領両垣外へ通水してから出原村に入るもので、結局両旗本は山吹領に有利な裁決を提案したのである。この「両垣外」も、両村で認識の差異があり、明暦の相論では、出原村は「垣外・たいとり垣外・上垣外・下垣外」のうち「垣外・たいとり垣外」を指すとし、残り三垣外に分水する必要はないとする。一方山吹村では垣外全体を「上・下垣外」に呼称していることから、垣外全域への分水を求めた。このときも脇坂家飯田奉行は山吹村の要求通り垣外へ分水するように命じている<sup>(40)</sup>。その後度々相論となったが、原則は山吹村へ有利な分水を命じている。明らかに旗本座光寺氏への有利な判決である。王が指摘するように支配違相論の場合、その内済が往々にして政治的な決着によってもたらされるのである。

## (2) 交代寄合信濃衆

この相論の当事者座光寺氏、扱人である知久・伊豆木小笠原各氏は交代寄合信濃衆と称された。交代寄合の研究は、西田昌樹の研究がまとまっているほか、個

別研究としては美濃衆・三河衆、高木氏、米良氏、菅沼氏などの蓄積がある<sup>(41)</sup>。

このうち信濃衆については、竹村雅夫の研究が先駆的であるほか、千葉拓真の一連の研究が挙げられる<sup>(42)</sup>。

これらの研究によれば、交代寄合は知行高が一万石未満の旗本でありながらも、大名なみの待遇を得、所領に居住して江戸に留守居を置くという特徴がある。このため隔年か数年ごとに参勤交代し、江戸城中では帝鑑間、柳間に席を占めている。表御礼衆二〇家(うち一家は一八三六年より新規)、那須衆四家、美濃衆三家、信濃衆三家、三河衆二家に分かれ、ほかに二家があった。

由緒論から交代寄合を分類した西田昌樹によればおおよそ以下のように整理できる。

①軍事的要所守衛の任務を由緒

例 榊原氏(駿河久能)、朽木氏、五島氏など

②大名の分家、大名家断絶後その名跡を継ぐ家を由緒

例 菅沼氏・生駒氏・最上氏

古い血統など高家筋

例 山名氏・岩松氏・松平氏(三河松平氏)

③国境地帯を党として警衛することを任務とする由緒

那須衆・美濃衆・信濃衆

信濃衆は交代寄合としての活動がみえる一七世紀の史料は皆無である。信濃衆の由緒からその動態を論じた千葉も、江戸時代前期についての活動は不明であるとする。

戦国時代の国衆知久氏は甲斐の武田晴信のために居城神之峯城を落とされ、城主頼元は甲府へ送られ翌弘治元年(一五五五年)殺されたといわれる<sup>(43)</sup>。その子頼氏は徳川家康に仕え、さらに子則直の時、本領伊那郡のうち三千石を与えられた。陣屋は阿島(下伊那郡喬木村)にあった。子孫は二千七百石の交代寄合(分家三百石)として明治に至った<sup>(44)</sup>。

史料一四「寛政重修諸家譜」<sup>(45)</sup>

慶長五年関原の役に供奉す。六年正月信濃国の本領伊那郡のうちにして三千石を賜ひ十九年大坂御陣のとき、信濃国浪合の関をまもる、元和元年の役にも御供に列し、(中略)六年九月信濃国浪合・小野川・帯川・心川四箇所の関をまもり、千三百石余の地をあづけらる、の旨を蒙りのち代々采地に住してこのことをつとむ(下略)

戦国時代の座光寺氏のもとと伊那郡の国衆で武田氏に従属した為清が天正一〇年に敗死し、その子為時が徳川氏の家臣となったとする。山吹領の領主となった。天正一八年に上州大竹に千石で移封、その後、伊那郡山吹(下伊那郡高森町)に移封された時の知行高は一千石であった。大坂の陣の功によって四〇〇石が増され、山吹・北駒場・上平・竜口の四カ村で一千四〇〇石余となった。享保一年、座光寺が勝が作成した伺書を紹介した千葉は、為勝の由緒認識として「権現様を為御用心」被差置、「於所二若異変之儀有之候者、隨身之働相勤」とあり、「用心のため」、在所において奉公する家であると自己規定している。伊豆木小笠原氏についても「代々采地に住し異変のことあらばすみやかに注進すべきむねおほせをかうぶり」と監視・注進の職務を命じられている<sup>(46)</sup>。この三家の江戸時代後期の由緒意識をみると、「関を守り」(知久氏)、「異変のことあれば速やかに注進せよ」(小笠原・座光寺)、「常々在所においてご奉公」(座光寺氏)という使命を帯びていると認識していたことが知られる。千葉はこうした信濃衆三家の由緒意識は、幕府に半ば公認されたものであったであつたとし、異なる由緒でありながら、三氏の在所は、家康・秀忠から命じられた任務を遂行する「御役場」であること、「飯田御城附之御横目」という意識を共通に持っていたことが指摘されている。ただこうした由緒観が一八世紀後半には確認できるものの、「衆」として三家が把握され、共生していたかどうかについては、それをどこまで遡及できるか検討の余地はある。

そこで、改めて「協坂条書」第三条をみると、將軍直臣としての三家が飯田領周辺に配置され、前述のように相論のなかで共同歩調を取っていることが指摘で

さるだろう。寛永一〇年の相論でも、史料一三にみる如く、外様大名である脇坂氏は論人である座光寺氏の山吹村への分水に反対するどころか、「是非是非遣候へ」と出原村百姓の意向を無視し、「出原之百姓共何角と申候共、右之分二相定申付存候」と述べて座光寺氏に有利な分水を積極的に推進している。また、他の二旗本に対しては「扱」を依頼したのである。「横目」の如く飯田藩領に張り付き監視する大名將軍直臣三家に対して、脇坂氏が低姿勢で臨んでいることがうかがえるのである。

飯田に隣接する奥三河も複数の支配が交錯する地域であった。例えば寛文四年、幕府領田代村と交代寄合菅沼家領分下平井村の雁峰山境をめぐる支配違の相論が起こった。この時は、交代寄合の中島重春が扱に及び、内洩となつた。<sup>(47)</sup>澤村怜薫は、支配領主が異なる百姓が交代寄合菅沼氏に「手入」(再調査)と「取捌」(内洩)を依頼し、実際菅沼氏が介入している点から、菅沼氏のほか旗本松平氏、新城菅沼氏、旗本設楽氏といった隣接する奥三河の諸領主たちは相互に連絡を取り合い、そして内に共生していたとみる。<sup>(48)</sup>

一七世紀前半において、知久・小笠原、そして座光寺各氏は少なくとも外様大名脇坂氏との関係において共同歩調を取っており、明らかに三家は一定のまとまり(衆)として自己規定し、脇坂氏もそう意識していたと思われる。

交代寄合はこれまでの研究が指摘するように大名格の旗本であるという家格があった。家格だけでなく「横目」という外様大名監視の役割を有していたこと、また一七世紀前半の史料である「脇坂条書」にみられるように、支配違の領主たちの相論を「内」に解決することが期待されていたことがうかがえるのである。

## おわりに

本稿では、令和三年度に購入した一通の古文書のなかから、論点を抽出して論じたものである。支配が多様な下伊那地域において、「守護」(大名)と「地頭」(旗本・幕領代官)といった双方の関わりについても様々な情報をもたらす史料といえる。個別領主ではなく、下伊那地域の領主層が支配を超えて依存・共生してい

る状況がうかがえる。一七世紀前半の地域史料の残存は限られているなかで、史料の持つ豊かな情報をさらに深め、地域像をさらに明らかにできればと念じているが、紙幅も尽きるので、まずはここで擱筆し後考に期したい。

## 注

- 1 佐々木潤之介「幕藩制第一段階の諸画期について」(『歴史学研究』二六〇、一九六一年)。同編「村方騒動と世直し」上、青木書店、一九七五年。同「慶安の幕政改革」(『幕藩権力の基礎構造』お茶の水書房、一九八五年)など。寛永一〇年代の「荒廢」については藤田寛「寛永飢饉と幕政」(『歴史』五九・六〇号、一九八一・二年、のち藤田「近世史料論の世界」校倉書房、二〇二二年所収)。
- 2 北島正元「寛永期の歴史的位位置」(『幕藩制国家成立過程の研究』吉川弘文館、一九七八年)。
- 3 藤野保「徳川幕閣―武功派と官僚の抗争―」中公新書、一九六五年。同「幕藩体制史の研究」吉川弘文館、一九七五年。
- 4 三宅克広「幕藩制の確立―近世前期の成立を考える―」(『日本近世史入門』勉誠社、二〇二三年、九一頁)。
- 5 同右。
- 6 金井寅之助編『八雲軒脇坂安元資料集』松蔭女子学院大学学術研究会、一九九〇年。
- 7 佐藤進一「新訂増補古文書学入門」法政大学出版局、一九九七年、九五頁。
- 8 小池進「徳川忠長―兄家光の苦悩、將軍家の悲劇―」歴史文化ライブラリー、吉川弘文館、二〇二一年。
- 9 箕輪町誌編纂刊行委員会編『箕輪町誌』歴史編、一九八六年、四六二頁。
- 10 「寛政重修諸家譜」九三七(『信濃史料』二四、二〇四頁。以下「信史」と略)。
- 11 「下伊那史」七、三九五頁。
- 12 注8小池前掲書。
- 13 「信史」二六、三六頁。
- 14 「信史」二六、三六頁。
- 15 「信史」二六、一七二頁。

- 16 寛永九年十一月一日条「大猷院殿御実記」二二（『新訂増補国史大系 徳川実記』二、五七三頁）。
- 17 下重清「徳川忠長の蟄居・改易と「関東御要害」構想」（『地方史研究』二八八、二〇〇〇年）。
- 18 寛永九年一〇月二〇日条「大猷院殿御実記」二二（『新訂増補国史大系 徳川実記』二、五六九頁）。
- 19 小暮正利「近世前期旗本知行形態の動向—寛永地方直しを中心として—」（『駒沢史学』二四、一九七七年）。
- 20 これについて『下伊那史』では、絵図に記されている代官市岡清次の任官年・宮崎重照の没年から勘案し、「美博本」が正保四年二月〜慶安元年七月の間の完成とみる（『下伊那史』七、一九八〇年）。中井博は、正保度「信濃国絵図」が脇坂淡路守（安元）と記されているのに対し、「美博本」には安元の養子脇坂中務少輔（安政）と記され、双方に異同があることに着目し、「美博本」は脇坂安政が飯田から播州竜野へ移封となった際に写し取られた副本であった可能性を指摘している（中井博「信州伊奈郡之絵図」『飯田市美術博物館研究紀要』二、一九九一年）。
- 21 寛永九年一〇月二〇日条「大猷院殿御実記」二二（『新訂増補国史大系 徳川実記』二、五八一頁）。
- 22 寛永一〇年正月一三日「御当家記録」（『信史』二六、二〇頁）。
- 23 『信史』二六、一八頁。
- 24 『大日本古文書 島津家文書』六、二四五六。
- 25 『大日本古文書 細川家文書』二〇〇八。
- 26 『大日本古文書 細川家文書』二一九一。
- 27 『徳川禁令考』前集第三、創文社、一九九〇年、三二六頁。
- 28 川村博忠「寛永一〇年巡見使へ提出した防長両国絵図（控）の現存」（『地図』五九、二〇二一年）。
- 29 川村博忠「寛永期における国絵図の調製について」（『地域—その文化と自然—』福武書店、一九八二年）、川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』一九八四年、古今書院。
- 30 川村博忠「寛永国絵図の縮尺図とみられる「日本六十余州国絵図」（『歴史地理学』三七一五、一九九五年）。
- 31 市村威人『下伊那史』七。
- 32 『信史』二六、五九二頁。
- 33 『信史』二六、五九二・三頁。
- 34 「宮下家文書」（『高森町誌』上巻後編、八四四頁）。
- 35 「宮下家文書」（『高森町誌』上巻後編、八七七頁）。
- 36 大竹秀男「近世水利訴訟法における「内済」の原則」（『法制史研究』一、一九五一年、一八三頁）。
- 37 「宮下家文書」（『高森町誌』上巻後編、八七七頁）。
- 38 中田薫「徳川時代の民事裁判実録」（『法制史論集』三、岩波書店、一九四三年）。
- 39 王翔「近世水利訴訟における戦略と影響要因—筑波地区を事例に—」（『筑波法政』五四、二〇一三年）。
- 40 『高森町史』上巻後編、八七八頁。
- 41 西田昌樹「交代寄合」考」（『宇都宮大学教育学部紀要』三六、一九八六年）。日置弥三郎「交代寄合美濃衆について—特に西高木家—」（『史林』一八三、一九六〇年）。同「交代寄合三河衆中島家について—吉田・田原両藩主との交流を中心として—」（『桜花学園大学研究紀要』一、一九九九年）。伊藤孝幸「交代寄合高木家の研究—近世領主権力と支配の特質—」（清文堂出版、二〇〇四年）。岡崎寛徳「交代寄合の参府と在府」（『大倉山論集』五九、二〇一三年）。大賀郁夫「交代寄合米良氏と人吉藩」（『宮崎公立大学人文学部紀要』二二一、二〇一四年）。澤村怜薫「交代寄合新城菅沼家の家政と領域支配」（中野等監修『近世三河と地域社会』岩田書院、二〇一三年）などがある。
- 42 竹村雅夫「交代寄合「伊那衆」について」（『伊那』一七—四、一九六九年）。「高森町史」（上巻後編、一九七二年）。千葉拓真「一七世紀後半における飯田藩と信濃衆「飯田御用覚書」の分析から」（『飯田市歴史研究所年報』一四、二〇一四年）。千葉拓真「一八世紀後半の交代寄合信濃衆—伊豆木小笠原氏の動向を中心に—」（『論集さんせい』三九、二〇一七年）などが挙げられる。
- 43 平山優「知久頼元・頼氏」（『戦国武将列伝』四 甲信編、二〇二四年）。
- 44 藤井明広「旧交代寄合知久家の明治維新」（『立正大学文学部研究紀要』三三、二〇一四年）。



〇一七年)。

45 『寛政重修諸家譜』。

46 前掲注42、千葉二〇一四年論文。

47 澤村怜薫「三河国交代寄合の家政と領域支配」(『関東旗本知行所の編成と旗本社会』駒澤大学大学院博士論文、一五七頁)。

48 同右。

付記 秋田県公文書館・岡山大学附属図書館からは写真掲載の便を図っていただいた。感謝申し上げます。

研究報告

# 長野県立歴史館所蔵近代郡役所文書についての基礎的研究

## —伝来経緯の検討を中心に—

花岡 康隆

### はじめに

本稿は、当館が所蔵する近代郡役所に由来する公文書について、その総体的把握と現在に至るまでの伝来過程の整理等を試みるものである。

当館が所蔵する近代長野県の行政文書（「公文編冊」）は長野県の近代史研究を進める上で不可欠の史料群であり、幕末・明治初期から昭和二十一年（一九四六年）までの一〇、七八三点が「長野県行政文書」の名称で平成二〇年（二〇〇八年）に県宝に指定されている<sup>①</sup>。しかし、史料群の具体的な形成過程が十分に解明されていないという問題点がある<sup>②</sup>。以下、戦後長野県における修史事業のあゆみと関連付けながら、「長野県行政文書」の現在に至るまでの来歴を概観しておく<sup>③</sup>。

昭和三十八年一月、『長野県政史』の編纂事業にむけた組織として、県庁の文書学事課に県政資料室が設置され、「行政資料」として、戦前より県庁に保管されていた明治・大正期の行政文書及び長野県報の収集・整理・保存事業が開始された。以降、県政資料室によって収集された行政文書の簿冊には、①「長野県政資料室」印の押印、②表紙裏に「年月日・登録番号」の記入、③閲覧公開用の請求番号の付与・ラベルの貼付、といった情報が記録されていくこととなる。その後、昭和四十二年には新県庁舎が完成し、県政資料室による行政文書の収集・整理・保存事業は県立図書館の一室で継続される。この頃までの行政文書の収集状況を反映した文書目録が、後述する『長野県行政資料目録第一集（明治編）』（一九六六年）及び『同第二集（大正編）』（一九六九年）であり、仮にこの段階までの史料群を「群A」と呼んでおきたい。昭和四六〜四七年に『長野県政史』が刊行さ

れるが、その後も行政文書の収集・整理は継続され、県庁だけでなく出先機関に所蔵されたものも収集がなされ、「群A」に追加されていくこととなる。以降の追加分を「群B」と呼んでおこう。

県政資料室が昭和五四年に廃止となると、以降、行政文書の収集・管理の担当は情報統計課→広報課→広報文書課と変遷してゆくこととなる。平成六年に県立歴史館が開館すると、収集された行政文書群が県立図書館より移管される。この段階までの収集状況を反映するのが平成六年刊行の『長野県行政文書目録行政簿冊1 明治・大正編』（平成八年改訂版刊行）である。そして、前述したように平成二〇年には「長野県行政文書」として県宝の指定を受けている。開館から県宝指定までの間にも、僅かではあるが収集・移管された明治・大正期の公文書が追加されたことが想定される。仮にこの追加分を「群C」と呼ぶ。このように、「長野県行政文書」は戦後の修史事業などと連動しながら、「群A」+「群B」+「群C」と、段階的に形成されてきた史料群であるが、前述したようにその形成過程の具体像は未解明の状況にある。

次に、本稿のテーマである郡役所文書に関する基本事項について確認する<sup>④</sup>。明治十一年（一八七八年）の郡区町村編制法によって近代の行政区画として「郡」が成立すると、行政にあたる機関として郡長および郡役所が設けられた。長野県では一六の郡と郡役所が設置されている。郡役所は府県行政の出先機関として郡域内の町・村行政の監督・指導にあたった。郡区町村編制法段階の郡はあくまで地方官庁としての性格が強く、官選の郡長は政府・県による官僚的統治の末端を担っていたとされる。しかし、明治二三年に府県制・郡制が公布されると、郡会

及び郡参事会が置かれたことで郡は自治体としての側面を有することとなった。ただし、郡制公布後も廃止を求めるうごきは強く、明治三二年には郡制改革が行われたが、日露戦争後、財政緊縮政策の一環としての行政組織の簡素化などの狙いから原敬によって郡制廃止が唱えられた。そして、大正一〇年(一九二二年)〔原内閣〕の郡制廃止公布により、大正一二年に郡制は廃止され、大正一五年をもって郡役所も廃止されることとなる。

このように、郡役所は明治一年から大正一五年までの約半世紀にわたって存在した行政機関だった。独自財源を有さなかったこともあって自治体としての性格は未熟だったが、郡域における教育・勸業・土木等の分野への貢献は大きく、明治―大正期の地方行政に重要な役割を果たしたとされる。この郡役所が作成・取得し、組織として保管していた公文書が「郡役所文書」と呼称される。郡行政は地域的特色があり、様々な統計が郡単位でまとめられたことから、当該時期の地方史を研究する上で郡役所文書が有する史料価値は高い。ただし、上述したように、郡役所が大正一五年段階で廃止されていることが史料の伝来上、大きな問題となる。一般的に、各府県では郡役所廃止の段階で重要な公文書は府県庁へ引継がれたものの、多くは廃棄されたり、分散して移管・配布されたりしたため、現在に至るまでに散逸したものが多くからである。現在、確認されている県ごとの残存数の上位を列挙すると、奈良県立図書情報館の一五三七点、秋田県公文書館の九七六点、山口県文書館の九五二点、新潟県立文書館(佐渡郡役所文書)の六〇六点、宮城県公文書館の四二〇点、京都府総合資料館の二四六点という状況になる。郡役所が府県より一段階下の行政単位であることを踏まえると、県によっては万単位・数千単位で残存する府県庁文書に比してその残存数は乏しいと言わざるをえない。都道府県によっては郡役所文書の現存状況が把握されていない地域もある。郡役所文書は膨大に残存する近代史料のなかでも希少性が高く、このことが郡制研究の大きな障壁となっている。<sup>8)</sup>

次に、郡役所文書の先行研究を概観しておきたい。郡役所文書を近代公文書の一類型として最初に位置付けたのは上條宏之である。<sup>9)</sup>一九七〇年代に刊行された

『日本古文書学講座』において「郡役所文書」の項を担当した上條は、長野県行政文書を事例として、郡役所文書の特徴や文書群の構成、郡役所廃止時の引継の状況などについて概観している。その後は群馬県を事例とした小暮隆志の研究<sup>10)</sup>などがあるものの、郡役所文書そのものを対象とした研究は進展がみられなかった。しかし、二〇〇〇年代に入ると、アーカイブズ学や公文書研究の深化を背景として、各県の郡役所文書についての個別的研究や展示活用がすすめられることとなる。そして、二〇〇〇年代後半以降、郡役所文書の研究をさらに深化させたのが丑木幸男である。<sup>11)</sup>丑木は平成一九年以降、全国各都道府県における郡役所文書の残存状況の調査をすすめるとともに、郡役所文書の基本的な特徴や構造、管理体制、郡役所廃止時の文書廃棄や引継の状況などについて、個別的研究と横断的検討の両側面から検討をすすめた。丑木の一連の研究により、郡役所文書研究をすすめるための基本情報の集積と分析視角が構築され、郡役所文書研究が質量ともに飛躍的に進展した。この成果を受けて、各県における公文書館職員を中心に、郡役所文書の研究がすすめられている。<sup>12)</sup>その論点は、大きく分けて以下の(ア)～(オ)に整理できる。

- (ア) 県単位での郡役所文書の悉皆的把握および目録化
- (イ) 郡役所成立段階における先行組織からの文書継受の状況
- (ウ) 郡役所における文書管理規程の成立と変遷、その運用実態
- (エ) 郡役所廃止段階における郡役所文書の廃棄・引継の状況
- (オ) 郡役所廃止後における郡役所文書の管理・保存体制と現在に至るまでの伝来過程

ただし、依然として都道府県ごとの研究蓄積の偏差は大きい。長野県の郡役所文書に関する先行研究としては、前述した上條宏之の成果、近代史料編の一冊として「郡政」を刊行し、県庁文書中の郡役所文書の一部を翻刻した『長野県史』、<sup>13)</sup>長野県における郡役所文書の保存管理規程・郡役所廃止時の引継規程に言及した丑木幸男の研究がある。<sup>14)</sup>しかし、概説的な紹介、散発的な言及に留まっておき、県に残存する郡役所文書の悉皆的把握に基づく体系的な研究はない。

そこで、本稿では長野県における郡役所文書研究の基礎構築という観点から、前述した論点（ア）（エ）（オ）を中心に検討を加えていくこととする。具体的には、長野県における郡役所廃止段階での文書の引継ぎに関する規定や現在に至るまでの伝来を考える上で手がかりとなる文書目録について確認した上で、当館の行政文書群に含まれる悉皆的把握と形態的特徴の分類、現存する郡役所文書と文書目録との突合作業、といった検討作業を行う。そして、当館蔵の郡役所文書の伝来過程について明らかにする。以て「長野県行政文書」の伝来過程究明の一助としたい。

以下、本文・注において当館蔵の「長野県行政文書」又は「県報」を出典として挙げる場合は、簿冊名（一）と識別番号（二）を併記し（例：御巡幸一件（乾）【明11—A—22—6】）、所蔵・史料群名は省略する。

### 一 郡役所廃止段階における文書継受の状況

郡役所廃止にともない、郡役所の事業や公文書を含む所有財産は県または町村に引き継がれた。長野県における、郡役所保有の公文書に対する処置方針については次の史料からその具体相を知ることができる。<sup>18)</sup>

史料1 大正一五年「郡役所廃止善後措置方針」〔大正一五年「知事官房」

事務引継書】〔大15—1—8〕※傍線筆者、〓は改行を示す。

第三 郡役所ヨリ引継ヲ受ケタル事務ノ継受方法等ニ関スル件

1、郡役所ニ於ケル取扱事件ハ努メテ之カ完結ヲ期シ未済事件ヲ無カラシムルコト

2、文書ノ処理方法

イ、大正十四年（度）分以前ノモノ

A、完結編冊文書簿冊ニシテ保存期限ヲ経過シ且ツ保存ノ必要ナキ文書簿冊ハ此際速カニ棄却処分ヲ行ヒ文書目録ノ整備ヲ為スコト

B、整理セル文書目録ノ副本一通縣ニ六月十五日迄ニ提出スルコト（一應地方課へ）

C、大正十四年以前ノ編冊文書中比較的必要ナラサルモノハ倉庫ニ存シ置キ（郡倉庫ハ庁舎同様其ノ儘存置スル見込）

常ニ必要トスルモノノ郡治郡政ノ沿革ノ訴訟調停和解等地方ニ於ケル重大問題ノ証拠資料ノ其ノ他重要ト認ムヘキモノ、編冊アル簿冊図面等ニ限り此際県庁ニ移送セシムル見込ナルニ依リ此分至急調査其ノ目録並冊数枚数調ニ通送付スルコト（一應地方課へ）

尚縣ニ移送スル文書ハB項ノ文書目録及其ノ副本欄外ニ其旨朱記スルコト

D、大正十四年以前ニ着手セル文書ニシテ未完結事件ハ末尾様式ニヨリ縣ニ引継クコト  
口、大正十五年（度）分ノモノ

A、本年中ノ取扱文書ニシテ完結セルモノハ県庁ノ可成分課区分ニ從ヒ総テ索引ヲ付シ編綴ノ上簿冊目録ヲ作り縣ニ引継クコト（一應地方課へ）

B、解決ニ至ラサル事件及完結セサル文書ハ縣庁各課ノ分掌事務ニ区分シ左ノ様式ニ依リ縣ニ引継クコト（一應地方課へ）  
様式

未解決事件		
事件名	経過	処理意見

未完結書類		
事件名	経過	処理意見



備考／郡ニ於ケル懸案未解決事件並特殊施設事項等ニシテ引継ヲ要スヘキ事項アルトキハ事件毎ニ従来ノ経過今日ノ状況将来ニ対スル意見其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ詳述セル調査書ヲ作製シ縣ニ引継クコト(事項毎ニ別紙トシ目録ヲ附シ一括スルコト)

ハ、重ナル事項ノ調査書

懸案事項等ノ外教育産業交通町村行政等各般事項ニ付重ナル事項ノ経過概況及将来ニ対スル意見等ヲ作り前項同様縣ニ提出スルコト

3、台帳例規類ハ之ヲ整理シ左ノ通処理スルコト

イ、町村ニ交付スルモノノ徵稅上設備セル県稅ニ關スル各種營業人台帳ハ之ヲ町村ニ交付スルコト(県稅ノ徵稅事務ハ町村ニ取扱ハシムル見込ナリ)  
ロ、県ニ送付スルモノ

A、町村条例並諸規程類／B、諸例規綴／C、町村會議員名簿／D、町村

予算綴(大正十五年度)／E、町村決算綴(大正十三年度)

掲出した史料1の内容は以下になる。

①大正一四年以前のもの

・完結した事案の文書のうち、保存年限が経過したもので必要ないものは廃棄する(なお、廃棄したのちに文書を整理し、文書目録を大正一五年六月一五日までに県地方課に提出する)。

・比較的重要(必要)なものはそのままだ郡役所の倉庫にて保管する。

・常に必要なもの、郡治郡政の沿革、訴訟調停和解など重大問題の証拠資料、その他重要と認められるものは編冊された簿冊・図面に限っては県に移送する見込みである。

・未完結の事案にかかる文書は県に引き継ぐ。

②大正一五年度分のもの

・年度内に完結したものは県庁の分課区分に応じて整理して索引を付した上で目録化して県に引き継ぐ。

・未完結の事案にかかる文書は県庁の分掌区分に応じて整理して県に引き継ぐ。

③台帳や例規類

・県税の徴税に関するものは町村役場に送る。

・町村条例並諸規程類／諸例規綴／町村會議員名簿／町村予算綴(大正一五年度)／町村決算綴(大正一三年度)は県に送る。

以上の内容を整理・要約すると以下の通りである。

処理方針ア…大正一四年以前のもので、保存年限が経過した文書は廃棄する。

処理方針イ…大正一四年以前のもので必要なものは郡役所の倉庫に留めおいて引き続き保管する。

処理方針ウ…大正一四年以前のもので、重要なもの一部は編冊された簿冊に限り県庁に引き渡す。

処理方針エ…大正一四・一五年度の未完結文書は県庁に引き渡す。

処理方針オ…大正一五年度の完結文書は編冊して県庁に引き渡す。

処理方針カ…台帳や例規類は①県税徴収に関する台帳は町村役場に送付、②例規・台帳類の一部は県庁に送付する。

一連の方針からは、大正一四・一五年度という現用段階の簿冊の移管を優先し、年代的に古い文書は廃棄したり、郡庁舎に残置したりするなどして、県庁への移管数をなるべく圧縮しようとする県の志向性が看取されよう。この志向性は他県でも同様だったことが指摘されている。<sup>19)</sup>この背景には、明治後半以降の県庁における保有文書量の増加が想定される。<sup>20)</sup>

以上、本章でみてきた郡役所廃止段階の処理方針ア～カをふまえた上で、現存する郡役所文書群の伝来過程を検討していく。なお、処理方針カの①(町村役場あて)については現段階では調査できておらず、本稿では検討の対象外とする。

## 二 郡役所文書の伝来過程を示す目録

郡役所廃止後、郡役所が保管していた公文書のゆくえを考える上で手掛かりとなるのが戦前・戦後の各段階で調製された文書目録の存在である。本章ではそれぞれの文書目録の性格について確認しておきたい。

1 戦前段階

(1) 「引継目録」

「長野県行政文書」に含まれる簿冊として伝来しているもので、大正一五年の郡役所廃止段階で県庁に引き継がれた文書の目録にあたる（以下、本稿では「引継目録」と呼称する）。一章で整理した郡役所廃止段階の処理方針のうち、ウ・カの措置が取られた際に作成された目録ということになるが、下高井・上水内・下水内の三つの郡役所のもものが残存している。以下、それぞれの目録に記載される文書の数とその内訳を示そう。

(A) 大正一五年「下高井郡引継書類」【大15-2B-24】

① 完結文書 二九九件四五六冊

大正一五年完結文書…一二七冊／台帳類…二五冊／大正一四年以前の文書…一五七冊

② 未完結文書 四七件

学務課六件／林務九件／兵事課一件／不明二件／産業課一〇件／土木課一四件／社会課二件／産業課三件

(B) 大正一五年「下水内郡引継書類」(大正一五年「下高井郡引継書類」【大15-2B-24】)

① 完結文書 二一四件二三〇冊

・統計書類目録…七冊／郡治郡制沿革ノ部…四六冊／訴訟和解ノ部…二冊  
・大正一五年度完結文書…一五冊

・常に必要と認められる台帳類(学務)…一六冊

・警察署への引継文書…一五冊

・その他引継文書(土木、統計、社会、庶務、文書、兵事、税務、会計)…四九冊

・常に必要と認められる台帳類(兵事、税務、会計その他)…八〇冊



図1-② 「引継目録」のうち未完結文書の記載例 (【大15-2B-24】)



図1-① 「引継目録」のうち完結文書の記載例 (【大15-2B-34】)

②未了文書 四一件

土木課一五件／社会課一件／学務課四件／産業課二二件／産業組合課一件  
／税務課三件／庶務課五件

(C) 大正一五年「上水内郡役所了文書並簿冊引継目録」(大正一五年「郡役所事務引継書(上水内郡役所)」【大15-2B-34】)

①了文書 三八件一一一九冊

知事官房六件一一冊／庶務①二件八冊／庶務②三六件九〇九冊／會計二六件二七冊／地方三〇件六五冊／社会七件八冊／土木九冊／学務一八件五三冊／社寺兵事四件五冊／農商一二件一三冊／統計三件四冊／林務一冊／蚕糸一冊／兵事二八件三三冊／衛生組合・衛生事務三三件三八冊

②未了文書 四一件

郡役所によって形式に差異はあるが、基本的には移管後の課ごとに了文書と未了文書に分けて書き上げており、おおむね措置方針に沿った記載がなされている。了文書については課ごとに保存年限の順に分け、簿冊の作成年度・簿冊名(件名)・冊数を書き上げている(図1-①)。表に示したように、郡役所や課によって保存年限の設定が若干異なっているが、このような郡ごとの運用の差異は今後の検討課題である。未了文書については前掲史料1の「口、大正十五年(度)分ノモノ」のうちのB項にあるように、未了文書の「事件名」と当該案件の「経過」及び「処理意見」を付している(図1-②)。

(2) 「保存目録」

郡役所了後、郡庁舎の倉庫で残置された文書の目録にあたる(以下、本稿では「保存目録」と呼称する)。一章でみた郡役所了段階の処理方針の措置が取られた際の目録ということになる。次の八つの郡役所のものが残存している。

- (A) 大正一五年 文書目録(諏訪郡役所)【大15-2B-32】
- (B) 昭和五年 文書目録(下高井郡)【昭5-A-2】

(C) 昭和五年 文書保存目録(下水内郡連合事務所)【昭5-A-3】

(D) 昭和五年 文書目録(南佐久郡)【昭5-A-4】

(E) 昭和六年 保存文書目録1 西筑摩郡連合事務所【昭6-A-3-1】

(F) 昭和六年 保存文書目録2 小県郡連合事務所【昭6-A-3-2】

(G) 昭和七年 文書保存目録 下伊那郡連合事務所【昭7-A-2】

(H) 昭和九年 保存文書目録 更級郡連合事務所【昭9-A-3】

このうち、(A)の諏訪郡役所の文書目録は郡役所了の段階で調製されたものとしては、現在において残存が確認できている唯一のものである。一章の史料1でみた処理方針において、県は各郡役所に対して、所有する文書の棄却処分を含む整理とともに、文書目録の整備と副本の県への進達を求めている。諏訪郡役所の保存目録はこの時に作成されて県に提出されたものと考えられる。

一方、(B)～(H)は郡役所の後継機関である連合事務所段階において作成された旧郡役所文書の目録である。下高井郡と南佐久郡の文書目録には次のような奥書が記される。

史料2 昭和五年「文書目録(南佐久郡)」【昭5-A-4】

昭和五年十月調査

長野県属 浅川公治(印)

県書記 池田政治(印)

奥書に署名・捺印している二人は県庁の職員であり、これらの目録が県庁による文書調査がなされた際に調製されたことがわかる。列挙したように、残存する目録からは少なくとも昭和五年(一九三〇年)から九年までの時期に集中的に文書の調査と目録の調製が行われたことがうかがえる。連合事務所保管の旧郡役所文書の再調査・整理が行われたのがこの時期であったことになるが、その理由については今後の調査課題である。

残存する郡ごと目録に記載された文書の数を一覧にしたのが表1である。表1に示したように、県庁の課・係ごとに分類され、県庁文書の保存年限区分ごとに書き上げられている(図2)。旧郡役所庁舎に取り置かれた文書ではあるが、あ





図2 「保存目録」の記載例および「廃棄済」印と「保存期限経過」印の拡大（【昭7-A-2】）



くまで県庁の各課が保有・管理する公文書であったことが記載方法からもうかがえると言えよう。また、後述するように、保存年限に基づく段階的な廃棄がなされた際の押印や文書の有無を確認した際のチェックや書き入れなど、県職員による保存・管理の過程を示す様々な痕跡が見られる。なお、更級連合事務所の目録については表紙見返しに文書書庫内における課別の棚配置図が付されており興味深い。

保存目録に記載された文書の数は、最多が更級郡役所の三〇九九冊であり、最少は南佐久郡役所の六三一冊となる。全体を平均すると、約二〇〇〇冊が郡役所廃止後も廃棄されずに残されていたことがうかがえる。

以上の(1)(2)の目録が残存する郡役所については、郡役所廃止段階で、県庁に引き上げられた文書と郡庁舎に残置された文書、それぞれの総数や内訳、

その後の文書の管理体制などをうかがい知ることができる。

## 2 戦後段階

はじめにでも述べたように、昭和三十八年における県政資料室の設置後、明治・大正期の行政文書及び長野県報（当時は「行政資料」と表現）の収集・整理がすすめられていくなかで、段階的に目録が作成・刊行されている。

- (1) A『長野県行政資料目録—「県報」および「公文編冊」関係—第1集（明治編）』（長野県総務部文書広報課、一九六六年二月）、B『長野県行政資料目録—「県報」および「公文編冊」関係—第2集（大正編）』（長野県総務部文書学事課、一九六九年三月）

- (2) 『長野県行政資料目録—「県報」および「公文編冊」関係—第1集（明治編）改訂増補版』（長野県総務部文書学事課、一九六九年一〇月）

(1)のAは県政資料室が設置された後に刊行された目録としては最初のものである。明治期の簿冊のみであるが、年別・行政組織（部・課）別に分類して付された請求記号の順に配列されている。Bはその三年後に刊行された大正期の行政文書及び長野県報の目録である。また、(2)は(1)Bと同年に刊行された明治編の改訂増補版であり、(1)Aの刊行後に見いだされた行政文書を追加した目録となる。この(1)A・B及び(2)によって示された明治・大正期の行政文書群が現在における「長野県行政文書」の母体となっていると言つてよい。

- (3) 『長野県行政資料目録—第1集（明治編）・第2集（大正編）未登録リス卜一覽表』（県政資料室、一九七四年三月）

県政資料室が前項(1)B及び(2)を刊行した後、一九七〇年から一九七二年の間に追加で収集した長野県報及び、一九七二年から一九七四年にかけての時期に、主に地方事務所などから収集・移管した二二六点の行政文書の目録である。この目録に記載された簿冊は戦後の段階まで郡役所の後継機関である地方事務所に取り置かれていたものであったことを示す。すなわち、この目録によって、郡役所廃止後、そのまま郡庁舎の倉庫で保存された文書のうち、戦後の段階で県



【表1】「保存目録」に記載された連合事務所管理下の郡役所文書の数

課	保存年限	諏訪	下高井	南佐久	下水内	小県	西筑摩	下伊那	更級郡	永年合計
		大正15年	昭和5年	昭和5年	昭和5年	昭和6年	昭和6年	昭和7年	昭和9年	
文 書	永年	72	458	22	8	148	36	611	265	1620
	30年					186				
	10年		125	11	2	18		6	84	
	3年				6		17			
庶 務	永年	363	151	102	193	429	116	272	852	2478
	30年		114	8	2	40				
	20年			5			5	11		
	10年	107	62	47	41	49	44	90	45	
	3年	9			17		27	43		
土 木	永年	167	91	58	77	150	13	5	298	859
	30年		17		1	8	8			
	20年						5	7		
	10年	17	3	9	39	15	23	15	14	
	3年				2		4			
土 地	永年	77								77
衛 生	永年	36	22	4	39	37			78	216
	30年		5			11				
	10年	1	6	3		10	17	25	10	
	3年	6			4		4	9		
統 計	永年		64		45	72	2		71	254
	30年				2	11				
	10年				2	10	3		8	
	3年						7			
勤 業	永年		80	6	150			108	101	445
	30年		74		4					
	20年									
	10年		13	12	18				68	
	5年									
産 業	永年	33				85	39			157
	30年					61	1			
	20年						8	8		
	10年	57				50	41	132		
	5年							25		
	3年	19					39	121		
林 務	永年	43	19							62
	10年	13								
産業組合	30年		20							
会 計	永年		122			215			226	563
	30年		103		2	135				
	10年		26	45	26	8			68	
	3年			3	7					
	不明				697					
税 務	永年		11	7		117			10	145
	30年					188				
	10年		181	110	17	3			166	
	3年			17						
学 務	永年	161	74	16	140	73	13	230	262	969
	30年		25		12	86				
	20年						1	75		
	10年	86	19	21		33	34	2	64	
	3年	5		16	8		19	31	6	
社 寺	永年	18	34		51	120	8	11	86	328
	30年		3			17				
	10年	41	19	11	3		9	22	10	
	3年				2		3	4		
兵 事	永年	38	220	72	179	113	7	290	190	1109
	30年		9		2	111				
	20年	144					47		12	
	10年	14	37	26	11	18	11	50	45	
	5年	2								
	4年				1					
財 務	永年	323					40	18		381
	30年				7					
	10年	616			50		203			
	3年	9			11		30			
財務中県関係及税務	10年				146			87		
	5年							1		
会計帳簿	永年						117			117
御下賜金	30年						43			
	20年						1			
	10年						2			
合 計		2490	2207	631	2028	2684	1057	2309	3039	平均 2055.625
永年保存文書合計		1331	1346	562	882	1559	391	1545	2439	9780
現存簿冊合致数		22	5	32	0	0	1	24	9	93

政資料室)に移管されたものが明らかとなる。

(4) 『長野県公文編冊及び行政資料目録 昭和五二年三月一日現在』(長野県総務部文書学事課、一九七七年三月)

一九七四年刊行の(3)以降の明治・大正期の行政文書や県報の追加収集分を加え、さらに一九七三年までの昭和期の簿冊、絵図面類を目録化したものである。

以上の(1)～(4)の目録への掲載の有無によって、その簿冊がどの段階までに県政資料室の所蔵となっていたかを確認することができる。本稿で検討の対象とする郡役所文書の伝来については、はじめにでも述べたように県政資料室による戦後の修史事業との関係性に留意する必要がある、これらの目録への掲載の有無は重要な情報となる。

### 三 長野県立歴史館が所蔵する郡役所文書の検出と形態的特徴

本章では当館が所蔵する郡役所文書の検出作業結果を示すとともに、その形態的特徴を概観する。

#### 1 郡役所文書の検出作業と郡別の残存状況

「長野県行政文書」に含まれる郡役所文書の総数については、五二一点とする県宝指定時の指摘がある<sup>26)</sup>。この数字の根拠は恐らく『長野県行政文書目録 行政簿冊1 明治・大正編』に「〇〇郡役所」と明記されている簿冊をカウントしたものと推測される。しかし、実際には、「長野県行政文書」には、目録に「〇〇郡役所」と記載されていないが明らかに郡役所文書と認められるものや、郡役所の後継機関より移管されたものなどが多数含まれる。悉皆調査を行った上で、あらためてその総数を把握しなおす必要がある。

一般的な行政文書の理解に照らした場合、郡役所文書とは、「郡役所の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、管理・保存していた文書」と定義づけられよう。ただし、郡役所は大正段階で廃絶していることから、伝来パターンでみた場合、①県庁文書群の一部として伝来したパターン、②地方事務

所等、郡役所の後継機関の庁舎に伝来したパターン、③何らかの理由で流出した郡役所文書が収集文書として伝来したパターン、という三つが想定できる<sup>27)</sup>。

このことを踏まえ、本稿では館蔵史料に限定した上で、以下のように郡役所文書の収集対象と認定基準を設定した。

〔収集対象〕

①「長野県行政文書」のうちの行政文書  
②長野県報<sup>28)</sup>

③当館開館以降に追加移管された行政文書・近現代史料

④当館が収集又は購入した古文書及び行政文書

〔認定基準〕

①郡役所職員の作成文書や郡役所の内部文書が綴られていること(例：回議文書、郡行政に関する台帳類)

②郡役所が収受した文書の正本が綴られていること(例：郡長・郡役所宛ての文書、郡役所の収受印が捺された文書)

③郡役所において編綴した簿冊と認められる徴証があること(例：表紙の「〇〇郡役所」などの記載)

④その他、郡役所が保存していた簿冊であると認められること(例：郡役所の蔵書印が捺されたもの、郡役所の後継機関が保存していたもの)

このような方針により検出した郡役所文書を一覧にしたのが後掲の表2である。如上の「収集対象」については、「種別」欄にそれぞれ、①「行政」、②「県報」、③「追加」、④「収集」、と表記した。「認定基準」については、「基準」欄に設定した①～④の基準に該当する番号を記載した。なお、「長野県行政文書」に含まれる簿冊については、行論の都合上、県政資料室で付した登録No.の順番に配列しており、必ずしも編年順・識別番号順とはなっていない。

収集対象となる史料の種類について付言しておく。悉皆的把握を目指す方針から、未編綴の書類や現在で言うところの行政資料類や図書類についても、上記の対象・基準に合致するものについては郡役所文書として認定して検出の対象とし

た。また、各郡役所が管轄下に置いたと考えられる各郡の現地機関や組織(蚕業取締所(蚕種検査所)、海外協会など)の文書についても郡役所文書に準ずるものとして検出した。

検出できた数は九五九点にのぼる。ただし、県庁文書である可能性があるものも含む数字である。また反対に、脱漏があることも十分想定される。それゆえ、あくまで暫定的な数字であることを断っておきたい。いずれにせよ、当館が所蔵する郡役所文書は全国で五指に入る残存数を誇る事が明らかとなった。

なお、表2のうち「文書目録突合結果」の欄に前章で紹介した各種文書目録と現存簿冊との突合作業の結果を記載した。各目録への記載が確認できたものについては「○」を付し、「目録備考」欄には目録の記載上、特記すべき情報を記載した。以下の各章で伝来経緯を検討する際に目録への記載の有無について度々言及するが、その際は当該欄を参照されたい。

検出した郡役所由来の公文書について、郡別の残存状況を示したのが表3である。<sup>29)</sup>一見して突出した残存数を示している上水内郡(一二三三)と下伊那郡(二〇二二)については、後述するように戦後の県政資料室段階での追加収集分をそれぞれ九一点と一七二点含

【表3】郡役所別の文書残存数及び文書目録残存状況

	県宝				追加		収集		その他 図書館	合計	文書目録 残存状況	
	年月日なし		年月日あり		移管	海外	高橋	購入			引継	保存
	行政	県報	行政	県報								
上高井	54		7							62	×	×
下高井	21	5						5		31	○	○
上水内	31		91							122	○	×
下水内	62		1		1					64	○	○
更級	40		1				38			79	×	×
埴科	36									36	×	×
小県	25									25	×	○
北佐久	65					1				66	×	×
南佐久	65				2	1				68	×	○
北安曇	32		1			1		2	1	37	×	×
南安曇	20					1		1		22	×	×
東筑摩	41		1			1				43	×	×
西筑摩	81					1				82	×	○
諏訪	26		4					1		31	×	○
上伊那	14					1		1		16	×	×
下伊那	28		33	139		1		1		202	×	○
合計										986	※重複あり	

んでいる数字である。また、更級郡(七九点)についても歴史館開館後の収集史料群のうちの三八点を含んだ数字である。それらを差し引いてみた場合、西筑摩郡や北佐久郡、南佐久郡、上高井郡などが比較的残存数が多く、その一方で上伊那郡、南安曇郡、小県郡などは特に少ない傾向にある。近代の県庁文書は伝来の過程でイレギュラーな大量廃棄や流出を経たものであることをふまえても、この残存数の多寡には注意が必要であろう。この点については後で再度言及したい。

以下、本稿ではこの検出した郡役所文書が、現在までに如何なる経緯を経て当館に伝来するに至ったかを検討する。

2 郡役所文書の形態的特徴

明治期における長野県行政文書の管理体制に関する基礎的研究を行った児玉卓文は、「装丁の相違や題箋、のちに張付したことが明らか貼紙やラベルの有無と記載事項などは、簿冊編綴の方針や分類、および保存管理の履歴などの一端を物語る」と述べ、簿冊の形態的特徴に基づく分類の有効性を指摘する。<sup>30)</sup>本節ではこの指摘に依拠して検出した郡役所文書の形態的特徴について分類する。

(1) 表紙の装丁

まず注目したいのが表紙の装丁である。収集した郡役所文書の簿冊の表紙については、大きくは、県庁で付されたものと、郡役所段階で付されたものの二つのタイプに分けられる。以下、表2のうち「表紙記載」の欄を参照されたい。また、表紙タイプ別の年代的分布については表4を参照されたい。

① 県庁で付された表紙

柿洪を引いた表紙に「公文編冊」の題箋及び簿冊の年度・課名・表題・郡役所名の箋を貼り付けたものが三九六点確認できる(図3)。これは県庁の文書課で編綴した文書に固有の特徴であることから、このタイプの表紙は、郡役所廃止後に県庁に引き継がれた後、県庁で付された表紙であると判断される。このタイプの表紙を、仮に「県庁」タイプと呼称しておきたい。右端に書かれた課名(地方課、

【表4】表紙タイプ別の残存数（年度別）

	年度別 残存数	県庁			郡A			郡B			郡C			郡D			その他・ナシ		
		行政文書・県報		追加 収集	行政文書・県報		追加 収集	行政文書・県報		追加 収集	行政文書・県報		追加 収集	行政文書・県報		追加 収集	行政文書・県報		追加 収集
		年月日 なし	年月日 あり		年月日 なし	年月日 あり		年月日 なし	年月日 あり		年月日 なし	年月日 あり		年月日 なし	年月日 あり		年月日 なし	年月日 あり	
明治10	2	1					1												
明治12	21	4			1		3	3	2				1	3			2	2	
明治13	18				1		1	1	6		6						3		
明治14	21				1		6	6	1								7		
明治15	16	1			1		4	3		2		2				1	2		
明治16	11							3			5	2						1	
明治17	13				1		1	1			6			1			3		
明治18	8				2						6								
明治19	15				4						10							1	
明治20	9				2			2			5								
明治21	9	3			3			3											
明治22	16	6						3			3			1	2		1		
明治23	11	3			1			3	1		3								
明治24	12				1			4	2		4						1		
明治25	15	1			4			3		2	3						1	1	
明治26	16	6			1	1		5			3								
明治27	15	3			4			1	4		1	1					1		
明治28	11	5			1	1		4											
明治29	14	4			1			6									2	1	
明治30	13	7					1	4	1										
明治31	12	7						3			1						1		
明治32	14	7						5			1						1		
明治33	10	6						4											
明治34	25	9			1	1		4	5	1	2	1					1		
明治35	11	6			2			3											
明治36	13	5			1			1	5		1								
明治37	13	6			1			1	4								1		
明治38	17	8			1			3	3	1							1		
明治39	12	6			1			2	3										
明治40	18	8			1			4	4		1								
明治41	16	7			3			2	3									1	
明治42	23	12			2	1		3	2		1						2		
明治43	20	11						2	5								2		
明治44	20	9			1			2	5	1							1	1	
明治45	9	3			1	1		1	2									1	
大正1	10	6						1			1						1	1	
大正2	10	5						1	2							1		1	
大正3	14	9			1			3									1		
大正4	12	6						5									1		
大正5	12	6			1			3		1						1			
大正6	18	7						8	2								1		
大正7	20	6			2			9								3			
大正8	13	4			1			5		1							1	1	
大正9	31	13			1	1		9		2	2					2		1	
大正10	24	11						10	2	1									
大正11	35	14			1			14	2	1						2		1	
大正12	33	15			1	2		14		1									
大正13	33	23						6	2							1		1	
大正14	46	14			2			23		1					1	1	1	4	
大正15	139	104			7		1	20	1	1	1				1	1	1	2	
昭和5	1																1		
昭和6	1							1											
年未詳	8																	8	
	959	397	0	0	20	49	1	175	125	24	13	60	4	1	5	2	13	41	29
	総点数	397			70			324			77			8			83		

※明治38年には県立図書館所蔵資料1点を含む（郡C）。





図3 「県庁」タイプの表紙の例  
【大14—2E—46】

庶務課、学務課、土木課、林務課)は引き継がれた郡役所文書を管理した部署を示している。また、事案によつては複数の事案や複数の郡役所のものが一冊に合冊されているもの

もみられる。その場合は、事案ごとに中扉の紙を入れている。これは大正一四年・一五年の簿冊に多く、未完結や未編冊の状態で引き継がれるものが多かったためであると考えられる。索引は郡役所の野紙を用いたものが多く、郡役所段階で付されたものをそのまま利用していることがわかる。

以上のことから、郡役所廃止とともに県庁に引き継がれた簿冊のうち、(ア)未編冊のものは県庁において事案等に応じた編綴がなされて県庁文書の表紙が付されたこと、(イ)編冊済みの簿冊であっても多くは表紙を県庁文書のものに付け直されたこと、がわかるのである。

なお、(イ)については、県庁タイプの表紙を有する簿冊は、簿冊に記された年代と表紙が付された段階(大正一五年)が異なるということを示しており、簿冊個々の書誌情報として重要である<sup>(32)</sup>。

②郡役所で付された表紙

無地の板目紙に簿冊の表題等を記したものが五三八点確認できる(図4—①)と、④。表紙の中央に「公文編冊」というタイトルを大書したものの(図4—①)と、同じく表紙の中央に簿冊の内容を示す表題を大書したものの(図4—②)と、④)という二種類に分類される。さらに後者は郡役所名や課・係名などの脇に書かれた情

報によつて三パターンに分類される。前者を「郡A」、後者を「郡B」〜「郡D」、いずれにも分類されないイレギュラーなものを「その他」と仮に呼称しておく。

これらのタイプは郡役所における編綴の段階で付された表紙のまま現在まで伝来したものである可能性が高いと考えられる。仮に「郡役所」タイプと呼称していただきたい。内訳とその特徴を示すと以下のようになる。

〔郡A〕：「公文編冊」+タイトルのみ・七〇点(図4—①)

〔郡B〕：表題+郡役所名・三二四点(図4—②)

〔郡C〕：表題+課・係名・七七点(図4—③)

〔郡D〕：表題+郡役所名+課・係名・八点(図4—④)

〔その他〕：表題のみなど・五九点

〔なし〕：戦前段階の表紙が付されていないもの、未編綴のものなど・二四点  
これらのうち、「郡A」については上水内郡役所のものが大分の六二点を占めており、残りは北安曇郡役所が八点残るのみである。この表紙のタイプは両郡役所特有のものであったと判断できようか。同じく、八点のみを数える「郡D」のタイプについては、明治一二〜二二年の間に上水内郡役所を中心に散発的に残存しており、イレギュラーなものと判断される。また、七七点が残存する「郡C」のタイプも、下水内郡役所のもの(県報三〇点を含む四九点)うち、四八点が年月日あり、上水内郡役所のもの(一点(すべて年月日あり)、北佐久郡役所が六点、東筑摩郡役所が六点、更級郡役所が四点、西筑摩郡役所が一点という内訳となる。年代的にも明治二〇年代後半までに集中しており、これもどちらかといえばイレギュラーなものに分類されよう。

一方、三三四点残存する郡役所名のみを記す「郡B」タイプは、年代や用いる郡役所に大きな偏差は見られず、これが郡役所で用いられる一般的なタイプの表紙であったと判断される。

また、「郡役所」タイプの表紙のものは、郡役所廃止後、台帳類や会議録類、複数年分をまとめた例規類の簿冊が多い傾向にある。また、後述するような数年たつてから県庁に移された簿冊ほとんどはこの表紙タイプに該当する。



図4—①「郡A」タイプの表紙例(【明26—2A—1】)



図4—②「郡B」タイプの表紙例(【明32—2A—28】)



図4—③「郡C」タイプの表紙例(【明34—2E—8】)



図4—④「郡D」タイプの表紙例(【明12—A—35】)

（2）表紙への書入れ・押印・貼紙  
長野県庁文書について考察を加えた前稿でも指摘したように、公文書の簿冊の表紙に記された書き入れや押印・貼紙などは完結した文書の簿冊がどのように管理・保存されていたかを知る上で重要な情報となる。<sup>(24)</sup>前節で分類した表紙のうち、郡役所段階で付されたタイプの表紙にも様々な種類の押印・書入れ・貼紙がある。ただし、そのすべてに対して、どの段階(郡役所、県庁、地方事務所、県政資料室)において、如何なる目的で記入・押印・貼付されたものなのかを検討して判断を下すことは紙幅の都合もあり現段階では難しい。悉皆的な整理・分類は今後の課題としたいが、郡役所ごとに異なる印や貼紙に注目することで、各郡役所における文書管理の実態、すなわち「郡役所ごとの個性」<sup>(25)</sup>を明らかにすることができると思われる。例えば、下伊那郡役所は多くの簿冊に管理番号と推測される情報が記載された薄ピンク色の貼紙が付されている。押印についてもそれぞれの郡役所で見

なっており、例えば更級郡役所に見られる「記帳済」という印は、保存文書への目録台帳の記帳という処理が行われていたことが推測される。また、東筑摩郡役所の簿冊に見られる「永年保存」の角印は完結段階で保存年限を示す押印がなされたことを示す。いずれにせよ、より精緻な整理は別稿を期したい。

一方、異なる郡役所の簿冊に共通してみられる押印として、「第一種」という印(図5)は注目される(表2のうち「県庁」「第一種」印の欄に「○」を記した)。永年保存(第一種)の簿冊であることを示す押印であるが、これは県庁文書にも同じものが確認される。明治末～昭和初期の県庁内で使用された印の印影簿にも同じものが登録されている(昭和六年「(知事官房)印影簿」【昭6—A—6】)。このことから、これは郡役所廃止後、県庁に引き継がれた郡役所文書のうち、郡役所で付された表紙のままで保管することとなったものに対して、県庁の文書課で押されたものと考えられる。そうすると、この印が見られる郡役所文書は戦前段階で県庁に引き継がれたものであると判断できる。これは郡役所文書の伝来経緯を考える上で重要な情報であると言えよう。

#### 四 県政資料室の収集にかかる郡役所文書

前章で検出した九五九点の当館蔵の郡役所文書のうち、大多数の八九九点を占めるのが「長野県行政文書」及び「長野県報」に含まれるもので、いずれも戦後の県政資料室による収集を経た簿冊である。はじめに述べたように、県政資料室では収集した行政文書及び長野県報の簿冊に、①「長野県政資料室」印の押印、②表紙裏に「年月日・登録番号」の記入(図6・7)、③閲覧公開用の請求番号の付与・ラベルの貼付、「県政資料室」の押印、といった情報を残している。

注目したいのは登録番号である。これは県政資料室が収集した行政文書を整理した際に順に付していった番号であることが想定される。県政資料室において如



図5 「第一種」印

られる「記帳済」という印は、保存文書への目録台帳の記帳という処理が行われていたことが推測される。また、東筑摩郡

何なる原則に基づいてこの番号が付されたのかを示す資料や、登録番号の全体像を示す資料は現段階において確認されておらず、現在、調査研究が進められている状況にある<sup>36)</sup>。本稿で収集した郡役所由来の文書に限定してみると、登録番号順に以下のような二つの段階で区切ることができる(以下、表2参照)。

(1) 表2のNo.1～599…登録番号四四四～八一三四までの五九九点

このグループの特徴として、若干の例外はあるものの、①そのほとんどが『長野県行政資料目録第一集(明治編)』(一九六六年)及び『同第二集(大正編)』(一九六九年)に記載がみられること、②いずれも年月日の記載がないこと(図6のようなパターン)、③おおむね明治から大正まで編年で配列がなされていること、という三点を挙げたい。①の特徴は、このグループが県政資料室の設置から一九六九年の段階までに収集されていた史料群であることを示している。また、②③の特徴からは、このグループは県政資料室において、一九六九年までのある段階で一括して登録No.が付されたものであることが想定される。

簿冊の形態の特徴についても偏差がみられる。五九九点のうち、三九七点を占めるのが「県庁」タイプの表紙である。前述したように、このタイプの表紙は大正一五年の郡役所廃止段階で各郡役所から県庁に移管され、県庁の文書課で付されたものであると判断される。県政資料室が収集した簿冊で「県庁」タイプの表紙を有するものは例外なくこのグループに含まれる。

一方で、「郡役所」タイプの(A)～(D)の表紙も二一九点を数えるが、そのうち、表紙に「第一種」印が押されたものは九七点を占めており、県庁に移さ



図6 表紙裏、年月日・登録番号の例 [年月日なし] (【大9—2C—28】)



図7 表紙裏、年月日・登録番号の例 [年月日あり] (【明32—2A—28】)

れて保管されていたことを示している。これらは大正一五年段階で郡役所から移されたのち、表紙を付け直すことはせず、郡役所段階で付した表紙のまま保管されたことを示している。なぜこのような違いが生じたのか、その理由は明確にされないが、会議録や例規類の綴り、帳簿類等が多い傾向にある。これらは一章で見た処理方針力に対応する簿冊群であると想定される。前稿で指摘したように、県庁においても帳簿や台帳類は元課で使用していた表紙のまま保存していたと考えられ、同様の措置が取られたのであろう。

次に、年代的な分布を示すと以下のようになる。

明治期 二〇四点(一〇年代…三三点 二〇年代…三四点 三〇年代…八一点 四〇年代…六六點)

大正期 三九五点(大正一三年…三〇点 一四年…三九点 一五年…一三三點)

全体の三分の二にあたる約四〇〇点が大正期のものであり、特に大正一三～一五年度のわずか三カ年分だけで二〇〇点が集中している。この傾向は大正一四～一五年の文書を優先的に移管するという処理方針ウ・オに合致する。そうすると、この史料群は戦前から県庁舎に保管されていたものということになる。

以上のことから、このグループ(1)の簿冊は、一章でみた郡役所廃止段階の処理方針ウ・カにもとづき、郡役所から県庁に移管されていたもので、戦後、県政資料室が一九六九年までに県庁から収集したものが大部分を占めているものと判断される。すなわち、はじめに述べた、史料群としての「長野県行政文書」の母体となる「群A」の一部に該当する。

(2) 表2のNo.600～873…登録番号八一四〇～八五四三までの二七四點

このグループは戦後、県政資料室が地方事務所等から収集した公文書のリストに記載されたものの大半にあたる一二三冊(上水内八七冊、北佐久一冊、更級一冊、下伊那三〇冊、諏訪四冊)が合致する(表2の「県政リスト」の欄参照)。これらは一章で見た郡役所廃止段階における処理方針イにあたるもの、すなわち、郡役所の庁舎に残置された文書群ということになる。また、このグループのうち一三九



冊を占める下伊那郡役所に由来する長野県報についても、同郡役所で保管され、地方事務所が引き継いでいたものを昭和四五年段階で県政資料室が収集したものである。<sup>38)</sup>

表紙の装丁については、当然ながらすべて「郡役所」タイプであり、「県庁」タイプの表紙や「第一種」印を押したものは皆無である。また、簿冊の残存する年代については、明治一〇年代が三六点、明治二〇年代が四四点、明治三〇年代が一七点、明治四〇年代が一五点、そして大正・昭和期が合わせて二三点となり、年代的に古い明治期前半のものが圧倒的に多いことがわかる。重要なものであっても年代的に古いものは郡庁舎に残置するという処理方針に合致する傾向であると言える。

また注目すべき特徴として、前述のグループ(1)とは異なり、編年の配列となっていないという点である。一方で、やや例外はあるものの、その大半に登録年月日が記載されているという点も大きな特徴として挙げられる。これは整理して登録番号を付した日付と判断されるが、日付と収集対象となった地方事務所ごとにいくつかの群に分けることができる。それらを列挙すると、昭和四七年一月一日(上水内、下伊那)、同四月一日(更級、上水内、諏訪、下伊那)、同四月一日(諏訪)、同五月二三日(下伊那)、同五月二五日(下伊那)、昭和四九年五月二二日(上高井、昭和五〇年一月二五日(上高井)となる。ここから、このグループは昭和四七年以降、県政資料室が地方事務所を対象として収集したものを五月雨式に追加登録していったものと判断することができる。すなわち、はじめに述べた、県政資料室が追加収集した公文書〔群B〕に該当する。

(3) 表2のNo.874～889・登録番号八五六八～八六五五までの一六点

このグループは、八千五百～六百番台の登録番号が付され、年月日記載がないことが特徴である。「県庁」タイプの表紙は皆無である。また、その多くが一九七四年の追加収集リストに記載がなく、一九七七年の目録に記載があることから、七四年から七七年までの間に収集・追加されたものであることがわかる。特に北

佐久郡役所の学務関係の簿冊がまとまっている。このグループに含まれる郡役所文書が県庁内にあったものか、それとも地方事務所から収集したものかは判断が難しいが、県庁で保管されたことを示す「第一種」印が見られるものや、戦後段階の県庁での補修をうかがわせる痕跡があることなどから、県庁内にあったものが中心と考えられる。このグループについても、前項(2)と同様に、県政資料室が追加収集した公文書〔群B〕に該当するものと捉えておきたい。

なお、残る表2 No.890～899の事例のうち、一冊の簿冊を分冊したNo.895～897を除く事例について言及しておきたい。まず、No.890～893については、昭和四九年や五年という年記載があるにもかかわらず、一十番台という数字を付している。純粋な行政文書簿冊というよりは行政資料に近い性質を持つ簿冊であることなどふまえると、これらの事例は昭和四九年以降、従来の方針とはまったく異なる方針のもと整理されて付された番号であると考えられる。現在、その全体像を示すことはできないものの、「長野県行政文書」にはこのような事例は多数見られる。<sup>40)</sup>登録番号・年月日ともに記載されていないNo.894・898・899についても同様の性格を有する簿冊だが、いずれの記載もみられない理由は不明である。以上の事例については郡役所文書のみを検討対象とする本稿では射程にとらえることができないものであり、今後の検討を俟ちたい。

以上、本章では県政資料室の収集にかかる郡役所文書に検討を加えてきた。その結果、一九六九年までに大正一五年の郡役所廃止段階で県庁に移管された郡役所文書を中心とする史料群の母体が形成され(グループ(1))、その後、地方事務所に残置されたものを中心として、段階的に郡役所文書が追加されていった(グループ(2)・(3))様相を復元した。これは、はじめに述べた「長野県行政文書」の段階的形成過程のうち、前者が〔群A〕、後者が〔群B〕に該当するものと想定できる。

ただし、これは当館所蔵の「長野県行政文書」及び長野県報のうち明治・大正期の郡役所由来の簿冊に限定した分析結果である。当該時期の簿冊及び長野県報の全体約八六〇〇点に敷衍できるかは今後の検討課題である。



## 五 歴史館開館後の移管・収集にかかる郡役所文書

当館の開館後に追加移管・収集された史料のなかに含まれる郡役所由来の文書が六〇点検出できた〔表2のNo.900～958〕。県宝指定されている「長野県行政文書」には含まれないもので、前述の「群A」・「群B」とは別の把握となる。

1 県立長野図書館移管資料「高橋伝造収集文書」のうち…三八点〔表2のNo.910～948〕

高橋伝造は明治三十三年、更級郡小島田村（現長野市小島田）に生まれ、長野県師範学校を卒業後、上田市、更級郡、上水内郡の小中学校で勤務、昭和二六年に教員生活を退いた後も更北村（現長野市更北地域）の選挙監理委員や人権擁護委員、公民館長などを歴任した人物である。高橋は教員となつて間もない時期に栗岩英二の指導を受けたことで、職務の傍らで郷土史の研究にも取り組んだ。当該史料群は高橋が収集したもので、昭和四六年に高橋が死去した際に妻・高橋きよ氏から県立長野図書館に寄贈された。そして、当館開館後に県立長野図書館より移管され、当館では古文書として登録されている。

当該史料群に含まれる郡役所文書はいずれも更級郡役所に由来する文書である。未編冊のものや、資料類なども多く含むが、四〇点近くまとまっている。「永年保存」の朱書などがみられることから、郡役所段階では永年保存扱いだったと考えられる徴証を有する簿冊がある。他方で、県庁に引き継がれた郡役所文書の特徴（「第一種」印、「県庁」タイプの表紙など）がみられず、更級郡連合事務所段階の保存目録に登記されているものが七点ある。ここから、当該史料群は、郡役所廃止段階で廃棄された文書または、その後の連合事務所・地方事務所段階で廃棄もしくは流出した文書であった可能性が高い。

2 当館購入史料のうち…一〇点

(1) 二〇一六年度購入史料…一点〔表2のNo.948〕

二〇一六年に古書店を通じて購入した南安曇郡役所文書である。郡役所段階で書かれたとみられる「永年」の朱書きがあるが、明治二四年という比較的古い年代の簿冊であり、県庁に移管された形跡はない。このことから、郡役所廃止段階もしくは連合事務所・地方事務所段階で廃棄された文書である可能性が高い。

(2) 二〇二二年度購入史料のうち…九点〔表2のNo.949～958〕

二〇二一年に古書店を通じて購入した行政文書のうち、郡役所由来のものが未編冊のもの一点を含む九点確認できた。引継目録と合致するものがあること、「第一種」印が捺されていること、いずれも大正期のものであることなどから、これらは郡役所廃止段階で県庁へと引き継がれた簿冊群であったと判断できる。いずれも県政資料室による収集番号が付されていないため、県庁へ引き継がれた後、県政資料室が設置されるまでのいずれかの段階で県庁から流出したものであったと推測される。

3 その他…一一点（含、県立長野図書館所蔵図書資料）

(1) 当館開館後に地域振興局から移管された郡役所文書（下水内一点、南佐久二点…三点〔表2のNo.900～902〕）

二〇〇〇年代に入ってから地方事務所の後継機関である地域振興局（北信、佐久）より移管された公文書に郡役所由来の簿冊が三点確認できた。いずれも旧郡庁舎に残置され、二〇〇〇年代まで半現用の状態にあった簿冊と考えられる。

(2) 近現代史料「海外協会関係史料」のうち…七点〔表2のNo.903～909〕

県立長野図書館を経て当館に移管された史料群である。信濃海外協会は、「各県で移民の支援と海外発展思想の普及を進め」た「民間団体」であり、長野県では一九二二年に設立された。「総裁は県知事であるため、県庁の外郭機関として機能」とされる<sup>⑩</sup>。信濃海外協会地方支部は各地の郡役所内に置かれていたが、当該史料群にはその地方支部の文書をまとめて編綴したものが七点含まれてい

る。これは、郡役所廃止とともに各地方支部が廃止された結果、それぞれが保有していた文書が県庁内の信濃海外協会本部に移管されたことを示している。厳密には信濃海外協会の文書ということになるが、実際には、表紙への郡役所名の記載、郡役所罫紙の使用、郡長による決裁印といった徴証を有することから、広義の郡役所文書と判断した。

(3) 県立長野図書館所蔵図書資料のうち…一点〔表2のNo.95〕

県立長野図書館において図書資料として登録されている明治三八年「長野県庁処務細則」は、表紙に「北安曇郡役所」とあることから、郡役所由来の簿冊であることがわかる。「長野県政資料室」印、表紙見返しの収集年月日・収集番号の記入など、県政資料室の収集にかかる徴証が確認できる。ここから、何らかの理由で歴史館への移管から漏れてしまった簿冊であると推測される<sup>(4)</sup>。

## 六 引継目録・保存目録との突合作業

ここまでの検討結果の確度を高めるため、第二章で見た文書目録のうち、郡役所廃止段階で県庁に引き継がれた際の引継目録及び郡役所庁舎に残置された保存目録との突合作業の結果を提示する。

### 1 引継目録との突合

四章・五章で整理した史料群のうち、県政資料室の収集にかかる簿冊のグループ(1)及び二〇二一年度購入史料は、郡役所廃止段階で県庁に移管されたものと想定されることから、「引継目録」に記載される文書と合致するはずである。そこで、目録が残存する下高井・下水内・上水内の三つの郡役所に由来する簿冊をそれぞれの引継目録と突合した。以下、その作業結果を示す。以下、表2の「文書目録突合結果」の欄を参照されたい。

①大正一五年「下高井郡引継書類」〔大15―2B―24〕

下高井郡役所由来の現存簿冊は合冊も含めて三一冊であり、そのうち、引継目録と合致したものは二四冊となる。いずれも県政資料室の収集にかかる簿冊のグループ(1)及び二〇二一年度購入史料に含まれるものである。なお、この数字は、引継目録に記載される文書全体の約5%に相当する。

なお、後述するように下高井郡役所は連合事務所段階の保存目録も残存しており、のこる七冊のうち長野県報の五冊が「保存目録」と合致した。いずれの目録にも合致しない2点(No.420・951)は、郡役所廃止段階で県に引き継がれていたものである可能性が高く、引継目録への記載漏れ、もしくは引継目録の件名と大きく異なるといった理由で突合できなかった可能性がある。

②大正一五年「下水内郡引継書類」〔大15―2B―24〕

下水内郡役所由来の現存簿冊は六四冊である。そのうち、県政資料室の収集にかかる簿冊のグループ(1)に該当する文書は六二冊で、すべてが引継目録と合致した。なお、この数字は引継目録に記載される文書数の約二六%に相当する。

③大正一五年上水内郡役所完結文書並簿冊引継目録〔大正一五年 郡役所事務引

継書(上水内郡役所)〕〔大15―2B―34〕

上水内郡役所由来の現存簿冊は一一九冊(二冊の簿冊を戦後に分冊したNo.895・897の三冊は除外)である。そのうち、県政資料室の収集にかかる簿冊のグループ(1)の文書は二八冊であり、追加収集分のグループ(2)が九一冊となる。

グループ(1)の文書二八冊のうち、引継文書目録と合致したものは一七冊であった。引継目録に記載される文書数のうちの約5%に相当する(ただし、鑑札類八七二冊を除いた三一九冊を母数として計算した)。一方、引継目録と合致しないものが一一冊(No.94・164・172・188・202・244・267・269・293・368・433)にのぼる。連合事務所段階の保存目録が残っていないためその理由は不明だが、引継目録調整の段階で漏れてしまった可能性がある。もう一つの可能性として、郡役所廃止後、

戦前の段階で県庁での執務の必要上、連合事務所の庁舎から県庁に移管されたという状況が想定される。次項でみるように、このような事例は他の郡役所でも確認できる。特に、上水内郡役所は庁舎が県庁舎と指呼の地（長野市南長野聖徳）に置かれていたことから、郡役所廃止後においても追加での文書移管が容易だった可能性が高い。

## 2 保存目録との突合

二章でみたように、郡役所廃止後、そのまま郡庁舎に取り置かれた文書の保存目録は、諏訪、下高井、下水内、南佐久、西筑摩、小県、下伊那、更級の八つの郡役所のもが現存している。保存目録に記載された文書で現存簿冊と合致するものは九三点を数える。郡別の内訳は、諏訪二二点、南佐久三二点、下高井五点、下伊那二四点、更級九点、西筑摩一点、下水内・小県なし、となる。本来は郡役所庁舎に留め置かれていたはずの簿冊が現在の当館に伝来した経緯としては、明確になる理由として主に以下の三つのパターンに分けられる。

①郡役所廃止後、業務上必要となつて県に移送されたことで県庁文書として伝わったもの

保存文書目録や簿冊そのものに残された書き入れや痕跡等から明らかとなるものとして三九点が確認できる（「目録備考」欄参照）<sup>45</sup>。郡役所廃止後に庁舎に留め置かれた公文書はすべて県庁の各課が保有・管理する文書という位置づけであり、郡役所廃止後における県による町村行政などの際に必要なものもは県庁に移送されることが度々あったことがうかがえる。

ところで、保存目録と残存簿冊との合致数が特に多いのが南佐久郡役所と諏訪郡役所である。南佐久郡役所についてはほぼ全て郡会の議事録で占められている。大正三年以降の通常・臨時郡会の議事録が何らかの理由でまとめて県に移管され、それが永年保存扱いとして体系的に残されて現在に至ったことによる。

諏訪郡役所由来の残存簿冊は三一冊であるが、二一冊が保存目録に記載される

文書と合致した（うち、八冊は郡役所廃止後に県に移送したことが明記される）。これは、諏訪郡役所の保存文書目録の性格に起因する部分が多い。前述したように、現存する保存文書目録のうち、諏訪以外のものが、郡役所廃止後数年が経過した昭和五十九年の段階で保管されていた文書を書き上げた目録であるのに対して、諏訪郡役所については大正一五年の郡役所廃止の段階で調製されたものである。県が郡役所の業務を引き継いだ直後は郡役所庁舎に留め置いたものの、実際には追加で移管が必要となった簿冊が多かったことが想定される。それゆえ、郡役所廃止段階で調製された諏訪郡役所の保存目録に登録された文書は、その後、県に移送された簿冊が多いと考えられる。

なお、三章で述べたようにこのような形で県に移された簿冊のほとんどは郡役所段階で付された表紙のまま保存されている。

②郡役所庁舎に残されたまま廃棄や湮滅を免れ、戦後に県政資料室が収集したものの、もしくは当館に移管されたもの

四章でみたように、県政資料室が昭和四七年以降に地方事務所から収集した公文書群（四章で分類したグループ（2））についても、保存目録と合致するはずである。そのうち、保存目録が残存している下伊那、諏訪、更級郡役所の簿冊で行政文書に分類されるもの二九点（下伊那二四点、諏訪四点、更級一点）が突合できた。また、二〇二〇年に佐久地域振興局より移管されたNo.900も保存目録に登録されていることが確認できた。

③郡役所庁舎から廃棄・流出したのちに当館が収集したもの

いずれも高橋伝造収集文書である。前述したように当該史料群には保存目録が残る更級郡役所由来する文書が伝来しており、そのうちの七点と突合することができた。ただし、注意しなければならないのは、五章でも述べたように、いずれも目録上の登録や表紙への書き入れが永年保存の扱いとなっている点である。それゆえ、いつの段階において如何なる理由で当該文書が郡役所庁舎から流出し、



高橋伝造による収集の対象となったのかは明らかにならない。<sup>(46)</sup>

## 七 郡役所文書の廃棄

最後に、郡役所廃止にともなう文書廃棄の状況について概観しておきたい。郡役所廃止後の文書廃棄については、栃木智子による宮城県の事例についての研究がある<sup>(47)</sup>。栃木の研究によれば、宮城県では郡役所廃止段階で廃棄となった文書目録が残存しており、伊具郡役所では、大正一五年段階で二一〇七冊の文書を保有していたが、郡役所廃止にともなって一〇〇六冊が棄却されたことが明らかとなる。また、宮城県全体では一九三九七冊の文書が郡役所に留め置かれたが、昭和二年までに一四九〇七冊が廃棄されたという。そして、残る約五〇〇〇冊のうち現在の宮城県公文書館に残っているものは四三六冊にとどまっている。

このように、宮城県では、郡役所廃止にともない大量の文書廃棄がなされ、その後も継続的な廃棄時が行われたことが明らかにされている。以下では長野県の状況について検討を加える。

### 1 郡役所廃止段階における文書廃棄

前述したように、長野県は郡役所廃止段階において、郡役所が保有する文書のうち大正一四年以前のもので、保存年限が経過した文書は廃棄するという処理方針を示していた（処理方針<sup>①</sup>）。では実態としてはどうだったであろうか。

長野県については、現段階では廃棄文書目録や、郡役所廃止直前の段階において各郡役所が保有していた文書の総数を示す史料が確認できていないため<sup>(48)</sup>、この段階で行われた文書廃棄の具体的な規模を明らかにすることはできない。

ただし、引継目録と保存目録の双方が唯一残る下高井郡役所の場合、郡役所廃止段階で約二六〇〇冊の文書が存在していたことになる。第二章で見たように諏訪・下水内・小県・下伊那・更級郡役所も連合事務所段階の保存目録から二〇〇〇冊以上の文書を保有していたことが明らかとなる。前述したように、宮城県の伊具郡役所も文書廃棄が行われる前の郡役所廃止段階で二一〇七冊というほぼ同

等規模の文書を保有していたことが明らかにされている。単純な比較は慎まなければならぬが、二〇〇〇〜三〇〇〇冊程度が郡役所廃止段階での郡役所が保有していた平均的な文書量であったと考えるならば、如上の郡役所では、郡役所廃止段階において大規模な文書廃棄は行われていなかった可能性がある。

他方で、南佐久連合事務所は約六〇〇冊、西筑摩郡役所は約一〇〇〇冊という数が保存目録に記載される文書量であり、上述の六つの郡役所と比較すると著しく少ない。そのため、これらの郡役所では比較的大規模な文書廃棄が行われた可能性がある。

以上のことは、郡役所廃止時の県への移管文書の選別や廃棄は、郡役所側に判断が委ねられていた可能性を示している。第四章でみた、郡役所廃止段階で県に移管されたとみられる文書群（グループ（一））の年代的内訳についても確かに大正期の終わりごろの文書が多数を占めているものの、明治・大正初期の文書も相当数が移管されたことがわかる。第二章で述べたような、現在における郡役所ごとの残存数の多寡もこのような事情に由来するのではないだろうか。県としてはなるべく古い簿冊は廃棄するという統一的处理方針を示したものの、一六の郡役所が同時に廃止となるという状況のなかで、実態としては、県への移管文書の選別や廃棄各郡役所の判断に委ねられることとなったのではないだろうか。

ただし、長野県の場合、事前の知事官房から地方課に出された事務引継方針の原案段階で、郡役所事務引継にともなう文庫建設（建設費一〇万円）が計画に挙がっていた（結果的には廃案）。また、文書廃棄を積極的にすすめるような指示自体もない<sup>(49)</sup>。ゆえに、県が一概に文書廃棄に積極的であったと評価しうるかどうかは注意が必要である。

### 2 連合事務所に保管された文書の廃棄

郡役所庁舎に留め置かれ、その後の連合事務所に引き継がれた文書群の管理については、保存目録等からその実態がうかがえる。まず、いずれの連合事務所においても保存年限が設定されている。この保存年限については、連合事務所ごと



に設定の年限が異なっている。そして、「昭和〇年保存期限経過」「廃棄済」の印や書き入れ(図2)がみられ、昭和五年以降、昭和一六年に至るまで継続的に保存年限の経過状況の調査と廃棄が行われていたことがわかる。<sup>50)</sup> いずれの連合事務所でも、昭和一六年に有期限(三〇年以下)の文書はほとんどが廃棄対象となっている。

一方、表1でみたように、保存目録が現存する八つの郡役所を合わせると一万冊近くの永年保存文書が存在していたはずであるが、当館に伝来したものであるという限定ではあるものの、現在残るのは九〇冊程度(全体の1%程)であり、その残存状況は壊滅的といつてよい。永年保存文書についても、終戦間際や終戦直後にイレギュラーかつ大規模な廃棄が行われている可能性が高い。終戦間際の昭和九年、政府は「決戦非常措置要綱」を閣議決定し、戦時体制の強化を図った。そのなかで、官公舎・企業・家庭が保有する物資の「積極的活用」と称した供出を求めており、官庁が有する「不要」な公文書は廃棄の上で再利用することが奨められている。<sup>51)</sup> これを受けて、埼玉県では大正期以来の郡役所文書が廃棄されたことが明らかにされている。<sup>52)</sup> また、終戦直後に兵事関係の簿冊を中心とした大規模かつ徹底した文書廃棄が行われたことも知られる。<sup>53)</sup> 連合事務所の保存目録や引継目録に郡役所が管理していた多数の兵事文書が登載されているにも関わらず現在はまったく残存していないことはこのことが背景にある。<sup>54)</sup>

前章で述べたように、当館が所蔵する高橋伝造収集文書は更級郡役所から流出した永年保存文書であると考えられるが、その流出の契機はこのようなイレギュラーな廃棄であったことは想定できる。また、昭和八年に、諏訪地方事務所が保管していた旧郡役所文書のうち神社明細帳・財産台帳・神職身分関係の簿冊五冊(いずれも永年保存文書)を神社協会諏訪郡支会に下付したという事例もあり、<sup>55)</sup> さまざまな契機で旧郡役所文書が流出したことが想定される。

### 3 県庁に引き継がれた文書の廃棄

郡役所廃止時に県庁に引き継がれた文書の総数は明らかにならないが、「引継

目録」が残存する三つの郡役所をみると、下高井が四五六冊、下水内が二三〇冊、上水内が鑑札八七二冊を含む計一一一九冊であった(二章参照)。前項で述べたように、このような多寡は、移管文書の評価選別が実態としては各郡役所に委ねられた結果であることが想定される。このようにして県庁に引き継がれた文書については、基本的には県庁各課が保有する通常の簿冊と同様に、保存年限の区分に従って廃棄がなされたと考えられるが、その実態については明らかにならない。また、前項で述べたような終戦間際及び終戦直後のイレギュラーな廃棄によって、県庁文書とともに旧郡役所文書も永年保存扱いの文書であっても相当数が廃棄・湮滅したと想定される。六章でみたように、引継目録が残存する郡役所では、その現在の簿冊の残存率は五―二五%程度である。

以上、郡役所文書の廃棄の状況について概観した。文書廃棄の実態は不明な部分が多く、推測の域を出ない叙述に終始してしまつた。連合事務所・地方事務所の各段階における文書管理制度や文書廃棄の実態も含めて、今後さらなる検討を深めていく必要がある。<sup>56)</sup> いずれにせよ、現存する郡役所文書群は、伝来の過程で大多数が廃棄・湮滅等で失われた末に伝わったものであることは間違いなく、あらためて近代郡役所文書の希少性が浮き彫りとなると言えよう。

### おわりに

以上、七章にわたって当館が所蔵する郡役所文書と関係する諸課題について検討を加えてきた。

悉皆的な調査によって館蔵の郡役所文書の総数を把握し、その特徴を整理した。検出した九五九点という数は、全国的にもトップクラスに入る残存数となる。残存する明治・大正期の長野県庁文書群における郡役所文書の比率の高さは当該史料群の特徴の一つとして位置づけられると考える。また、郡役所文書の形態的特徴や残存状況、郡役所廃止時の措置方針や戦後における修史事業の経緯、残存する文書目録の内容等に紐づけて検討を加え、館蔵郡役所文書の伝来経緯を一定程

度明らかになることができた。すなわち、当館が所蔵する郡役所由来の文書のうち、「長野県行政文書」に含まれるものは、郡役所廃止段階において、①各郡役所から県庁に移管されたもの、②そのまま郡庁舎に残置されたもの、という大きく分けて二つのグループに分かれ、それぞれ戦後の修史事業のなかで県政資料室によって異なる段階に収集されたものであった。

郡役所の廃止は、日本の近代以降では最大規模の行政機関の廃止とされる。郡役所文書の研究は、廃絶した組織体が保有していた文書の処理はどうあるべきかという現在の課題を考える素材にもなりうるのではないだろうか。

先行研究が皆無に等しいテーマであり、基礎研究の構築を目的としたため、収集した情報の羅列に終始してしまった。それゆえ本格的検討は今後の課題とせざるを得ない。以下、検討課題を何点か列挙する。

一つは、郡役所における文書管理の解明である。各郡役所における文書管理規程の収集はほとんど進んでいない。県庁の文書管理規程との関係性などをふまえながら分析を加えることが求められる<sup>57)</sup>。また、三章で述べたように、郡役所文書の形態的分析は各郡役所における文書管理の具体相を明らかにしうる素材であり、さらなる精緻な整理・検討が必要である。

二章で提示した「引継目録」と「保存目録」の検討も大きな課題である。これらの目録に記載される文書群の内容を明らかにすることで、かつて存在していた郡役所文書を体系的に把握することが可能となる。そこから、郡役所がいかなる原理にもとづいて公文書管理を行っていたのか、さらには当時における郡役所の機能や県の行政機構上における位置づけの解明といった郡役所研究そのものにも資することが可能となるだろう。

本稿では、館蔵史料を対象を限定したが、県政資料室による収集の対象とならず、かつての郡庁舎に取り置かれた郡役所文書が現在までに何らかの形で残存している事例がある。各地域の史料所蔵機関などと連携をとりながら、調査をすすめていく必要がある<sup>58)</sup>。

また、四章でも述べたが、本稿はあくまで「長野県行政文書」のうちの郡役所

由来の文書に限定した伝来研究である。本来的には「長野県行政文書」全体を対象とした伝来経緯こそが先に解明されるべき課題であると言える。これについては、現在進行中の研究プロジェクトに委ねざるを得ないが、その成果が公表された後に、あらためて本稿の検討結果の当否について再検討を加えたい。

最後に実務上の課題を指摘しておきたい。現在、「長野県行政文書」は県政資料室が収集した際に年度・部課を基準に付していた請求記号順に目録を編成し、配列している。しかし、本稿で明らかにしてきたように、「長野県行政文書」に含まれる郡役所文書は、大正一五年の郡役所廃止段階で、県庁に移管すべきと判断されたものと、そうでないものが含まれている。現状ではそれらが同列に並べられ、外見的にはその区別がまったくわからない状況となっている。郡役所廃止時における公文書の評価選別という歴史的段階で分かれた史料群が混在し、区別できない状態なのである。ある史料の史料的价值を考える際、伝来経緯という情報が大きな判断材料になることは言うまでもないが、それが極めて曖昧な状況となっていることになる。史料の伝来論という立場からも現在の「長野県行政文書」の目録編成には課題があると言わざるを得ない。この問題の具体的な解決方法は現状では見当たらないが、将来にわたる課題として提起して置きたい。

#### 注

1 「長野県行政文書」の概要と県宝指定の経緯は、児玉卓文「長野県行政文書の県宝指定」(『アーカイブズ』三六号、二〇〇九年)を参照。

2 「長野県行政文書」の管理体制について個別実証的に検討した先行研究としては、児玉卓文「明治前期の長野県行政文書の管理と保存」(『長野県立歴史館研究紀要』一三〇号、二〇〇七年)、拙稿「明治後半・大正期長野県庁における公文書管理体制復元の試み—完結処理から廃棄までの過程を中心に—」(『長野県立歴史館研究紀要』三〇〇号、二〇二四年)などがある。また、令和五年度より福島正樹を代表とした研究プロジェクト「長野県行政文書(公文編冊)」の形成過程に関する基礎的研究(科学研究費補助金 令和五年度(二〇二三年度) 基盤研究(C))が開始してい

- る。
- 3 福島正樹「長野県における公文書・地域資料の保存と現代史の編纂」(『信濃』七三巻四号、二〇二一年)。
  - 4 現在の県立歴史館においても、簿冊の登録・管理にこの請求番号を用いている。
  - 5 以下は柴田知彰「郡役所文書群調査研究便覧(秋田県)①―郡関係法制―;郡制」改正前―(『秋田近代史研究』五六号、二〇一七年)、同「郡役所文書群調査研究便覧(秋田県)②―郡関係法制―;郡制」改正後―(『同前』五七号、二〇一八年)、同「郡役所文書群調査研究便覧(秋田県)③―各郡役所管内地図・各郡歴代郡長一覽―(『同前』六〇号、二〇二二年)を参照。
  - 6 芳賀明子「失われた行政文書―戦中・終戦時における行政文書の廃棄について―」(『埼玉県立文書館紀要』八号、一九九五年)は埼玉県立公文書館の寄託古文書群や県関係の個人資料の中に旧郡役所文書が散見される要因として、戦中・終戦時における組織的な公文書廃棄を想定している。
  - 7 丑木幸男「郡役所文書の基礎的研究」(科学研究費用補助金研究成果報告書、二〇二二年)による。
  - 8 例えば、伊藤康「近代郡制度に関する一考察―再置県鳥取を事例として―」(『鳥取県立公文書館報』一〇号、二〇〇一年)は鳥取県の郡制度研究の課題として「郡役所文書の量的・質的限界」を挙げる。また、郡制研究の最新成果である谷口裕信「近代日本の地方行政と郡制」(吉川弘文館、二〇二二年)も同様のことを検討課題として挙げる。当館所蔵の明治〜大正期の古文書・近現代史料にも郡役所関係史料(郡役所発行の文書や記録類など)が多数あり、当該期の私文書を理解する上で郡行政の解明は重要と考える。
  - 9 上條宏之「郡役所文書」(『日本古文書学講座 第九巻 近代編Ⅰ』雄山閣、一九七九年)。
  - 10 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)(二)(三)」(『双文』五・六号、一九八八・一九八九年)。
  - 11 石倉光男「神奈川県管内郡役所史料について」(『神奈川県立公文書館紀要』三号、二〇〇一年)、山崎一郎「明治〜昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」(『歴史学研究』七九〇号、二〇〇四年)、同「安藤紀一」(旧郡衙記録保存之件建議―大正十五年の郡役所廃止時における文書保存の要望書―(『山口県文書館研究紀要』三三三号、二〇〇六年)、清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について―郡区町村編制法期の東京府を中心として―」(『明治大学大学院研究年報』三四号、二〇〇五年)、武田信也「南海部郡役所の文書廃棄と移管」(『大分県地方史』一九二号、二〇〇五年)、栃木智子「郡役所廃止と文書廃棄」(『宮城歴史科学研究』六一号、二〇〇六年)、同「郡役所文書の引継・廃棄目録について」(『近代史料研究』六号、二〇〇六年)など。
  - 12 二〇〇六年度に郡役所廃止八〇年を契機とした企画展がいくつかの県で行われた。兵庫県公館県政資料館・神戸大学地域連携センター「郡役所文書の世界展」(二〇〇六年六月〜七月)(概要等については奥村弘・深見貴成「県政資料館、神戸大学文学部地域連携センター共同企画「郡役所文書の世界」について」(『兵庫のしおり』九号、二〇〇七年)を参照)、大阪府公文書館「企画展 近代大阪府の郡役所―廃止から八〇年―」(二〇〇六年六月〜七月)、埼玉県立文書館「第五二回収蔵文書展 郡役所半世紀の光芒 郡長たちのアーカイブズ」(二〇〇七年一月〜三月)など。
  - 13 丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」(『記録と史料』一七号、二〇〇七年)、同「郡役所文書の廃棄と保存」(『地方史研究』三三六号、二〇〇七年)、同「兵事史料の形成と焼却―郡・町村文書を中心―」(『歴史評論』六八九号、二〇〇七年)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(二)」(『別府大学大学院紀要』一一号、二〇〇九年)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(三)」(大正六年の郡役所文書の横断的研究―(『同前』一二号、二〇一〇年)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(三)」―佐賀県における郡役所文書―(『同前』一三三号、二〇一一年)、同「郡役所文書の保存と管理―大分県を事例として―」(『名古屋大学文書資料室紀要』一九号、二〇一一年)、同「郡役所文書の基礎的研究」(注7)、同「熊本県における郡役所文書の管理」(『地方史研究』六二巻二号、二〇一二年)、同「郡役所文書の基礎的研究(四)」―奈良県における郡役所文書の管理―(『別府大学大学院紀要』一四号、二〇一二年)、同「宮崎県の郡役所文書」(『別府大学紀要』五三三号、二〇一二年)、同「隠岐地方における公文書管理」(『同前』五四号、二〇一三年)、同「近代郡役所文書の基礎的研究(五)」―三重県における郡役所文書の管理―(『別府大学大学院紀要』一五号、二〇一三年)、同「近代地方行政組織における公文書管理―山口県の郡役



- 所を事例として—」(『近代日本研究』二九号、二〇一三年)など。
- 14 福島幸宏「郡役所の廃止と文書整理—京都府内の郡役所を例として—」(『京都府行政文書を中心とした近代行政文書の史料学的研究』二〇〇五—二〇〇七年科学研究補助費研究成果報告書、二〇〇八年)、太田富康「郡役所の文書と情報2—埼玉県県の郡報—」(『埼玉県立文書館紀要』二六号、二〇一三年)、同「郡役所文書の情報と機能—埼玉県・郡制施行以前一八七九—一八九六—」(『近代地方行政体の記録と情報』岩田書院、二〇一〇年、初出二〇〇八年)、柴田知彰「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について—」(『郡区町村編制法』下を中心として—)(『秋田県公文書館研究紀要』一四号、二〇〇八年)、同「秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について—」(『郡制』下を中心として—)(『同前』一五号、二〇〇九年)、同「秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討—」(『郡区町村編制法』下について—)(『同前』一六号、二〇一〇年)、同「秋田県における郡役所の文書管理状況について—県庁内務部作成の巡察報告書の分析—」(『同前』一七号、二〇一一年)、注5柴田論文、関根豊「神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察」(『神奈川県立公文書館紀要』八号、二〇一〇年)、小幡圭祐「山形県に残る郡役所文書」(『山形県県史だより』九号、二〇一二年)など。
- 15 注9上條論文。
- 16 『長野県史 近代史料編 第二卷(二) 政治・行政 郡政』(長野県史刊行会、一九八七年)。
- 17 注13丑木「郡役所文書の廃棄と保存」、「近代郡役所文書の基礎的研究(二)」、注7丑木著書。
- 18 本史料については注9上條論文を参照。
- 19 例えば、注13丑木論文「近代郡役所文書の基礎的研究(三) —佐賀県における郡役所文書—」など。
- 20 大正一五年段階の県庁文書は、第一種(永年保存)一六三〇五冊、第二種(三〇年保本)二三〇〇冊、第三種(一〇年保存)三七三〇冊、図書三七一三冊という量だったことが知られる(大正一五年「知事事務引継書」【大15—1—8】)。
- 21 下水内郡役所の引継文書目録が下高井郡役所の引継文書の簿冊に綴られている理由は不明。県庁での編綴の際に誤ったものだろうか。
- 22 ただし、うち八七二冊は鑑札の類が占めており、人口の多い長野町を管轄下に置いていたことが反映された冊数となっている。
- 23 その後、昭和一七年の地方官官制の改正により、一六の地方事務所(現在の地域振興局の前身)が設置される。
- 24 浅川公治は昭和五年段階で知事官房の職員であることが確認できる(内閣印刷局『職員録 昭和五年七月一日現在』一九三〇年、国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧)。ただし、この奥書がみられるのは掲出した南佐久郡及び下高井郡のみであり、南佐久郡については、その後も昭和九年度、昭和一七年度調査の際の奥書も記されている。このような運用の違いが生じている理由については不明である。
- 25 「復命書 他(下伊那地方事務所)」【昭43—Q—7】に綴られている。なお、諏訪市図書館にも図書資料(請求記号: N317/14/3)として所蔵されている(現物は未確認)。
- 26 注1児玉論文。
- 27 注9上條論文は郡長・郡吏員・郡会議員などを務めた個人の家に伝来した例を挙げる。当館においても、例えば古文書の「芦田宿本陣土屋家文書」などが典型的なそれに該当する史料群となるが、郡役所が組織として保存・管理していたものとは言えないため、本稿の検出作業の対象からは除外した。
- 28 厳密には「行政資料」に分類され、行政文書とは異なる範疇に入る史料であり、県政資料室が刊行した目録類でも行政文書とは別個に把握しているが、①戦前段階においては行政文書と未分化の状態と保存されていたと考えられること、②後述するように県政資料室において行政文書と連番で登録番号を付していることから、広義の郡役所文書と捉えることとし、収集の対象とする。
- 29 表3においては、大正期の簿冊にみられる複数の郡役所の文書を一冊にまとめて編冊したものを別個にカウントしているため、実際の簿冊の冊数より総数が多くなっている。
- 30 児玉卓文「明治前期の長野県行政文書の管理と保存」(『長野県立歴史館研究紀要』一三号、二〇〇七年)。
- 31 郡役所名を( )書きにする簿冊が一定数あるが、理由は不明である。
- 32 そのため、「県庁」タイプの明治期の郡役所文書の簿冊は、同じ年次の県庁文書



と比較すると明らかに表紙の紙質や題箋の形式や字体が異なっている。同じ年次を有する簿冊であるが、前者が大正一五年（もしくはそれ以降）の段階で明治の年次を書いて付された表紙であるのに対して、後者が明治期当時に付された表紙であるためである。

- 33 近代長野県では県庁文書以外の公文書も「公文編冊」というタイトルを用いることがみられた（大井隆男「市町村役場文書」〔日本古文书学講座第九巻 近代編Ⅰ〕雄山閣、一九七九年）。郡役所についても、例えば東筑摩郡役所の文書管理規程に「公文編冊」と呼称する規定がみられる（「郡長交代事務引継書（東筑摩郡役所）」【明41—2 A—7】）。
- 34 注2 拙稿。
- 35 注14 柴田「秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について」、同「秋田県における郡役所の文書管理制度の展開について」。
- 36 注2 「『長野県行政文書（公文編冊）』の形成過程に関する基礎的研究」。
- 37 注2 拙稿。
- 38 ほとんどの県報の表紙見返し部分に「昭和四五年八月一日長野県下伊那地方事務所より保管転換」という貼紙が付されている（表2備考欄参照）。なお、県政資料室の追加収集リストにも県報がリストアップされているが、現在所蔵する県報との対応関係が判然としないものが多く、突合作業はしていない。
- 39 注38で見たように、下伊那郡役所由来の県報は表紙見返しの貼紙に保管転換の年として昭和四五年とあるが、記載された年月日は昭和四七年でありズレがある。
- 40 例えば、二章で見た保存目録はいずれも昭和五年という年代で、下高井はNo.170、下水内はNo.171、南佐久はNo.169、西筑摩はNo.204、小県はNo.203、下伊那はNo.236、更級はNo.309となっている。
- 41 高橋伝造及び同氏収集文書については、『長野県立歴史館収蔵文書目録2 県立長野図書館移管文書（二）』（長野県立歴史館、一九九八年）の解題を参照。
- 42 森武麿「ブラジル移民から満州移民へ―信濃海外協会を対象として―」（『比較民俗研究』三三三号、二〇一九年）。
- 43 「郡役所廃止善後措置方針」には次のようにある（〳〵は改行）。
- 郡役所内ニ在ル各種団体又ハ区域トスル各種団体ノ処理方法ニ関スル件
- （中略）
4. 学務課関係
- （中略）
- 左記各団体ノ各郡支会又ハ支部ハ廃止スルコト、ナルヘシ  
飛行協会郡支会／在郷軍人後援会／海事協会
- 44 その他、①明治一九年「長野県収税部処務細則」（図書館請求記号N317/132）〔長野県第式部土木課〕「長野県政資料室」印、表紙見返しに県政資料室受け入れNoとして「445」（637を訂正）とあり。②明治一九年「長野県庁処務規程 明治一九年更正」（図書館請求記号N317/133-1）〔長野県第式部土木課〕「長野県政資料室」印、表紙見返しに県政資料室受け入れNoとして「447」とあり。③明治三三年一〇月「処務規程 郡長委任条件 土木課道路開鑿係」（図書館請求記号N317/133-2）〔長野県第式部土木課道路開鑿係〕「長野県政資料室」印、表紙見返しに県政資料室受け入れNoとして「446」とあり。この三点も歴史館への移管から漏れた可能性が高い（いずれも「信州デジタルコモンズ」(<https://www.ro-da.jp/shinshu-commons/>)にて確認（最終閲覧日二〇二三年二月三〇日））。
- 45 No.1は大正一五年に県の指示で諏訪郡役所から大蔵省に進達され、それが県に戻されそのまま県庁で保管されたものである。また、保存目録には後からの「○」や「〇」の書き入れ、小さな「長野県」印の押印などがしばしばみられるが、これらは県に移送した簿冊であることを示すために付されたものと判断できる。
- 46 No.928・929は昭和における文書調査の段階で目録に抹消線が施されており、すでに存在が確認できておらず、流出していることがわかる。
- 47 注11 栃木論文。
- 48 下水内郡役所については明治二三年段階で約一七〇〇冊の保有があったことが知られる（『文書編冊目録』（『庶務之部別冊重要雑書類（下水内郡役所）』【明23—2 A—17】）。また、明治四一年の「郡長交代事務引継書（東筑摩郡役所）」【明41—2 A—7】では郡長の交代にあたってこの段階の東筑摩郡役所の公文書の引継が行われているが、目録は残っていない。
- 49 昭和元年「文書雑件」【昭1—A—2】。
- 50 昭和一七年に地方事務所が設立しており、旧郡役所文書の所管は県庁から地方事

務所に移ったと考えられる。

51 武田信也「戦時下大分県における文書整理について」〔大分県公文書館だより〕八号、二〇〇一年。

52 注6芳賀論文。

53 小松芳郎「終戦時の文書廃棄」〔信濃〕五五巻八号、二〇〇三年）など。

54 郡役所の兵事史料については注13丑木「兵事史料の形成と焼却」を参照。

55 「秘書雑件・文書雑件・文書例規（知事官房）」〔昭8-A-4〕。

56 地方事務所の処務細則については、「庁達例規綴」〔昭17-A-2-2〕に昭和十七年のものが綴られる。また、昭和戦前期の上高井地方事務所・下水内地方事務所  
の処務細則中の文書保存規定などが管見に入っている（「一般行政諸綴（昭一七  
（二））〔昭23-Q-2〕」、「庁中諸規程・例規・通ちよう関係（下水内地方事務所）  
〔2017-169〕」。上高井地方事務所については、設置段階での旧連合事務所（経済  
部上高井出張所）からの引継文書のリストも残るが、郡役所段階の文書は書き上げ  
られていない。

57 後考のため、現段階で管見に入っている郡役所の文書管理規程や関係例規を挙げておく（紙幅の都合上、簿冊名は省略）。（明治一九年）「長野県郡役所処務規程」〔明23-2A-17〕、（明治三〇年）「長野県郡役所処務規程準則」〔明30（県報）-2〕、（明治三三年）「郡文書事務ニ関スル件」〔明33-2A-1〕、（大正三年）「下水内郡役所処務規程」〔大10-2A-19〕、（大正六年）「改正）小県郡役所処務規程」〔大6-2A-13〕、（大正八年）「改正）更級郡役所処務規程」〔大9-2A-18〕、（大正一〇年）「北安曇郡役所改正処務規程」（注16一九八頁）、（大正一〇年）「北佐久郡役所処務規程」〔大10-2A-19〕、（大正一〇年）「上水内郡役所処務規程」〔大11-2A-17〕など。以上の史料からは、各郡役所において準則を基準とした文書管理の手續きが定められ、大正期までには、郡役所によって職務分課に差異はあるものの、三種の保存年限（永年・一〇年・三年）や文書係による完結文書の集中管理など、県庁と同様の文書管理体制が郡役所でも共通して成立していたことがうかがえる。

58 例えば、『長野県史 近代史料編 第二巻（一）政治・行政 県政』三七〇頁では、南安曇教育会所蔵の『米価調節関係 南安曇郡役所 自大正七年』という簿冊が採録

される。





58	行政	1897	明	30	2A-6	内務部	第1課(庶務・会議)関係	地方課	自明治廿九年 至明治三十年	議事録	西筑摩郡参事会	西筑摩	県庁	3272	—	①			○	○	○			
59	行政	1897	明	30	2A-7	内務部	第1課(庶務・会議)関係	地方課	明治三十年	議事録	西筑摩郡会	西筑摩	県庁	3273	—	①			○	○	○			
60	行政	1897	明	30	2A-8	内務部	第1課(庶務・会議)関係	地方課	明治三十年	議事之部	下水内郡役所	下水内	県庁	3274	—	①②③			○	○	○	○		
61	行政	1897	明	30	2A-12	内務部	第1課(庶務・会議)関係	地方課	自明治廿七年 至明治卅年	議事庶務・文書成例	北安曇郡役所	北安曇	県庁	3280	—	①②③			○	○	○	○		
62	行政	1897	明	30	2A-13	内務部	第1課(庶務・会議)関係	地方課	自明治廿七年 至明治卅年	例規書類	更級郡役所	更級	県庁	3281	—	①②③			○	○	○	○		
63	行政	1897	明	30	2B-3	内務部	第2課(土木)関係		自明治二十一年九月 至明治三十年七月	鳴岩川ニ関スル書類	諏訪郡役所	諏訪	郡B	3285	—	①②③			○	○	○	○		
64	行政	1897	明	30	2C-1	内務部	第3課(学務・戸籍・社寺)関係	学務課	自明治十九年 至明治三十年	学務例規	更級郡役所	更級	県庁	3286	—	①②③			○	○	○	○		
65	行政	1898	明	31	2A-5	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	明治三十一年	議事録一、二合冊	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3352	—	①③			○	○	○	○		
66	行政	1898	明	31	2A-6	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	自明治三十年 至明治卅一年	郡会参事会ニ関スル部	下水内郡役所	下水内	県庁	3353	—	①③			○	○	○	○		
67	行政	1898	明	31	2A-7	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	明治三十一年	議事之部	(下水内郡役所)	下水内	県庁	3354	—	①②③			○	○	○	○		
68	行政	1898	明	31	2A-13	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	明治三十一年	町村学校・組合規約編冊	小泉郡役所	小泉	県庁	3363	—	①②③			○	○	○	○		
69	行政	1898	明	31	2A-16	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	明治三十一年	町村紛議調和一件書類	下伊那郡役所	下伊那	県庁	3368	—	①②③			○	○	○	○		
70	行政	1898	明	31	2A-17	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	自明治廿七年 至同三十一年	御料地ニ関スル事件留	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3369	—	①②③			○	○	○	○		
71	行政	1898	明	31	2A-18	内務部	第1課(会議・庶務・市町村)関係	地方課	自明治二十八年 至明治三十一年	訴訟裁決書類	埴科郡役所	埴科	県庁	3370	—	①②③			○	○	○	○		
72	行政	1899	明	32	2A-7	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	明治三十二年	郡会議事録・郡参事会議事録	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3431	—	①③			○	○	○	○		
73	行政	1899	明	32	2A-8	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	自明治二十六年 至同三十二年	議事之部別冊・郡会議事録	下水内郡役所	下水内	県庁	3432	—	①③			○	○	○	○		
74	行政	1899	明	32	2A-10	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	自明治三十一年 至明治三十二年	議事・庶務・文書・成例	北安曇郡役所	北安曇	県庁	3435	—	①②③			○	○	○	○		
75	行政	1899	明	32	2A-11	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	自明治廿五年 至明治卅二年	例規緊要書類	更級郡役所	更級	県庁	3436	—	①②③			○	○	○	○		
76	行政	1899	明	32	2A-12	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	自明治三十一年 至同三十二年	庶務関係書類・例規之部	更級郡役所	更級	県庁	3437	—	①②③			○	○	○	○		
77	行政	1899	明	32	2A-16	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	明治三十二年	町村分合境界変更之部	南佐久郡役所	南佐久	県庁	3442	—	①②③			○	○	○	○		
78	行政	1899	明	32	2A-25	内務部	第1課(会議・庶務)関係	地方課	自明治三十一年 至明治三十二年	訴訟裁決書類	小泉郡役所	小泉	県庁	3453	—	①②③			○	○	○	○		
79	行政	1900	明	33	2A-4	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十三年	会議録ノ一及二、御料地境界踏査図(上伊那郡・西筑摩郡界)	(西筑摩郡役所)	西筑摩	県庁	3504	—	①②③			○	○	○	○		
80	行政	1900	明	33	2A-5	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十二年 至同三十三年	郡会参事会ニ関スル部	下水内郡役所	下水内	県庁	3505	—	①②③			○	○	○	○		
81	行政	1900	明	33	2C-2	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治二十五年 至同三十三年	学務規格	諏訪郡役所	諏訪	学務	県庁	3535	—	①②③			○	○	○	○	目録では明治25~41年・3冊
82	行政	1900	明	33	2C-3	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治廿三年 至同三十三年	学務ニ関スル成例	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	3536	—	①②③			○	○	○	○	
83	行政	1900	明	33	2C-4	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治三十一年 至同三十三年	学務関係書類・例規之部	更級郡役所	更級	学務	県庁	3537	—	①②③			○	○	○	○	
84	行政	1901	明	34	2A-4	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治廿九年 自明治三十四年	庶務例規留	埴科郡役所	埴科	県庁	3583	—	①②③			○	○	○	○		
85	行政	1901	明	34	2A-5	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治二十七年 至同三十四年	庶務成例綴	上高井郡役所	上高井	県庁	3584	—	①②③			○	○	○	○		
86	行政	1901	明	34	2A-15	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十四年	会議録・郡参事会会議録	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3596	—	①③			○	○	○	○		
87	行政	1901	明	34	2A-16	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十三年 至同三十四年	決議書	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3597	—	①③			○	○	○	○		
88	行政	1901	明	34	2A-17	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治二十六年 至明治三十四年	議事ニ関スル例規	埴科郡役所	埴科	県庁	3598	—	①②③			○	○	○	○		
89	行政	1901	明	34	2A-18	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十四年	郡会参事会ニ関スル部	下水内郡役所	下水内	県庁	3599	—	①②③			○	○	○	○		
90	行政	1901	明	34	2A-20	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治二十三年 至同三十四年	郡市長会議一件綴	上高井郡役所	上高井	郡B	3600	—	①②③			○	○	○	○		
91	行政	1901	明	34	2C-2	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治三十三年 至同三十四年	学務成例綴	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	3618	—	①②③			○	○	○	○	
92	行政	1901	明	34	2C-3	内務部	第3課(学務)関係	学務課	明治三十四年	稟年成例	西筑摩郡役所	西筑摩	学務	県庁	3619	—	①②③			○	○	○	○	
93	行政	1901	明	34	2C-4	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治三十年 至明治三十四年	例規留	埴科郡役所	埴科	学務	県庁	3620	—	①②③			○	○	○	○	
94	行政	1901	明	34	2E-1	内務部	第4課(農商)関係		自明治二十八年一月 至明治三十四年十二月	公文編冊 農工商成例	ナシ	上水内	郡A	3651	—	①②③	○		○	○	○	○		
95	行政	1912	明	45	2E-1	内務部	学務課関係	学務課	明治三十四年【四十五年】	公文編冊 農工商ニ関スル成例	ナシ	北安曇	郡A	3652	—	①②③			○	○	○	○		
96	行政	1901	明	34	2E-2	内務部	第4課(農商)関係		自明治三十年 至*三十四年	農商成例	下伊那郡役所	下伊那	郡B	3653	—	①②③	○		○	○	○	○		
97	行政	1901	明	34	2E-7	内務部	第4課(農商)関係		自明治三十五年 至明治三十四年	気象観測例規	更級郡役所	更級	郡B	3658	—	①②③	○		○	○	○	○		
98	行政	1902	明	35	2A-2-1	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十五年	御料林境界調査公用材私下盗伐木ニ関スル書類 二冊ノ内一	西筑摩郡役所	西筑摩	県庁	3673	—	①②③			○	○	○	○		
99	行政	1902	明	35	2A-2-2	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十五年	御料林境界調査公用材私下盗伐木ニ関スル書類 二冊ノ内二	ナシ	西筑摩	県庁	3673	—	①②③			○	○	○	○		
100	行政	1902	明	35	2A-14	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治廿四年 至明治卅五年	郡会決議書之部	(下水内郡役所)	下水内	県庁	3689	—	①②③			○	○	○	○	目録では明治34~35年	
101	行政	1902	明	35	2A-15	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治二十六年 至同三十五年	郡参事会議事録	下水内郡役所	下水内	県庁	3690	—	①③			○	○	○	○		
102	行政	1902	明	35	2C-3	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治二十二年 至同三十五年	学務例規	小泉郡役所	小泉	県庁	3721	—	①②③			○	○	○	○		
103	行政	1902	明	35	2C-4	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治三十三年 至明治三十五年	通牒及規定文書類	上高井郡役所	上高井	県庁	3722	—	①②③			○	○	○	○		
104	行政	1894	明	27	2B-7	内務部	第2課(農商・土木)関係		明治廿七年	官有地一件	下伊那郡役所	下伊那	郡B	3765	—	①②			○	○	○	○		
105	行政	1903	明	36	2A-4	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	明治三十六年	訴訟訴訟和解関係書類	南佐久郡役所	南佐久	県庁	3781	—	①②③			○	○	○	○		
106	行政	1903	明	36	2A-5	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係		明治三十六年七月調成	町村公借金台帳	上高井郡役所	上高井	郡B	3782	—	①③			○	○	○	○		
107	行政	1903	明	36	2A-9	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十五年 至同三十六年	郡会参事会ニ関スル件	下水内郡役所	下水内	県庁	3789	—	①②③			○	○	○	○		
108	行政	1903	明	36	2A-11	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十三年 至明治三十六年	議事・庶務文書成例	(北安曇郡役所)	北安曇	県庁	3793	—	①②③			○	○	○	○		
109	行政	1903	明	36	2C-2	内務部	第3課(学務)関係	地方課	自明治三十五年 至明治三十六年	成例綴	北佐久郡役所	北佐久	県庁	3814	—	①②③			○	○	○	○		
110	行政	1903	明	36	2C-3	内務部	第3課(学務)関係	学務課	自明治三十四年 至明治三十六年	学務規格	諏訪郡役所	諏訪	県庁	3815	—	①②③			○	○	○	○	目録では明治25~41年・3冊	
111	行政	1904	明	37	2A-4	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十三年 至明治三十七年	例規書類 庶務之部	更級郡役所	更級	県庁	3927	—	①②③			○	○	○	○		
112	行政	1904	明	37	2A-5	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係	地方課	自明治三十五年 至同三十七年	庶務成例綴	上高井郡役所	上高井	県庁	3928	—	①②③			○	○	○	○		





Table with columns for year, department, document type, and details. It lists various historical documents from the Meiji and Taisho eras, including administrative records, council minutes, and correspondence. Each entry includes a unique identifier and a brief description of the document's content and location.



Table with columns for document ID, year, month, volume, department, relationship, location, title, content, and other details. It lists various historical documents from the Meiji era, including administrative records, school records, and financial documents.





370	行政	1923	大	12	2F-10-5	内務部	農務課関係		大正十二年改定【昭和六年】	町村農会会則	下高井郡役所	下高井	農商	郡B	6879	—	①②③	○	表紙、四角線に括られた「第一種」印（「一」は朱書き）、「8月21日引継受」の印、「昭和六年」は鉛筆書き			○	○		
371	行政	1923	大	12	2A-13-2	内務部	地方課関係	地方課	自大正十一年 至大正十二年	郡会事件 二冊ノ内二	諏訪郡役所	諏訪	庶務	県庁	6938	—	①③				○	○	○	大正11年・12年を県へ送付	
372	行政	1923	大	12	2A-13-1	内務部	地方課関係	地方課	自大正十一年 至大正十二年	郡会事件 二冊ノ内一	諏訪郡役所	諏訪	庶務	県庁	6939	—	①③				○	○	○	大正11年・12年を県へ送付	
373	行政	1923	大	12	2A-10	内務部	地方課関係		大正十二年	臨時郡会会議録	南佐久郡役所	南佐久	庶務	郡B	6940	—	①③		「大正十二年三月 郡会議出席簿（南佐久郡臨時郡会）」を綴じ込む		○	○	○	本庁へ引き揚げ	
374	行政	1923	大	12	2A-12	内務部	地方課関係	地方課	自大正九年 至大正十二年	郡参事会事件	諏訪郡役所	諏訪	庶務	県庁	6941	—	①③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○	大正9年～12年を件へ送付	
375	行政	1923	大	12	2A-11	内務部	地方課関係	地方課	自大正六年 至大正十二年	郡参事会ニ関スル部	下水内郡役所	下水内	議事	県庁	6942	—	①③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
376	行政	1923	大	12	2A-9	内務部	地方課関係	地方課	自大正九年 自大正十二年	郡参事会会議録	諏訪郡役所	諏訪	庶務	県庁	6943	—	①③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○	大正9年～12年を件へ送付	
377	行政	1923	大	12	2E-9	内務部	学務課関係	学務課	自大正六年 至同十二年	校地・校舎・図書館・教員住宅	上水内郡役所	上水内	学務	県庁	6975	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○	未完結文書を編綴したものか	
378	行政	1923	大	12	2E-7	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至大正十二年	校地校舎教員住宅関係書類	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	6976	—	①②③				○	○	○		
379	行政	1923	大	12	2E-8	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至大正十二年	学校舎等ニ関スル件	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	6987	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
380	行政	1923	大	12	2E-10	内務部	学務課関係	学務課	大正十二年	学務例規／実業補習学校教員履歴書／学校休業日程簿／木曾高等女学校教員進退申請簿／図書館員進退申請簿	埴科郡役所／下水内郡役所／西筑摩郡役所／同上郡役所／同上	埴科 下水内 西筑摩 西筑摩	学務	県庁	6990	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり、中扉あり			○	○	○	目録は年次なし
381	行政	1923	大	12	2E-11	内務部	学務課関係	学務課	自明治四十五年 至大正十二年	学事成例	上水内郡役所	上水内	学務	県庁	6991	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
382	行政	1923	大	12	2F-6	内務部	農務課関係		大正十二年	長野県梓川関係農業水利改良計画書	南安曇郡役所	南安曇	郡B	7034	—	③	○	表紙「第一種」印（2つ）、「□□ □□ 四四 保存□□ 水」の印及び書き入れ			○	○	○		
383	行政	1922	大	11	2A-30	内務部	地方課関係	地方課	自明治四十一年 至大正十一年	歳入出決算書・積立金歳入出決算書	下水内郡役所	下水内	会計	県庁	7036	—	①③				○	○	○		
384	行政	1923	大	12	2A-20	内務部	庶務課関係	庶務課	大正十二年	基本財産不動産管理処分関係	ナシ	下高井	庶務	県庁	7043	—	①②		索引（郡役所異紙）あり、表紙に郡役所名の記載なし		○	○	○		
385	行政	1923	大	12	2K-1	内務部	林務課関係	学務課	自大正十一年 至十二年	県有林ニ関スル書類	更級郡役所	更級	林務	郡B	7044	—	①②③		表紙に「三年保存」の朱書き、「記帳済」印		○	○	○		
386	行政	1923	大	12	2E-22	内務部	学務課関係		明治四十一年一月【大正十二年】	社寺有林管理方法台帳	北安曇郡	北安曇	郡B	7057	—	③?	○	表紙、「大正十二年」は後から書入れ（ペン書き）、「大正十二年」の書入れ（鉛筆書き）			○	○	○		
387	行政	1923	大	12	2A-27	内務部	地方課関係	地方課	自大正四年 至大正十二年	庶務関係成例	上高井郡役所	上高井	庶務	県庁	7061	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
388	行政	1923	大	12	2E-12	内務部	学務課関係	学務課	大正十二年	成例	下高井郡役所	下高井	学務	県庁	7068	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
389	行政	1923	大	12	2A-18	内務部	地方課関係	地方課	大正十二年	郡制廃止ニ関スル書類	下水内郡役所	下水内	県庁	7076	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○			
390	行政	1923	大	12	2E-14	内務部	学務課関係		大正十二年度	学務雑件	上高井郡役所	上高井	学務	郡B	7077	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり、表紙に「一種」の朱書き		○	○	○		
391	行政	1923	大	12	2F-10-3	内務部	農務課関係		自大正十二年【昭和六年】	町村農会会則書類	西筑摩郡役所	西筑摩	農商	郡B	7082	—	①②③	○	索引（郡役所異紙）あり、表紙「永年」の朱書き、「8月21日引継受」「昭和六年」の鉛筆書き（ただし、捺消線あり）		○	○	○		
392	行政	1923	大	12	2A-25	内務部	地方課関係	地方課	自大正九年 至大正十二年	町村条例ニ関スル件並規程ニ関スル件	北安曇郡役所	北安曇	庶務	県庁	7092	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
393	行政	1924	大	13	2A-17	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十三年 至大正十三年	町村廃止分合名称変更・境界変更字名称変更・役場位置ニ関スル件	東筑摩郡役所	東筑摩	庶務	県庁	7168	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
394	行政	1924	大	13	2E-2	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	小学校明細簿	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7170	—	①③				○	○	○		
395	行政	1924	大	13	2A-20	内務部	地方課関係	地方課	自大正十年 至大正十三年	町村条例及規程ニ関スル件	南佐久郡役所	南佐久	庶務	県庁	7178	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり、表紙「小県郡役所」を「南佐久郡役所」に訂正		○	○	○		
396	行政	1924	大	13	2A-23	内務部	地方課関係	地方課	自大正十一年 至同十三年	町村併合ニ関スル文書	上水内郡役所	上水内	庶務	県庁	7179	—	①②③				○	○	○		
397	行政	1924	大	13	2A-15	内務部	地方課関係	地方課	大正十三年	町村決算書	埴科郡役所	埴科	庶務	県庁	7181	—	①②③				○	○	○		
398	行政	1924	大	13	2A-14	内務部	地方課関係	地方課	大正十三年度	町村歳入出決算書類	西筑摩郡役所	西筑摩	庶務	県庁	7182	—	①②③				○	○	○	目録に県への移送を示す「◎」の記入	
399	行政	1924	大	13	2E-7	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	学校職員進退立案簿／宿直規程／教員進退業議簿／小学校教員台帳	北佐久郡役所／南佐久郡役所／上水内郡役所／上水内郡役所	北佐久 南佐久 上水内 上水内	学務	県庁	7190	—	①③		中扉あり			○	○	○	
400	行政	1924	大	13	2A-22	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十三年 至大正十三年	庶務成例	下水内郡役所	下水内	庶務	県庁	7196	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○	目録は4冊	
401	行政	1924	大	13	2E-26	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	実業補習学校教員台帳	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7220	—	①③				○	○	○		
402	行政	1924	大	13	2F-6	内務部	農務課関係		大正十二年一月一日ヨリ実施ノモノ	町村農会会則	更級郡役所	更級	産業	郡B	7221	—	①②③	○	表紙「拾年保存」の朱書き、「記帳済」印、「8月21日引継受」		○	○	○		
403	行政	1924	大	13	2F-5	内務部	農務課関係		【自明治三十年 至大正十三年】	（普通農業）農商成例	西筑摩郡役所	西筑摩	農商	郡B	7235	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり、表紙「永年」の朱書き、「自明治三十年 至大正十三年」は赤鉛筆、貼り紙「農商課へ」		○	○	○		
404	行政	1924	大	13	2E-34-2	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	学事書類 二冊ノ内二	下高井郡役所	下高井	学務	県庁	7238	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
405	行政	1924	大	13	2E-33	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	学務成例	下水内郡役所	下水内	学務	県庁	7244	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○	目録は年次なし・2冊	
406	行政	1924	大	13	2E-35	内務部	学務課関係	学務課	自大正九年 至大正十三年	学務ニ関スル成例	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	7245	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
407	行政	1924	大	13	2E-34-1	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	学事書類 二冊ノ内一	下高井郡役所	下高井	学務	県庁	7246	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
408	行政	1924	大	13	2A-16	内務部	地方課関係	地方課	自大正五年 至同十三年	庶務成例	下伊那郡役所	下伊那	庶務	県庁	7251	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり、表紙「下伊那郡」を「下伊那郡」に訂正、書類に「完結」印を使用		○	○	○	目録には該年度なし	
409	行政	1924	大	13	2A-11	内務部	地方課関係	地方課	大正十三年	庶務関係書類（町村決算書）	南佐久郡役所	南佐久	庶務	県庁	7259	—	①②③				○	○	○	10年保存、目録には県庁への移管を示す「長野県」印	
410	行政	1924	大	13	2F-7	内務部	農務課関係		【自大正二年 至大正十三年】	定款	東筑摩郡役所	東筑摩	郡B	7277	—	②③	○	索引（郡役所異紙）あり、表紙「永年保存」印、「自大正二年 至大正十三年」は赤鉛筆、貼り紙「五」（朱書き）			○	○	○		
411	行政	1924	大	13	2A-13	内務部	地方課関係	地方課	大正十三年	町村費決算	諏訪郡役所	諏訪	庶務	県庁	7278	—	①②③				○	○	○		
412	行政	1924	大	13	2A-12	内務部	地方課関係	地方課	大正十三年	歳入出決算表	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7283	—	①②③				○	○	○		
413	行政	1924	大	13	2E-3	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	教員履歴書 上・下	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7293	—	①③				○	○	○		
414	行政	1924	大	13	2C-19	内務部	土木課	土木課	自大正十三年	道路法施行関係書類	下高井郡役所	下高井	庶務	郡B	7295	—	①②③		表紙「永年保存」の朱書き（ペン）		○	○	○		
415	行政	1924	大	13	2E-36	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至同十三年	学事成例	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7297	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
416	行政	1924	大	13	2F-2	内務部	農務課関係		大正十三年	産業成例	北佐久郡役所	北佐久	郡B	7304	—	①③	○	索引（成例用）あり、表紙「一種」の朱書き			○	○	○		
417	行政	1924	大	13	2A-18	内務部	地方課関係	地方課	自明治四十二年 至大正十三年	規格書類	東筑摩郡役所	東筑摩	庶務	県庁	7306	—	①②③		索引（郡役所異紙）あり		○	○	○		
418	行政	1924	大	13	2E-29	内務部	学務課関係	学務課	大正十三年	下水内郡各実業補習学校学則／幼稚園台帳／実業補習学校台帳／中等学校明細簿	下水内郡役所／上高井郡役所／北佐久郡役所／同上	下水内 上高井 北佐久 北佐久	学務	県庁	7308	—	①③		中扉あり			○	○	○	目録は年次なし
419	行政	1924	大	13	2A-21	内務部	地方課関係	地方課	自大正十二年 至同十三年	庶務関係書類・町村合併ノ件 附戸倉町村制施行要請ノ件	埴科郡役所	埴科	県庁	7317	—	①②③					○	○	○		
420	行政	1924	大	13	2E-27-2	内務部	学務課関係		ナシ	実補学則【実業補習学校学則】実業補習学校	下高井【郡】	下高井	その他	7321	—	①②	○	表紙、「実業補習学校」は朱書きするも抹消、「実補学則」は抹消して、「実業補習学校学則」と「郡」は同筆（マジックペンか）、「5月20日引継受」印、「第一種」の赤鉛筆書き（ただし、抹消）、「二冊ノ内二」の赤鉛筆書き			○	○	○		
421	行政	1924	大	13	2A-19	内務部	地方課関係	地方課	自大正十年 至同十三年	訴訟訴訟関係書	南安曇郡役所	南安曇	議事												

428	行政	1925	大	14	2A-16	内務部	地方課関係		自明治四十年 至大正十四年	町村合併・町村組合設置並変更関係書類	更級郡役所	更級	庶務	郡B	7465	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、「永年保存」の朱書き(ペン書き)、「1月27日引継受」、「記帳済」印		○					
429	行政	1925	大	14	2E-27	内務部	学務課関係	学務課	大正十四年	教員職務上二間スル指令回調簿/恩給二間スル部/組合律学校二間スル書類/教員進退回調簿/校長会報/職員履歴書(伊北農商学校・赤穂公民実業学校)	下伊那郡役所/東筑摩郡役所/東筑摩郡役所/南佐久郡役所/上高井郡役所/上伊那郡役所	下伊那郡役所 東筑摩郡役所 南佐久郡役所 上高井郡役所 上伊那郡役所	学務	県庁	7466	—	①②③		中扉あり		○		○			
430	行政	1925	大	14	2E-44	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至同十四年	学事成例	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7467	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
431	行政	1925	大	14	2A-8-2	内務部	地方課関係	地方課	大正十四年	予算綴(川邊村、北御牧村及区並組合)二冊ノ内二	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7469	—	①③				○					
432	行政	1925	大	14	2A-8-1	内務部	地方課関係	地方課	大正十四年度	予算綴 二冊ノ内一	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7470	—	①③				○					
433	行政	1925	大	14	2A-20	内務部	地方課関係		【明治二十四—大十四】	履歴書綴	上水内郡役所	上水内		郡B	7474	—	①③	○	表紙「明二十四—大十四」の書入れ(赤ペン?)、「上水内郡役所」に赤の傍線(赤ペン?)		○					
434	行政	1925	大	14	2F-6	内務部	農務課関係		【自大正十二年 至大正十四年】	産案例規	埴科郡役所	埴科	農商	郡B	7477	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「第一種」印(2つ)、「自大正十二年 至大正十四年」は赤鉛筆		○					
435	行政	1925	大	14	2E-45	内務部	学務課関係	学務課	自大正十三年 至大正十四年	学事永年保存書類	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7478	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
436	行政	1925	大	14	2A-27	内務部	地方課関係		自大正十三年 至大正十四年	軍需工業動員書類	下高井郡役所	下高井	産業	郡B	7481	—	①②③	○	表紙、「第宅種」の書入れ(赤鉛筆書き)、「秘」の印		○			○		
437	行政	1925	大	14	2E-25	内務部	学務課関係	学務課	自大正十三年 至大正十四年	校長会議書類並学校医会書類/校地校舎等二間スル件	東筑摩郡役所/北安曇郡役所	東筑摩 北安曇	学務	県庁	7483	—	①②③		表紙、「東筑摩郡」を「北安曇郡」に訂正、中扉あり		○					
438	行政	1925	大	14	2E-5	内務部	学務課関係	学務課	大正十四年	教員進退書類	更級郡役所	更級	学務	県庁	7484	—	①②③				○					
439	行政	1925	大	14	2A-12	内務部	地方課関係		自大正六年 至大正十四年	機密文ハ重要書類	西筑摩郡長	西筑摩		郡C	7485	—	①②③	○			○					
440	行政	1925	大	14	2A-19	内務部	地方課関係		自明治三十年 至大正十四年	職員録	下高井郡役所	下高井		郡B	7486	—	①③	○			○					
441	行政	1925	大	14	2E-26	内務部	学務課関係	学務課	大正十四年	校地校舎二間スル件	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7489	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり、附属図面あり(「大正十四年 校地校舎二間スル件 東筑摩郡役所 一種」と書いた紙に包まれて一括)		○					
442	行政	1925	大	14	2A-13	内務部	地方課関係		自大正十年 至大正十四年	成例及規格	東筑摩郡役所	東筑摩	庶務	郡B	7491	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」「六」の朱書き、「結了」印		○					
443	行政	1925	大	14	2A-15-2	内務部	地方課関係		【大正十四年】	基本財産台帳 参冊ノ内二 稲荷山、塩崎、川柳、信田、大岡、信級、日原、牧郷、更府、信里	更級郡役所	更級		郡B	7504	—	①③		表紙「記帳済」印、「永年保存」の朱書き(ペン書き)、「大正十四年」の書入れ(青鉛筆)		○					
444	行政	1925	大	14	2F-9	内務部	農務課関係		自大正三年 至大正十四年	獣医師鑑工二間スル書類	東筑摩郡役所	東筑摩	農商	郡B	7519	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり		○					
445	行政	1925	大	14	2E-22	内務部	学務課関係		自大正十二年度 至大正十四年度	学校設置廃止設備編成二間スル綴	上高井郡役所	上高井	学務	郡B	7523	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)、「公文編纂索引用紙甲」あり、表紙「保存期限永年」印(「永」は朱書き)		○					
446	行政	1925	大	14	2A-10	内務部	地方課関係		自大正十四年四月 至	農業専用車鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久		郡B	7529	—	①③		裏表紙「大正十四年度 郡視学出張命令簿(南佐久郡役所)」(三年保存)を再利用		○					
447	行政	1925	大	14	2A-9	内務部	地方課関係		自大正十四年 至	学生専用自転車鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久		郡B	7530	—	①③		裏表紙「 <input type="checkbox"/> 租割 <input type="checkbox"/> 敷割 <input type="checkbox"/> 業税附加税 <input type="checkbox"/> 業税 <input type="checkbox"/> 種税 測定原簿(南佐久郡役所)」を表紙を再利用		○					
448	行政	1925	大	14	2A-11	内務部	地方課関係		大正十四年四月	サイドカー及び自動車公用鑑札交付簿	埴科郡役所	埴科		郡B	7531	—	①③				○					
449	行政	1925	大	14	2A-2	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十年 至大正十四年	選挙二間スル規格書類	東筑摩郡役所	東筑摩	議事	県庁	7540	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
450	行政	1925	大	14	2A-18	内務部	地方課関係	地方課	自大正十三年 至同十四年	条例規程関係綴	下高井郡役所	下高井	庶務	県庁	7541	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
451	行政	1925	大	14	2A-21	内務部	地方課関係	地方課	自明治二十五年 至大正十四年	庶務成例綴	下高井郡役所	下高井	議事	県庁	7564	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					目録は4冊
452	行政	1925	大	14	2A-14	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十九年 至大正十四年	調停和解関係書類	南安曇郡役所	南安曇	土木、農商	県庁	7565	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
453	行政	1925	大	14	2E-29	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至同十四年	学務規格綴	南安曇郡役所	南安曇	学務	県庁	7570	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
454	行政	1925	大	14	2E-43	内務部	学務課関係		【大正十四年九月】	県町村社例祭日台帳	更級郡役所	更級		郡B	7574	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり、表紙に「永年保存」の朱書き(ペン書き)、「記帳済」印、「大正十四年九月」は鉛筆書き		○					
455	行政	1925	大	14	2F-15	内務部	農務課関係		【明治四十三年 大正十四年】	同業組合・耕地整理例規綴【(附畜産組合)】	下高井郡役所	下高井	農商	郡B	7576	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、「永年」の朱書き、「明治四十三年 大正十四年」は鉛筆書き、「(附畜産組合)」はペン書き		○					
456	行政	1925	大	14	2F-5	内務部	農務課関係		自大正十二年一月 至【大正十四年】	農商規格書類	諏訪郡役所	諏訪	農商	郡B	7577	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「種別 欄別 保存年限 永年」印(「永年」は朱書き)、「大正十四年」の書入れ(赤鉛筆)		○					永年、目録では年次なし・1冊
457	行政	1925	大	14	2F-4	内務部	農務課関係		大正十四年	講習会関係書類	東筑摩郡役所	東筑摩	農商	郡B	7586	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「七」の朱書き、「東筑摩」の書入れ(鉛筆書き)		○					
458	行政	1926	大	15	3A-16	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至大正十五年	教員履歴書(小野小学校)	上伊那郡役所	上伊那	学務	県庁	7688	—	③		表紙「南安曇郡役所」を「上伊那郡役所」に訂正		○					
459	行政	1926	大	15	3A-22-3	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至大正十五年	教員履歴台帳 其四 其五 四冊ノ内三	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7690	—	③				○					
460	行政	1926	大	15	3A-22-1	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至大正十五年	教員履歴台帳 其一其三 四冊ノ内一	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7691	—	③				○					
461	行政	1926	大	15	3A-22-4	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至大正十五年	教員履歴台帳 其六、七、八	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7692	—	③				○					
462	行政	1926	大	15	3A-22-2	内務部	学務課関係	学務課	自大正十一年 至大正十五年	教員履歴台帳 其三 四冊ノ内二	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7693	—	③				○					
463	行政	1926	大	15	3A-17	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教員履歴書(各学校十六冊台)	南安曇郡役所	南安曇	学務	県庁	7695	—	③				○					
464	行政	1926	大	15	2F-5	内務部	農商課関係		自大正十一年 至大正十五年	農商例規	【更級郡役所】	更級	農商	その他	7744	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「永年保存」の書入れ(赤ペン)、「記帳済」印、「更級郡役所」はペン書き		○					
465	行政	1926	大	15	2F-4	内務部	農商課関係		【明治三十七年 大正十五年】	農商成例	南佐久郡役所	南佐久	農商	郡B	7745	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「明治三十七年 大正十五年」は赤鉛筆		○					
466	行政	1926	大	15	2F-3-1	内務部	農商課関係		大正十五年	公文編纂 農商要件【二ノ内一】	ナシ	上水内	産業	郡A	7746	—	①②	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「上水」の書入れ(鉛筆書き)、「二ノ内一」はペン書き		○					
467	行政	1926	大	15	2F-6	内務部	農商課関係		【自明治三十四年 至大正十五年】	農商成例	下高井郡役所	下高井	農商	郡B	7747	—	①②③	○	表紙に「一種」の朱書き、「自明治三十四年 至大正十五年」は赤鉛筆、索引(郡役所昇紙)あり		○					
468	行政	1926	大	15	2F-1	内務部	農商課関係		自大正十年 至大正十五年	公文編纂 農工商関係成例	ナシ	北安曇	農工商	郡A	7748	—	①②	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き		○					
469	行政	1926	大	15	2F-2	内務部	農商課関係		自大正十二年	公文編纂 成例 農工商	ナシ	上水内	勸業	郡A	7749	—	①②	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「上水」の書入れ(鉛筆書き)		○					
470	行政	1926	大	15	3A-76	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至同十五年	学務成例	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7750	—	①②③				○					
471	行政	1926	大	15	3A-75-1	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学事成例 二冊ノ内一	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7751	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
472	行政	1926	大	15	3A-89-3	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学事雑件	埴科郡役所	埴科	学務	県庁	7752	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり		○					
473	行政	1926	大	15	3A-4	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至大正十五年	学校台帳	諏訪郡役所	諏訪	学務	県庁	7753	—	③				○					
474	行政	1926	大	15	3A-45	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教員進退関係書類	(南佐久郡役所)	南佐久	学務	県庁	7754	—	①②③				○					
475	行政	1926	大	15	3A-23	内務部	学務課関係	学務課	自大正七年 至同十五年	学校台帳	南安曇郡役所	南安曇	学務	県庁	7756	—	③				○					
476	行政	1926	大	15	3A-14-1	内務部	学務課関係	学務課	自大正七年 至大正十五年	教員履歴書 二冊ノ内一	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7757	—	③				○					
477	行政	1926	大	15	3A-5	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校台帳	上伊那郡役所	上伊那	学務	県庁	7758	—	③				○					
478	行政	1926	大	15																						



487	行政	1926	大	15	3A-11	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校教員履歴書・実業補習二関スル縦・実業補習就学奨励補助帳・就学猶予免除二関スル縦・郡視学会議書類・学校医会縦・教員住宅二関スル縦	西筑摩郡役所	西筑摩	学務	県庁	7775	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり、中扉あり	○	○			
488	行政	1926	大	15	3A-19	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校教員履歴書	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7780	—	③		○	○			
489	行政	1926	大	15	3A-31	内務部	学務課関係	学務課	自大正四年 至大正十五年	実業補習学校台帳	諏訪郡役所	諏訪	学務	県庁	7794	—	③		○	○			
490	行政	1926	大	15	3A-32	内務部	学務課関係	学務課	自大正五年 至大正十五年	実業補習学校台帳	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7795	—	③		○	○			
491	行政	1926	大	15	3A-30	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	実業補習学校教員台帳	小泉郡役所	小泉	学務	県庁	7796	—	③		○	○			
492	行政	1926	大	15	3A-33	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校教員台帳・実業補習学校台帳・学校休業二関スル件・小学校台帳	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7805	—	①②③	中扉あり	○	○			
493	行政	1926	大	15	3A-46	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	各小学校教員履歴書縦	埴科郡役所	埴科	学務	県庁	7810	—	①③		○	○			
494	行政	1926	大	15	3A-89-2	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務雑件	西筑摩郡役所	西筑摩	学務	県庁	7812	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
495	行政	1926	大	15	3A-89-1	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務雑件	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7813	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
496	行政	1926	大	15	3A-98	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教員服務一件	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7814	—	①②③		○	○			
497	行政	1926	大	15	3A-99	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務諸規程	(南佐久郡役所)	南佐久	学務	県庁	7815	—	②③		○	○			
498	行政	1926	大	15	3A-102	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校明細簿	小泉郡役所	小泉	学務	県庁	7816	—	③		○	○			
499	行政	1926	大	15	3A-3-4	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校明細簿	更級郡役所	更級	学務	県庁	7817	—	③		○	○			
500	行政	1926	大	15	3A-75-2	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学事成例 二冊ノ内二	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7818	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
501	行政	1926	大	15	3A-77	内務部	学務課関係	学務課	自大正十二年 至同十五年	学事成例	上伊那郡役所	上伊那	学務	県庁	7819	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
502	行政	1926	大	15	3A-81	内務部	学務課関係	学務課	自大正十三年 至大正十五年	学事成例	上水内郡役所	上水内	学務	県庁	7820	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○	○		
503	行政	1926	大	15	3A-78	内務部	学務課関係	学務課	自大正十二年 至同十五年	成例縦	下伊那郡役所	下伊那	学務	県庁	7821	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
504	行政	1926	大	15	3A-89-4	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務雑件縦	(下水内郡役所)	下水内	学務	県庁	7822	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○	○		
505	行政	1926	大	15	3A-80	内務部	学務課関係	学務課	自大正五年 至同十五年	学務成例	(上高井郡役所)	上高井	学務	県庁	7823	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
506	行政	1926	大	15	3A-69	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学校指定書類・教員加俸関係書類・月末統計調査表・郡視学会書類	(埴科郡役所)	埴科	学務	県庁	7824	—	①②③	中扉あり	○	○			
507	行政	1926	大	15	3A-7	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務重要書類・小学校一覧表・学務書類	下水内郡役所	下水内	学務	県庁	7825	—	①②③	索引あり、中扉あり	○	○	○	目録上は2冊を合冊	
508	行政	1926	大	15	3A-103	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	講習会一件・実業補習学校一件・学事成例・訓導準訓導進退一件・実業学校関係・学統計一件以上	(下伊那郡役所)	下伊那	学務	県庁	7833	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
509	行政	1926	大	15	3A-101	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教員旅費補給授業指令二関スル書類/教員住宅二関スル書類/就学奨励猶予免除一件/成例規格文書	上伊那郡役所/上伊那郡役所/東筑摩郡役所/東筑摩郡役所	上伊那 上伊那 東筑摩 東筑摩	学務	県庁	7834	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり、中扉あり	○	○			
510	行政	1926	大	15	3A-97	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	代用教員名簿	更級郡役所	更級	学務	県庁	7835	—	③		○	○			
511	行政	1926	大	15	3A-105	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教員台帳	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	7836	—	③		○	○			
512	行政	1926	大	15	3A-100	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	学務諸規程	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7838	—	②③		○	○			
513	行政	1926	大	15	3A-79	内務部	学務課関係	地方課	大正十五年	成例規格文書	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7841	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
514	行政	1926	大	15	3A-86	内務部	学務課関係	学務課	自大正元年 至大正十五年	学務規程	小泉郡役所	小泉	学務	県庁	7842	—	①②③		○	○			
515	行政	1926	大	15	3A-63	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	教育諸願届縦・月末調査表・学務規格縦・教員履歴書(北部農学校)・義務教育費国庫補助関係・年功加俸関係・私立学校台帳・学校一覧表・学務雑件・就学出席率台帳・壮丁学力試験成績関係	南安曇郡役所	南安曇	学務	県庁	7843	—	①②③	中扉あり	○	○			
516	行政	1926	大	15	3A-20	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	更級郡小学校職員履歴書縦	更級郡役所	更級	学務	県庁	7844	—	③		○	○			
517	行政	1926	大	15	3A-56	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	中等学校台帳・代用教員履歴書縦・校地校舍二関スル件・学務成例(自大正十四年 至大正十五年)・中等学校実業補習学校二関スル件・実業補習学校教員台帳	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	7846	—	①②③	中扉あり	○	○			
518	行政	1926	大	15	3A-39	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	諏訪中学校寄宿舎・敷地書類・教員旅費減額ノ件・無試験検定願申書	諏訪郡役所	諏訪	学務	県庁	7847	—	①②③	中扉あり	○	○			
519	行政	1926	大	15	3A-6	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至大正十五年	学校教員服務関係書類	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7848	—	①②③	表紙「北安曇郡役所」を「北佐久郡役所」に訂正	○	○			
520	行政	1926	大	15	3A-51	内務部	学務課関係	学務課	自大正四年 至同十五年	無試験検定書類	(南佐久郡役所)	南佐久	学務	県庁	7850	—	①②③		○	○			
521	行政	1926	大	15	3A-87	内務部	学務課関係	学務課	自明治四十四年 至大正十五年	学務成例	西筑摩郡役所	西筑摩	学務	県庁	7851	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
522	行政	1926	大	15	3A-65	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	実業補習学校教員履歴書/小学校二関スル各種学校及実業補習学校明細簿	上高井郡役所/更級郡役所	上高井 更級	学務	県庁	7853	—	②③	中扉あり	○	○			
523	行政	1926	大	15	3A-88	内務部	学務課関係	学務課	自大正八年 至大正十五年	学務関係書類 例規之部	更級郡役所	更級	学務	県庁	7856	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
524	行政	1926	大	15	3A-8	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至同十五年	校舎増築並校庭拡張二関スル件	南佐久郡	南佐久	学務	県庁	7857	—	①②③	索引あり、表紙記載「南佐久郡」のみ、付属図面類あり(一括して袋に収める)	○	○			
525	行政	1926	大	15	3A-64	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	小学校教員履歴書・高等女学校教員履歴書・木曾高等女学校教員名簿・小学校及実業補習学校教員進退内申書縦・学校休業授業二関スル縦・学事関係書類・学務委員名簿	西筑摩郡役所	西筑摩	学務	県庁	7858	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり、中扉あり	○	○			
526	行政	1926	大	15	3A-37	内務部	学務課関係	学務課	自大正十二年 至同十五年	教員進退回議簿(実業補習)	南佐久郡役所	南佐久	学務	県庁	7860	—	①③		○	○			
527	行政	1926	大	15	3A-38	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至同十五年	中等学校台帳	諏訪郡役所	諏訪	学務	県庁	7862	—	③		○	○			
528	行政	1926	大	15	2F-7	内務部	農商課関係	公文編冊	大正十五年	副業二関スル件	ナシ	北安曇	産業	郡A	7866	—	①②	○	索引(郡役所異紙)あり	○	○		
529	行政	1926	大	15	2F-3-2	内務部	農商課関係	公文編冊	大正十五年	農商要件【二ノ内二】	ナシ	上水内	産業	郡A	7867	—	①②	○	索引(郡役所異紙)あり、表紙「一種」の朱書き、「上水」の書入れ(鉛筆書き)、「二ノ内二」はペン書き	○	○	○	
530	行政	1914	大	3	2A-14	内務部	地方課関係	地方課	自大正二年 至同三年	庶務関係書類例規之部	更級郡役所	更級	庶務	県庁	7868	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
531	行政	1926	大	15	2B-4	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	町村監督書類	小泉郡役所	小泉	庶務	県庁	7871	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
532	行政	1926	大	15	3A-27-1	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至大正十五年	職員履歴書(東伊那小学校)	上伊那郡役所	上伊那	学務	県庁	7871	—	③		○	○			
533	行政	1926	大	15	3A-26	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	職員履歴書(岩村田実科高等学校・岩村田中学校・蓼科農学校)	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7872	—	③		○	○			
534	行政	1926	大	15	2A-15	内務部	庶務課関係		大正十五年度	新専自転車鑑札交付簿	埴科郡役所	埴科	郡B	7873	—	③		○	○				
535	行政	1926	大	15	2A-12	内務部	庶務課関係		大正十五年	学生専用自転車鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久	郡B	7874	—	③	裏表紙「大正五年度 日税調定補助簿(南佐久郡役所)」の表紙を再利用	○	○				
536	行政	1926	大	15	2B-10	内務部	地方課関係	地方課	至明治三十年 至大正十五年	行政二関スル規格書類	東筑摩郡役所	東筑摩	庶務	県庁	7875	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
537	行政	1926	大	15	2F-29	内務部	農商課関係	公文編冊	大正十五年	畜産関係書類	更級郡役所	更級	郡B	7882	—	①②③	○	表紙、「永年保存」の書入れ(赤ペン)、「記帳済」印	○	○			
538	行政	1926	大	15	2B-3	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年 自一月 至四月	町村監督関係書類縦	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7883	—	①②③		○	○			
539	行政	1926	大	15	3A-91	内務部	学務課関係	学務課	自大正九年 至大正十五年	会議書類	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7886	—	①②③		○	○			
540	行政	1926	大	15	3A-84	内務部	学務課関係	学務課	自大正六年 至大正十五年	規格文書	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7887	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
541	行政	1926	大	15	3C-2	内務部	学務課関係	学務課	自明治44年 至大正十五年	恩賜財団済生会一件	上高井郡役所	上高井	庶務	郡B	7889	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり、表紙「永」の赤鉛筆書き	○	○			
542	行政	1926	大	15	2A-5	内務部	庶務課関係	地方課	自大正七年 至大正十五年	議事規格	南安曇郡役所	南安曇	議事	県庁	7890	—	①②③	索引(郡役所異紙)あり	○	○			
543	行政	1926	大																				

553	行政	1926	大	15	2B-23	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	公債制関係外天役項目不均一賦課継続費関係	下高井郡役所	下高井	庶務	県庁	7920	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり、「完結」印		○	○				
554	行政	1926	大	15	2B-12	内務部	地方課関係	地方課	自大正十四年 至大正十五年	庶務関係書類(町村条例規程)	(南佐久郡役所)	南佐久	庶務	県庁	7921	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
555	行政	1926	大	15	2B-17	内務部	地方課関係	地方課	自大正十四年 至同十五年	告示・達・訓令・内訓・庁達ニ関スル書類	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7925	—	①③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
556	行政	1926	大	15	2B-14	内務部	地方課関係	地方課	自大正四年 至大正十五年	庶務成例事件	西筑摩郡役所	西筑摩	庶務	県庁	7940	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
557	行政	1926	大	15	2F-32	内務部	農商課関係		大正十五年度	畜産雑件	上高井郡役所	上高井	産業	郡B	7943	—	①②③	索引(郡役所算紙・公文編纂索引用紙乙)あり		○	○				
558	行政	1926	大	15	2F-33	内務部	農商課関係		大正十五年	畜産関係書類	諏訪郡役所	諏訪	産業	郡B	7944	—	①②③	索引用算紙(郡役所)を綴じるも記載なし		○	○				
559	行政	1926	大	15	3A-61	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	校舎校舎ニ関スル件	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7947	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり、附属書類を袋に一括して取める、表紙面に郡Aタイプの朱書き・「第一種」印		○	○				
560	行政	1926	大	15	2B-16	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	庶務関係書類町村条例規程	埴科郡役所	埴科	庶務	県庁	7952	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
561	行政	1926	大	15	2F-30	内務部	農商課関係		大正十五年	殿医師鉄工関係書	東筑摩郡役所	東筑摩	郡B	7953	—	①③	索引(郡役所算紙)あり		○	○					
562	行政	1926	大	15	2F-34	内務部	農商課関係		大正十五年	産業雑件	埴科郡役所	埴科	産業	郡B	7954	—	①③	索引(郡役所算紙)あり、「十年保存」印(「十」は書き入れ)、「九二」の朱書き、「畜産」の朱書き(赤ペン)		○	○				
563	行政	1926	大	15	2B-22	内務部	地方課関係	地方課	自大正十一年 至大正十五年	町村歳入出予算表	西筑摩郡役所	西筑摩	庶務	県庁	7958	—	①③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
564	行政	1926	大	15	2B-13	内務部	地方課関係	地方課	自大正八年 至同十五年	庶務成例帳	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7959	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
565	行政	1926	大	15	3A-13	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	代用補修教員進退回課簿・教員進退ニ関スル内申書類・教員服務関係書類・就学関係書類・教育表彰関係書類・校長会書類	埴科郡役所	埴科	学務	県庁	7961	—	①②③	中扉あり		○	○				
566	行政	1926	大	15	3A-14-2	内務部	学務課関係	学務課	自大正七年 至大正十五年	教員履歴書 二冊ノ内二	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	7964	—	③			○	○				
567	行政	1926	大	15	3A-27-2	内務部	学務課関係	学務課	自大正十四年 至同十五年	職員履歴書	上伊那郡役所	上伊那	学務	県庁	7966	—	③			○	○				
568	行政	1926	大	15	2B-2	内務部	地方課関係	地方課	自大正十三年 至大正十五年	町村監督関係書類	北佐久郡役所	北佐久	庶務	県庁	7978	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
569	行政	1926	大	15	2H-2	内務部	林務課関係	林務課	自大正四年 至大正十五年	林業成例	上伊那郡役所	上伊那	農商	県庁	7979	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
570	行政	1926	大	15	3A-93	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至大正十五年	都視学会議書類	北佐久郡役所	北佐久	学務	県庁	7980	—	①②③			○	○				
571	行政	1926	大	15	2A-9	内務部	庶務課関係	庶務課	大正十五年	村治問題関係書	(上伊那郡役所)	上伊那	庶務	県庁	7990	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
572	行政	1926	大	15	2F-14	内務部	農商課関係		大正十五年度	町村農会予算書	南佐久郡役所	南安曇	郡B	7994	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり、表紙「南安曇郡農会」を「南安曇郡役所」に訂正		○	○					
573	行政	1926	大	15	2B-18	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	町村条例規程許可一件	下伊那郡役所	下伊那	庶務	県庁	7997	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
574	行政	1926	大	15	2A-14	内務部	庶務課関係		大正十五年	農業専用車鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久	郡B	8001	—	③	裏表紙「大正七年度 租税外諸収入測定元調(南佐久郡役所)」の表紙を再利用		○	○					
575	行政	1926	大	15	2A-11	内務部	庶務課関係		自大正十四年四月 至大正【十五】	自動車・自動車サイドカー サイドカー 鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久	郡B	8002	—	③	「十五」は鉛筆書き		○	○					
576	行政	1926	大	15	2A-13	内務部	庶務課関係		大正十五年	自動車・サイドカー自動車鑑札交付簿	南佐久郡役所	南佐久	郡B	8003	—	③	裏表紙「大正八年度 芸妓台帳除帳(南佐久郡役所)」の表紙を再利用		○	○					
577	行政	1926	大	15	2B-27	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	済生会基金寄附者名簿、済生会規程成例、普通水利組合水害予防組合規約帳	(東筑摩郡役所)	東筑摩	庶務	県庁	8004	—	①②③	「結了」印		○	○				
578	行政	1926	大	15	2B-25	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十九年 至大正十五年	恩賜基本財産台帳	西筑摩郡役所	西筑摩	郡B	8006	—	①③	表紙「10月25日引継受」「昭和8.1年完結1種」、「一種」		○	○					
579	行政	1926	大	15	2B-9	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十年 至大正十五年	財務ニ関スル規程書類	東筑摩郡役所	東筑摩	庶務	県庁	8007	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
580	行政	1926	大	15	3A-72	内務部	学務課関係	学務課	自大正十年 至同十五年	鉄道割引証交付関係書類	下水内郡役所	下水内	学務	県庁	8008	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○		目録は年次なし		
581	行政	1926	大	15	2B-8	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十六年 至大正十五年	町村制ニ関スル成例(財務)	南佐久郡役所	南佐久	庶務	県庁	8009	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
582	行政	1926	大	15	2A-10	内務部	庶務課関係	庶務課	自大正十年 至大正十五年	庶務成例規程	(更級郡)	更級	庶務	県庁	8011	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
583	行政	1926	大	15	3A-94	内務部	学務課関係		自大正九年 至大正十五年	被表彰者名簿	学務係	東筑摩	学務	郡C	8012	—	①③	表紙、「長野県東筑摩郡役所」の印、貼り紙「大正十五年 学務係第三号」、「3131」の朱書き(ペン)		○	○				
584	行政	1926	大	15	2B-30	内務部	地方課関係	地方課	自大正十四年 至大正十五年	田子池普通水利組合設立関係書・庶務成例	上水内郡役所	上水内	庶務	県庁	8013	—	①②③	中扉あり		○	○		大正15年度未了結書類		
585	行政	1926	大	15	2C-1	内務部	土木関係		大正【十五】年	公文編冊【道路関係】	ナシ	上水内	庶務	郡A	8016	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり、表紙「道路関係」・年号の「十五」は後の書入れ(ペン書き)、「上水内」の赤鉛筆書き		○	○				
586	行政	1926	大	15	2B-11	内務部	地方課関係	地方課	自明治三十二年 至大正十五年	庶務ニ関スル成例	南佐久郡役所	南佐久	庶務	県庁	8017	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり、索引1枚目に「第一種」印		○	○				
587	行政	1926	大	15	2A-4	内務部	庶務課関係	地方課	大正十五年	議事成例	(上伊那郡役所)	上伊那	議事	県庁	8018	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
588	行政	1926	大	15	2B-19	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	基本財産管理処分件、不均一賦課一部賦課関係書類、町村歳入出予算、議事ニ関スル諸統計、町村長会ニ関スル書類、町村区組議員選挙書類、町村監督ニ関スル書類(行政監視ニ関スル件)	(上伊那郡役所)	上伊那	庶務	県庁	8019	—	①②③	索引(郡役所算紙)あり		○	○				
589	県報	1922	大	11	4(県報・重複)	—	—		大正十一年	彙報・叙任及辞令	下高井郡役所	下高井	郡B	8075	—	③	表紙「永年保存」印(横書き)あり				○				
590	県報	1923	大	12	1(県報・重複)	—	—		大正十二年	長野県令	下高井郡役所	下高井	郡B	8081	—	①②③	表紙に「永年保存」印(横書き)、裏表紙「郡役所訓令」の表紙を再利用				○		目録は「長野県報 三冊」		
591	県報	1923	大	12	3(県報)	—	—		大正十二年	長野県告示	下高井郡役所	下高井	郡B	8082	—	①②③	表紙に「永年保存」印(横書き)				○		目録は「長野県報 三冊」		
592	行政	1922	大	11	2E-4	内務部	学務課関係	学務課	自明治三十二年 至大正十一年	小学校医名簿	下水内郡役所	下水内	学務	県庁	8091	—	①③			○	○		目録は年次なし		
593	行政	1925	大	14	2E-46	内務部	学務課関係	学務課	自明治四十四年 至大正十四年	東筑摩郡事一覧表	東筑摩郡役所	東筑摩	学務	県庁	8092	—	③			○	○				
594	行政	1920	大	9	2G-6	内務部	林務課関係		自明治四十三年 至大正九年	紛擾和解並入会権解除関係書類 一種	下伊那郡役所	下伊那	その他	8094	—	②③	袋に一括。本来は大92E-17に閉属していたものか				○	○			
595	行政	1926	大	15	3A-71	内務部	学務課関係	学務課	大正十五年	件名簿	北安曇郡役所	北安曇	学務	県庁	8120	—	①③			○	○				
596	行政	1926	大	15	2A-16	内務部	庶務課関係		大正十五年七月	県税鑑札受払簿	上高井郡駐在	上高井郡駐在	郡B	8125	—	③	郡役所文書の可能性(上高井郡役所算紙を使用)。表紙に「七月四日引継受」				○	○			
597	行政	1926	大	15	2B-32	内務部	地方課関係	地方課	大正十五年	文書目録	諏訪郡役所	諏訪	郡B	8126	—	①③	郡役所文書廃止時の文書目録				○	○			
598	県報	1923	大	12	2(県報・重複)	—	—		大正十二年	長野県訓令	下高井郡役所	下高井	郡B	8133	—	①②③	表紙に「永年保存」印(横書き)				○	○		目録は「長野県報 三冊」	
599	行政	1926	大	15	2H-3	内務部	林務課関係		自大正十三年 至大正十五年	県有林関係書類	更級郡役所	更級	林務	郡B	8134	—	①②③	表紙「三年保存」の朱書き		○	○				
600	行政	1907	明	40	2C-10	内務部	学務課(学務・社寺・兵務)関係		明治四拾年	公文編冊 社寺明細帳異動	ナシ	上水内	郡A	8140	S47.1.11	①②③	索引(郡役所算紙)あり、表紙に朱書き「永年保存」、「永年保存」印				○	○			
601	行政	1903	明	36	2A-22	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係		明治参拾六年	寺院住職名簿	上水内郡役所	上水内	郡B	8141	S47.1.11	①③	表紙に「永年保存」印、「永」の朱書き				○	○			
602	行政	1902	明	35	2A-29	内務部	第1課(庶務・会議・兵事〔社寺関係ヲ含ム〕)関係		明治三拾五年編纂	公文編冊 古社寺調及名勝旧跡調	ナシ	上水内	郡A	8142	S47.1.11	①②	表紙に鉛筆書きで「第壹号」、「永年保存」印				○	○			
603	行政	1912	明	45	2C-9	内務部	学務課関係		自明治四十三年 至四十五年	公文編冊 寺院社寺明細帳異動	ナシ	上水内	庶務	郡A	8143	S47.1.11	①②	表紙に「永年保存」印、索引(郡役所算紙)あり				○	○		
604	行政	1894	明	27	2B-16-3	内務部	第2課(農商・土木)関係		明治廿七年	公文編冊 地理之部 官有地并敷留池田 四冊之内参	ナシ	上水内	郡A	8144	S47.1.11	③	年代「七」は貼紙で訂正、「花井」の訂正印				○	○			
605	行政	1917	大	6	2C-30	内務部	学務課関係		大正六年五月	神社財産登録台帳 土地之部	上水内郡役所	上水内	郡B	8145	S47.1.11	③	表紙に「永年保存」印(「永」は朱書き)				○	○			
606	行政	1917	大	6	2C-31	内務部	学務課関係		大正六年七月改訂	寺院住職名簿	上水内郡役所	上水内	社寺	郡B	8146	S47.1.11	①③	表紙に「永年保存」印(「永」は朱書き)				○	○		















788	県報	1897	明	30	1 (県報)	—	—	明治三十年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8419	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙「書第三二六号」、索引あり、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
789	県報	1897	明	30	3 (県報・重複)	—	—	明治三十年	告示・告諭	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8420	S47.5.23	①②③	索引あり、表紙貼り紙に「書第三二九号」、「甲号」の書入れ(ペン書き)、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、索引あり						
790	県報	1897	明	30	2 (県報・重複)	—	—	明治三十年	訓令・内調縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8421	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙「書第五二八号」、索引(郡役所算紙)あり、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
791	県報	1897	明	30	7 (県報・重複)	—	—	明治三十年	【甲号】達縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8422	S47.5.23	①②③	索引あり、表紙貼り紙に「書第三四四号」、「甲号」はペン書き、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、索引あり						
792	県報	1898	明	31	4 (県報・重複)	—	—	明治卅年八月【十七日ヨリ十二月マテ】	本県訓令・内調縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8424	S47.5.23	②③	表紙貼り紙に「書第三五三号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
793	県報	1898	明	31	5 (県報)	—	—	明治三十年八月ヨリ三十一年十二月マテ	県報		下伊那	郡C	8424	S47.5.23	③	表紙に貼紙「書第三五五号」・「同覧外 本欄中欠号ハ各主任ニ渡セシムナリ」の朱書き、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
794	県報	1898	明	31	1 (県報・重複)	—	—	自明治三十一年一月 至同年十二月卅日	県報	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8425	S47.5.23	②③	表紙貼り紙に「書第三〇四号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、索引(郡役所算紙)あり						
795	県報	1898	明	31	2 (県報・重複)	—	—	自明治三十一年 至同三十四年	本県訓令・内調縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8426	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四五六号」、「甲号」の書入れ(ペン書き)、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、索引(郡役所算紙)あり						
796	県報	1899	明	32	2 (県報・重複)	—	—	明治三十二年	県報・訓令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8427	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三六四号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
797	県報	1899	明	32	5 (県報)	—	—	明治三十二年	本県辞令正誤彙報縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8428	S47.5.23	③	県報、表紙「書第三六六号」の貼紙、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
798	県報	1899	明	32	6 (県報)	—	—	自明治三十二年一月 至明治三十二年十二月	県報目録	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8429	S47.5.23	③	県報、表紙「書第四二〇号」の貼紙、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
799	県報	1899	明	32	7 (県報)	—	—	【明治三十二年】	県報縦	ナシ	下伊那	その他	8430	S47.5.23	—	県報、表紙「明治三十二年」は後からの書入れ(ペン書き)、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
800	県報	1899	明	32	3 (県報・重複)	—	—	明治三十二年	本県告示・諭	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8431	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三六五号」、「(論)ハ別縦トス」の朱書き、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
801	県報	1900	明	33	1 (県報・重複)	—	—	明治三十三年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8432	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三七八号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
802	県報	1900	明	33	3 (県報・重複)	—	—	明治三十三年	訓令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8433	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三七九号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
803	県報	1900	明	33	2 (県報・重複)	—	—	明治三十三年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8434	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三八〇号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
804	県報	1900	明	33	4 (県報・重複)	—	—	明治三十三年	辞令彙報正誤縦	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8435	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第三八二号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
805	県報	1901	明	34	3 (県報・重複)	—	—	明治三十四年	訓令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8436	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四一六号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、識別番号重複						
806	県報	1901	明	34	3 (県報・重複)	—	—	明治三十四年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8437	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四一七号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、識別番号重複						
807	県報	1901	明	34	5 (県報)	—	—	自明治三十四年三月 至同三十六年一月【至同廿六年一月】	【土木関係】本県訓令及告示縦	土木係	下伊那	土木	郡C	8438	S47.5.23	①	表紙「土木関係 至同廿六年一月」の書入れ(ペン書き)、索引(郡役所算紙)あり、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、下伊那郡告示を縦じる					
808	県報	1902	明	35	1 (県報・重複)	—	—	明治三十五年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8439	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四一九号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
809	県報	1902	明	35	2 (県報・重複)	—	—	明治三十五年	訓令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8440	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四二二号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
810	県報	1902	明	35	4 (県報・重複)	—	—	明治三十五年	彙報正誤・辞令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8441	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第五三二号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
811	県報	1903	明	36	4 (県報)	—	—	明治三十六年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8442	S47.5.23	③	表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
812	県報	1903	明	36	5 (県報)	—	—	自明治三十六年 明治三十八年 至四十四年	本県訓令・内調	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8443	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四五七号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、索引(郡役所算紙)あり、表紙「明治三十八年」を朱線で抹消、「三十四年訓令第四百二号同縦」の朱書き						
813	県報	1903	明	36	2 (県報・重複)	—	—	明治三十六年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8444	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四二五号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
814	県報	1903	明	36	3 (県報・重複)	—	—	明治三十六年	彙報正誤・辞令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8445	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第五三三号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
815	県報	1904	明	37	1 (県報・重複)	—	—	明治三十七年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8446	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四二七号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
816	県報	1904	明	37	2 (県報・重複)	—	—	明治三十七年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8447	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四二八号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
817	県報	1904	明	37	3 (県報・重複)	—	—	明治三十七年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8448	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四二九号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
818	県報	1904	明	37	4 (県報・重複)	—	—	明治三十七年	彙報正誤・辞令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8449	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四三八号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
819	県報	1905	明	38	5 (県報)	—	—	明治三十八年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8450	S47.5.23	①②③	表紙貼り紙に「書第四三二号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
820	県報	1905	明	38	4 (県報・重複)	—	—	明治三十八年	褒賞・告示縦【志】	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8451	S47.5.23	②③	表紙貼り紙なし、「志」は朱書き、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、裏表紙「褒賞」とあり、識別番号重複						
821	県報	1905	明	38	4 (県報・重複)	—	—	明治三十八年	褒賞	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8452	S47.5.23	②③	表紙貼り紙なし、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり、識別番号重複						
822	県報	1906	明	39	3 (県報・重複)	—	—	明治三十九年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8453	S47.5.23	②③	表紙貼り紙に「書第四三六号」						
823	県報	1906	明	39	4 (県報・重複)	—	—	明治三十九年	辞令・正誤・公告	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8454	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四三七号」						
824	県報	1907	明	40	4 (県報・重複)	—	—	明治四十年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8455	S47.5.23	②③	表紙貼り紙に「書第四三九号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
825	県報	1907	明	40	5 (県報・重複)	—	—	明治四十年	訓令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8456	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四三八号」						
826	県報	1907	明	40	2 (県報・重複)	—	—	明治四十年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8457	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四四一号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
827	県報	1907	明	40	3 (県報・重複)	—	—	明治四十年	辞令・彙報	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8458	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四四七号」						
828	県報	1908	明	41	5 (県報)	—	—	明治四十一年	県令	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8459	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四四四号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						
829	県報	1908	明	41	2 (県報・重複)	—	—	明治四十一年	告示	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8460	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四四三号」						
830	県報	1908	明	41	3 (県報・重複)	—	—	明治四十一年	辞令彙報正誤	下伊那郡役所	下伊那	郡B	8461	S47.5.23	③	表紙貼り紙に「書第四四六号」、表紙見返しに「昭和45年8月1日長野県下伊那地方事務所より保管転換」の貼紙(印刷)あり						









920	追加	1880	明	14	古20-6	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	明治十四年学事年報及一部統計表	更級郡役所	更級		郡B	ナシ	—	③		表紙に「永」						
921	追加	1882	明	15	古20-9	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治十五年	村立小学校設立伺	学務係	更級	学務	郡C	ナシ	—	①		索引(郡役所昇紙)あり、表紙に「永」の書き入れ(ペン書き)、「学七号」の朱書き					○	永年保存
922	追加	1882	明	15	古20-4	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治十五年五月	郡内学区幅員町村人口調	学務係	更級	学務	郡C	ナシ	—	①		表紙に「記帳」「当庁乙第式号」の朱書き					○	永年保存
923	追加	1883	明	16	古9-10-2	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	(明治16年)長野県職員録	—	更級		その他	ナシ	—	①		表紙に更級郡役所内での回覧印あり						
924	追加	1883	明	16	古20-7	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治十六年七月	家塾寺子屋調	【学務】掛	更級	学務	郡C	ナシ	—	①②③		表紙に「永」の書き入れ(ペン書き)、「学第十号」の朱書き、「勸業」を朱で「学務」に訂正					○	永年保存
925	追加	1883	明	16	古20-8	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治十六年四月	文部江木書記官巡視之節差出セル諸表	学務係	更級	学務	郡C	ナシ	—	①		表紙に「永」の書き入れ(ペン書き)、「学九号」の朱書き					○	永年保存
926	追加	1886	明	19	古9-10-1	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	(明治19年)長野県職員録	—	更級		その他	ナシ	—	①		表紙に更級郡役所内での回覧印あり						
927	追加	1889	明	22	古9-0-31	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治廿二年八月	古文書取調関係書類	更級郡役所第一課	更級	一課	郡D	ナシ	—	①②③		表紙に「庶第志号」の朱書き						
928	追加	1889	明	22	古16-10	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治廿二年ヨリ	渡舟船関係書類(明22~)	更級郡役所第一課	更級	一課	郡D	ナシ	—	①③		索引(郡役所昇紙)あり、表紙に「土木第五号」の朱書き					○	目録に記載されるも抹消線とともに「ナシ」
929	追加	1890	明	23	古16-9	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治廿三年	渡舟船関係書類	更級郡役所	更級	一課	郡B	ナシ	—	①③		表紙に「土木第志号」の朱書き					○	目録に記載されるも抹消線とともに「ナシ」
930	追加	1892	明	25	古20-11	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	通明尋常小学校沿革史	ナシ	更級		その他	ナシ	—	④		郡役所の収受文書、郡役所の割印あり						
931	追加	1896	明	29	古9-10-3	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	(明治29年)長野県職員録	—	更級		その他	ナシ	—	①②		表紙に更級郡役所内での回覧印及び収受印あり						
932	追加	1897	明	30	古19-2	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治三十年	古社寺調	更級郡役所	更級		郡B	ナシ	—	①③		索引(郡役所昇紙)あり、表紙に「永年保存」の書き入れ、朱書き「記帳」あり						
933	追加	1901	明	34	古19-11	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	明治三十四年	庶務関係書類 社寺明細帳異動	更級郡役所	更級	庶務	郡B	ナシ	—	①②③		索引(郡役所昇紙)あり、表紙に「永年保存」の墨書、「記帳済」印						
934	追加	1908	明	41	古11-4	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	下塚創設之動機	—	更級	一課	ナシ	ナシ	—	①		未編冊、郡役所内での回覧印あり						
935	追加	1911	明	44	古8-1	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	更級郡内各村天災・地変・土地・町村長名調	—	更級		ナシ	ナシ	—	②		未編冊、郡役所内での回覧印あり						
936	追加	1911	明	44	古21-25	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	自明治四十四年 至明治	郡資料調査関係書類	更級郡役所	更級	庶務	郡B	ナシ	—	①②③		郡役所の収受印あり						
937	追加	1912	明	45	古20-5	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	更級郡小学校明治初年戸倉村長調査	—	更級		ナシ	ナシ	—	①②		未編冊、郡役所の収受文書あり						
938	追加	1912	大	1	古21-27	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	小学校・村役場等より回答書類	—	更級		ナシ	ナシ	—	①		未編冊、郡役所での回覧用紙あり						
939	追加	1913	大	2	古8-2	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	—	伝染病猖獗年月調査書	—	更級	庶務	ナシ	ナシ	—	①		未編冊						
940	追加	—	—	—	古21-17	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	郡誌編纂資料地人文之部	ナシ	更級		その他	ナシ	—	④		表紙に「永年保存」の朱書き、更級郡役所の印						
941	追加	—	—	—	古21-18	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	郡誌編纂資料教育名勝旧跡部	ナシ	更級		その他	ナシ	—	④		表紙に「永年保存」の朱書き、更級郡役所の印						
942	追加	—	—	—	古21-26	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	郡誌編纂資料社寺ノ部	ナシ	更級		その他	ナシ	—	②④		郡役所の収受印あり、表紙に「永年保存」の朱書き						
943	追加	—	—	—	古21-19	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	更級郡町村誌五冊ノ内一	ナシ	更級		その他	ナシ	—	ナシ		古21-23と一連の資料						
944	追加	—	—	—	古21-20	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	更級郡町村誌五冊ノ内二	ナシ	更級		その他	ナシ	—	ナシ		古21-23と一連の資料						
945	追加	—	—	—	古21-21	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	更級郡町村誌五冊ノ内三	ナシ	更級		その他	ナシ	—	ナシ		古21-23と一連の資料						
946	追加	—	—	—	古21-22	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	更級郡町村誌五冊ノ内四	ナシ	更級		その他	ナシ	—	ナシ		古21-23と一連の資料						
947	追加	—	—	—	古21-23	古文書	高橋伝造収集文書(県立長野図書館移管文書)	ナシ	更級郡町村誌五冊ノ内五	ナシ	更級		その他	ナシ	—	①		郡役所での回覧印あり						
948	収集	1891	明	24	古0-99-3-11	古文書	2016年度購入史料	自廿一年 至廿四年	分合村改称役場位置二開スル書類	南安曇郡役所	南安曇	庶務	郡B	ナシ	—	①②③		表紙に「永年」の朱書き						
949	収集	1919	大	8	未公開	行政文書	2021年度購入史料	ナシ	鳴岩貯水池関係書類	ナシ	諏訪	土木	その他	ナシ	—	①②		表紙「土木 第 番 永年保存」の印・朱書き、「大正拾五年六月引合済」印					○	目録では大正4年1冊
950	収集	1919	大	8	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正八年	道路法施行関係書類	下高井郡役所	下高井	土木	郡B	ナシ	—	①②③	○	表紙「文書目録登記済」印(いずれも赤線で囲まれたタイプのもの)、索引(郡役所昇紙)あり					○	
951	収集	1920	大	9	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正九年	郡道路線認定関係書類	下高井郡役所	下高井	庶務、土木	郡B	ナシ	—	①②③	○	表紙「文書目録登記済」印(いずれも赤線で囲まれたタイプのもの)、索引用昇紙(郡役所昇紙)を綴じるも未記入					○	
952	収集	1920	大	9	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正九年	町村道路線認定調査草案綴付各市道路線認定調査	下高井郡役所	下高井	土木	郡B	ナシ	—	①②③	○	表紙「文書目録登記済」印(いずれも赤線で囲まれたタイプのもの)、索引(郡役所昇紙)あり					○	
953	収集	1921	大	10	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正十年	道路法施行関係書類	下高井郡役所	下高井	土木	郡B	ナシ	—	①②③	○	表紙「文書目録登記済」印(いずれも赤線で囲まれたタイプのもの)、索引(郡役所昇紙)あり					○	
954	収集	1922	大	11	未公開	行政文書	2021年度購入史料	自大正九年【至大正十一年】	道路法二開スル書類	上伊那郡役所	上伊那	土木	郡B	ナシ	—	①②③	○	表紙「永年保存」の貼紙(赤・印刷)、「至大正十一年」の書入れ(ペン書き)、簿冊後半部欠						
955	収集	1923	大	12	未公開	行政文書	2021年度購入史料	自大正九年 至大正十二年	町村道路線認定認可書類	下高井郡役所	下高井	土木	郡B	ナシ	—	①②③		表紙「永久保存」の書入れ(赤ペン)、索引用紙(郡役所昇紙)を綴じるも未記入					○	
956	収集	1926	大	15	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正十五年	道路法第五十二条ニ依ル認可書類	下伊那郡役所	下伊那	庶務	郡B	ナシ	—	①②③	○	索引(郡役所昇紙)あり						
957	収集	1926	大	15	未公開	行政文書	2021年度購入史料	大正十五年	公文編冊 町村道二開スル書類	ナシ	北安曇	郡A	ナシ	—	①②	○	索引(郡役所昇紙)あり、表紙「第一種」印(2つ)							
958	収集	1920	大	9以降	未公開	行政文書	2021年度購入史料	—	町村道路線認定二開スル件(断簡)	—	北安曇	ナシ	ナシ	—	—	—		未編冊、年は推定						
959	県立図書	1905	明	38	N317-131	県立図書館	県立長野図書館所蔵図書	明治三十八年五月	長野県庁免務細則	北安曇郡役所	北安曇		郡B	444	—	③		表紙見返しに県政資料室Noを抹消、「N317/131」。昭和57.7.8付の県立図書館登録員(寄贈は「長野県」)						

## 屋代遺跡群出土木製形代による祭祀の具体像

水沢 教子

### はじめに

千曲市屋代遺跡群における一九九四年度の発掘調査で出土した木製品は、二〇〇一年三月までに水漬けもしくはシーラーバック状態で長野県立歴史館に移管された。そして二〇二四年三月までに木簡を含む図版掲載品一一三九点および劣化が著しかった二万二点に対し、保存処理（修復は今後）までの工程が完了した。また、同年七月には発掘調査三〇周年記念講演会<sup>①</sup>を開催し、調査成果とその後の研究史を振り返る機会を持つことができた。その際、祭祀の変遷を歴史的事象と対比することの必要性を再確認したことを契機として、本稿を起こした。

### 1 屋代遺跡群における七世紀末から八世紀の祭祀

屋代遺跡群の祭祀具は主に千曲川旧流路と旧流路に向かって掘削した人工の溝から出土している。七・八世紀代、旧流路を大きく四回覆った洪水砂は、旧流路の北側の水田をも覆っていたため、両者の时期的な関係は洪水砂を鍵層として捉えられている。さらに洪水砂と洪水砂の間の層には年紀のある木簡や時期の指標となる土器が包含されていたため、四時期を七世紀後半、七世紀末、八世紀初頭、八世紀前葉として捉え、各時期に相当する祭祀具ブロック（SQ）が五二カ所把握された。そこで本項では、まず時期毎に代表的なブロックを抽出し、祭祀具セットを概観する。木製祭祀具の時期別変遷と祭祀の画期の関係は、宮島義和の論考に依拠した（宮島二〇一四）。

概観にあたり、以下のとおり祭祀ブロックの性格を再確認する。

祭祀主体者は齋串を川辺の土手に直接立てる、もしくは土師甕などの中に立てて結果とし、その内側に形代を配置して祭祀を行った。祭祀の具体的な作法は知り得ないものの、祭祀終了後にそれら一回の祭祀に用いた道具をまとめて千曲川の川辺に持ち込んで流したと推測される。これは祭祀具の出土状態にまともが認められる点に加え、時代や道具立ての細部は異なるものの、山形県俵田遺跡の木製祭祀具がセットとして出土したことからの類推である（佐藤・安部一九八四）。

#### （1）七世紀後半（第五水田対応層古段階）

七世紀後半を代表する祭祀具ブロックは千曲川の旧流路の北岸で検出された遺物集中区SQ8004（図1）である。木製祭祀具は蛇形五点、齋串六点と馬の下顎骨で構成されていた。おそらく齋串を立てて結果を作り、その中に形代である蛇形を置いて何らかの祈りを捧げる祭祀だったと推測しているが、木製形代以外に馬の下顎骨そのものが用いられていたことは注目される。日本書紀等の記載によれば、馬が関係するのは七世紀代の祭祀である。例えば①文武天皇（七〇二）年に雨乞いのために馬を奉納した、②天平一三（七四二）年二月に雨乞いのために牛馬を殺すことを禁じた。③天平宝字七（七六三）年に雨乞いに黒馬、雨を止めるには白馬を奉納した。等があり、これらの記述から、馬の用途として雨乞いや止雨の祭祀のための生贄が挙げられる。更に天武天皇五（六七六）年八月には臨時の大祓にあたり、諸国から馬一頭を納めさせている。また、平城京では、疫病を伝える神の乗り物である土馬の脚を折って人形とともに水に流している（水野一九七八）。以上の記述から、馬は雨乞い・止雨の祈りとともに祓いに関係



していたらしい。因みに七世紀代後半の祭祀ではこの他SQ8001・SQ8003で馬の骨が出土し、続く七世紀末のSQ8007では牛の骨が出土している。一方、蛇形の祭祀具で同時期の類例はその後三〇年間を経た現在なお全国的にも例を見ない。屋代遺跡群独自の祭祀形態を示すものと理解される。『常陸国風土記』によると、蛇は土地の神あるいは夜刀の神という土着神で、新参者の土地開発を阻害したとされている。もし蛇形が土着神の象徴であれば、馬そのもので行う祭祀に蛇形を添えることによって祭祀の効果を促進したとも想像される。

(2) 七世紀末(第五水田対応層新)

七世紀末のセットで注目されるのは、集落北側の崖からの湧水を期待して千曲川旧流路に直交する方向に掘り込んだ溝内に形成された遺物集中であるSQ8011(図1)である。ここでは取り外し式の脚の付いた馬形一点と齋串五点がセットで出土した。馬形の脚は本体の脇で見つかっているため、祭祀後に組み立て式の脚を外して境界として齋串と一緒に流したものとみられる。

この時期にも蛇形がみられるが、蛇形のみ二例が組み合った例(SQ8014)や齋串のみが伴う例(SQ8013)があるのみで、他の祭祀具を伴うことはない。

(3) 八世紀初頭(第四水田対応層)

八世紀初頭を代表するブロックはSQ8018・SQ8016(図1)とSQ8025(図2)である。SQ8018は人形四点、馬形一点と齋串一〇点、SQ8016は人形四点、馬形三点、鳥形二点、齋串二六点、SQ8025も人形・馬形・齋串のセットである。この時期は飛鳥時代の終わりから奈良時代の初めにあたるが(表1)、大きな特徴は人形が増加し、様式化されることである。頭部形状が山形(SQ8018・SQ8016)、肩の形状はなで肩(前掲同)が多く、その一部に腰が張り出すもの(SQ8018)がみられる。八世紀前半になると頭部が丸形に、肩は「怒り肩」(図2SQ8043)に変化を遂げる。また、平城京の人形の顔の造形は墨書で書かれるものが多いが、屋代遺跡群の場合、すべて

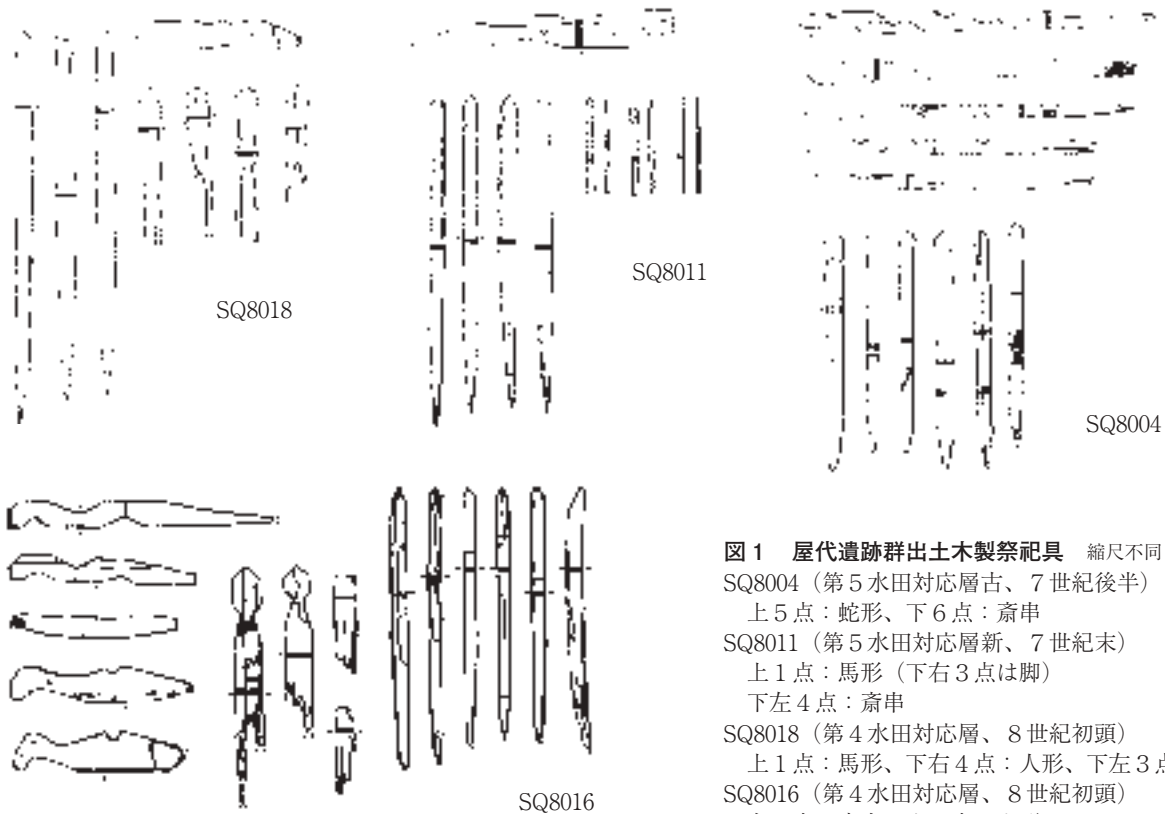


図1 屋代遺跡群出土木製祭祀具 縮尺不同  
 SQ8004 (第5水田対応層古、7世紀後半)  
 上5点：蛇形、下6点：齋串  
 SQ8011 (第5水田対応層新、7世紀末)  
 上1点：馬形(下右3点は脚)  
 下左4点：齋串  
 SQ8018 (第4水田対応層、8世紀初頭)  
 上1点：馬形、下右4点：人形、下左3点：齋串  
 SQ8016 (第4水田対応層、8世紀初頭)  
 右6点：齋串、中4点：人形  
 左上3点：馬形、左下2点：鳥形

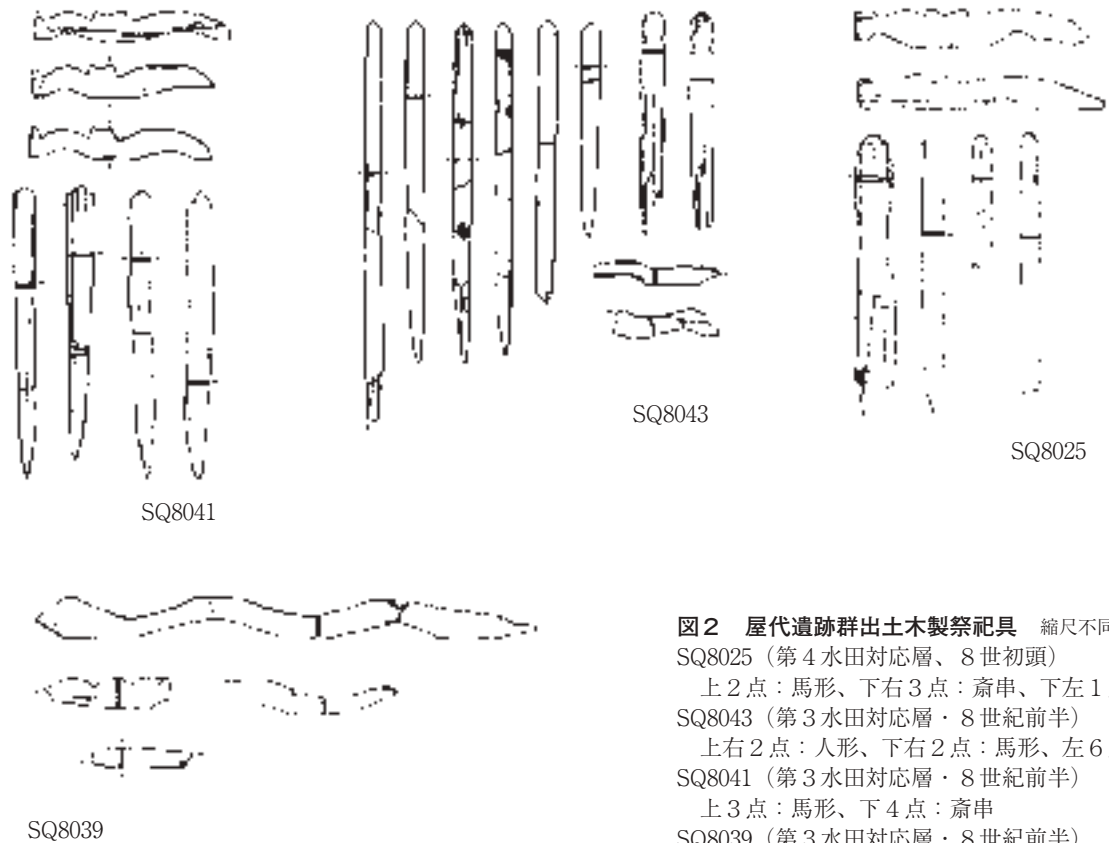


図2 屋代遺跡群出土木製祭祀具 縮尺不同

SQ8025 (第4水田対応層、8世初頭)  
 上2点：馬形、下右3点：斎串、下左1点：人形  
 SQ8043 (第3水田対応層・8世紀前半)  
 上右2点：人形、下右2点：馬形、左6点：斎串  
 SQ8041 (第3水田対応層・8世紀前半)  
 上3点：馬形、下4点：斎串  
 SQ8039 (第3水田対応層・8世紀前半)  
 蛇形

鋭い刃物で刻んでいることが大きな特徴である。

(4) 八世紀前半

八世紀前半を代表する祭祀具ブロックはSQ8043、SQ8041、SQ8039である(図2)。SQ8043は人形二点、馬形二点、斎串六点、SQ8041は馬形三点、斎串五点、SQ8039は蛇形三点、馬形二点、斎串一点といった構成であった。人形が増加するものの、常にセットに含まれるわけではなく、祭祀の違いによるブロック構成の差異が生じていた可能性が高い。

2 木製祭祀具による祭祀の具体像を推測する

(1) 七世紀の「祈り」

以上のように時期や地点ごとに多様な屋代遺跡群の祭祀具セットを改めて概観すると、七世紀代と八世紀代で、組成が明確に変化していることが注目される。七世紀後半～末の時期には馬を媒介として雨乞いを行い、止雨により河川の氾濫を抑え、地域の安寧を願うといった「祈り」の祭祀が行われていた。ただし馬だけではなく、在地に根差す蛇形が何らかの役割を果たしているようである。それに対し八世紀になると、人形を中心に災厄を除去する祓い(宮島前掲)が盛んになり、馬形や、ごく稀に鳥形など他の祭祀具が伴うという変化が明確に認められる(宮島前掲)。

では、七世紀後半～末の時期、信濃国は地域の安寧を突き崩す可能性のある日照りや大雨などの自然災害等に見舞われたのであろうか。文献史料に書かれた七世紀末の記述としては、日本書紀六八二年の、「信濃国霜降り風吹きて五穀実らず」六八五年の「信濃国に灰降り草木枯れる」という火山噴火らしいものがあるだけである。ただ、屋代遺跡群の発掘調査では、千曲川旧河道沿いに作られた水田面が七世紀末～八世紀初頭の洪水砂で覆われているため、これが、止雨祭祀の原因となりそうな大雨の痕跡に対応するのかもしれない。また、実際の災害の記録はなくとも、それに至る一歩手前のような状況は十分想定される。それらに対処す

るための祭祀行為として形代による祈りが成功したことによって、深刻な事態を免れたため、何も中央の記録に残っていないのかもしれない。なお、古代に地域の安寧を願う祭祀として篠原祐一は『延喜式』に記述の見える、国司が祭る「祈年祭」を指摘している。<sup>3)</sup>

(2) 八世紀の「祓い」

八世紀初頭になると信濃国は相次いで三回の疫病に見舞われる。まず統日本紀の大宝三(七〇三)年三月条の「信濃上野二国疫ス」である。同書には翌大宝四(七〇四)年にも「信濃国疫ス。薬を給す」の記事が見え、さらに六年後の和同三(七一〇)年にも「信濃国疫ス」と記載されている。これは国司が法の規定に沿って緊急時の中央への報告を遅滞なく行った結果とも理解できる。ただ、慶雲二(七〇五)年「諸国二十、飢疫しぬ」、慶雲三(七〇六)年「天下の諸国に疫疾ありて、百姓多く死ぬ」。慶雲四(七〇七)年「諸国の疫に因りて、使を遣して大祓せしむ」等の「諸国」の中に信濃国が含まれていたとすれば、信濃国は大宝三年(七〇三年)以降、かなりの頻度で疫病に苦しめられたことになり、地域社会を揺るがす事象であったことは間違いない。もし仮にそうであれば、信濃国は国を挙げて対策に乗り出しただろう。その一つがおそらく熱覚ましとして利用できる「高井郡大黃」のような薬の供給であり、もう一つが古墳時代からの長期的な実績のある千曲川旧流路での郡家もしくは国府主導の祭祀であったとしようであろうか。そして七世紀代とは異なり、新たな疫病対策の祭祀として、人形木製品が使われたのではないか。

さて、疫病対策の祭祀である祓いの実行者の可能性の一つに陰陽師が挙げられ、「陰陽祓」が考えられる。<sup>4)</sup> 陰陽師の祓いの場面を描いた絵巻物<sup>5)</sup>では、陰陽師は幣帛を結界として魍魎魍魎の侵入を阻み、目的の祭祀を遂行している。結界とされる木製品の斎串が、幣帛の祖形であった可能性も指摘されている。

(3) 都での疫病と祓い

信濃国で疫病が相次いで起こった七〇三〜七一一年の約三〇年後に今度は大宰府に発し、都に至る疫病が猛威を振るった。これが天平の疫病大流行で、天平七(七三五)年と九(七三七)年とされている。時の権力者藤原四兄弟が相次いで落命し、国内の人口の三分の一が失われたという算定もある。その原因としての病名は「豌豆瘡」である。統日本紀に書かれた病名「豌豆瘡」は天然痘、「疫瘡」は疱瘡、「疹疾」は吹き出物・発疹等にあたるとされ、さらに飢饉と疫病が同時に発生した場合それは「飢疾」と呼ばれた。

『類聚符宣抄』によるとそれらの主要な対策として太政官は各国の国司に宛てて「病人の腹や腰をよく温めること」等の具体的な対処療法の通達を出し、食料や薬の給付にも努めたとされる。そしてそのもう一つの対策こそが「祓い」と「祈願」であり、神仏に係わる祭祀の執行(奉幣・読経)および斎場の整備とされる(本庄二〇二三)。地域によっては「道饗祭」が行われた。実際に平城京の二条大路の側溝等から大量に出土している木製祭祀具のうち定型的な木製人形や土馬、呪符木簡はそのような祭祀に使われたとされてきた。具体的には、人形に自分の身代わりとして穢れや病気を移し、疫神が乗れないように馬形の脚をわざと折って、いずれも水に流す、という祭祀である。

さて、三〇年はほぼ一世代にあたり、それまで獲得されていた免疫が失われて疫病が再発するサイクルに当たる。推測の域を出ないながら、このことから天平年間の三〇年前の疫病、つまり八世紀初頭に信濃で流行した疫病も天然痘とか疱瘡だった可能性があるのではないか。

以上より、屋代遺跡群では八世紀初頭の時期に信濃国で相次いだ疫病に対する対策として祓いの祭祀が行われ、さらにそれから約三〇年後の八世紀前半にも全国的に蔓延し、おそらく信濃国も被害を被った疫病の祓いの祭祀が行われたと推測したい。



### 3 祭祀域に廃棄された木簡の性格

さて、木製祭祀具が出土した場所を「斎場」とすると、そのすぐ南側の崖上には古代の堅穴住居や掘立柱建物が集積していた。特に七世紀後半にあたる鹿付きの大形掘立柱建物跡であるST4210はその規模等から豪族の居宅(寺内二〇〇〇)と考えられる。ただし、周囲から倉庫群が見つかっていること、極めて希少な高坏形凹面硯や把手付中空凹面硯、朱墨硯が複数出土したことなどから、郡の役所的機能をも具備していた可能性が高く(鳥羽二〇一九)、时期的にそれは埴科郡の評衙であると考えられる(宮島二〇〇六)。そして初期国府は付属の施設を持たず、国司は評や郡の役所で政務を行うことから、屋代遺跡群の本建物は、国府が併設された評や郡の役所という可能性が考えられる。そしての推測を補強したのが、一三〇点のいわゆる「屋代木簡」であった。

そこで本項では、なぜ初期国府が付属する埴科郡の役所で、木簡が製作・使用され、祭祀域に廃棄されたのかに関する推論を進めてみたい。

#### (1) 「屋代木簡」概要

屋代木簡一三〇点は、木製祭祀具とともに千曲川の旧流路から出土した。木簡の時期は、七世紀後半～七世紀末が九点(第五水田対応層)、八世紀初頭(第四水田対応層)が三九点、八世紀前半(第三水田対応層)が七六点、九世紀(第二水田対応層)が六六点で、文書木簡(文書・記録)、荷札木簡、習書、祭祀、転用等と文字の読み取れない「墨痕あり」に分けられる。一三〇点の木簡の出土地は、主に千曲川の旧流路であり、前項で述べた木製祭祀具による「斎場」に重なる。代表的な木簡の廃棄場所は以下のように分類される。

- ・ 単独で湧水坑(祭祀場所)埋没時に廃棄されたもの一五号・四六号
- ・ 湧水坑(祭祀場所)の埋没時(埋め戻し・木くずなどの廃棄)に廃棄されたもの一〇・一一・一二・一三・一四号
- ・ 祭祀具と一緒に廃棄されたもの二六・三〇・三一号(八世紀初頭)

- ・ 岸辺から東西流路に直接廃棄されたもの三二～三八号・八八～八九号
- ・ 湧水坑に廃棄されたものに流されたもの四四・四五号
- ・ 水田付近から廃棄されたもの八七・九七号
- ・ 集落と水田をつなぐ橋から廃棄されたもの一一四号～一一八号

このうち祭祀具と一緒に廃棄された二六号木簡は琴形木製品に転用された文書木簡、三〇・三一号木簡は斎申に墨書がなされたもので、崖を掘削して水を湧き出させる湧水坑が祭祀の中心であり、八世紀初頭に当たる。湧水坑から単独で出土した国符木簡も含め、木簡は祭祀と関係が深い。

そこでここでは代表的な木簡の祭祀との関係性を指摘したい。

#### (2) 国符木簡と祭祀

屋代一五号木簡(国符木簡)はSD7035の湧水坑の最も崖側から単体で出土しており、祭祀具やほかの木簡は伴わない。上端は残存しているが、下端が欠損し、さらに中心で2つに割れている。ヒノキ属で現存する長さ一三・三cmである。付近から屋代一〇号木簡(布手)、一二号木簡(少數)他が出土し、これらが出土した層を覆って木くずの廃棄層があり、一三号木簡(戊戌年、六九八年)が出土した木屑廃棄層へと続いている。

木簡の釈文は「符更科郡等可致」で、信濃国司から更科郡司等への命令書である。更科郡司等の「等」の解釈として更級郡・高井郡・水内郡・埴科郡の郡司を指し、その順に命令を伝えながら逡送され、最後に木簡の発給元で廃棄されたと推測された(長野県埋蔵文化財センター一九九六)。この木簡の存在は、屋代遺跡群付近にこの木簡の発給元である信濃国府が所在し、何らかの命令を埴科郡司等に伝えたことを示す。

ただ、注目される点が二点ある。一つ目は、「致」以下の文字が故意に削ぎ落とされて消去されていることである。これは悪用防止の措置と考えられているが、そのような措置をとらずに粉砕する、あるいは火に焚ける等によって容易に木簡を消滅させることが可能だった筈である。それなのになぜ拾われて悪用される危

險を犯してまで、木簡を流路で廃棄する必要があったのだろう。

二つ目は、裏面に書かれていた筈の差出等の文字はすべて削り落とし、表面を正置した場合の下から上に向かって意味の無い文字が書かれている。つまり習書木簡に転用されているのである。そのような重要な木簡でも、板の不足によって習書用に転用してしまうのだろうか。

一つ目の注目点を考えるにあたり、本木簡の廃棄時期は出土層位から八世紀初頭であり、まさに信濃国で最初の疫病が多発していた時期に重なることを重視したい。その場合、一つの可能性として木簡自体が疫病もしくはそれを祓う祭祀に関係していたと推測できないだろうか。

たとえば、八世紀初頭、疫病が発生し、諸国の国司が中央へ報告すると、続日本紀の大宝四年（七〇四年）条に見られるように「薬を給す」ことがあり、食料を供給するなどの対策もとられている（本庄前掲）。ここから想像をたくましくすれば、送られた薬を、国府を通して諸郡に配付したりその薬効を説明するため、国府は郡家に対し何らかの通達を出したのではないか。国符木簡にはその指示内容が書かれ、命令を通過して国府に戻ってきた後は命令に従って対策が実行され、効果が確認されるまで留め置かれ、疫病が鎮静化した頃、神への感謝を込めて祭祀域に流されたのではないか。仮にそう考えると、わざと祭祀域に流した理由が合点されよう。

(3) 郡符木簡と祭祀

屋代一一四号木簡（郡符木簡）は南側の集落と北側の水田をつなぐ千曲川本流にかかった橋の脇で見つかったため、報告書では橋の上から河道に落とされたとして解釈されている。祭祀具やほかの木簡は伴わない。上端は残存しているが、下端が欠損し、さらに使用後に入れられたとみられる割裂いた刃物の痕が上から四ヶ所に入り、さらに中心で二つに割れている。樹種は「ヒノキ属」までの鑑定であるが、サワラとみられる。現存する長さは三九・二cmである。

木簡は「符屋代郷長里長等」で始まることから上級官司である埴科郡司から下

級官司である屋代郷長里長等へ宛てた命令書であることが分かる。その内容は郡家の祭祀で用いるために敷席二枚、罫二升、芹や匠丁の糧代としての布を五段、勘夫一人、馬十二匹、さらに神宮室を造る人夫と殿を作る人を十人、至急調達して納めるように通達したものである。さらに裏面の命令は「火急」であり、遂行できない場合は「罪科」に処すとされ、かなりの緊急性が感じられる内容である。差出人は、「少領」と明記されている。

ここで注目される点は、上から四か所にわたり刃物が入れられていることである。その理由としては、国符木簡と同様に、後の悪用を防止するためと考えられてきたが、国符木簡と同様になぜ破壊や焼却を行わずにあえて橋の上から水に流したのかは未解決のままであった。この木簡が廃棄されたのは八世紀前半であり、都で類のない天平の大疫病が起こった時期に重なる。よってこの木簡が祭祀域に廃棄された理由としても、私は次に述べるように、木簡自体が疫病もしくはそれを祓う祭祀に関係していたからと推測したい。その際の観点は前項で述べたように疫病対策としての斎場の整備である。本木簡に書かれた「神宮室」が疫病の源



図3 屋代遺跡群出土木簡  
右：15号国符木簡、左：114号郡符木簡

の疫神を退散させるための祈願や祓いのための社殿であり、その祈願を込めて木簡が発給されたとしたらどうであろうか。木簡が「屋代郷長里長等」に命令を伝え終えて埴科郡家に戻った後、実際に物品や人足が続々と集まり、建物づくりが始まる。新たに作られた「神宮室」で祭祀が挙行され、やがて疫病が鎮静化する。

木簡は一連の活動の間は保管され、疫病の終息を待って、新たに架けられた橋から水神への感謝の意味を込めて祭祀域に流されたのではない。その間、つまり水神に届く間に流したものが拾われて悪用されないよう、細工が施された。

そのように考えると一三号木簡の出挙は疫病飢饉に伴う食糧不足に伴う出挙、荷札木簡は緊急米の供出のための荷札で、いずれも使用後に祈りを込めて祭祀域に流されたのではないかと想像される。

木製祭祀具と木簡が祭祀を通じて連動していると考えられると、屋代遺跡群の性格が読み解きやすくなる。ただ、これらはいくまでも仮説であるので、今後は他国の類例等を調査し、さらに文献史料を収集し、検証する必要がある。

#### 4 屋代遺跡群三〇年目の推論

以上、屋代遺跡群の木製祭祀具での祭祀の具体像と木簡が祭祀域に廃棄された理由についてかなり大胆な仮説を立てた。その詳細を表1にまとめ内容は以下のとおりとする。

- ・七世紀後半～七世紀末、屋代遺跡群には埴科評家があり国府が付属していた。それら役所が主催する祭祀場が建物群の北側の千曲川旧流路に設けられ、祭場の設営も含め、祭祀が随時挙行されていた。祭祀の目的は主に雨乞いや止雨など自然災害を回避し地域の安寧を願うものだった。
- ・八世紀初頭、屋代遺跡群には引き続き埴科評家があり国府が付属していた。これら役所が主催する祭祀が前時代と同様の場所で行われていたが、その目的は当時信濃国で相次いでいた疫病退散の祓いであった。疫病対策を指示する木簡も国司から発給された。

・八世紀前半、屋代遺跡群には引き続き埴科郡家があり、郡家の祭祀として、疫

表1 屋代遺跡群木製祭祀具と災禍・疫病

時代	略称	実年代 (鳥羽編年)	屋代木簡	祭祀遺構	祭祀具	祭祀詳細	歴史年表
7世紀後半	1期前半 (5水田古)	始650年前後 - 終675~680年	46号木簡 「乙丑年」665年	SX7035水門(導水型)、 SX7036/SD8032(湧水型)	SQ8004(蛇形・齋串、馬下顎) SQ8003(馬形のみ)	・SQ8004は馬骨を添えて蛇形を献納した水神のまつり。「大祓」とは異なる	皇極天皇元年(642年) 牛馬を殺して河伯に捧る、天武5年(676年) 「大祓」
7世紀後末	1期後半 (5水田新)	始675~680年 - 終705~710年	13号木簡 「戊戌年」698年	SD7042木樋・ SD7049礫敷(導水型)、 SX7037/SD7062(湧水型)	SQ8013(蛇形・齋串)・SQ8011(馬形・齋串)、齋串のみ、蛇形のみ		
8世紀初頭	1期後半~2期 (4水田)	始701年+a年 - 717年前後	15号木簡 国符木簡	SD7038水門(導水型)、 SD7035(湧水型)	SQ8016(人形・馬形・鳥形・齋串)、 SQ8018・SQ8025(人形・馬形・齋串)、 SQ8025(蛇形のみ)	・人形と馬形は官衙での大祓(三宅和朗)、 SQ8016は地方官衙での大祓、この時期人形には切断痕から呪詛にかかわるものもある(宮島)	信濃国の疫病(文武一元明) ①大宝3年(703年)「信濃・上野二国疫」 ②大宝4年(704年)「信濃国疫す。薬を給ひて」 ③和同3年(710年)「信濃国疫」
8世紀前半	2期 (3水田)	717年前後 - 735年前後	114号木簡 郡符木簡 「神宮室造人夫」	SD7030(湧水型)	SQ8043(人形・馬形・齋串)、 SQ8041(馬形・齋串)、 SQ8039(蛇形)		天平7年(735年)天平9年(737年)天然痘大流行藤原4兄弟没(府の大寺と別国の諸寺に読経指示、齋戒して道饗祭指示)



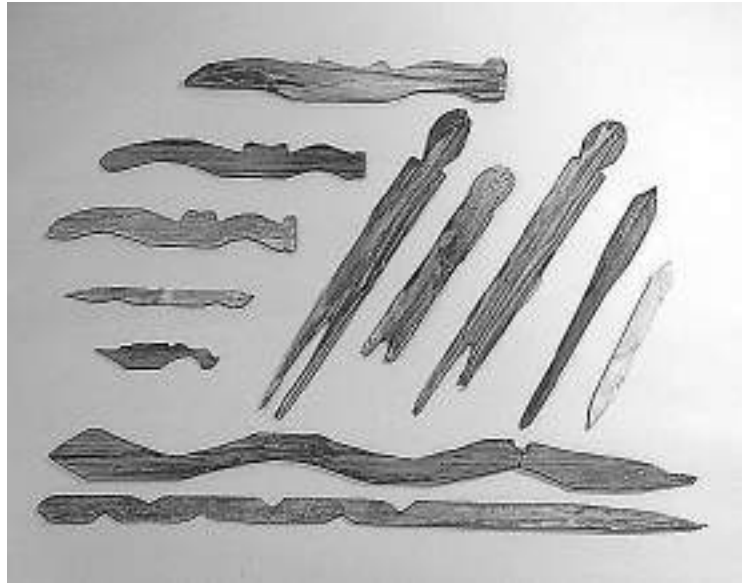


図4 屋代遺跡群出土木製形代（右から：斎串、人形、馬形、下：蛇形）

### おわりに

令和六年度は木簡と木製祭祀具の出土三〇年の節目にあたる。これらの資料は、コロナ禍を経験している今日とも深くつながり、地方官衙やそれを取り巻く人々の姿を伝えるものとして改めて注目されている。屋代遺跡群出土木製品の八割は出土後十数年で劣化消滅の危機に直面したが、当館での緊急保存処理（平成二〇～二二年度国庫補助事業―木製品）を経て滅失することなく全点を遺すことができた（水沢二〇一八）。今後これらを修復して当時の姿を再現するとともに、考古資料を地道に保管して後世に遺すことの意義を、本資料を通じてさらに発信すべきであろう。特にその成果を令和七年度の秋季企画展を通じて広く伝えるところにも、未来への教訓として語り次いでいくことが望まれよう。

病退散の祓いが継続するとともに、疫病からの復興と地域の安寧を願うための社殿の造営が命じられた。

### 注

- 1 県立歴史館講座「県宝屋代木簡出土三〇周年特別講座」として二〇二四年七月六日（土）に当館講堂で催行し、七四名の方に聴講いただいた。屋代遺跡群の調査・報告担当者である寺内隆夫氏、宮島義和氏、鳥羽英継氏にもご出席いただき、貴重なコメントを賜ることができた。
- 2 図版掲載資料一〇〇九点のうち人形木製品は七二点で七・一％。そのうち七世紀代の人形は五点、八世紀初頭の人形が二七点、八世紀前半の人形は三一点が掲載されている。二〇二四年に図版非掲載資料も含めてすべての保存処理が終了したため、今後、器種別の詳細な確認作業や接合を進めることで実数を公表すべきと考えるが、屋代遺跡群整理作業時（一九九七年～二〇〇〇年）作成の所見カードに基づく非掲載資料の概算では人形一六五点、馬形三九六点、蛇形一〇九点、鳥形三三点、その他不明一三五点、斎串二五四二点が計上されている。
- 3 篠原祐一二〇〇四「地方官衙と祭祀」『季刊考古学』第八七号において国司が行う祭祀として祈念祭が指摘されている。
- 4 (3) 文献に同じ。
- 5 奈良国立博物館所蔵で一五世紀の作と言われる「泣不動縁起上巻」には、陰陽師安倍晴明が呪術を行う場面が描かれている。祭壇には結界のための御幣が立てられ、祭壇側を魍魎魍魎が入れない聖域として区画している。斎串はこのような御幣の先行形態として結界を区画する機能が考えられるが、その他に神様への献げもの、神様の招代の可能性も考えられている。

### 参考文献

- (財)長野県埋蔵文化財センター一九九六『長野県屋代遺跡群出土木簡』
- 佐藤庄一・安部実一九八四『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』山形県教育委員会
- 寺内隆夫二〇〇〇「第十節 屋代遺跡群における官衙および有力集落関連資料」『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書一八 更埴条里遺跡・屋代遺跡群―総論編―』長野県埋蔵文化財センター
- 鳥羽英継二〇一九「屋代遺跡群前期評価論」『長野県考古学会誌』一五八号
- 本庄総子二〇二三『疫病の古代史 天災、人災、そして』吉川弘文館

宮島義和二〇〇六「屋代遺跡群の官衙風建物をどう捉えるか」『信濃』第五八卷第三号

宮島義和二〇一四「古代木製形代の祭祀」季刊『古代文化』第六六卷第三号

水野正好一九七八「馬・馬・馬・その語りの考古学」『文化財学報』第二集奈良大学文学部文化財学科

水沢教子二〇一八「ポリエチレングリコールによる収縮変形木製品の保存処理」『信濃』第七〇卷第三号

『増補六国史 続日本紀上巻』卷第三 文武天皇 慶雲二年十二月―正月

卷八 元正天皇 養老四年七月―八月

『類聚国史』卷百七十三 災異七 三合歳 疾疫（崇神―文武）

謝辞 本稿執筆に際し、西山克己文化財指導主事よりご協力を賜りました。

## 長野県内出土の子持勾玉(集成補遺)

櫻井 秀雄

### はじめに

筆者は、前号掲載の「長野県内出土の子持勾玉」において、長野県内の子持勾玉の集成作業を行い、四〇点を数えることができた。(以下、旧稿とする)一方で、前回の集成後に、さらに二点の子持勾玉が報告されていることがわかってきた。そこで今回は、その二点の子持勾玉について紹介し、旧稿での集成の補遺としたい。なお、資料番号は、旧稿での集成番号に続けて付していくこととする。

### 一 新たに集成した子持勾玉二点

#### 資料41 新野遺跡(中野市)

新野遺跡は、中野市大字新野字宮下に所在する。長野盆地の北部にあたる中野市の東端に形成された間山扇状地の扇端部に広がる。平成一四年(二〇〇二年)に真引川改修工事に伴う発掘調査が中野市教育委員会により実施され、縄文時代中・後期の遺物の他、弥生時代後期と奈良平安時代の竪穴住居跡が検出されている。報告書は平成一五年(二〇〇三年)に刊行されたが、その報告書のなかで、個人所蔵の子持勾玉が紹介されている。(2)この子持勾玉は、今回の調査区から南東方向に約一五〇m上流の畑から農作業中に発見・採集されたとの記載があり、実測図が掲載されている。新野遺跡の範囲からの出土と考えられるため、新野遺跡例として取り上げたい。

子持勾玉は、滑石製で長さは約七・八cm、幅約五・〇cm、厚さ約二・三cmである。実測図によれば、頭部の頂部と背部の一部が欠損しているが、おおむね全体

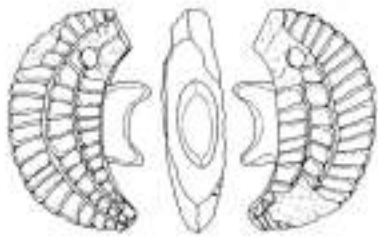
の形がわかる資料である。腹部にはやや突出した子持勾玉があるが、背部及び側面には子持勾玉はみられない。また、特徴的なのは、側面部全体に幅〇・二cm、長さ約〇・六cmの長方形がびっしりと線刻されていることである。他に例のない文様構成であり、やや特異な様相を呈するタイプである。

#### 資料42 大境遺跡(千曲市)

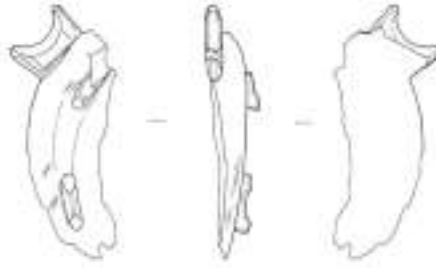
大境遺跡は、千曲市雨宮に所在し、屋代遺跡群のひとつである。縄文時代から中世にかけての集落跡で、同じく子持勾玉が出土した上信越自動車道(高速道)地点の西側に位置する。これまで一〇回以上の発掘調査が行われたが、このうち平成二七年(二〇一五年)に工場建設に伴い千曲市教育委員会が実施した発掘調査によって子持勾玉が出土した。(3)この発掘調査では弥生時代、古墳時代、奈良時代の竪穴建物跡二四軒をはじめ、土坑一四基、溝跡三条などが検出された。古墳時代の竪穴建物跡は九軒を数え、このうち中期後半とみられるものが五軒、後期が四軒である。子持勾玉は、1号溝跡の下層から出土した。1号溝跡は確認面からの深さ一m、最大幅三m程を測るもので、水田域からの排水を目的とした古代の水路跡と推定されている。溝内に堆積した上・中層の砂層は、仁和四年(八八八年)に発生した千曲川の「仁和の大洪水」によるものと考えられている。下層から出土する土器は古代の九世紀後半から一〇世紀前半に比定される土器が出土している。

子持勾玉は、外形はやや緩やかな湾曲をもったC字形を呈する。頭部の頂部及び尾部の一部、左側面部の多くは欠損している。すべて残存長で、長さ六・三cm、





資料41 中野市 新野遺跡



資料42 千曲市 大境遺跡

図1 新たに集成した子持勾玉 (縮尺不同)

幅二・七cm、厚さ一・三cmを測る。子持玉は背部に一か所、右側面部に2か所が  
残存している。表面にはわずかに斜行する擦痕が認められるという。

## 二 考察

### 1 分布再考

今回新たに集成した二点はともに北信からの出土であり、これで長野県内出土の子持勾玉は、四二点を数えることとなった。内訳では北信が二三点となり、続いて南信一・二点、東信五点、中信二点の順となる。北信には玉依比売命神社の神宝九点があるためこれを除外しても一四点と最多出土の地域に変わりはない。北信での出土数の突出度が目を引く。

また、前回の集成では長野市北部の本村東沖遺跡や榎田遺跡が北限であったが、中野市の新野遺跡例がみられたことから、旧郡で言えば、高井郡まで出土地が広がったことになる。

### 2 出土場所

中野市新野遺跡例は採集品であるが、千曲市大境遺跡例は溝跡の出土であることから、採集品が三二点、発掘調査による出土品一二点ということになる。出土した遺構別では、溝跡が一点増えて五点、竪穴住居

跡が七点である。今回集成した大境遺跡例では、平安時代の「仁和の大洪水」によるものとみられる砂層が堆積する古代の溝跡の下層から出土している。坂城町上五明条里水田址も溝跡からの出土であるが、こちらでも「仁和の大洪水」によるとみられる砂層の堆積が確認されている。ともに出土したのが平安時代の溝跡とであるという興味深い一致もあり、溝跡から出土する子持勾玉の性格を解き明かすひとつの手がかりになるかもしれない。

### 3 時期

時期については、竪穴住居跡から出土した資料に基づいて、五世紀中葉に出現し、七世紀代に終焉を迎えたとした旧稿での指摘と変わりはない。溝跡から出土する資料については、前述のとおり、平安時代の「仁和の大洪水」による洪水砂層を堆積層に持つ資料もあるが、子持勾玉の年代観については同様の時期とみてよいと考えている。溝跡から出土する子持勾玉は、廃棄時期や混入の可能性等も含めた出土状況からの検討が、その性格をとらえていくためには必要であろう。

### 4 子持勾玉の使用法

旧稿では、欠損・破損のある資料が少なくないことから、意図的な破損行為が行われていた可能性もあることを指摘した。これについては、群馬県の新田遺跡から出土した子持勾玉に破砕された痕跡がみられている。この子持勾玉では側面にある子持玉が欠損するが、近接して出土した子持玉の微細剥片が接合したことから、「完形の子持勾玉をこの場で押込み、土を被せ、突起を破砕する」という行為が行われたことが推定できる<sup>④</sup>と報告者は解釈している。この事例を含めて群馬県内の子持勾玉を調査した清水豊は、「子持玉を欠く」例のあることを指摘し、他にも三ツ寺I遺跡、富田遺跡、大八木遺跡で子持玉を故意に割った痕跡が認められ、その部分を再調整した可能性も考えられるとする<sup>⑤</sup>。

こうした視点からみると、佐久市内西浦II遺跡資料では左右の側面部に平坦面を作っていることが気になる。また、当館所蔵の千曲市屋代遺跡群出土資料では、

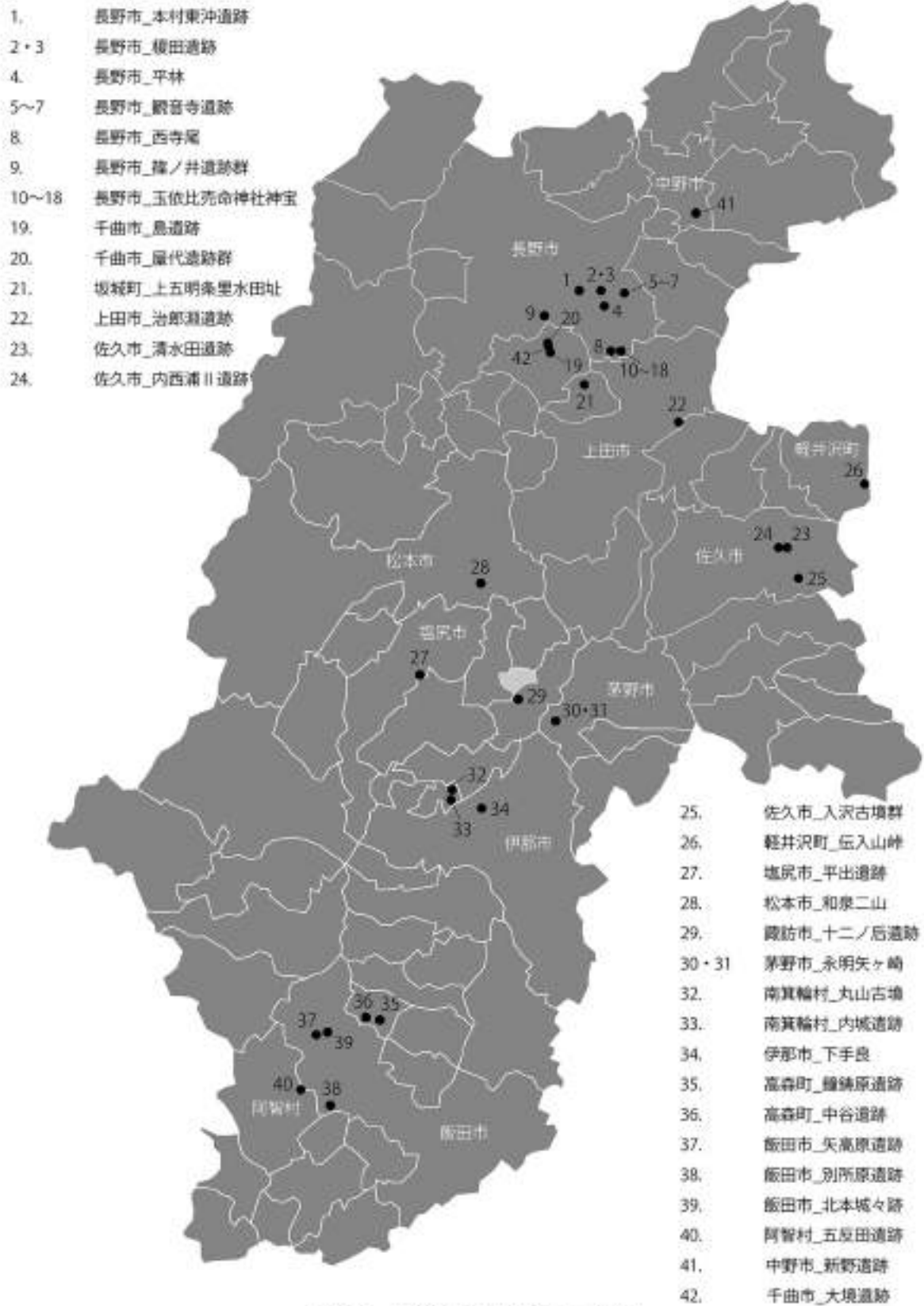


図2 子持勾玉の出土分布

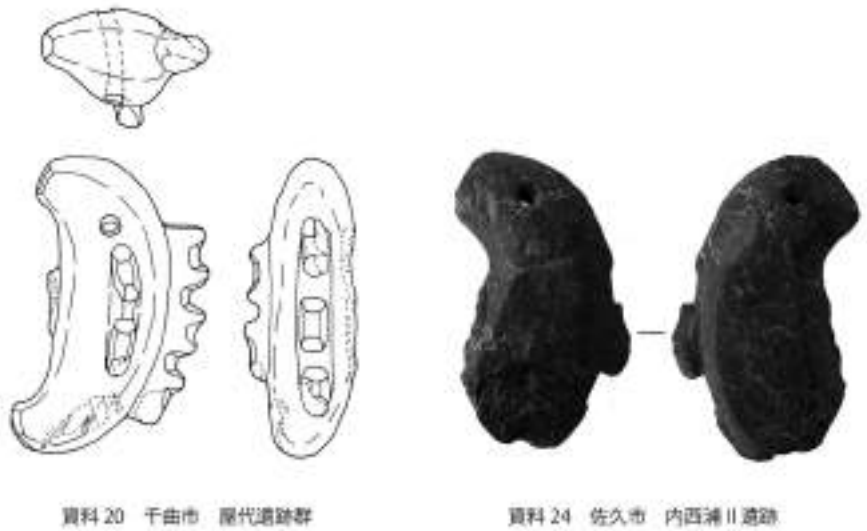


図3 置くことができる子持勾玉 (縮尺不同)

それが七世紀代の諏訪市十二ノ后遺跡資料になると、子持勾玉は完全に扁平化してくる。これも「吊るす」ことから「置く」ことへの使用方法の変化を物語っている可能性もあるだろう。今後はこうした観点からの観察を進めて行く必要性を感じる。

5 二重円文を施す子持勾玉

これも旧稿で提示した課題であったが、二重円文を施すタイプについては町田

右側面部が平坦に近くなっている。これらも破砕後に再調整した可能性が高いとみられよう。  
 子勾玉の突起により子持勾玉は「置く」ことが難しいが、平坦であれば「置く」ことも可能となる。子持勾玉は、頭部に穿孔があることから「吊るす」ことで祭祀に用いたと理解できるが、これらの事例からは、「置く」ことも使用方法のひとつになりうると推測できないだろうか。あるいは祭祀に使用された後には、「置く」ようにした、とも考えられないだろうか。こ



図4 二重円文を施す子持勾玉 (縮尺不同)

入れられていた事例もある。前述した群馬県の新田遺跡の子持勾玉は白玉の集中とともに土中に埋置されていた。こうした出土状況からも、子持勾玉と白玉とは祭祀の上で深い関連性があることがうかがえるのではなからうか。これらのことから、「子持勾玉の中に白玉の祭祀的・呪力的要素を取り込むために二重円文を施文した」との仮説を提示しておきたい。

おわりに

以上、今回の二点を補遺として、長野県内出土の子持勾玉は四二点となった。

勝則の興味深い指摘がある。町田は、二重円文は白玉の断面形の形状をあらわしているのではないかと推測する<sup>⑥</sup>。確かに白玉の断面形も二重円文状を呈しており、その形状の類似は看過できないものがある。

また、一遺跡としては全国最多の子持勾玉が出土した埼玉県行田市の北大竹遺跡では、土器の中に子持勾玉と白玉が一緒に



旧稿では取り上げられなかったが、近年、宮地麻未と渡邊理伊知によりそれぞれ子持勾玉の全国集成がなされている。

県埋蔵文化財調査事業団、二〇二三年

宮地麻未は、令和三年(二〇二一年)に集成を行い、国内出土が六六一点、韓国出土が九点の計六七〇点を数えている。<sup>8)</sup> 令和五年(二〇二三年)には渡邊理伊知が八一七点の全国集成を行った。こちらは国内七九一点、韓国七点、出土地不明一九点となっている。<sup>9)</sup> ともに長野県内の出土品については、筆者の集成と異なるところはあるが、遺跡の発掘調査数及びそれに伴う報告書刊行数が増加している中、個人の力で全国集成をなされたことは大きな業績であり、敬意を表したい。どうしても資料の重複や錯誤などが生じてしまうのはやむを得ないことであり、それを修正し、生かしていくのはそれぞれの地域研究者の責務であろう。筆者の集成にも見落とし等がまだまだあると思う。今後も引き続き、長野県内出土の子持勾玉について調査・研究に努めていきたいと考えている。

注

- 1 櫻井秀雄「長野県内出土の子持勾玉」『長野県立歴史館研究紀要』三〇号、二〇二四年
- 2 中野市教育委員会『新野遺跡』、二〇〇三年
- 3 千曲市教育委員会『屋代遺跡群 大境遺跡10』、二〇一六年
- 4 群馬県埋蔵文化財調査事業団『金井下新田遺跡』、二〇二一年
- 5 かみつけの里博物館『第三二回特別展 子持勾玉 群馬県内出土品を集めてわかったこと 展示解説図録』、二〇二四年
- 6 当館の学芸研究会(令和六年七月三一日)での筆者の発表の際の討論において出された見解である。なお、この場では他の職員からも有益な意見をいただいた。
- 7 渡邊理伊知「北大竹遺跡」文化庁編『発掘された日本列島2023』共同通信社、二〇二三年
- 8 宮地麻未「子持勾玉の系統変化」『玉文化研究』第五号、日本玉文化学会、二〇二一年
- 9 渡邊理伊知「子持勾玉の集成と整理―集成表編―」『研究紀要』第三七号、埼玉

## 戦国初期高梨氏の代替わりをめぐる一高梨政高・政盛・澄頼一

花岡 康隆

## はじめに

本稿は、戦国初期の信濃高梨氏における家督相続、すなわち、代替わりの状況について検討を加えるものである。まず史料を二点掲出して問題提起とする。<sup>①</sup>

史料1 「高井郡世間瀬文書」 永正九年（一五二二年） 二月二十六日高梨政

盛判物〔写真1、長野県立歴史館蔵、『信史』⑩三五八頁〕

信州高井（郡秋交甲）□□□□斐守高国当知行之所、不残壹所

一、下上条并新（野）□□之高たう在家

一、小たけ分西条・岩舟并上条在之

一、藤澤分并於□□等之儀者、可為前々之趣、此外二能登国ゆい所在之

右、任親父高国譲之旨、令領掌畢、然者軍役忠節可被抽其却者也、仍如件、

永正九年（甲午）十二月廿六日

撰津守（高梨政盛）（花押）

夜交左近尉殿

史料2 「高梨文書」 永正九年二月二十六日高梨澄頼判物写〔写真2、原本

所在不明、『信史』⑩三二六〇頁〕

信濃国高井郡中村之郷之事、高秀如御知行、不残一分令領掌畢、少不相替、可有其覚悟者也、仍如件、

永正九年（甲午）十二月廿六日

源澄頼（高梨）（花押影）

高梨孫次郎殿

史料1の当館所蔵「高井郡世間瀬文書」は、南北朝～戦国期に高井郡夜交郷現

下高井郡山ノ内町）を本拠として活動した夜交氏の家伝文書である。<sup>②</sup>夜交氏は中野氏の流れをくむとされるが、南北朝期には高梨氏の家臣となっていた。しかし、永正一〇年に夜交景国が高梨一門の小嶋氏とともに反乱を起こしたことで追討を受け、大きな打撃を受けている。武田氏が北信濃に侵攻すると、当初は武田氏に仕えたが、その後は上杉氏に仕えて豊臣政権期の会津移封に従った。江戸時代は米沢藩士として存続し、明治維新後に「世間瀬」へと改姓している。当該文書群は平成一〇年（一九九八年）に子孫である当時の所蔵者より当館に寄贈された。史料1は、永正九年二月二十六日という日付で、高梨撰津守政盛が譜代被官たる夜交左近尉景国に対して、父高国から譲られた下上条（現下高井郡山ノ内町）及び新野郷（現中野市）内高藤在家以下の所領の当知行を安堵した判物である。高梨政盛は室町・戦国移行期における高梨氏惣領家の人物である。周辺領主層との抗争の恒常化を背景として、文明年間頃より一族一揆の關係にあつた高梨氏一門の家臣化をすすめたこと<sup>③</sup>で、高梨氏が戦国期的な領域権力（国衆）へと変質を遂げていく出発点となった。

一方、史料2は現在、原本の所在が不明となっている「高梨文書」のうちの一通で、高梨政盛の嫡子・澄頼が高井郡中村郷（現下高井郡木島平村）を一門の高梨孫次郎なる人物に安堵した判物である。写しではあるが、積極的に偽文書とみなすべき要素もなく、実際に発給された文書と判断すべきだろう。高井郡中村郷は室町前期の応永年間には高梨氏所領としてみえる〔「信史」⑦三二〇頁〕<sup>④</sup>。その後、室町後期の段階では、康正二年（一四五六年）に近江守高義〔「信史」⑧三六一頁〕、寛正元年（一四六〇年）には宮内少輔将秀〔「信史」⑧四二二頁〕なる高

梨氏一門の人物による知行が確認できる。高梨将秀は宝徳元年（一四四九年）の高梨氏一門の一揆形状にも名を連ねる有力な人物であった（『信史』⑧二五四頁）。しかし、文明年間には高梨政盛より所領安堵を受けており（『信史』⑨三二二頁）、



写真1 「高井郡世間瀬文書」永正9年12月26日高梨政盛判物（長野県立歴史館蔵）

惣領家の家臣化を遂げていることが確認される。史料2において「高秀御知行の如く」とみえるが、この「高秀」とは宛所となっている孫次郎の父にあたるのであろう。そうすると、中村郷は高梨高義―将秀―高秀―孫次郎と相伝されてきた

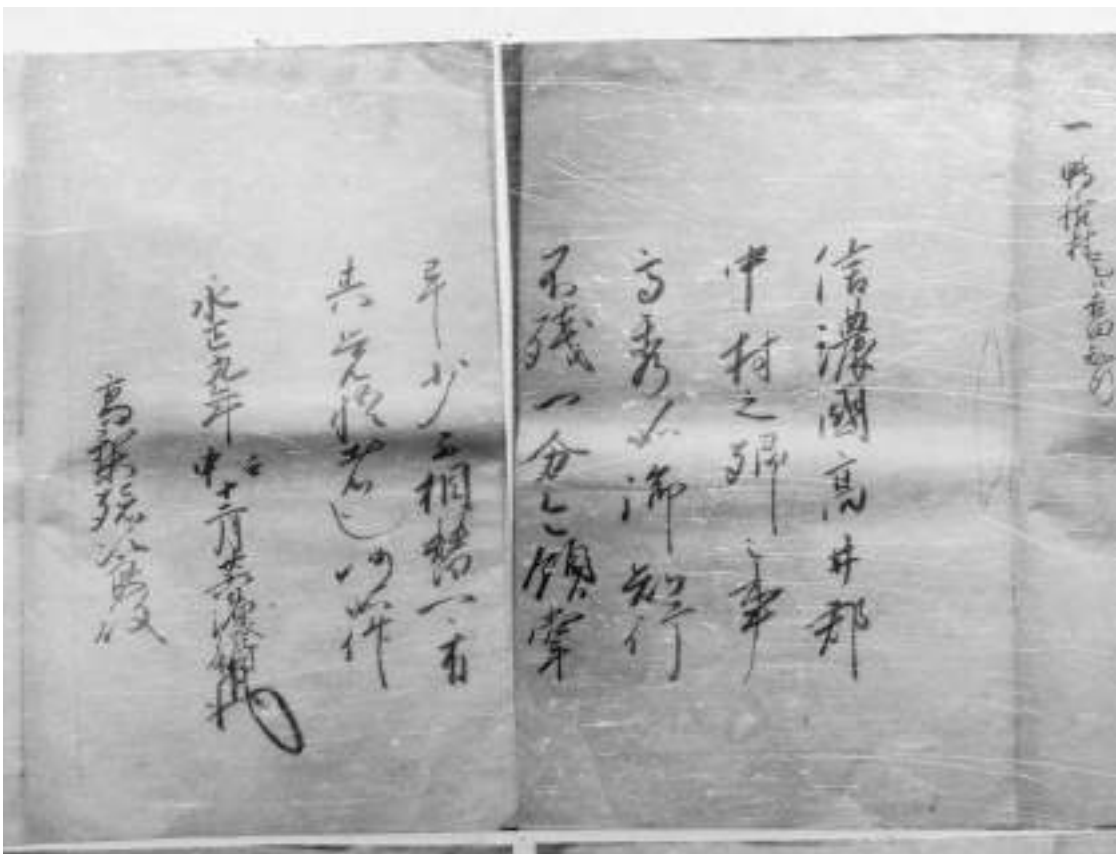


写真2 「高梨文書」永正9年12月26日高梨澄頼判物写（長野県立歴史館蔵写真版より）



ことになる。史料2は、高梨氏惣領たる澄頼が、一門の相伝所領を安堵した文書と考えることができる。

譜代被官と一門に対して、判物という同一形式で惣領家の人物が所領安堵を行っていることを示す史料1・2は、譜代被官と一門との同列化、すなわち戦国期的な「家中」形成という現象を示す史料として位置づけることができる。<sup>5)</sup>

さて、史料1・2について注目したいのが、父子が同日付で安堵の判物を発給しているという点である。このことについての先行研究における言及をみてみると、湯本軍一は史料1・2の存在から、永正九年に政盛から澄頼への代替わりがあったとしている。<sup>6)</sup> 志村平治は、『続群書類従』系図部所収「高梨系図」(以下「高梨系図」)において政盛が永正一〇年に死没したとされていることから、永正九年に発給された史料1・2は、この年に政盛が澄頼に家督の地位を譲って隠居したことによる代替わり安堵であったとする。<sup>8)</sup> 井原今朝男も「同一日に一齊に家臣団に対して所領安堵をすることは、家臣団の引き締めになったことはまちがいない。あるいは、政盛から澄頼への代替わりがあったかもしれない。」と述べ、家臣団の再構築という目的と、やはり政盛から澄頼への代替わりの可能性を指摘している。<sup>9)</sup> その他、自治体史類もこの見解を踏襲している。<sup>10)</sup>

後述するように、文亀二年(一五〇三年)から永正五年までの間に想定される澄頼の元服時期をふまえても、永正九年頃に政盛から澄頼への代替わりが行われたと考えることは不自然ではない。また、同日付で複数の当知行地安堵が発給されていることから、史料1・2を代替わり安堵とする理解も首肯しうる。<sup>11)</sup> サンプルが乏しいため、この二通の安堵状が同一の日付で発給された個別具体的な理由について、先行研究で示された理解を大きく深めることは、現段階においては難しい。<sup>12)</sup> 本稿が問題としたいのは、家督の地位を譲った父と、その地位を相続した子息の両者が同時に安堵状を発給しているという点である。通常の代替わり安堵であれば、新当主のみが安堵状を発給して家臣団との主従関係を形成することとなるはずである。しかし、この二通を素直に読むならば、永正九年の段階で家督を継承した澄頼が一門出身の家臣に所領安堵を行っているにも関わらず、家督の

地位を退いたはずの父・政盛も、譜代被官に対する所領安堵という家政に関する権限を依然として保持していたことになる。すなわち、永正九年段階の高梨氏は、嫡子の澄盛が家督を継承した後も、父の政盛が一部の権力を掌握する体制が取られていたことになるかと考える。詳しくは後述するが、従来、永正一〇年とされてきた政盛の没年は再考の余地があり、永正九年以降の政盛の動向もふまえた検討が求められる。

父が家督の地位を子に譲って隠居したのちも家政に対する権限や影響力を保持し続けるという事象は中世において普遍的にみられる。<sup>13)</sup> これは父子間における権力分立や対立という危機を内包するものの、一般的には、父である旧当主が親権を根柢として新当主である子を後見・補佐しつつ、漸次的に権力を移譲することで、円滑な権力継承を実現することを目的とした政治体制であったと考えられている。以下、本稿では、代替わりが行われた後において、旧当主が家政に対する権限を部分的に保持し続けることで新当主と権限を分掌する状況を「父子二頭体制」と呼称する。このような政治体制は、戦国期においても全国的に多くの事例が確認されている。<sup>14)</sup> しかし、それらはいずれも残存する発給文書の分析を可能とする一六世紀半ば以降の戦国大名権力を検討としたものがほとんどであり、本稿が対象とする室町・戦国移行期における地域権力については、史料制約もあり事例の蓄積は乏しいと言わざるを得ない。

以上の問題意識から、本稿では戦国初期の信濃高梨氏において「父子二頭体制」が取られた可能性を関係史料の整理から指摘したい。その上で、かかる政治体制が取られた当該時期固有の社会的背景について展望を述べることとしたい。

## 一 高梨政高・政盛の「父子二頭体制」

### 1 高梨政高の動向

はじめに、永正九年(一五二二年)に高梨政盛が子息澄頼への代替わりを行ったのちも、一部の権力を掌握していたという仮説を提示した。実はその政盛も、

自身が家督を継承した時期において、存命の父が隠退せずに家政への関与を継続する状況を経験していた可能性がある。以下、本節ではこのことを検討するが、その前提として政盛の父である政高の動向を確認しておきたい。

長祿三年（一四五九年）七月一日に政高の父・刑部大輔教秀が死去していることが『諏訪御符礼之古書』<sup>15</sup>から確認できる（『信史』⑧四二五頁）。政高はこれを受けて家督を継承したとみられ、寛正二年（一四六一年）には「代始」として、高梨本郷の諏訪上社頭役を負担している（『信史』⑧四四二頁）。政高の「政」の字は、父・教秀と同じく、幕府將軍（足利義政）から一字拝領したものである。

政高が家督を継承した時期は、享徳三年（一四五四年）に関東で勃発した享徳の乱が北信濃に大きな影響を及ぼしつつあった<sup>16</sup>。足利成氏対関東管領上杉氏・室町幕府という対立が小笠原氏の内訌と結びつき、守護小笠原氏は幕府の対東国政策における軍事力として機能しない状態となる。かわって北信濃で影響力を増大させたのが山内上杉氏一門の有力者で越後守護の上杉房定であった。房定は幕命によりたびたび関東へ出陣しているが、守護支配が後退した北信濃への介入もすすめた。高梨政高は埴科郡の村上氏とともに、足利成氏と結ぶことで越後上杉氏に対抗した。寛正四年（一四六二年）二月二日、高梨政高は越後から北信濃に侵攻した越後上杉氏一門のうち、山浦上杉氏の人物とみられる上杉右馬頭を高井郡高橋（現中野市）の地において討つことに成功している（『信史』⑧四六六頁）<sup>17</sup>。同年に比定される一二月二日付で足利成氏が上野国の岩松成兼（新田左京亮）に宛てた書状において、成氏は上杉右馬頭が信濃で討死したという情報を、岩松を通じて得るとともに、その戦果について喜びを示している（『信史』⑧四六六頁）。この史料から、高梨政高が新田岩松氏を介して成氏と通じたことがうかがえる。ただし、政高は幕府中枢との結びつきを放棄したわけではなかった。寛正六年二月、政高は政所執事代蜷川親元を通じて伊勢貞親に馬を贈るとともに「訴訟」について申し入れているが、これに対して親元は管領細川勝元に「詫言」を申さなければ事行かないであろうと返答している（『信史』⑧五一六頁）。同年六月九日、幕府は信濃守護小笠原家長に対して、上杉房定と談合して高梨弥太郎政高および村

上兵部少輔政国を討伐することを命じている（『信史』⑧五二五頁）。この討伐命令を受けて、それまで村上・高梨氏より圧迫を受けていた中小国人たちは両一族を一齐に攻撃している。同年七月にも高梨政高は伊勢貞親を通じて赦免のはたらきかけを行っている（『信史』⑧五一六頁）。

このように、上杉房定との対立から苦境に立たされた政高であったが、文明二年（一四六九年）には新保郷（現中野市）の領主として「高梨刑部大夫政高」とみえる（『信史』⑨五一頁）。ここまで政高は無官であったが、この記事から、文明二年までには、かつて父の教秀が任官していた刑部大輔に任官していることがわかる。この任官は伊勢氏を介した幕府への赦免工作が実った結果のものとみることができよう。その後、高梨政高は、文明六年には和田郷（現長野市）領主として（『信史』⑨一一五頁）、文明七年には新保郷領主として（『信史』⑨一二九頁）、『諏訪御符礼之古書』に「高梨刑部大輔政高」とその名が確認できる。

ところで、先にも触れた「高梨系図」によれば、高梨政高は応仁二年（一四六八年）一〇月一六日に五〇歳で死没したという（法名天桂高雄）。「高梨系図」は明暦年間以降の「江戸時代中期早々」に成立したと想定されているが、ここまで述べてきた一次史料から確認できる政高の活動状況をふまえると、同系図の没年月日は誤りであることが明らかとなる。実は、「高梨系図」は政高の父・教秀についても、没年月日を応永三四年（一四二七年）七月一日とするが、前述したように教秀の没年も長祿三年であることが一次史料から確認でき、これも誤りであることがわかる。さらには、教秀の父・高景も、応永一七年一〇月一六日に没したとするが、高景は永享年間まで生存していたことが一次史料から確認でき、やはり誤りであることがわかる。従来の高梨氏研究では「高梨系図」の没年に依拠する傾向が強かったが、信が置けないことを強調しておきたい。

## 2 高梨政高から政盛への家督継承

次に、政高から子息の政盛への代替わりの状況をみておきたい。以下は、政高から政盛への代替わりの前後の時期となる文明年間における両者の活動徴証を一

【表】高梨政高・政盛活動徴証（文明年間）

No	年	西暦	月	日	所見		内容	備考	典拠	信濃史料
					高梨政高	高梨政盛				
1	文明1	1468	4	8	高梨政高		狩田郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨32頁
2	文明2	1469	4	8	高梨刑部大夫政高		新保郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨51頁
3	文明3	1470	7	29	高梨刑部大輔政高		高梨本郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨68頁
4	文明5	1471	4	8	高梨知行		新野郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨92頁
5	文明6	1474	4	8	高梨刑部大輔政高		和田郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨115頁
6	文明7	1475	4	8	高梨刑部大輔政高		新保郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨129頁
7	文明8	1476	7	30		高梨源政盛	高梨本郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。	代始め。本文中掲出史料3。	諏訪御符礼之古書	⑨195頁
8	文明10	1478	3	5		高梨政盛方	蜷川親元に贈物をする。	『親元日記』同年3月27日条（『信史』補遺上346頁）にみえる「高梨方」、(文明10年ヵ)「蜷川家文書」蜷川親元条々覚書（『大日本古文書 蜷川家文書』96号）（『信史』未収）にみえる「一、高梨」も政盛に比定される。	親元日記	⑨211頁
9	文明10	1478	4	4	高梨刑部大輔政高		新野郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨216頁
10	文明11	1479	4	8	高梨刑部大輔政高		和田郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨235頁
11	文明11	1479	5	5		高梨源政盛	狩田郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨235頁
12	文明12	1480	4	8	高梨刑部大輔政高		新保郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨247頁
13	文明13	1481	5	5	高梨刑部大輔政盛		高梨荘領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨263頁
14	文明15	1483	4	8	高梨刑部大輔政高		新野郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。		諏訪御符礼之古書	⑨304頁
15	文明16	1484	5	一	高梨刑部大輔政盛		山田郷を奪取する。	本文中掲出史料4。	諏訪御符礼之古書	⑨321頁
16	文明16	1484	6	26	高梨撰津		高梨撰津守の「御家中」（室）が死去する。	本文中掲出史料4。	諏訪御符礼之古書	⑨321頁
17	文明16	1484	6	26		政盛（花押）	治部少輔に高井郡江部村を宛て行う。		高梨文書	⑨323頁
18	文明年間	一	2	28		政盛（花押）	紀伊守に対して大熊の地を安堵することなどを伝える。		高梨文書	⑨321頁
19	文明18	1486	7	29	高梨撰津州	高梨刑部大輔政盛	高梨刑部大輔政盛が高梨本郷領主として諏訪上社の頭役を差配される。高梨本郷代官河村、高梨撰津州に上社頭役鏡等のことにつき伺う。	本文中掲出史料5。	諏訪御符礼之古書	⑨370頁

※一次史料にみえるもので、明確な人名比定が可能な事例に限定した。

覧にした表「高梨政高・政盛活動徴証（文明年間）」も参照されたい（以下、本節では表に掲出した活動徴証に触れる場合、出典は表中のNoを示した）。高梨政盛の活動初見が次の『諏訪御符礼之古書』の記事である。

史料3 『諏訪御符礼之古書』文明八年条〔表No.7、傍線筆者〕

一、左頭、高梨本郷、高梨源政盛代被渡、始而被勤仕、御符礼五貫六百六十文、代官川村秀高、使会次二郎、御教書礼同、神鷹・神馬代三貫、御教書礼五貫六百六十文、使会次二郎・孫六、頭役五拾七貫三百、以後老頭と御符可給候と被申候、

文明八年に翌年の御射山祭頭役を差配した記事のうち、高梨氏の本領である高梨本郷への賦課について記した部分である。傍線部に頭役を負担した人物として「高梨源政盛」の名とともに、「代被渡、始而被勤仕」（代を渡され、始めて勤仕せらる）とある。ここから、この年までに高梨政盛が元服し（政盛もまた父と同様に将軍足利義政から一字を拝領したと考えられる）、高梨本郷とともに家督の地位（代）を父の政高より継承していたこと、すなわち、政高から政盛への代替わりが行われていたことがわかる。なお、文明元年まで政高の知行が確認できる狩田郷（現上高井郡小布施町）についても〔表No.1〕、文明十一年には政盛が知行しており〔表No.11〕、政高から政盛に継承されたことがわかる。

しかし、早くに伊藤富雄が指摘しているように、これ以降も政高の活動徴証が確認できる。文明一〇年・同一五年の新野郷〔表No.9・14〕、文明十一年の和田郷〔表No.10〕、文明十二年の新保郷〔表No.12〕の領主として「高梨刑部大輔政高」の名が『諏訪御符礼之古書』から確認できるのである。ここから、文明八年までに政盛が父の政高から家督及び物領家所領の高梨本郷・狩田郷を継承しつつも、政高が依然として複数（少なくとも三箇所）の高梨氏所領を知行していたことが明らかとなる。文明一〇年三月には高梨氏が若王子を通じて幕府政所執事代の蜷川親元に贈物をしているが〔表No.8〕、ここには贈り主として「高梨政盛方」と表記されており、中央との交渉は政高に代わって政盛が担っていたことがうかがえる。



確かな史料による「政高」という実名の終見は、文明一五年〔表No.14〕であるが、次に掲出する『諏訪御符礼之古書』の記事は検討を要する。

史料4 『諏訪御符礼之古書』文明一六年条〔表No.15・16、傍線筆者〕

此年五月、①山田城高梨日向守高朝、高野仏詣留守中於、高梨刑部大輔政盛、城被取候、六月廿六日、②高梨撰津御家中死去、是ハ神慮不受非例、和田寄子銭難洪申、被押候間、責一仁着と申、吉田殿専自欲無咎、御家中神罰当被申候間、為以後設置候、

この記事では、文明一六年五月、「高梨刑部大輔政盛」が、有力一門山田高梨氏の高梨高朝の本拠である山田城を攻撃して奪取したこと（傍線部①）、和田郷寄子銭を難洪した神罰により、翌月二六日に「高梨撰津」の室（御家中）が死去したという事実（傍線部②）を記している。問題となるのは、「高梨刑部大輔政盛」と「高梨撰津」との関係である。従来は後者の「高梨撰津」も政盛に比定してきた。<sup>23</sup>しかし、高梨政盛は文亀三年（一五〇三年）まで刑部大輔を名乗っている〔『実隆公記』同年七月二十九日条、『信史』⑩二六二頁〕。そして、撰津守を名乗る確かな史料の初見は永正三年である〔『実隆公記』同年一〇月二十九日条、『信史』⑩二二八頁〕。そうすると、やはりすでに伊藤富雄が指摘しているが、史料4に登場する「高梨撰津」は政盛とは別の人物、すなわち父の政高に比定すべきであろう。これは、文明一一年段階で政高が和田郷を知行していたことが確認できるといふ事実〔表No.10〕とも整合的である。

そもそも、同じ条文に異なる官途名で出てくる人物を同一とみることは不自然であり、「高梨撰津」は政盛の父・政高以外には考えられない。政高の祖父高景が刑部少輔を経て撰津守に任官していることや、政高子息の政盛が刑部大輔↓撰津守という官歴をたどることをふまえても、政高が刑部大輔から撰津守に転じたことは確かであろう。政盛は文明一一年まで無官だったが〔表No.11〕、文明一三年より刑部大輔を名乗っており〔表No.13〕、文明一二年または一三年に刑部大輔に任官していることがわかる。父子で同じ官途を名乗るのは考えられないことから、政盛の刑部大輔任官とともに政高は撰津守に任官したのである。

以上のことから、高梨政高は子息に家督を譲った後も複数の惣領家所領を知行し、さらに、文明一六年までに上位官途に転じていたことが明らかとなる。なお、『諏訪御符礼之古書』文明一五年条で政盛が刑部大輔とされている〔表No.15〕。この事例については、①諏方上社に未だ政高の撰津守任官の情報が伝わっていない、②政盛と政高の混同による誤記、のいずれかと考えたい。

ところで、一般的に、子息に家督を譲った後も前当主は隠居分の所領を保有する。<sup>26</sup>ここまできてきた代替わり後の政高の活動徴証のほとんどはあくまで高梨氏所領の知行者としてのものである。その点においては、単に隠居分を知行しているに過ぎないと解することも可能である。しかし、代替わり後の政高が、単に隠居分を知行するだけの立場ではないことが、次の史料からうかがえる。

史料5 『諏訪御符礼之古書』文明一八年条〔表No.19、傍線筆者〕

一、左頭、高梨本郷、御符礼五貫六百六十六文、高梨刑部大輔政盛代官河村惣左衛門尉秀高、①下位殿（河村惣左衛門尉）当郡大熊荒城取立候、六月十日（河村惣左衛門尉）除如此御座候間、所々御頭足、使栗沢四郎越、御符銭・御頭役被取候、②河村四郎談合而、本郷頭役五拾七貫三百二拾貫云成、③四郎高梨撰津州へ出、戸田若狭五百出申、口憑、彼頭役下位殿進候へハ、河村三拾七貫三百自欲成候間、④須毛・小島・大熊江村四郎二人を副、皆々高梨撰津州御意候御符銭下位殿（河村三拾七貫三百自欲成候間）両方へ半分宛御沙汰候へと申成、料足請取候、⑤彼四郎、五子ヨリ満実宿所神左衛門くれ置候しか、今此列（河村三拾七貫三百自欲成候間）如此神長罷成、下位殿目明罷成無御存知、神役専自欲申働、満実恥辱懸、御無念無申計、（下略）：

ここにも「高梨刑部大輔政盛」と、政高とみられる「高梨撰津州」が同時に登場する。史料5の前提には諏方上社の内証がある。<sup>27</sup>諏方上社では大祝家の諏方満が文明一五年に惣領家の諏方政満を謀殺する事件が起こった。しかし、この暴挙に怒った神長守矢家を含む社家衆は継満を追放し、文明一六年には政満の次男宮法師丸（のちの諏方頼満）を惣領に擁立して大祝職にも就任させた。これによって分裂していた惣領と大祝の地位は一体化することとなった。他方で、諏方継満は伊那谷へと逃れたが、その後も諏方惣領家との抗争を展開している。この経緯

を踏まえた上で史料5の内容を示すと、おおむね以下のようになる。<sup>28)</sup> 文明一八年の六月、諏方継満(下位殿)は諏訪郡の大熊(現諏訪市)にあった荒城を取り立て、各地から徴収される諏方上社の頭役銭等をここで奪い取ろうとした。この年、高梨本郷に御射山頭役が差配されると、神長の使者として栗沢四郎が神役徴収のために高梨に赴いた(傍線部①、栗沢四郎は神長の被官として神役徴収の役を担っていた人物だが、<sup>29)</sup> 継満と共謀関係にあったことが後段からわかる)。四郎は高梨本郷の代官河村秀高と談合し、頭役銭五七貫三〇〇文であったところを二〇貫文と偽ることとした(傍線部②)。「高梨撰津州」のもとに向いた四郎は、近臣の戸田若狭に五〇〇文を以て口利きを依頼し、この頭役銭を下位殿(諏方継満)に進上することとし、河村は差額の三七貫三〇〇文を自身の利益とした(傍線部③)。また、河村は他の高梨領である須毛・小嶋・大熊へも四郎に使いを添えて派遣し、「高梨撰津州」の「御意」として、御符銭は継満(下位殿)と神長の両方へ半分以上ずつ納めるべきとして、その料足を受け取ったという(傍線部④)。栗沢四郎は五つ子の時より神長の宿所で栗沢神左衛門よりもらい受けて育てたにも関わらず、継満の手下(「目明し」となったことは神長の守矢満実は存知しておらず、四郎が神役を自欲のままとしたことは満実にとっては恥辱であり、無念極まりないことであったという(傍線部⑤))。以下、省略した部分には、満実が諏方継満を調伏し、その後に継満が死亡したことなどが記される。

さて、以上の経緯から注目されるのは、すでに高梨政盛が領主となっていた、惣領家所領の高梨本郷からの頭役銭の納入額や納入先の決定について、高梨氏被官の河村が「高梨撰津州」すなわち政高に対して伺いを立てていることである(傍線部③)。また、河村は惣領家以外の高梨一門領である須毛・小嶋・大熊に対しても高梨撰津州(政高)の「御意」として、御符銭の納入先を諏方継満・神長の両方とするよう指示している点も注目される(傍線部④)。これらの事実からは、政盛に代替わりした後も、政高は惣領家の本領及び一門領に対する支配権を行使していたことが明らかとなるものと考えられる。この点についてやはり伊藤富雄は「政高は早く家督を政盛に譲ったとはいえ、高梨氏の実権はなおその掌握するところ

だったと想われる」と述べている。<sup>31)</sup> ただし、この時期、子息の政盛も一門に対する所領宛行の判持を発給したり(表No.17)、一門同士の所領の競合関係に対する調停を行ったり(表No.18)していた明確な徴証がある。<sup>32)</sup> 史料4で見たように、対立する一門との戦闘について軍事行動を担ったのも政盛であった。ゆえに、完全に政高が実権を掌握していたとは言えず、何らかの判断基準によって父子で権限が分掌されていた、あるいは父政高が子息の政盛を後見する体制にあったと想定しておきたい。なお、管見の限り文明一八年の史料5(表No.19)が政高の活動徴証の終見であり、この頃を遠く下らない時期に政高は死去(もしくは完全に隠居)したものと推測される。

以上、本章では高梨政高から政盛に代替わりが行われた文明八年以降も、父である政高は所領支配等に関与する権限を保持していたこと、その体制は最低でも文明一八年まで継続していたことを指摘した。

## 二 高梨政盛・澄頼の「父子二頭体制」

本章では、はじめに提起した高梨政盛と澄頼による「父子二頭体制」の可能性について検討したい。まず、前提として代替わり直前の時期にあたる永正年間における政盛の動向を確認する。

永正年間頃より、信濃高梨氏は越後長尾氏との関係性が顕著となる。<sup>33)</sup> 高梨政盛は息女を越後守護代長尾能景に嫁がせたとされており、これが史実であるならばそれは文明一四年(一四八二年)～一八年の間のできごとと考えられる。「高梨文書」には政盛が長尾能景を介して守護上杉氏との関係性を持ち、軍事行動を行っていたことを示す長享二年(一四八八年)～永正三年(一五〇六年)に比定される長尾能景書状が残されている(『信史』⑩三五九頁)<sup>34)</sup>。また、文亀・永正年間には三条西実隆や宗祇といった中央の文化人との交流が顕著となる。<sup>35)</sup> 青亭座の本所であった三条西実隆はその産地となる越後国の守護代長尾家と結びつきが深く、三条西家との関係は長尾氏を介して形成されたと考えられている。宗祇は三条西実隆に古今伝授を行っており、越後長尾氏とも関係を有していた。高梨氏と宗祇と

の関わりも長尾氏を介して形成された可能性が高い。<sup>(36)</sup>

さて、永正四年、越後において守護代長尾為景が対立する守護上杉房能を自害に追い込み、新守護上杉定実を擁立するというクーデタがおこる。このことを発端として、越後では永正の乱と呼ばれる北信濃国衆も巻き込んだ争乱が展開することとなる。<sup>(37)</sup> 高梨政盛は姻戚関係にある長尾為景を支援したが、同六年に房能の実兄で関東管領の上杉顕定が大軍を擁して越後に侵攻すると、為景は越中に逃亡し、高梨政盛も為景方についた他の信濃衆とともに逼塞することとなる。一時的に大きな苦境に陥ったものの、永正七年に長尾為景と連携して反撃の軍事行動を行った政盛は越後国長森原(現新潟県南魚沼市)で上杉顕定を討つことに成功する。守護上杉定実・守護代長尾為景という越後の支配体制が成立した後も永正八年頃まで山内上杉氏の政治的影響が越後に残存していたとされ、永正九年には長尾為景と長尾平六(上杉房能方として活動した長尾長景の後継者)の抗争が起こっている。<sup>(38)</sup> また、傀儡の守護であった上杉定実と守護代の為景との対立も永正九年頃には生じつつあった。<sup>(39)</sup>

このような時期に発給されたのが、永正九年二月二六日付の高梨政盛・澄頼父子の安堵の判物である史料1・2であった。はじめにでも述べたように、この二通の判物の存在を以て、この時期に政盛から澄頼への代替わりが行われたものと考えられており、筆者も首肯する。また、家督を継承した澄頼が安堵状を発給しているにも関わらず、政盛も依然として安堵状を発給しているという事実からは、政盛・澄頼による父子二頭体制が想定される。サンプルが乏しく、同日付けで父子がそれぞれ安堵状を発給している理由は明らかにならない。ただし、肥前龍造寺氏や常陸佐竹氏の事例においては、旧当主が発給する安堵・宛行状は、隠居分を対象とするものや、旧当主に仕える近習に対するものであったという指摘がなされている。<sup>(40)</sup> このような事例をふまえると、政盛による史料1の安堵状の発給は、受給者である夜交氏の立場や知行地の性格に起因する可能性も想定できるだろう。<sup>(41)</sup>

さて、前述したように、これまで高梨政盛の死没年については、「高梨系図」

に依拠して永正一〇年と理解されてきた。<sup>(42)</sup> しかし、同系図の没年記載には信が置けないことは前章で述べたとおりである。このことを踏まえた場合、これまで、県内の地域史研究において高梨澄頼の活動徴証とされてきた以下に挙げる三点の史料について、再考が必要となる。

史料6 北野天満宮本『那智籠』永正一二年条〔『信史』未収、重松裕巳編『古典文庫』那智籠(北野天満宮本)、傍線筆者〕

高梨撰津守亭にして

花をだに分すてこえし山ぢかな

和漢に

むやめやこれ桜に、ほふはなの春

撰津守千句に

をそ櫻ふた、び花のさかりかな

三月尽

けふといへばしづ心なき春日かな

四月二日

露はけさ若葉につぼむ櫻かな

郭公き、てもきかぬはつ音かな

庭やけさ露もてゆつるかきつばた

史料7 「室町家御内書案」足利義植御内書案〔『信史』⑩四五二頁〕

馬二匹駒毛到来、悦喜候也

八月廿一日 (伊勢貞隆) 同御調進

高梨撰津守とのへ

史料8 『廿四祖御修行記』永正一七年条〔『信史』未収、『定本時宗宗典』

下巻、傍線筆者〕

同じ六月①信濃国高梨撰津守入道一座興行有しに、



八千代見よ花さくさ、れ石の竹

その、ち②長子孫太郎三重の亭にて発句、

風ふかぬ世にさへす、し宿の松

又津守入道の所にて一續に、

月前杜宇、月のうちの宮古鳥かは時鳥雲よりも、夜はのいこゑ

(下略)

史料6の『那智籠』は、連歌師の宗長が永正一二年から永正一四年にかけて諸国を旅した際の句集である。<sup>(43)</sup>その上冊は、永正一二年正月、越前の朝倉氏を訪ねるために駿河の柴屋軒を發つた宗長が、甲斐・信濃・美濃・近江・越前・若狭を経て、一月に京都に入るまでの足取りと各地で詠んだ句を収める。このときの宗長は信濃を通過する途上で各地を訪れているが、史料6は永正一二年の三ヶ月に「高梨撰津守亭」に滞在して千句興行・和漢興行を行ったことを示す記事である。<sup>(44)</sup>

史料7は永正一六年に「高梨撰津守」が幕府に伊勢貞陸を申次として馬二匹を献じたことに対する将軍足利義植からの謝意を示す御内書である。<sup>(45)</sup>この段階の信濃高梨氏が足利義植政権と通交関係にあったことを示している。

史料8の『廿四祖御修行記』は、遊行二十四代上人の不外の伝記である。<sup>(46)</sup>永正一七年六月に不外は信濃を訪れており、掲出した箇所は高井郡の「高梨撰津守入道」の館を訪れて連歌会に参加したことを示す記事である。なお、このうち、不外は高梨氏支配下の中野新善光寺(現南照寺〔中野市〕)を訪れている。<sup>(47)</sup>

さて、以上、史料6〜8に登場する「高梨撰津守」及び「高梨撰津守入道」については時期の近接から同一人物とみるべきであると考えられるが、これまでは政盛子息の澄頼に比定される傾向が強かった。<sup>(48)</sup>しかし、史料6に登場する「高梨撰津守」については、連歌史研究者の金子金治郎が早くに政盛に比定すべきと指摘している。<sup>(49)</sup>金子は、①仮に政盛が「高梨系図」に記された永正一〇年四月二十七日に没したとするならば、宗長が高梨亭を訪れた永正一二年三月頃は政盛の三回忌となるが、それらしい発句がみられないこと、②澄頼が永正一二年段階でいきなり

撰津守を称したとは考えにくいこと、③永正年間に至るまでの政盛と三条西実隆との交流などを踏まえると、史料6の段階で千句興行・和漢興行を行ったのは若い澄頼ではなく、父の政盛こそがふさわしいこと、という三点を理由に『那智籠』の高梨撰津守を政盛に比定し、「高梨系図」の永正一〇年という没年記載に疑義を呈している。

さらに金子は、宗長が宗祇晩年の自選句集『下草』から秀句を抜き出して注釈を施した『老談』について、次に示す奥書からその成立を永正一二年とする。<sup>(50)</sup>

史料9 『老談』奥書〔『信史』未収、金子金治郎『新撰菟玖波集の研究』〕

此一冊ハ、高梨撰津守政盛館に数日逗留候間、折々の雑談の次、自然斎宗祇年来つかうまつりすてらるゝ連歌の内、集て下草と云あり、少々問答の席、かたはらに硯をたつさへしるし付る人ありて、それに筆をくはへてなと、あやにく難辞事共なるへし、則八人童子にあたへられは、外聞の喝もあらざらんかし、

重而此一冊、名を付何とも懇望あり、よしやとてもかくても同し嘲なれば、老のおほつかなき事のしるしをくことを老談とや云へからん

宗長が高梨撰津守政盛の館に数日間滞在していた最中、雑談のついでに『下草』について問答があった際、近くでその内容を筆記していた者がおり、それに加筆したのがこの書であり、請われて『老談』と名付けたという成立経緯が記されている。金子は史料6の『那智籠』に登場する高梨撰津守を政盛に比定した上で、『老談』は『那智籠』に記される宗長による永正一二年の高梨撰津守来訪の時に成立したものとす。以上の金子の指摘はその後の県内の地域史研究には十分に継承されていないが、従うべき重要な指摘であると考えられる。戦国期の地域権力が中央の文化人を招いて連歌会などの文芸活動の興行を行うことは、中央の文化の撰取ということにとどまらない政治的な意味合いを持ったとされることを踏まえるならば、この事例は代替わりを行った後の政盛が依然として当主に準ずるような立場にあったことを意味するものと考えられる。

以上のことの確度を高めるため、史料6〜8の段階における澄頼の年齢を検討

したい。永正一二年（史料6）段階の澄頼の正確な年齢を明らかにすることはできないが、その実名からおおよその年齢を示すことができる。<sup>53)</sup> 明応二年（一四九三年）二月、將軍の足利義材（のちの義植）が畠山基家討伐のため河内に出陣すると、幕府重鎮の細川政元がクーデターを執行し、足利政知の子清晃を一代將軍足利義暹として擁立した（明応の政変<sup>54)</sup>。義暹は同年中に義高、さらに文亀二年（一五〇二年）に義澄と改名している。前述したように、室町期以来、高梨氏の惣領は室町將軍より一字を拝領している。高梨澄頼の実名は將軍義澄からの偏諱（一字拝領）であることは間違いない。義澄は永正五年に足利義植の反撃を受けて京都を脱出し、以降、しばらくは足利義植が將軍の地位にあつたので、澄頼の偏諱拝領（＝元服）は文亀二年から永正五年までの間となる。そうすると、一般的な武家の元服の年齢（二二～一六歳頃）の理解に従うならば、永正一二年の史料6段階での澄頼の年齢は高く見積もっても二〇代前半であつたことになる。金子が指摘するようにこの年齢でいきなり摂津守に任官していたとは考えにくい。さらに、史料8の永正一七年段階でも澄頼の年齢は二〇代後半ということになり、この年齢で出家して「摂津守入道」となることも不自然であろう。

その史料8にも注目したい。前年の史料7まで「高梨摂津守」となっているのに対して、この史料から「摂津守入道」とあることから、永正一七年に出家したことがわかる。ここで注目したいのが、不外が摂津守入道の次に訪ねて連歌会をおこなっている「長子孫太郎三重の亭」（傍線部②）の存在である。「三重の亭」が如何なる意味なのかは不明だが、この「長子」とは志村平治が指摘するように高梨摂津守入道の長子を指すとみるべきであろう。<sup>55)</sup> 志村は高梨摂津守入道＝澄頼という前提に立ち、「孫太郎」を「源太郎」（高梨系図）に政頼の仮名として記される）の誤記とみて高梨政頼に比定するが、ここまで検討してきたように「高梨摂津守入道」は政盛とみるべきであり、そうすると、「長子孫太郎」はその子息である澄頼に比定すべきと考えられる。<sup>56)</sup> 政盛と同時に澄頼も別郎にて文芸活動を行っている姿を確認することができるのである。<sup>57)</sup>

以上のことから、史料6～8にみえる高梨摂津守（入道）は政盛に比定すべき

と考える。前述したように政盛は文明八年を活動初見とし、この年を遠く遡らないう時期に元服を遂げたと考えられる。政盛が澄頼に代替わりを行ったとみられる永正九年の段階で文明八年から四〇年近くが経過しており、代替わり段階の政盛の年齢は五〇歳を超えていたと想定される。史料9の永正一七年は、そこからさらに八年の歳月が経っているものの、未だ政盛が存命と考えるのも不自然ではない。そうすると、次の史料に対しても再考が必要となる。

史料10 「上杉家文書」長尾為景書状〔『信史』⑩四四九頁、傍線筆者〕

（上略）

一、嶋津方一和議、去冬以来相談上、去々月廿六、於上郷上原、長授院、嶋津方弟治部少輔遂会面、互祝義等候、定可為御悦喜候哉

一、依彼和談、高梨方へ相届処、尤之由、父子同家風申返札、為御披見進之

候、其外府内隣州様体、任彼口上候、恐々謹言、

四月二日 為景（花押）

長尾弥四郎殿

御宿所

永正一六年に比定される越後守護代長尾為景の書状である。長尾為景が対立する北信濃の嶋津氏との和睦を結ぶにあたり、同じ嶋津氏と対立していた高梨氏に対して承諾を求めたことを示す史料である。傍線部には、嶋津との和睦を「尤（もつとも）」とする内容の「父子」と「家風」（家中）の意向を示す書状（返札）を為景が守護上杉定実に進呈したことが記されている。ここまでの考証が認められるならば、この「父子」とは、政盛と澄頼と解すべきであろう。<sup>58)</sup> そして、この史料から、「父」である政盛が、当主である「子」の澄頼とともに高梨氏の外交方針の決定に関与している様子をうかがうことができるのである。

その意味では、史料7も注目される。前述したように、幕府（足利義植政権）に対して贈答を行ったことを示す文書であるが、従来、宛所の「高梨摂津守」は澄頼に比定されてきた。<sup>59)</sup> しかし、ここまでの考証が認められるならば、政盛に比定される。すなわち、家督の地位を譲った後も政盛が幕府との通交関係の窓口と

なっていたことになる。

以上、永正二一七七年の史料6〜10からは、永正九年に澄頼への代替わりを行った後も、政盛は当主に準ずるような立場で文芸活動(史料6・8・9)や幕府との通交(史料7)を担い、さらには一族としての外交方針の決定にも関与していたこと(史料10)が明らかとなる。

一方、政盛から澄頼への代替わりがなされたと考えられる年の翌年である永正一〇年より、越後では守護代長尾為景と、為景が擁立した守護上杉定実との対立が生じる。同年中には「高梨衆」が為景方として越後の長峰原(現新潟県上越市)に出陣している(『信史』⑩三七四頁)。前述した政盛の年齢や、ここまでの活動状況を踏まえるならば、永正一〇年に越後に出陣している「高梨衆」とは、従来通り、家督の地位を継承した澄頼に比定すべきであろう。

また、同年中には高梨氏家臣の夜交・小嶋両一族が反乱を企てたため、重臣の草間大炊助によって鎮圧されるという事件が起こる(「上杉家文書」(永正一〇年カ)七月二四日島津貞忠書状、『信史』⑩三六七頁)。このような家中への成敗権を行使した主体も明確にはできないものの、家督に地位にあった澄頼とみるべきであろうか。なお、管見の限り、政盛の明確な活動徴証の終見は永正一七七年の史料8であり、この頃を遠く下らない時期に政盛は死去(もしくは完全に隠居)したものと推測される<sup>⑩</sup>。

以上、本章では高梨政盛から澄頼に代替わりが行われたと想定される永正九年以降も、父である政盛が当主に準ずる立場で活動していたことを指摘した。また、それは最低でも永正一七七年まで続いたと想定される。

### 三 二頭体制の社会的背景

前節では文明年間及び永正年間の信濃高梨氏において、父から子に代替わりが行われた後も、父が完全に隠居することなく家政に対する権限を保持する状況、すなわち「父子二頭体制」が取られていた可能性を指摘した。はじめにでも述べたように、「父子二頭体制」には、旧当主から新当主への円滑な権力継承を行う

ねらいがあったことが指摘されている<sup>⑪</sup>。このような体制がとられた当該時期固有の社会的背景としては、一五世紀後半以降における地域争乱の恒常化があったことが想定される。この点について、信濃国佐久郡の有力国人である大井氏の事例をみておきたい<sup>⑫</sup>。まず、『諏訪御符礼之古書』の記事を掲出する。

史料11 『諏訪御符礼之古書』享徳三年(一四五四年)条(『信史』⑧三二六頁)

一、岩村田莊、大井太郎政光、御射山御符之礼三貫三百文、政光ハ関東出陣之間、頭使<sup>⑬</sup>五拾貫文、馬一疋、奉行中之礼五貫文

享徳三年、大井氏の本拠である岩村田郷に諏訪上社の御射山頭役が差定され、大井太郎政光が負担者となったことを示す記事である。文安四年(一四四七)までは政光の父・大井持光が岩村田郷の領主として確認できる(『信史』⑧二三三頁)。ここから、享徳三年までに持光から政光への代替わりがなされたことが想定される。史料11において政光は「関東出陣」と記されており、享徳の乱に対応する軍事行動を行っていたことが知られる。次の史料からは、この動きが足利成氏支援のものであったことが明らかとなる。

史料12 「正文文書」野田持忠副状写(『信史』未収、『戦国遺文古河公方編』

参考九号、傍線筆者)

御注進之段、則致披露候、<sup>(持光)</sup>①抑大井播磨守越坂、安中左衛門知行分にて取陣候由御申候、自本御覚悟事候、然者其方之御調儀肝要候、…(中略)…

一、②大井之方状之案文、綿貫方より状之案、懸御目候、尚々其方之時宜可然様仁一途御談合可然候、

一、被成 御書候、其方之時宜重而御注進尤候、恐々謹言、  
五月十三日 右馬助持忠<sup>(花押)</sup>

(宛所欠)

享徳四年に比定される本文書は、足利成氏直臣の野田持忠が発給した副状である。宛所を欠くが、上野国の岩松氏に宛てた返書とみられる。この時期、上野国では岩松持国が成氏方の大将として上杉方との合戦を展開していた。傍線部①ではその援軍として、大井播磨守が臼井峠(坂)を越えて、山内上杉氏の被官で



ある安中左衛門の知行地に陣を取ったという情報もたらされていることがわかる。傍線部②には「大井之方状之案文」とみえ、この時期の大井氏が岩松持国を介して足利成氏との連絡をとっていたことがうかがえる。ここから、史料11にみえる大井政光の「関東出陣」が足利成氏方としての行動であることが想定される。

一方、史料12にみえる「大井播磨守」とは、政光の父・大井持光に比定される。持光は、かつて永享の乱で敗死した足利持氏の遺児・万寿王丸（のちの成氏）を庇護し、將軍足利義教の死後の文安年間には万寿王丸の関東公方への復帰運動の支援をすすめた人物である。史料11・12から、享徳の乱の勃発直後の時期の大井持光は、家督の地位を子息政光に譲ったのちも、政光とともに成氏方としての軍事行動を行う立場にあったことが確認できるのである。

以上のことから、信濃大井氏においては、享徳年間の段階で、子息が家督を継承した後も、旧当主である父が軍事指揮権の一部を担っていた状況がうかがえる。そして、それは享徳の乱という軍事情勢に対応するためのものであったことが想定される。

本稿で検討対象とした文明年間と永正年間それぞれの代替わりの時期における高梨氏が置かれた状況をあらためて確認したい。高梨政高から政盛への代替わりがなされた文明年間には、享徳の乱の影響を受けて北信濃の有力国人同士による紛争が恒常化した時期にあたる。また、史料4でみた山田高梨氏への攻撃に象徴されるように、高梨氏の内部では一族一揆の関係を否定し、惣領家の専制化とそれにともなう一門の家臣化がすすめられる端緒となった時期でもある<sup>63</sup>。

政盛から澄頼への代替わりの時期は越後守護代長尾為景の下剋上を発端として起こった越後永正の乱への対応が求められていた時期にあたる。詳しい経過は前述したが、政盛は永正七年に上杉顕定を討つことに成功したものの、その後も越後の不安定な情勢は継続していた。そして、永正一〇年八月から長尾為景と上杉定実との抗争が勃発すると、同年中に高梨澄頼が越後に出陣することとなる。また、当該時期においては、島津氏・村上氏など北信濃の他の有力国人領主と高梨氏との対立も深まりつつあり、越後永正の乱と結びつきながら抗争が展開してい

た。他方で、この時期も一門や周辺領主の家臣化による高梨氏「家中」のさらなる拡大がすすめられたと想定されている<sup>64</sup>。しかし、前述した家臣の小嶋氏・夜交氏による反乱事件（『信史』⑩三六七頁）に象徴されるように、惣領による家中統制は脆弱性を内包するものだった。このような家中への統制力の弱さを克服のために採られた方法が、さらなる領土拡大戦争であった<sup>65</sup>。

以上、文明年間・永正年間のいずれの時期も、高梨氏は周辺勢力との深刻な軍事的緊張を抱える一方で、従来の一族一揆の段階とは異なる、一門・譜代被官、周辺領主層までも含みこんだ「家中」組織の頂点に立つ存在として、惣領の権力・権威の確立が求められる状況にあった。旧当主が新当主を補佐する体制は、信濃大井氏の事例でもみたとように、隣国への出兵も含めた頻発化する対外戦争への対応という側面があったことがまず想定される。また、本質的に「父子二頭体制」には、父子間の円滑な権力継承とともに、父子間での当主の地位の安定的な継承という目的があったと考えられる。このことは、惣領こそが、「家中」組織の頂点に立つ存在であり、その地位は惣領家によって世襲されることを明示することとなったものと考えられる<sup>67</sup>。「父子二頭体制」には国衆当主としての惣領家の権威確立というねらいがあったことが想定できるのである。

このように、戦国期的な領域権力（国衆）へと変質していく過程において直面した課題や諸矛盾に対応するためのものが「父子二頭体制」であったと考える。

### おわりに

以上、三章にわたって戦国初期における信濃高梨氏の代替わりをめぐる状況について検討を加えてきた。関係史料の整理と人名比定の再検討を通じて、信濃高梨氏においては、文明年間の高梨政高から政盛への代替わり、永正年間の高梨政盛から澄頼への代替わり、いずれの時期にも家督を譲った後の父が依然として家政に関わる権限を保持する、「父子二頭体制」と呼ぶべき状況がみられたことを指摘した。また、それは戦国期的な領域権力へと変質していく過程において直面した課題や諸矛盾に対応するためのものであったと想定した。

省みるに、史料的な制約もあり、父子の権限分掌などを読み解くことはできなかった。ただし、前当主の新当主に対する親権に基づく後見的立場からの権限行使という「父子二頭体制」の本来的な性質に鑑みるならば、そもそも明確な権限分掌といった発想はそぐわないと考えることもできる。今後は信濃以外の地域を含めた室町・戦国移行期における「父子二頭体制」と考えられる事例を収集し、高梨氏の事例が一般化できるかどうか、また、その意義について比較検討をすすめていきたい。

## 注

- 1 史料出典は、特別な場合を除いて『信濃史料』所収のものは、『信史』と略記して巻号・掲載頁を「」で本文中及び註に示した。
- 2 以下、「世間瀬文書」の来歴や夜交氏については、『山ノ内町誌』（山ノ内町、一九七三年）、『長野県立歴史館たより 秋号』一六号（一九九八年）、寺島正友「長野県立歴史館の収蔵文書」『古文书研究』五七号、二〇〇三年）、長野県立歴史館編『平成一九年度秋季企画展 武田・上杉・信濃武士』（二〇〇七年）などを参照。
- 3 高梨政盛及び高梨氏の国衆への変質過程については、拙稿「信濃高梨氏の「国衆化」（戦国史研究会編『戦国時代の大名と国衆』戎光祥出版、二〇一八年）、同「信濃国における戦国時代への移行と「国衆」高梨氏の成立」（『高井』二二七号、二〇二四年）、同「高梨政盛―関東管領を討った北信濃の雄」（平山優・花岡康隆編『戦国武将列伝 4 甲信編』戎光祥出版、二〇二四年）を参照。なお、本稿は拙稿「高梨政盛―関東管領を討った北信濃の雄」で論じ尽くせなかった点、その後の調査研究により更新すべきと判断した点について論じるものでもある。
- 4 中村郷については、『木島平村誌』（木島平村誌刊行会、一九八〇年）を参照。
- 5 注3拙稿「信濃高梨氏の「国衆」化」。
- 6 湯本軍一「永正の乱と北信濃の状況―国人層の動向を中心に―」（『信濃中世史考』私家版、二〇一二年、初出一九七七年）。
- 7 『統群書類従 第五集下』。
- 8 志村平治「信濃高梨一族」（『歴研』二〇〇七年）。
- 9 井原今朝男「高井地方の中世史」（須坂市立博物館、二〇一二年）。
- 10 『須坂市誌 第三巻 歴史編Ⅰ』（須坂市、二〇一七年）三四五頁など。
- 11 明応九年に夜交景国は父高国から譲られた所領として史料1と同内容の当知行地安堵を政盛から受けている（『信史』⑩二〇九頁）。このことも、史料1が発給された背景に当主の代替わりという特殊な状況があったことが推察される。代替わり安堵一般については、さしあたり井原今朝男「撰関家領における代始安堵考」（『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年、初出一九八四年）、笠松宏至「安堵の機能」（『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年、初出一九八六年）などを参照。
- 12 松園潤一郎によれば、室町幕府の安堵は応永二〇年代以降、当知行安堵が原則となり、安堵状には基本的に將軍（室町殿）の直状が用いられ、文面には「任当知行之旨」等の文言が含まれるようになるという（室町幕府安堵の様式変化について）（『学習院大学人文科学研究』人文』八号、二〇〇九年）、「戦国時代における幕府安堵制の展開と機能」（『一橋法学』二二巻三三三号、二〇二三年）。高梨氏が発給した史料1・2の安堵状のあり方は、模式的にみて幕府の安堵状を模倣している可能性が高いと考える。国衆発給判物の淵源は今後の検討課題である。
- 13 以下については、堀本一繁「龍造寺氏の二頭政治と代替り」（『九州史学』一〇九号、一九九四年）を参照。
- 14 個別事例の検討成果は枚挙に暇がない。さしあたり、注13堀本論文及び山室恭子「中世のなかに生まれた近世」（吉川弘文館、一九九一年）を挙げておきたい。
- 15 文安三年―延徳元年の間に諏訪上社の花会・五月会・御射山祭の頭役を担った信濃国内の荘園・郷村とその知行者を書き上げた史料（『新編信濃史料叢書 第二巻』）。
- 16 以下については、さしあたり『長野市誌 第二巻 歴史編原始・古代・中世』（長野市、二〇〇〇年）、注9井原著書、拙稿「室町幕府による信濃国支配の展開と崩壊」（『武田氏研究』六八号、二〇二三年）などを参照。
- 17 上杉右馬頭を山浦上杉氏に比定する点については、黒田基樹「成氏期の上杉氏」（同編『関東足利氏の歴史 第五巻 足利成氏とその時代』戎光祥出版、二〇一八年）、片桐昭彦「山浦源五と山浦上杉家の系譜」（黒田基樹・前嶋敏編『戦国大名の新研究 4 上杉謙信とその一族』戎光祥出版、二〇二四年）を参照。

- 18 蛭川氏が信濃国人に対する政所執事伊勢氏の窓口となったことについては、井原今朝男「蛭川貞相の法楽和歌奉納と領主間ネットワーク」(『日本史研究』五一五号、二〇〇五年)を参照。
- 19 『群書類従 第一巻』(続群書類従完成会、一九六二年)。なお、本系図は同じく『続群書類従』に収められる「高梨系図別本」とともに、諸家系図纂七ノ二所収本に依るものであることが続群書類従編纂台帳より明らかになるといえる。
- 20 『薩戒記』永享九年六月七日条(『大日本古記録』)。
- 21 注8志村著書、『長野県上高井誌 歴史編』(上高井教育会、一九六二年)二二五頁、『山ノ内町誌』四四四頁はこのことを以て政盛の家督継承を文明八年とする。
- 22 伊藤富雄「室町季世南信濃乱離史攷」(『伊藤富雄著作集 第四巻 戦国時代の諏訪』永井出版企画、一九八〇年、初出一九四四～四五年)。
- 23 この事実自体は井原今朝男も指摘している(注9井原著書一四六頁)。
- 24 注8志村著書など。
- 25 注22伊藤論文。
- 26 中田薫「中世の家督相続法」(『法制史論集 第一巻』岩波書店、一九二六年)。
- 27 以下の経緯については、注22伊藤論文、『諏訪市史上巻 原始・古代・中世』(諏訪市、一九九五年)、平山優『川中島の戦い 上』(学習研究社、二〇〇二年)などを参照。
- 28 以下の解釈については注22伊藤論文に依るところが大きい。なお、この記事については井原今朝男が、①諏方社上社・下社の一門分裂争いを利用して諏訪社に納める頭役銭の減額に成功したこと、②それまでの頭役の徴収・納入システムを各郷村の知行主から公別徴収する方式をやめて須毛・小島・大熊郷は惣領家が一括して納入するシステムに変えたこと、③結果、頭役銭の減額分が高梨氏惣領の収入となったこと、を示す事例としている(注9井原著書)、そこまで踏み込んだ解釈ができるかは検討の余地がある。
- 29 『守矢満実書留』文正元年条によれば、栗沢四郎は神長守矢満実の烏帽子であったという(『信史』⑧五五四頁)。
- 30 この箇所について、『信濃史料』及び『新編信濃史料叢書 第二巻』は「御遣」と翻刻するが、注22伊藤論文は「御意」とする。写真版で確認したところ、「遣」と「意」の崩しの形状は似ており確定的な判断は下し兼ねるが、文脈も踏まえた上で「御意」と翻刻すべきものと判断した。井原今朝男はこの箇所を「御遣」とし、頭役銭を高梨撰津州に納めた後に諏方下社と上社の両方に納めることとなったと解釈している(注9井原著書)。
- 31 注22伊藤論文。
- 32 注3拙稿「信濃高梨氏の「国衆一化」を参照。
- 33 以下については注3拙稿「高梨政盛」を参照。
- 34 「高梨文書」長尾能景書状写(『信史』⑩三五九頁)  
就今度□一戦、從屋形以書状被申、委曲示預而可及披露候、恐々謹言、  
六月廿一日 信濃守能景(花押影)  
謹上 高梨刑部大輔殿  
御宿所
- 長尾能景が合戦について屋形(守護)より書状が出されたため、それを高梨政盛に取り次ぐ旨を伝えたものである。長尾能景が守護代となるのは文明一四年であるが、長享元年までは左衛門尉を称しており、信濃守でみえるようになるのが延徳元(長享三)年からである(木村康裕「守護代長尾氏発給文書の分析」『戦国期越後上杉氏の研究』岩田書院、二〇一二年、初出二〇〇八年)。ゆえに、年次比定の上限は長享二年ということになる。また、高梨政盛が刑部大輔を称していることが確認できるのは文亀三年までであり、永正三年一〇月を初見に撰津守を称している。ゆえに下限は永正三年ということになる。
- 35 この点については、注9井原著書などを参照。
- 36 次の史料は宗祇と政盛との交流を示すものと考えられるが『信濃史料』未収である。  
史料「老葉抄」奥書(金子金治郎「新撰菟玖波集の研究」(風間書房、一九六九年)右百句は、信州高梨刑部大輔源政直所望之由侍りしを、旅宿にして申もよほしつ、侍りし也 宗祇在判  
宗祇が「老葉」より百句抜いて自注を加えた書である『老葉抄』の奥書で、この記載から同書が「信州高梨刑部大輔源政直」の所望により書かれたことがわかる。同書の成立時期は不明確だが、宗祇が信濃高梨氏のもとを訪れた可能性があるのは、



文亀元年に越後の長尾為景を訪ねた後、仁礼路を通過して菅平を経て上野の草津に赴いた時と考えられる(金子著書)。当該期に刑部大輔を名乗る高梨氏の人物は政盛以外考えられず(政盛の刑部大輔の終見は文亀三年)、この奥書にみえる「政直」は「政盛」の誤記と判断される。

37 越後永正の乱における北信濃国衆の動向については、さしあたり注6湯本論文、前嶋敏「越後永正の内乱と長尾為景」(『戦国期地域権力の形成』同成社、二〇二四年、初出二〇〇八年)、村石正行「転換期を生き抜く信濃侍―16世紀の北信濃―」(『長野市立博物館紀要』九号、二〇〇八年)などを参照。

38 黒田基樹「総論長尾為景の研究」(同編著『長尾為景』戎光祥出版、二〇二三年)。

39 池亨・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表 為景・謙信・景勝』(高志書院、二〇〇七年)。

40 注13堀本論文、森木悠介「戦国期佐竹氏の代替わりについて―義重から義宣への家督交代を中心に」(『茨城県立歴史館報』四三号、二〇一六年)。

41 このことをふまえると、史料1で安堵の対象となっている新野郷は文明年間に代替わりを行った後の高梨政高が知行していた所領であるという事実は興味深い。

42 注8志村著書、『山ノ内町誌』四四七頁、『木島平村誌』三九四頁、『須坂市史』(須坂市史編纂委員会、一九八一年)一三二頁、『長野県歴史人物大事典』(郷土出版社、一九八九年)「高梨澄頼」・「高梨政盛」(金井喜久一郎執筆)の項目、『須坂市誌』第三巻「歴史編I」(須坂市、二〇一七年)三四五頁など。筆者自身も注3拙稿「高梨政盛」において永正一〇年没年説を採ったが、本稿の検討結果により改めたい(以下、本文で述べる考証が認められるならば、現段階において政盛の没年は「永正一七年以降」となる)。

43 『那智籠』及び同書から知られる宗長の信濃での足取りについては、鶴崎裕雄「戦国時代の信濃と連歌師宗長―『那智籠』を中心として―」(『長野』三五号、一九七一年)などを参照。また、宗長の生涯については、さしあたり鶴崎裕雄「戦国を往く連歌師宗長」(角川書店、二〇〇〇年)を参照。

44 戦国期の信濃における連歌については、注43鶴崎論文、宮脇昌三「信濃国における連歌事象について(一)・(二)―中世より近世へ―」(『信濃』二三巻六・七号、一九七一年)、『長野市誌』第二巻「歴史編 原始・古代・中世」などを参照。

45 足利義植については、山田康弘『中世武士選書33 足利義植』(戎光祥出版、二〇一六年)を参照。

46 不外については橋俊道『時宗史論考』(法蔵館、一九七五年)を参照。また、『廿四祖御修行記』については河野憲善「遊行二十四祖御修行記(上)・(中)」(『島根大学教育学部紀要 人文・社会科学』一・二号、一九六七・六八年)も参照。

47 中野新善光寺については、原田和彦「戦国時代の善光寺と栗田氏」(『笹本正治・土本俊和編』『善光寺の中世』高志書院、二〇一〇年)、同「中世善光寺をめぐる一視点」(『信濃』六二巻二二号、二〇一〇年)を参照。

48 例えば、金井喜久一郎「高梨澄頼と政頼について」(『高井』八四号、一九八八年)、

注8志村著書、『長野市誌』第二巻「歴史編 原始・古代・中世」など。

49 注36金子著書、注44宮脇論文。

50 注36金子著書、金子金治郎「宗長の『老談』の成立」(『中世文芸』三〇号、一九六四年)、湯之上早苗「解説」(『連歌貴重文献集成第七集』勉誠社、一九八〇年)。

51 政治的な情報への入手、連歌師による年貢催促の仲介や政治交渉、文化の撰取による地域における権威の向上等につながったことが指摘されている。また、地方で連歌会が行われた場所が地域権力支配下の政治的・経済的・文化的拠点であったことも指摘されている。連歌師の活動が有する政治的性格については、さしあたり、注43鶴崎著書、鶴崎裕雄「室町時代の地方連歌師」(『中世文学』三八号、一九九三年)、同「連歌師」(『文学』二〇〇二年九・一〇月号)、矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年)、注18井原論文などを参照。なお、近年では川口成人によつて室町時代政治史研究における文芸史料の積極活用と、文芸(及び武芸)を通じた都鄙関係の究明がすすめられているが(『都鄙関係からみた室町時代政治史の展望』(『日本史研究』七二二号、二〇二二年)、『室町時代の武家文化と都鄙関係』(『日本史研究』七三八号、二〇二四年)など)、本稿では十分にその成果を参照することはできなかった。

52 「高梨系図」は澄頼の没年を大永三年一〇月一三日(三一歳)とする。これを信じるならば生年は明応元年ということになるが、再三述べたように同系図の没年記載は信憑性が乏しく、本稿では採らない。

53 明応の政変については、さしあたり大藪海『列島の戦国史1 応仁・文明の乱と

明応の政変」（吉川弘文館、二〇二二年）を参照。

54 注8志村著書、志村平治「高梨政頼の生没年について」（『高井』一八九号、二〇一四年）。史料9において、その後、不外が再び「撰カ」津守入道のもとに戻っていることからこの人物が政盛（撰津守入道）の近親者であることがうかがえる。

55 「高梨系図」によれば、澄頼は仮名を「弥太郎」と名乗ったとされる。『廿四祖御修行記』が記す「孫太郎」と、「高梨系図」の「弥太郎」のどちらが澄頼の仮名として正しいかは判断できないが、いずれも輩行名の意味するところ（父（政盛）が祖父（政高）の太郎（長子）であり、自分（澄頼）が父（政盛）の太郎（長子）と同じであろう（奥富敬之『苗字と名前を知る事典』（東京堂出版、二〇〇七年）参照）。

56 大永年間に高梨氏は三条西実隆との通交が確認できるが、このときの当主は澄頼であろう（『信史』補遺上巻三六四頁）。父の政盛が構築していた中央とのネットワークは澄頼に継承されていることがわかる。

57 高梨氏と島津氏の対立についても、多くの自治体史類で言及がなされているが、ここではさしあたり、『長野市誌 第二巻 歴史編 原始・古代・中世』、『豊野町の歴史 豊野町誌2』（豊野町刊行会、二〇〇〇年）を挙げておく。なお、信濃島津氏については中村亮佑「米沢藩上杉家家中「島津家文書」について—当館収蔵の埼玉県外関係文書の紹介—」（『埼玉県立文書館紀要』三〇号、二〇一七年）も参照。

58 高梨澄頼の子息・政頼の生没年も確かな史料からは明らかにできないが、政頼の活動が明確に一次史料から確認できるのは天文年間（『信史』補遺上三七二頁）永禄年間（『信史』⑩一六六頁など）であり、その点からみても史料8の「孫太郎」及び史料10の「子」を政頼に比定することは不自然である。なお、高梨政頼については降幡浩樹「高梨政頼・頼親—信濃最北の国衆」（『戦国武将列伝4 甲信編』）も参照。

59 『信濃史料』一〇巻四五二頁、『長野県 上高井誌 歴史編』、注8志村著書、『信州 高山村誌 第二巻 歴史編』（高山村誌刊行会、二〇〇五年）一五〇頁、『須坂市誌 第三巻 歴史編Ⅰ』三四五頁など。なお、『信州 高山村誌 第二巻 歴史編』一五〇頁では「將軍義植に乱の終結を報告する目的もあつて馬を献上した」、『須坂市誌 第三巻 歴史編Ⅰ』三四七頁は「乱の平定の調議を命じた將軍への礼物進納とみるべ

きだろう」と指摘する（いずれも村石正行執筆分担）。

60 大永四年頃、高梨氏の当主が周辺国衆との対立から越後に逃れていたが、長尾為景によって信濃に帰国している（『信史』⑩五一六頁）。注52で述べた大永三年という「高梨系図」に記される澄頼の没年を信じるならば、『信濃史料』が比定するようになり、この時の高梨氏当主は澄頼子息の政頼ということになる。しかし、再三述べてきたように「高梨系図」が記す没年は信ぴょう性が乏しい。むしろ、注58で述べた政頼の活動徴証の残存状況をふまえるならば、澄頼とみるべきだろう。なお、史料の欠如により澄頼から政頼への代替わりの状況については明らかにできない。

61 注13堀本論文。

62 以下、当該時期の信濃大井氏の動向については、拙稿「室町期における信濃大井氏の政治的動向」（『信濃』七四巻一号、二〇二二年）を参照。

63 注3諸拙稿。

64 注3拙稿「信濃高梨氏の「国衆」化」。

65 注6湯本論文、『須坂市史』一三三頁は、この反乱が政盛から澄頼への代替わり及び政盛の死という間隙をねらったものと推測する。

66 高梨氏は永正一〇年前後の頃に中野氏を滅ぼし、中野小館（現中野市）に本拠を移したと想定されている（湯本軍一「信濃高梨氏城下の景観復原」（『信濃中世史考』私家版、二〇一一年、初出一九九一年）など）。国衆家中の脆弱性については、池上裕子「戦国期北信の武士と上杉氏の支配」（『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年、初出一九九八年）。

67 はじめにでも述べたように、井原今朝男は、永正九年の安堵（史料1・2）には「家臣団の引き締め」という目的があったとしている（注9井原著書）。

事例報告

# 長野県立歴史館 現代史聞き取り調査の現状と課題

鈴木 実

## はじめに

令和6年、長野県立歴史館（以下、歴史館）は開館30周年を迎えた。令和8年度からは、現代史を中心とする新たな長野県史編さん事業が開始される予定である。この機会に、歴史館の文献史料課が、開館準備段階以来取り組んできた、現代史聞き取り調査について、現在の到達点（聞き取り内容の概要）を紹介し、新県史編さん事業に向けた課題を提示する。

## I 長野県立歴史館における現代史聞き取り調査の経緯

### (1) 長野県立歴史館と現代史調査

平成6年（1994年）11月3日に開館した長野県立歴史館では、開館前より現代史聞き取り調査として、現代の各時代・各分野を代表する人物を対象として、聞き取り調査を行なってきた。この業務は、次の【表1】のとおり、担当者の変遷に伴い、現在まで5つの段階に分けられる。

【表1】長野県立歴史館における現代史聞き取り調査の時期と担当者

期	段階	期間	担当者	所属班
1	歴史館開館前	H 4（1992）. 4～同年6	尾崎行也、伴野敬一	古文書
2		H 5（1993）. 5～同年6	越志徳門、新津新生	古文書
3	歴史館開館後	H 6（1994）. 8～H13（2001）. 2	新津新生	古文書／行政文書
4		H15（2003）. 7～H18（2006）. 3	本多得爾	行政文書
		（人員不足による長期中断）	※行政文書担当兼務	行政文書
5		R 4（2022）. 5～	鈴木 実	現代史料

各段階において史資料の収集・整理事業、企画展等歴史館全体の業務と並行して聞き取り調査は進められていった。ただし、聞き取り調査に従事する人的・予算的措置については、必ずしも十分であったとは言い難い。というのも【表1】で示したとおり、調査を行なう現代史担当の分掌上の位置付け（所属班）が、確固たるものでなかったことが要因として考えられる。また、歴史館開館前年度にあたる平成6年（1994年）2月に作成された文献史料課課会資料「現代史調査部門 平成5年度作業総括と来年度への要望」別紙月別まとめ【史料1】によれば、

### 【史料1】

#### ロ. 今後の展望

歴史館開館以後の平成7年度以降は、現代史は歴史館より切り離して独立を考えていくという方針のもとに活動を進めてきたが、人員・施設等の面で確約がえられていない現状である。

- ① あくまで独立を目指して運動を進めるが、当面は開館以後の事業計画の中に、「現代史の資料調査・聞き取り調査等」の仕事を含ませて考え、確定以後に計画から削除する方法が現実的である。
- ② 上記の場合、歴史館業務の中に埋没してしまいたんなる資料収集に終わってしまう危険性があるので、仮に文献部門の中に位置づけるとしても、行政資料・古文書資料班とは別組織とする必要がある。



- ③ 歴史館業務の中に現代史編さんが明記されない以上現代史編さんの旗はおろすべきではない。

歴史館準備室は本来施設担当であり現代史編さん事業のような文化事業はなじまないとの認識で対処していたが、開館後はこの面でも歴史館業務の見直しが必要である。

- ④ 現代史編さんの事業は、現実的な見積りでも、資料編10巻・通史編3巻・美術建築編2巻の全15巻になる。それを15年で仕上げる場合延べ136名の人員を投入する必要がある。

このような大事業を歴史館業務の中に取り込むことは、施設規模・予算・人の面で果たして可能であろうか？

歴史館業務の見直しを前提として

現代史担当は当面歴史館文献部門に所属し、行政資料の収集とは別の視点で（編さんを目的とした）現代史関係史資料の調査収集にあたる

行政の枠内では、当面本格的な編さん事業を歴史館の中に取り込むことは困難であるとの認識にたつて、県当局・県議会に対する働きかけ(を脱)従来通り行う他に、企業の文化活動を組織するなどの方法を含めた幅広い運動を展開する必要がある。

（下線、引用者。以下同じ）

と、かつての県史編さん終了後、未着手のままとなった現代史編さん事業と歴史館事業に関する担当者の認識が伺える。つまり、開館準備および開館当初において、現代史担当（「現代史調査部門」）は、現代史編さん事業が開始されるまでの「歴史館業務の見直しを前提」とした「当面」の歴史館事業として、担当者内では認識されていた。その後の配属班の紆余曲折や、兼務による現代史調査としての業務停滞の遠因として、現代史編さん事業自体の位置づけが不透明であったことが考えられる。

## (2) 聞き取り調査の手法と概要

### ① 調査手法

歴史館でこれまで蓄積されてきた聞き取り調査の手法は、おもに半構造化インタビューによるアプローチの手法をとってきた。すなわち、調査内容・質問項目について、ある程度事前に共有し、事実関係などを確認しつつ、調査者から適宜、「それはなぜか」など問いかけ、一問一答ではない話者の自由な発話を促している。また、話者と聞き手で1対1のインタビュー形式をとることが多いが、労働問題や社会教育などに関して複数人の座談会形式をとるものもある。

聞き取り内容は主に、①話者略歴（出生年月日／出生地・現住所／最終学歴／職歴／著書・業績等）を最初に概略聞いた上で、本題としての②聞き取り項目としてテーマ及び関連事項について具体的に7項目程度の質問内容を、話者と聞き手の対話を交えつつ聴いていく方法をとっている。

### ② 調査件数・概要

これまでの歴史館における聞き取り調査において、聞き取りを行ない、録音記録をとったテーマ・話者の立場等の概要は【表2】のとおりである。主要テーマを分野別にみると、政治14件、行政6件、経済19件、労働8件、満蒙・開拓7件、社会32件、文化12件、教育6件、県史7件に分類できる<sup>(1)</sup>。第1期～第4期、平成18年（2006年）まではカセットテープに録音されたため、長時間にわたるものは複数のカセットテープに記録されることになる。令和4年（2022年）以降、カセットテープ記録は順次デジタル化を進め、新規の調査に際してはICレコーダによる録音・データ記録化を行なった。その上で、データ件数は157件。座談会形式など1回で複数人への調査を行なったものや、1人の人物について複数回調査に赴いているものもある。それも踏まえて集計すると、話者の実人数は125名、調査実施回数は111回となる（2024年12月末現在）。

表2 歴史館聞き取り調査概要

分野	調査年	内容・話者立場等
政治	1992	林県政、西沢県政と社会党との関係 県会議員
	1992-94頃	松本市政と政界夜話 松本市長
	1995	民社党の設立昭和電工公害問題
	1995	政治活動半世紀の背景政治家のあり方
	1995	地方自治と社会党の趨勢
	1995	長野市政と政界夜話
	1996	高度成長期と市町村の政治 木島平村長（7期）、県町村会長（9期）、全国町村会副会長（2期）
	1995	日本社会党長野県義会県議団名誉団長
	1997	戦後の農民組合について 日本社会党長野県議会県議団名誉団長
	1997	林県政、西沢県政について
	1997	戦後更級郡村上村長（共産村長）として昭和35年まで在任
	1997	栄村長（補助金に頼らぬ村政でマスコミが注目）
	1997	賠償指定関係軍工廠資材払い下げ中心
	1998	県政界の裏面史長野県の戦後占領期や土地改良事業について
行政	1997	県職員。土地改良事業に従事し、上小地方事務所土地改良第二課長で退職
	1998	元県商工課職員賠償係として賠償工場点検視察に従事
	1998	元県職員 工業課・公害課
	1999	元県職員（下伊那地方事務所長、教育次長、県財政・税制担当）
	1999	県職耕地課長 土地改良事業について
	2000	長野県農村部土地改良課職員
	1993	蚕糸業の変遷と片倉工業 片倉興産会長
経済	1994	塩尻村の農地改革
	1994	東京計器、長野計器（7名）に関する聞き取り調査
	1995	八十二銀行役員
	1995	保温折衷苗代考案の過程について聞き取り
	1996	保温折衷苗代について
	1997	農事研究会について
	1997	石川島芝浦タービン（石川島芝浦機械）について
	1997	田中航空計器の賠償実態について
	1998	内視鏡開発について。オリンパス光学について
	1998	多摩川精機生産技術部CADセンター
	1998	須坂市疎開工場について（日本測定器）
	1998	県戦後工業化、精密工業試験場
	1999	長野県土地改良事業団体連合会元専務理事。現在特別顧問
	1999	長野県森林組合役員
1999	長野県土地改良事業団体連合会特別顧問	
1999	（株）チノン創立者	
2023	セブン-イレブン等の長野県における展開と商品開発、学生時代の思い出等	
2023	セブン-イレブン長野県第1号店（吉田店）の開店事情とその後の展開等	
労働	1994	長野県地方労働委員8年間を中心に（昭和35～43年代）
	1994or95	東芝川岸工場争議
	1996	長野県労働組合会議事務局長、産別会議全日本金属労組書記長
	1996	占領下の長野県労働運動県労会議分裂後／鐘通、東芝川岸争議
	1996	東芝川岸工場労働争議
	1996	鐘通争議のこと疎開・賠償工場のこと
	1996	ゼンセン長野県支部長民社党長野県連書記長
1998	佐久酪乳価闘争を中心に	
満蒙・開拓	1994	満蒙開拓と軽井沢での開拓
	1994カ	戦後開拓について
	1997	麻績村出生。戦後満州より引揚げ、野辺山開拓地に入植。第3代開拓農協組合長
	2003	長野県自興会事務局長満州開拓団黒姫郷
	2003	満州開拓団引揚げ者現開拓自興会監事
2003	現長野県開拓自興会長旧満州黒台信濃村	
2003	長野県開拓自興会監事	

分野	調査年	内容・話者立場等
社会	1994	国鉄単一労組二代目委員長
	1994	上田鐘通二代目社長 鐘通争議を中心に
	1994or95	佐久総合病院設立と地域医療 佐久病院院長
	1994or95	小作法改正と農地開放
	1994or95	戦後の児童福祉。篠ノ井文化協会
	1995	労働運動について
	1995	原水禁運動と日中友好問題 長野県原水協会長、日中友好協会会長、県仏教会会長
	1995	原水禁運動と日中友好問題 長野県仏教会副会長
	1996	長野県原水爆被災者の会会長
	1995	前穂高町長。有明演習地設立反対期成青年同盟委員長
	1996	元八千穂村連合婦人会役員（9名）
	1997	元全中農協
	1997	鼎村農地委員会書記3氏へ聞き取り
	1997	朝鮮総連長野県本部委員長
	1997	塩尻村農地委員
	1997	塩尻村農地委員会書記
	1998	部落解放同盟長野県連合会書記長を1949年より25年間歴任。県同推協顧問
	1998	松本市社会教育主事3氏へ聞き取り
	1999	茅野市自然と文化の会会長。全国自然保護連盟理事
	1999	ブラジルへの戦後の移民について
	1999	戦後日本農民組合の活動について
	2000	県自然保護連盟副会長県自治研センター事務局長
	2000	長野県退職婦人教育協会会長
	2000	前長野県連合婦人会会長
	2000	清集館主人歴史をひらく女たちの自立の家設立
	2000	高甫村保健婦 当年100歳になる女性
	2000	女性問題研究家
	2000	女性議員をふやすネットワーク「しなの」会長
	2001	県教育委員、長野婦人問題研究会会長
	2001	下伊那連合婦人会会長長野県連合婦人会常務理事
2001	労働者長野婦人少年室初代室長	
2023	旧望月町における社会教育運動や佐久市との合併問題について 元望月町町長	
文化	1992	県山岳会の動向 文化一般
	1992	信毎民主化問題、草創期の信越放送
	1996	雑誌『高原』を編集浅間国民高等学校の講師
	1997	戦後上田自由大学の復興について
	1997	『農村青年通信講座』の編集。農村文化協会県支部理事長
	1997	農文協、農業近代化協議会、農業農民問題研究会事務局長
	1997	レッドパージ・農文協について
	1998	農文協、農近協推進中心人物
	1998	戦後県農文協で活躍。『明日への待望』で毎日出版文化賞受賞（1950. 11. 3）
	1998	旧更級村で農文協、農進協に参加した
	1999	妻籠宿保存運動の中心人物として活躍した
	2000	公民館活動、ナトコ映画について
	教育	1993
1994or95		才能教育の今昔 才能教育創立者
1995		戦後教育と女子学生気質 元県短大学長
1996		社会科教育と教育制度の変革 戦後（小学校社会科教育のカリキュラム作成担当）
1996		浅間国民高等学校（略称、高原学舎）について（2名）
1997		長野軍政部通訳詩人、英語教師（中学校指導主事）
県史	1993	信濃史料、長野県史の編纂
	1993	長野県教育史の編纂（県史編纂委員長 教育史編纂委員長）
	1993	長野県政史の編纂（松代大本営問題 元県政史編纂委員、県史専門委員）
	1993	県史編纂と長野県文化行政
	2006	県政史編さん委員 高等学校副教材「関西の旅」を中心に
	2022	講演「新しい県史に向けての提言」（元県史編さん委員）
	2022	県政史・旧県史編さん時のこと、新県史への所見（信州大学名誉教授）

（令和6年（2024年）12月末現在）



### ③ 話者の選定

話者選定については、候補者リストを作成して漸次実施されていった。平成4年（1992年）6月26日付「第2回現代史資料検討会資料」中の「現代史資料調査話者一覧」によると、リストアップされたのは92名であった。同資料には、話者の選定基準について次の【史料2】のようにある。

#### 【史料2】

選択の目安にしたもの

全分野より100名程度 各分野15名程度

世代 明治～大正生まれの人

政治13名 経済5名 社会20名 教育10名 文化23名

ただし、実際に調査が実施され、録音記録が残るのはそのうちの23名である。計画・候補選定はあったものの、歴史館関係業務による多忙化や人員不足、話者候補者の転住などにより容易に調査ができないまま、さらに長期停滞期間を迎え、ついには候補者も死去などによって、結果的に計画が十分遂行できなかつたと言わざるを得ない状況にある。ただし、それ以外の102名（第1～4期98名、第5期5名）については、資料寄贈や担当者の人脈等により新たに開拓していった部分であり、これについて貴重な成果であることは言うまでもない。話者全体の傾向については、次節で分析・紹介したい。

## Ⅱ 聞き取り内容の傾向と内容面での今後の課題

### (1) 話者・テーマ選定の傾向

歴史館が行なってきた聞き取り調査では、各分野の第一線を走ってきた公人・著名人を主に調査対象としてきた。ただし、テーマとしては平成4年の候補者リストの段階から、社会運動や教育・文化活動にも幅広く目が向けられており、実際に調査・記録されたものにおいても、農業技術への目配りや公民館の社会教育主事、婦人会役員など、比較的一般市民に近い人物にも目を向けている。前述のように、当初計画とは別に、資料寄贈やその後の繋がりを通じて話者候補を都度選定・追加していったと考えられる事例もあり、この点については、歴史館という“地の利”もあったと考えられる。ただし、政治（国政）・社会問題（農業問題・社会問題・労働問題）が手厚い一方、県政（元知事）・交通流通・文化芸術の領域が手薄になっているともいえる。

### (2) 話者選定・テーマ内容上の課題

やむを得ないことではあるが、開館準備の第1・2期から、ボリュームゾーンの第3期が、90年代～2000年代初頭の調査時期であることから、対象となる話者は、戦前から戦後の1960年代を中心とした時期に活躍した人物であり、【史料2】にも端的に示されていた通り、「明治～大正生まれの人」であった。

したがって、70年代以降の時期・テーマを対象とする調査が薄い傾向がある。勿論、聞き取り調査の時点で話者は、当然のことながら70年代以降の歩みもあるわけであるから話題がそこまで及ぶ場合もあるが、テーマ選定の時点でいくと、70年代以降の歴史事象が聞き取りの主要テーマとなることはなかつたと言える。なお、70年代頃において、現役世代の管理職的立場（40～50歳代）にあるのは、おおよそ昭和1ケタ台（1930年前後）生まれということになる。第1～4期の担当者からすると同世代とまでは言えないまでも、親世代ほどは離れていない先輩世代にあたるため、まずは、親世代にあたる60年代までのテーマで明治・大正期生まれの話者への聞き取り調査が優先されただろう。

加えて、長野県の場合、2000年代後半から令和4年（2022年）までの人員不足による聞き取り調査の中断時期が

あるため、断絶が無ければ着実に聞き取りできていたであろう70年代以降のテーマに関する調査は、歴史館において手付かずの状態となってしまうている。70年代に活躍した昭和1ケタ台世代は、現在90歳代となっているため、調査が急務である。

### (3) 新たに調査対象となりうるテーマ

60年代から70年代は、60年・70年安保闘争を経て、経済政策に転換して重点が置かれた時代であった。60年代、池田勇人内閣によって“経済の季節”への方向性が示され、以降、日本社会は高度経済成長へと進んでいく。70年安保闘争や沖縄返還、ベトナム反戦平和運動など、国内・国際政治とも関連した社会運動も引き続き展開される時代でもあるが、60～70年代以降整備・発展した交通・流通などの調査は進んでいない状況にある。70年代以降の新たな社会状況・社会問題の展開は、高度経済成長とその裏返しとしての公害・環境問題、例えば有料道路建設と環境保全運動の対立などとして長野県内においても展開されている<sup>(2)</sup>。

90年代に結実する新幹線・高速道路建設関連、運輸・観光などの交通分野や、社会全体に影響を与える公共性の高い小売業、通信・サービス業の企業・団体、とりわけ創業者・関係者が県内出身者であるなど、長野県ともかかわりの深い部分での商業経済・流通分野にも目を向けていく必要がある。前掲の【表2】からも分かる通り、第1～4期の調査(2006年以前)において、経済に分類されている内容も産業技術・労働問題領域が大半を占め、交通・流通・経済に関する聞き取り調査は、歴史館ではあまり行なわれてこなかった<sup>(3)</sup>。現代社会における長野県の位相を把握するためにも、長野県との関わりや、70年代以降の社会構造の変化などを見据えた調査が必要である。

ただし、70年代に限らず政治・行政関係者への聞き取り調査や、これまでの蓄積がある社会運動史についても、例えば高度経済成長と表裏一体の関係にある環境保全運動も含めて、引き続き調査を継続する必要があるテーマであることは言うまでもない。

### (4) 生活史的聞き取り調査の必要性

オーラル・ヒストリーの学問領域においては、政治家、官僚や経営者など、組織・企業の意志決定に関わる人物への聞き取り・インタビュー<sup>(4)</sup>だけでなく、市井の一般市民、地域に生きる人々の生活誌・認識のあり方を記録するものもあり、長野県内でも多くの成果が報告されている<sup>(5)</sup>。また、一時代前の回顧としての記録がある一方で、大規模災害時やその後の経験に関する、より現在を生きる我々に近い時期の認識・感覚を残す取組み・考察も注目すべきものがある<sup>(6)</sup>。

歴史館の聞き取り調査では、公人・著名人を中心とした話者選定が主であり、社会教育主事や婦人会役員など一般市民に近い人物を対象としたものもあるが、すべて往時の回顧としての調査である。新たな長野県史の現代編の編さんにおいては、「県民参加」の基本方針も挙がっている<sup>(7)</sup>。県民・市民の参加を促すためにも、生活史を記録として留める聞き取り調査は有効であろう。

あるいは、同時代の暗黙の了解は、次の世代には継承されない側面もあるため、更にその次の長野県史編さんに向けた資料収集の一環として、現代社会を生きる私たちの行動・認識の様式なども記録として留める必要もあると考える。その場合、組織的にも長期的な視野に立ちうる歴史館の業務として位置づけることが肝要であろう。

## Ⅲ 調査の特質と実務的な課題

### (1) 行政主体の聞き取り調査の特質

現代史研究において有効な方法とされるオーラル・ヒストリーに関する先行研究<sup>(8)</sup>では、長期的な研究計画を

もって、話者との信頼関係（ラポール）を構築しつつ、チームで調査にあたる必要があるとされる。

一方、行政機関が行なう調査は人力的・予算的に限りがあるため、歴史館の聞き取り調査においても、聞き手は担当者一人、調査も1回限りであることが多く、実際、複数回・複数人で調査に及ぶ例は稀である。このような前提条件の違いを予め認識しておく必要がある。ただし、予算的・人的に限られる行政主体の聞き取り調査においても、インタビュー役とサポート役、記録役とで、理想的には3人態勢で臨むべきであり、1人では困難が生じるとの見解もある<sup>(9)</sup>。調査の質を担保し、貴重な証言・認識を話者から引き出すためにも、聞き取り調査における人員の確保が不可欠である。

## (2) 業務の位置づけ・予算上の課題

前述したとおり、開館当初から、(いつ事業化されるか分からない)県史編さんに向けた準備と歴史館業務の間で、現代史担当および、聞き取り調査は不安定な位置づけにあり、業務が計画どおり順調に進捗しない状況にあった。このことは過去のものでなく、令和8年度から開始される県史編さん事業も、有期的なものであるため、編さん中、そして編さん後の聞き取り調査の位置づけは、直近の県史編さん業務としてというよりも、史資料の散逸防止の観点から、現代史資料の収集業務として人員体制・予算上に位置づけ要望していく必要がある。

前回の県史編さん事業終了後、平成4年の候補者リストに載りながらも、調査が及ばないまま鬼籍に入られた方々が多くいることは、返すがえすも残念でならないが、同じ轍を踏まないよう、県史編さん事業と歴史館とが連携し、今後の継続的な調査を進めていくことが望まれる。

## (3) 調査記録の公開・利用にかかる承諾・権利関係

実務的な問題・課題として目下早急に検討すべき課題が、聞き取り調査の公開・利用にかかる承諾・権利に関する規定の整備である。歴史館の第4期までの調査においても、公開・利用に向けて話者への同意を取り付けた形跡はなく、あくまでも現代史編さん上の内部資料的な扱い（つまり非公開扱い）とせざるを得ない状況にある。しかし、これまで蓄積された記録は、今後の歴史の検証においても広く共有を図る必要があろう。そのためには、公開について話者（むしろほぼ遺族）の同意をこれから取り付けていく必要がある。

また、第5期にあたる現在も、公開を前提に調査依頼をし、調査内容について秘匿すべき事柄がないかを事後に確認してはいるものの、「同意書」等の書式を整備するまでには至っておらず、現状ではいわば“口約束”の状態である。したがって、聞き取り調査及び調査内容の公開に関する運用方針・説明確認書・同意書作成の必要がある。この件については、飯田市歴史研究所で、「聞き取り調査及び利用・公開に関する同意書」を作成し、別紙「説明確認書」による説明を受け、理解したうえで同意書にチェックをしていく方式をとる。とくに利用・公開に関する事項については、「映像・音声の視聴」「文字原稿の閲覧」「文字原稿の編集・出版」「文字・音声・文字原稿の複製」4段階のチェック項目を設け、また、同意者（話者）が利用を希望しない事項について「特記事項」として自由記述欄を設けている。

さらに、聞き取り調査内容の確認や公開に際して、文字起こし作業に業務の効率化のため、AIを用いることも今後想定されるが、その際、証言がAIの学習に利用されるという側面もあるため、これについても話者の同意を得ておく必要があることが指摘されている<sup>(10)</sup>。今後の聞き取り調査においては、こうした先事例・留意事項を参考にして、歴史館・県史編さん事業でも条件整備を図る必要がある。

## おわりに

新たな長野県史編さんは、令和6年度に編さん大綱が策定され、次年度令和7年度の編さん計画等の準備段階を



経て、令和8年度から本格的に編さんが開始される。現代に生きる我々にとって、存命の先人の生の声や、我々自身のもつ認識・経験は次世代に継承していきたい貴重な歴史資料である。クリアすべき課題は種々あるが、聞き取り調査による証言の収集活動が、直近の県史編さんだけでなく、将来的・継続的な県史編さん事業にとって極めて重要な責務でもあることが自覚されたうえで、事業が進められていく必要がある。本報告が、ささやかながらもその一助になることを願う。

## 註

- 1 話者の中には複数の分野にまたがるテーマ・話題に話が及ぶ場合もあるが、ここでは主要なものとして、カセットテープ添付のメモ等の記載（担当者の目的）に基づき、1人につき1件として集計した。
- 2 信濃史学会編『長野県民の戦後60年史』（信濃史学会、2008年）。
- 3 一方で、経済史の分野では、深見泰孝・二上季代司編著『地方証券史—オーラルヒストリーで学ぶ地方証券のビジネスモデル』第6章 長野証券界の歴史を語る—岡宮照行氏証券史談（金融財政事情研究会、2019年）のように、長野県史編さんにおいても活用しうる有益な成果があげられている。
- 4 長野県に関するものでは、例えば伊藤隆らによる、元長野県選出議員唐澤俊二郎氏へのインタビューがまとめられた、唐澤俊二郎『唐澤俊二郎オーラルヒストリー—そろそろ全部話しましょう』（文藝春秋、2009年）や、小布施町のまちづくりを牽引した市村良三氏（元小布施町長）・市村次夫氏（榊一市村酒造社長、北斎館理事長）への取材に基づく磯野謙『小布施まちづくりのセンス—二人の市村』（サンクチュアリ出版、2023年）などがある。
- 5 飯田市歴史研究所では、飯田市歴史研究所近現代史ゼミナール・田中雅孝編『聞き書き 飯田町の暮らし1～大正昭和期・飯田町の社会史～』（飯田市歴史研究所、2005年）から同編『聞き書き 飯田町の暮らし8～昭和期・飯田町の社会史～』（飯田市歴史研究所、2021年）までのシリーズや、『生存の地域史をかたる』（飯田市歴史研究所、2022年）といった、一般市民の生活史に目を向けた貴重な聞き取り報告書が数多く刊行されている。
- 6 金菱清「オーラル・ヒストリーの敗北宣言—想像の死者へ向けた手紙」（菅豊・北條勝貴編『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』（勉整出版、2019年）。安岡健一監修・大阪大学日本学専修「コロナと大学」プロジェクト編『コロナ禍の声を聞く—大学生とオーラルヒストリーの出会い』（大阪大学出版会、2023年）。
- 7 新しい長野県史編さん大綱原案（<https://www.pref.nagano.lg.jp/bunkashinko/documents/taikougenan.pdf>）
- 8 方法論については、御厨貴『オーラル・ヒストリー—現代史のための口述記録』（中央公論新社、2002年）、御厨貴編『オーラル・ヒストリー入門』（岩波書店、2007年）、ヴァレリー・R・ヤウ（吉田かよこ監訳）『オーラルヒストリーの理論と実践—人文・社会科学を学ぶすべての人のために』（インターブックス、2011年）、大門正克『語る歴史、聞く歴史—オーラル・ヒストリーの現場から』（岩波書店、2017年）、御厨貴編『オーラル・ヒストリー—何ができるか—作り方から使い方まで』（岩波書店、2019年）、朴沙羅『記憶を語る、歴史を書く—オーラルヒストリーと社会調査』（有斐閣、2023年）、清水唯一朗「『開かれたオーラルヒストリー』の実践と方法」（桑原武夫・清水唯一朗編『総合政策学の方法論的展開—慶應義塾大学総合政策学部、2023年）などにおいて、準備段階から調査での留意点、事後の関係維持など、それぞれに詳述されており参考になる。
- 9 清水唯一朗「聴くからひらく、信州の近現代」（『信濃』第76巻第11号（通巻898号）、2024年11月）
- 10 清水、前掲註9論文。

事例報告

## 〔聞き取り調査概報〕鈴木敏文 ～セブン-イレブン長野県展開の契機～

鈴木 実

### はじめに

長野県史現代編に向けた史料収集・調査事業の一環として行なった、長野県の現代史（経済分野）を語る上で、重要なトピックスと考えられる長野県におけるコンビニエンスストアの出店・展開に関する聞き取り調査の成果を、一般の現代史研究にも資するものと考え、紀要においてその概要を報告する。

話者は、長野県出身者であり、「コンビニの父」<sup>(1)</sup>とも称される、日本における本格的フランチャイズ・システムによるコンビニエンス・ストア<sup>(2)</sup>を創始した鈴木敏文氏である。鈴木氏の著作や関連書籍等において<sup>(3)</sup>、これまであまり語られることのなかった長野県におけるセブン-イレブンの店舗展開や、商品開発と長野県の関わり<sup>(4)</sup>、その基盤を形づくったであろう学生時代の記憶に話題が及んだ。



鈴木敏文氏（調査時の近影）

### I 話者と調査目的について

日時：令和5年（2023年）7月20日

話者：鈴木敏文氏（調査時90歳）

略歴：1932年（昭和7年）12月1日生まれ。長野県埴科郡坂城町出身。中央大学経済学部卒業後、1956年4月、東京出版販売（現トーハン）入社。1963年9月、イトーヨーカ堂入社。1973年11月、ヨークセブン社（現セブン-イレブン・ジャパン）を創設し、売上高・経常利益とも日本一の小売業に育て上げる。2003年5月、イトーヨーカ堂及びセブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長最高経営責任者（CEO）に就任。2005年9月、セブン&アイ・ホールディングスを設立し、代表取締役会長最高経営責任者（CEO）に就任（～2016）。現在、同社名誉顧問。日本経済団体連合会副会長や政府及び各省庁の審議会委員、中央大学理事長等を歴任。2003年4月、勲一等瑞宝章受章（拝受5月）。同年11月、中央大学名誉博士号を授与される【卷末年表参照】。

場所：株式会社セブン&アイ・ホールディングス 鈴木敏文氏専用オフィス（東京都千代田区）

目的：聞き取り調査の目的・要点は、大きく次の3点についての実態解明である。

- ①セブン-イレブンの店舗展開（フランチャイズ経営）における、長野県の“地の利”の有無。
- ②長野県への初出店および商品開発における、その経緯と決断・開店（開発）時の所感。
- ③信州・長野県という地理的・文化的環境が鈴木敏文氏の経営哲学・チャレンジ精神に与えた影響の存在。

とりわけ、【表1】にあるとおり、コンビニエンスストア、セブン-イレブンの長野県進出は、関東圏以外の出店では福島県に次ぐ2番目（全都道府県5番目）で全国的にも出店が早い。

また、東京都豊洲における全国第1号店がフランチャイズ（以下、FC）店舗であったのに対し、以降他県新出の際には、各1号店は直営のトレーニングストア（以下、TS）店舗からの出発であった。しかしそのような中、長野県は第1号店がFC店舗で、これは東京以外の初出店で初めてのことであったことになる。

そして、長野県以降、他県への初出店の際にもFC店舗での展開が図られていくようになる。

長野県へのコンビニエンスストア初出店に際し、鈴木氏に「土地勘」があったことが過去のインタビュー記事から知られているが<sup>(5)</sup>、その土地勘とはどのようなもので、それはどのように働いたのか、また、その後のコンビニエンスストア事業だけでなく、親会社のイトーヨーカ堂の長野県内の展開などについても、長野県出身者であった鈴木敏文氏から聞き取りを行なう。

凡例・注記：

- ・ 叙述は話者の述懐内容を、中心のおおよそのテーマごとに、調査者が構成したものである。本報告を含め、これまでの聞き取り調査の録音データおよび話しことば表記による文字記録の公開については、編纂者による編集の度合いや、公開に伴う権利関係などクリアすべき課題もあり、それらも含めて精査した上で、今後の公開・非公開の判断をすることになる。そのため、本報告は聞き取り調査の概要・概報と位置づけ、オーラルヒストリー関連の刊行物でよく取られる、話しことばによる文字起こしの手法は取らず、敢えて要点を書き言葉として表記（トランスクリプション）し、話者への内容確認を経て掲載するものである。
- ・ ( ) 内は発言の補足として調査者の方で補ったものである。
- ・ 「 」内は話者独自の特徴的な表現について記したものである。
- ・ 主語は、自称・敬称含めて、(人名)氏に統一した。

表1 セブン-イレブン創業初期の頃の都道府県1号店 (1974-1988)

通番	オープン年月			各都道府県1号店					オープン当日の日版(万円)
	和暦	西暦	月	都県	店名	形態	元業態	オーナー名	
1	昭和49	1974	5	東京	豊洲店	FC	酒販	山本憲司	50.4
2	昭和49	1974	6	神奈川	相生店	TS			102.4
3	昭和49	1974	9	福島	本町店	TS			133.8
4	昭和49	1974	10	埼玉	一の割店	TS			88.9
5	昭和50	1975	4	長野	吉田店	FC	酒販	下澤孝安	33.1
6	昭和50	1975	10	千葉	習志野台店	FC		佐藤トキ	100.7
7	昭和53	1978	5	北海道	北33条店	FC		端 照雄	78.4
8	昭和54	1979	2	栃木	宇都宮石井店	FC	酒販	小川 清	139.8
9	昭和54	1979	4	福岡	大宰府店	FC	ミニスーパー	前田和美	108.5
10	昭和54	1979	5	静岡	リコー通り店	FC	酒販	杉山淑郎	62.4
11	昭和54	1979	8	茨城	竜ヶ崎駅前店	FC	雑貨・金物	塚田正之	159.3
12	昭和56	1981	12	群馬	館林本町店	FC	燃料・雑貨	岩崎邦之	124.9
13	昭和57	1982	5	宮城	泉七北田店	FC		及川 赳	161.0
14	昭和57	1982	8	広島	広島舟入店	FC	酒販	松本年幸	159.1
15	昭和57	1982	10	佐賀	鳥栖轟木町店	FC	食品・たばこ	尾方 明	163.6
16	昭和58	1983	4	山梨	山梨石和店	FC		寺本達美	109.6
17	昭和58	1983	9	山口	下関汐入店	FC	酒販	有田勝介	136.1
18	昭和61	1986	5	新潟	上越大潟店	FC	酒販	山岸研之輔	188.9
19	昭和62	1987	6	熊本	玉名長洲店	FC	酒販	米井英隆	88.7
20	昭和63	1988	10	京都	(京都アップル)	業務提携	コンビニチェーン	早藤商事(株)	

※『セブン-イレブン・ジャパン』（社史、1991年）[p58-62]より

※形態のうち、「FC」はフランチャイズ店舗、「TS」は直営のトレーニングストア店舗



## Ⅱ 聞き取り内容～セブン-イレブンの長野県展開と学生時代の思い出について～

### ① 生まれ・幼少期等について

- ・1932年（昭和7年）12月1日生まれ。長野県埴科郡坂城町（北日名）の生まれ。
- ・兄弟・姉妹は全員で10人。そのうち、長男など2～3人（正確には2人）亡くなっている。
- ・自分は下から2番目。兄弟といっても、年が離れており、あまり遊んだ記憶がない。
- ・（隣家で分家、「新宅」家の）鈴木正美氏（男、昭和3年生）に幼い頃は遊んでもらっていた。
- ・北日名地区では、鈴木姓は7～8軒ほどあり、その他、中澤・春日・永井・北澤の各姓が住んでいた。

### ② 長野県へのセブン-イレブン展開の経緯

——セブン-イレブンの長野県出店は、1973年のヨークセブン設立時から構想としてあったのか。

- ・「いや」（セブン-イレブンの長野県出店の構想は、1973年のヨークセブン設立時には無かった。）
- ・（関東で出店した後）「地理的に当然分かっているということで長野」だった（関東以外の地方で一番最初の出店は福島県）。
- ・人事課長（1965年就任）として、地方、とりわけ福島県と長野県の高校をリクルートして回っていた経験で「土地勘があった」ので出店を決めた。
- ・福島県は（イトーヨーカ堂本社の関係であり、）入社する社員数も多かった。ヨークベニマルとの関係（ヨーカ堂は1969年に福島県のスーパーのベニマル社と提携し郡山店開業。71年ヨークベニマル社が設立される）はしばらくしてから（71年以前から、福島県とのつながりがあった）。
- ・長野県からの採用は、福島県に比べればわずかであったが、長野は自分で土地勘があったから（採用計画に）入っていた。
- ・（福島・長野など特定の地方を重点的に回ったのは）先輩・後輩関係で採用活動が行いやすかったため。
- ・（人事採用・セブン出店で）長野県を選んだのは、自分の出身地で「土地勘があった」から。
- ・ヨークセブン設立後、最初の頃は酒販組合などに自分で説明に回っていた。

——長野県1号店の吉田店（オーナー下澤孝安氏）は長野駅から離れているが、大きな駅からの距離はあまり関係なかったということか。

- ・最初の頃の出店は（立地よりも人的なつながり）、知り合いなどで決定していった。

——1975年4月の同社の本格的フランチャイズ展開のスタートと同月の長野県1号店は大いに関係しているか。

- ・「そうでしょうね」

——長野県出店のメリット、勝算はどこにあったか。

- ・メリットというか「土地勘」。何か理論があつてではなく、その土地・近辺のことが分かるということが重要だった。

——長野県への出店・展開について、現在からみてどのように評価しているか。

- ・出店がもとになって、先輩・後輩関係が形成され、社員の採用につながっていった。

※秘書室長松本稔氏より社内資料の提示・補足

- ・『信濃毎日新聞』1975年5月13日付けの記事「年中無休、早朝から夜中まで「便利店」大当たり」と、吉田店の基本情報。
- ・「現オーナー様（下澤剛氏）のお話」として、長野県1号店吉田店現オーナー下澤剛氏（孝安氏子息）が「先代

が1975年4月のオープン当初の厳しい売上だった当時、鈴木名誉顧問が何度も足を運んで頂き、直接、売場で叱咤激励をして頂いた事を誇りに感じて」いたこと。「『北信オーナー会』に於いても一番最初は戸倉温泉で参加店が集まり商売の仕方を鈴木名誉顧問から直接お話を頂けた」と話していたことを回想。

### ③ 商品等の開発について

—おにぎりの商品開発（1976年着手。78年発売）の課題（「パリッ コフィルム」開発、ごはんの味の品質、衛生管理体制の整備）はどのようにクリアしていったか。

- ・商品については常に「質！質！」と。質の追求を重視して開発した。
- ・おにぎりについては（ごはんの）味。昔は駅の売店にしか売っていなかった。
- ・担当者に全国を回らせて、どこのコメが一番おいしいか。試作・試食を繰り返した。
- ・清水秀雄氏<sup>(6)</sup>と一緒に、おにぎりの開発を進めていった。

—姉の慶子氏（大正13年生まれ）は管理栄養士だったとのこと。何か協力はあったか。

- ・管理栄養士だった姉にも試食してもらい「これだったらいいんじゃないの？」と感想をもらったりした。
- ・当時姉は松本に住んでいたため、そのついで、松本市のはやしやさん（当時はやしや食品。現デイリーはやしや。同社HPによると、1976年9月からセブン-イレブンにごはんの納品を開始）におにぎりを納品してもらった。

—（出店・展開にも関係するが）長野県における商品の供給体制（交通インフラや食品工場の存在）は、1970年代後半のセブンイレブンの展開にとって何らかの影響を与えたか。

- ・まずはおいしいか、おいしくないかが決め手（であって、流通体制は直接影響していない）。
- ・安い・高いでものを考えていない。
- ・いろいろなものを取りよせて納得するまで質の追求をおこなった。
- ・NDF（日本デリカフーズ協同組合）結成（1979年10月）もそのため。※松本氏より補足

—1978年導入のターミナルセブンの開発・導入に際し「長野県から順次全店に」と社史にあることについて

- ・質の追求はあらゆる面に及ぶ。
- ・報告は受けていた。質第一でやっていた。細かい部分については忘れてしまった。

### ④ イトーヨーカ堂の長野県展開について

—70年代後半は、親会社としてのイトーヨーカ堂が長野県に進出（77年上田店、78年松本店・長野店）した時期でもある。長野初が上田店なのは鈴木氏のアイデア・土地勘によるか。

- ・そう。学生時代（中学～高校）6年間通っていたため、上田については、町の通りまで分かっていた。
- ・出店当初は駅前ではなく、上田市内の原町に出店した（上田へのセブン-イレブン出店は松尾町）。

### ⑤ 学生時代の思い出について

- ・（現在で言う）中学から高校の6年間は、坂城から上田まで「三里」（約10km以上）の道のりを皆で、下駄を履いて歩いて通った。
- ・当時の汽車は、6時20分（坂城）発、6時40分頃上田着。それから徒歩約15分頃で小県蚕業学校（現上田東高校）に着いてしまう。その後の汽車は、8時台の発になり、9時頃の始業時間に間に合わないため、歩いて通わざるを得なかった。



- ・途中、線路を歩いて、鉄道工員に何人か殴られたことを覚えている。
- ・泊り込みで蚕の世話をしたこともあった。
- ・当時は終戦直後、手に職をつけなくてはいけないということで蚕業学校に通うことにした。
- ・雨が降りそうということになれば、授業の途中でも桑の葉を取りに行った。
- 座学どころではない状況下で、大学進学のための勉強は大変だったのでは。
- ・当初は手に職と考えていたが、世の中がガラッと変わる中で東京の大学に進学することにした。
- ・大学受験の勉強は大変だった。
- 幼少期、鈴木家には井出一太郎氏<sup>(7)</sup>・増田甲子七氏<sup>(8)</sup>らが集っていたようだが。
- ・井出氏、増田氏の他にも、唐木田藤五郎氏などもよく来ていた。
- ・大学進学し東京に出てからは、井出氏の事務所などにもよく通った。
- ・(議員の)先生たちも、親との関係もあるので、相手にしてくれていたのだろう。当時は勝手に身についたつもりでいたが、今から思えばどうというほどでもなかった。
- 父、甚四郎氏の影響は大きかったか。
- ・母(比サ美氏)の影響の方が大きい。
- ・「お袋」は、東京府立第一女学校卒業で勉強家であった。仕事する以外は常に机に座って物を書いたりしていた記憶がある。
- ・「父親」の講演原稿も全部お袋が書いていた。そのため、自分は当時、こういうことは女性がやるものなのだと思っていた。
- ・(比サ美氏は)勉強に対して厳しかった。
- ・上山田の生まれで、東京へ出て女学校を卒業し、19歳で父親と結婚した。勉強家で、いつも読書するか何か書くなどしていた。
- 母、比サ美氏は婦人会活動もおこない、市川房枝氏・奥むめお氏とも交流があったということだが、実際に市川氏・奥氏が来訪することはあったか。
- ・実際に家に来たかということは記憶にないが、婦人運動家の人たちとは交際していたようだ。
- ・というのも、東京の女学校の卒業であるので東京にも土地勘があり、交流があった。
- 母、比サ美氏の交友関係が、大学進学後の敏文氏に何か関係することはあったか。
- ・それは特になかった。

#### ⑥ 大学時代の思い出について

- ・大学時代は恵比寿に下宿して、大学に通っていた。
- ・大学2年の時に、全学自治会の書記長に引っ張り出された。早稲田・慶応など他の大学は学部ごとの自治会だったが、中央大学の自治会は全学部での選出であった。
- 書記長として、どのような活動をしたのか。
- ・左右(左派・右派)の学生の口論を仲裁する役が多かった。そのため、皆から「黒幕」というあだ名をつけられた。
- ・自分が仲裁に入ると、皆納得したのか、口論が収まった。
- ・左右の対立が激しい中、自分は常に中立の立場を保っていたので、両派とも話が聞きやすかったのだろう。
- ・左派の言うことも、右派の言うこともそれぞれ理屈があって、自身の信念をもって言っているもので、両方の良いところを見つけて仲裁をしていた。そのため、2年で初めて書記長をやらされることになった。



- ・1年間書記長をやった頃、そのことが田舎（実家）に伝わり、田舎から「学生運動をやるために大学に出したのじゃない。学費を出しているのじゃない」と言われ、1年間で（書記長を）辞めることになった。

——辞めるように言ったのは、父甚四郎氏？

- ・「いや、お袋」（比サ美氏）。（一同笑い起こる）
- ・お袋は県の婦人会に出るなどしており、東京の女学校卒でもあり、当時とすれば「インテリ」だった。

#### ⑦ 学生時代（高校～大学）の弁論活動について

- ・最初政治家になりたいと思っていたが、学生時代にいろいろ見る中で、政治家は大変だと感じて、政治家になることはやめようと考えた。
- ・書記長を辞めて以降は、「近経」（近代経済学）に参加した。
- ・五大学、東大・一橋・早稲田・中央・慶応のゼミ（研究会）にも参加した。
- ・高校の頃も、上田地区（松尾・女学校・東・千曲）でも生徒会の集まり、弁論大会が盛んにおこなわれていた。



——「近経」の活動が、就職にあたり転機の一つになったのか？

- ・各大学の交友関係は広がった。卒業して間もなくぐらいはあったが、そのうちに薄れてしまったけれども。

#### ⑧ まとめ

——長野県、あるいは坂城町、実家の鈴木家という地理的・文化的環境は、鈴木敏文氏の経営哲学やチャレンジ精神の形成に何らかの影響を与えることはあったか。

- ・「お袋が、今で言えば“教育ママ”。その影響が強かった」
- ・高校時代当時、実業学校の全国の集まり（弁論大会）があった。渋谷で乗り換えて東横線沿いのどこかの会場。
- ・県の代表として参加した。県選抜があったかについては記憶がないが。
- ・「鈴木があんな前で発言するとは思わなかった」と引率の教員から後で驚かれた。
- ・小学校以来、あがり症だった。言い換えれば自意識過剰だったのかもしれない。無意識の中でよく見せようと思うから“あがる”のだろう。

——あがり症は克服できたか？

- ・それじゃいけないということで、生徒会・自治会などで（人前に出る役をやって）経験を積んできた。そのおかげで経団連の会議でも、新日鐵の今井さん（今井敬氏）から「鈴木さん一言を」と言われても発言できるようになった（笑）。

### Ⅲ むすびにかえて～鈴木敏文氏聞き取り調査まとめ～

①関東圏以外の出店で長野県が選ばれた背景には、交通・流通上の立地などの理由ではなく、創業者である鈴木氏（坂城町出身）の「土地勘」によるものだった。

②「土地勘」とは、その土地・近辺のことが分かるということであったり、町の通りまで分かっていることなどであった。

③鈴木氏は、コンビニエンスストアの出店者（フランチャイジー・加盟店）の募集にあたり、酒販組合の青年部に着目し、説明会や店舗リクルートなどに出向いていった。

④出店にあたり、長野県1・2号店は、立地等の条件を勘案したものではなく、あくまでも手を挙げたオーナーの

既存店舗を改築してスタートした。

- ⑤商品開発について、現在では定番となっているおにぎりの開発（1976年着手）に関連しては、松本在住の管理栄養士だった鈴木氏の実姉慶子氏の試食・伝手紹介等の協力もあった。
- ⑥鈴木氏の幼少期や学生時代においては、東京の女学校卒でもあった母比サ美氏の教育方針が強く影響している。

付記 今回調査にご協力くださり、聞き取り内容の公刊をご了承くださった話者である鈴木敏文氏、および社内の便宜を図ってくださったセブン&アイ・ホールディングス社の松本稔氏、三田さやか氏、赤尾綾野氏に改めて感謝申し上げます。

## 注

- 1 吉田敬「便利さ追い求めて50年“コンビニの父”に聞いた」(NHKビジネス特集、2023年4月20日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230420/k10014043311000.html>)
- 2 確立されたブランド、ノウハウに基づき加盟店を募って展開するフランチャイズ・チェーンとしてのコンビニエンス・ストア。イトーヨーカ堂が米国・サウスランド社のエリア・フランチャイズ権を取得し、運営会社のヨークセブン社が設立（1973年11月）されて、翌1974年5月、同社店舗セブン-イレブン第1号店が東京都江東区豊洲に開店したことをもって、「本格的コンビニエンス・ストア」「コンビニ元年」とされる。ただし前史としては、独立資本の事業者（小売店）の自発的相互協力に基づくボランティア・チェーンとしてのコンビニエンス・ストアが、食品卸業者主宰では1968年開店の「サンマート」や、小売業主宰では1969年マイショップ・チェーンの「マミー豊中店」などある。川辺信雄「コンビニエンス・ストアの経営史—日本におけるコンビニエンス・ストアの30年—」（『早稲田商学』第400号、2004年9月）を参照。
- 3 コンビニエンスストア・セブン-イレブンの成立・展開については、鈴木敏文『挑戦我がロマン 私の履歴書』（日本経済新聞出版社、2008年）はじめ、『セブン-イレブン・ジャパン 終わりになきイノベーション1973-1991』（株式会社セブン-イレブン・ジャパン、1992年）、『セブン-イレブン・ジャパン 終わりになきイノベーション1991-2003』（株式会社セブン-イレブン・ジャパン、2003年）、『変化対応—あくなき創造への挑戦 1920-2006』（株式会社イトーヨーカ堂、2007年）等を参照。
- 4 鈴木敏文「温かき哉 わが信州」（『自然への讃歌 わが心のふるさと 信州』信州農山村ふるさと運動推進協議会・信越放送株式会社、1998年）において随想として、商品開発に際してできる限り手作りの味に近づけようとしたのは、故郷に馳せる思いからであることが語られている。
- 5 鈴木 敏文・高岡 美佳「現代産業史の証言（1）商慣習を全部壊していった 鈴木敏文・セブン-イレブン・ジャパン 会長—コンビニ登場（上）」（『エコノミスト』81巻48号（通号3643）2003年10月7日）
- 6 店舗開発部総括マネージャー。1972年5月米国ダラスのサウスランド社を初めて訪問した人物でもある。
- 7 1912-1996。衆議院議員。のち三木内閣で官房長官。
- 8 1898-1985。衆議院議員。元内務官僚。吉田内閣で運輸大臣、労働大臣、官房長官、建設大臣等を歴任。第一次佐藤内閣で防衛庁長官。

年表

西暦	元号	満年齢	時点年齢	鈴木敏文氏 略年譜 (甲)(乙)	関連の事項・動向 ※(甲) 文彦府邸のセメント工 ↑ 亨店 (キートン名等) 含む	業界・一般 (関連事項・ニュース等)
1932	昭和7	0	0	(1) 長野県埴科郡坂戸町に生まれる (9) 兄岸柳保 (父) 3男、(よ) 一人(次子)		(5) ⑮五・一五事件
1933	昭和8	1				(3) 日本 国際連盟脱退
1934	昭和9	2				
1935	昭和10	3				
1936	昭和11	4				(2) ⑮二・二三事件
1937	昭和12	5				(7) ⑦盧溝橋事件 (日中戦争開始)
1938	昭和13	6				
1939	昭和14	7				
1940	昭和15	8				
1941	昭和16	9	9			(12) ④真珠湾攻撃 (太平洋戦争開始)
1942	昭和17	10				(6) ミッドウェイ海戦
1943	昭和18	11				
1944	昭和19	12				(10) 神風特別攻撃隊出撃開始
1945	昭和20	13				(8) ⑮終戦
1946	昭和21	14	13	(4) 小県養蚕学校 (現上田県立高校) へ入学 (一) 養蚕専攻科に在り6年在籍		(4) 新選挙法による衆院総選挙実施 (11) ③日本国憲法公布
1947	昭和22	15				(5) ③日本国憲法施行
1948	昭和23	16		弁論部と陸上部に所属		(4) 新制高等学校発足
1949	昭和24	17				(4) ⑤トヨタの8000の車一為軽トラに設定
1950	昭和25	18				(6) ⑤朝鮮戦争勃発 (7) 日本労働組合総連合会結成
1951	昭和26	19	18	・生徒会長に推され就任		(9) ④サンフランシスコ平和条約調印
1952	昭和27	20	19	(4) 中央大学経済学部へ入学 ・政治家を志望し、国会通いを続ける		
1953	昭和28	21	20	・中央大学空学自由会書記長に最年少で選出される		(2) NHKアナウンサー放送開始 (8) 日本テレビ放送開始
1954	昭和29	22				
1955	昭和30	23				(8) 東京通信工業 (現フジ) 初のトランス クランが発売 (10) 日本社会党左右分裂、(11) 自由民主党結成 (55 年体制成立)
1956	昭和31	24	23	(4) 東京出版販売 (現トク) へ入社 (10) 新設の出版科学研究所へ配属され、仕事をしながら統計学と心理学を学ぶ		(7) 『経済毎日』に「はや「戦後」ではない」と記載される。
1957	昭和32	25				
1958	昭和33	26				
1959	昭和34	27	26	(10) 結婚 (美佐子氏)		
1960	昭和35	28				(1) ⑨日本複写機協会調印 (2) 日本スチロマーケット協会発足 (9) ⑨カラートラック放送開始 (9) 日本消費生活協会発足
1961	昭和36	29			(10) ヨーカ堂本格的なオープン展開開始	
1962	昭和37	30	29	・東版弘報社から雑誌『週刊ニュース』の誌面を制 新↓部数を五五部から十三万部へ伸ばす	独立起業のためのスポンサー探しの中、 新興のスター、ヨカ堂に誘われる。	
1963	昭和38	31	30	(9) 株式会社ヨカ堂へ転職。商品管理課 係長として納品作業に ↓ 販促を担当する		

1950 ↑ 特需景気 (6)  
1955 ↑ 神武景気  
1957 ↓ 岩戸景気 (6)  
1961 ↓











## 事例報告

## 〔聞き取り調査概報〕 下澤静恵 ～酒店からの転身。セブン-イレブン長野県第1号店の経営～

鈴木 実

## はじめに

長野県史現代編に向けた史料収集・調査事業の一環として行なった、長野県の現代史（経済分野）を語る上で、重要なトピックスと考えられる長野県におけるコンビニエンス・ストアの出店・展開に関する聞き取り調査の成果を、一般の現代史研究にも資するものと考え、紀要においてその概要を報告する。

話者は、セブン-イレブンの長野県における第1号吉田店オーナー下澤孝安氏（故人）の妻であった下澤静恵氏である。酒店からコンビニエンス・ストアへの転身、夫婦で切り盛りしたコンビニエンス・ストア経営の現場や、その後の店舗展開（移転、追加出店）の記憶等について話題が及んだ。

下澤静恵氏  
(調査時の近影)故下澤孝安氏  
(1989年近影)

## I 話者と調査目的について

日時：令和5年（2023年）12月15日

話者：下澤静恵氏（調査時87歳）

略歴：1936年（昭和11年）1月8日生まれ。長野県長野市鶴賀西鶴賀町出身。旧姓掛川。掛川家は元々小諸の出身で、父袈裟男氏の転勤で長野市に在住していた。静恵氏は8人兄妹の末っ子（兄2人、姉5人うち一人夭折）。1963年（昭和38年）に、長野市横沢町の下澤孝安氏（故人。2012年8月逝去。享年75歳）と結婚し、孝安氏と共に下澤酒店（長野市吉田）を開業・経営参画。1975年（昭和50年）4月26日（土）、長野県初となるセブン-イレブン（吉田店。現在移転し、長野南堀店と登録）開業に参画する。1990年、店舗移転を機に、経営から引退。

なお現在、長野南堀店および、下澤家2号店にあたる長野若槻店の店舗経営は、静恵氏の長男（2番目の子）の下澤剛氏（有限会社下澤酒店代表取締役。写真右端）がオーナーを務め、また長野若槻店の店長には、静恵氏の孫（1番目の子である長女麻理氏の息子）にあたる塚田翔太氏（写真左端）が務めている【巻末年表参照】。



場所：長野県立歴史館 会議室

目的：聞き取り調査の目的・要点は、大きく次の3点についての実態解明である。

- ①コンビニエンス・ストアとして開店する以前の来歴・酒飯店経営時代のこと。
- ②セブン-イレブン長野県第1号店としての出店の経緯と決断・開店時の所感。
- ③その後の経営において、どのような展開をしていたか（思い出深い出来事・商品等）。

コンビニエンス・ストア、セブン-イレブンのフランチャイズ本部であるヨークセブン（現セブン-イレブン・ジャパン）の加盟店募集のリクルート戦略においては、創業当初、既存の小売店舗をコンビニエンス・ストアに転換していく方法、とりわけ酒販店を主要ターゲットにする方針がとられた<sup>(1)</sup>。1975年4月26日に開店した長野県第1号店（全国19番目）については、同社社史において「長野市の酒販組合青年部の経営勉強会においてコンビニエンスストアの説明会を実施。その後、同青年部の名簿を中心に訪問を開始した。会長、副会長の加盟により出店を開始。」と記載される<sup>(2)</sup>。また、長野市内に相次いで開店した吉田店および善光寺下店（同年5月10日開店）に関しては、地元紙『信濃毎日新聞』でも記事として取り上げられており、「ふえる深夜族や、共働き家庭などにうけて大変な人気」<sup>(3)</sup>と開店当初から好評を博した。コンビニエンス・ストア開店以前と以後の変化や、その後の時代の変遷の中での店舗経営における変化対応などについて、フランチャイズ店舗経営の現場を歩んだ下澤静恵氏らから聞き取りを行なった。

#### 凡例・注記：

- ・叙述は話者の述懐内容を、中心的なおおよそのテーマごとに、調査者が構成したものである。本報告を含め、これまでの聞き取り調査の録音データおよび話しことば表記による文字記録の公開については、編纂者による編集の度合いや、公開に伴う権利関係などクリアすべき課題もあり、それらも含めて精査した上で、今後の公開・非公開の判断をすることになる。そのため、本報告は聞き取り調査の概要・概報と位置づけ、オーラルヒストリー関連の刊行物でよく取られる、話しことばによる文字起こしの手法は取らず、敢えて要点を書き言葉として表記（トランスクリプション）し、話者への内容確認を経て掲載するものである。
- ・（ ）内は発言の補足として調査者の方で補ったものである。
- ・「 」内は話者独自の特徴的な表現について記したものである。他者のセリフとしての引用のような使い方の場合も、表現はあくまでもその話者の表現である。
- ・話者の記憶・表現を、別の同席者がその場で修正・補足した部分については〔 〕で示し、修正・補足した同席者が誰か分かるように、補足部分の末尾に〔内容（名）〕という形で明示した。
- ・※は確認を要するものや、周辺資料などから補足した注記事項を示す。
- ・主語は、自称・敬称含めて、（人名）氏に統一した。

## Ⅱ 聞き取り内容～セブン-イレブン出店と店舗展開、及びコンビニ経営と仕入れについて～

### ① 生まれ・幼少期～青春時代について

- ・1936年（昭和11年）1月8日生まれ。
- ・長野県長野市鶴賀西鶴賀町の出身。（旧姓、掛川）。
- ・「もともとはサラリーマンの娘」で商売の人との結婚は思ってもいなかった。父（掛川袈裟男<sup>けさお</sup>氏）は通信省電話局<sup>(工界)</sup>の役人だった。電話の（普及してい）ない頃から自宅に電話がある家庭だった。
- ・幼少期、10歳頃、現在の犀北館近く、現白鳥バレエ学園の前身となる教室でクラシックバレエを習っていた。踊ることが昔から好きだった。
- ・（青春時代、）世界の民族舞踊にも興味を持ち、フラメンコを習う中で、下澤孝安氏と出会った。当時、孝安氏はギタリストをしていた。
- ・車がある酒屋は当時珍しく、ダンスの稽古の帰りに送迎してもらった（車は「小さなスバルのハジメ」）。

## ② 下澤家および下澤孝安氏との酒店経営時代のことについて

- ・〔下澤家は、孝安氏の父下澤安忠氏が、善光寺裏の長野市横沢町で酒店「下澤安忠商店」を創業（1932年（昭和6年））したことに始まる（剛・塚）。下澤安忠氏は屋代出身。「商店」の看板を掲げていた。
- ・下澤孝安氏は、〔1937年（昭和12年）7月7日生まれ（塚）。〔5人兄弟の2番目次男。長男は上京したため、家業は孝安氏と三男が継承。まず孝安氏がのれん分けの形で長野市吉田に開業。後に三男が実家本家の方を継ぐ（剛）〕
- ・酒店時代は配達が多く、（孝安氏から車の）免許取れと言われて、免許も取った。
- ・夜9時頃電話があり、「ビール2本持ってこい」というので、車一トヨタ社のパブリカーで配達したこともあった。
- ・吉田にきたのは1962か63年頃か。昭和38年（1963年）に結婚して吉田に移ったのはその年（=63年）〔65年に長女麻理氏、67年に長男剛氏誕生（剛）〕。

※曖昧さあり。孝安氏の述懐によれば、「酒屋で10年」<sup>(4)</sup>（下澤2009、）ともあり、1975年4月のセブン-イレブンへの転換を基準とすると1965年前後のことか。

- ・当時酒類販売は免許制（で認可が必要）のため、その（手続きの）中で吉田への許可が下りた。

## ③ セブン-イレブン長野県第1号店出典の経緯

——セブン-イレブンの長野県出店について、出店者募集の話があったのはいつ頃か。

- ・〔孝安氏の述懐によれば、「昭和49年春、セブン・イレブンの説明会」—酒販組合青年会の勉強会—「49年12月、セブン・イレブンを始めることに決定」<sup>(5)</sup>となっている。当時の会長が善光寺下店の先代柄澤亘男氏、副会長が孝安氏だった（塚）〕

——静恵氏自身は説明会に出席したか。

- ・していない。

——説明会に出た孝安氏はどのように話していたか。

- ・横沢町と吉田、「2軒で酒屋やってもこれからの時代ダメだ。酒屋なんてこれから良くない」と（孝安氏は話していた）。なので「このセブン-イレブンの話に乗った」ということだ。
- ・「主人（孝安氏）が説明会に出て、「新しいものに乗り換えてみようということで決断した」のだと思う。
- ・〔孝安氏の覚書（社内資料）<sup>(6)</sup>によれば、当時、セブン-イレブン第1号店（豊洲店）のことが日経新聞の記事になっており、「スーパーの次はコンビニなんじゃないか」と思っていたところに、説明会の話があったので、孝安氏は当時からセブン-イレブンについて知っていたようだ（塚）〕

——鈴木敏文氏と、その頃会ったことがあるか。

- ・（出店の）勧誘に長野（吉田）の店まで来たことがあった。「まことにハイカラな方」で中折れ帽—今の麻生元首相のような—に縞のダブルのスーツを着ていらっかった。
- ・（当時）周囲の人からは「軒先貸して母屋取られるぞ。やめた方がいい」と言われたりしたが、「お父さん（孝安氏）は横沢町と（吉田）両方で古いことやっても仕様がな」ということで話に乗った。
- ・〔「軒先貸して—」の話は、孝安氏の述懐に（著書と社内資料）両方出てくるので、よっぽど言われたのだろう。その他、「7時から11時まで4時間でいいな」と言われたりしたらしい（笑）（塚）。〕※話者も笑い「勘違えてねえ（笑）」。
- ・（セブン-イレブンとして）開店して店はすごく明るく、酒屋当時から始終来てくださっているお客さんも、店の中恐々覗いて通り過ぎていった（笑）。
- ・中には靴で入って良いんですか？スリッパに履き替えるんですか？と聞く方もいるような。

・ビニールタイル張りのキレイな店内で、普通(の店)はコンクリート打ちっぱなしだったから珍しかった。

—開店に向けた準備について、どのくらいの期間での工事(店舗兼住宅)・準備だったか。

・〔写真アルバムによると、3月9日に(酒屋店舗を)取り壊して、4月26日の開店だった(塚)〕

・「すごい忙しかったね」

・〔当初の予定では、善光寺下店と一緒に5月初めの予定だったが、同じSBC通り沿いのジャスコ(現イオンタウン長野三輪)の開店(5月2日)と重なってしまったため、「繰り上げて繰り上げて4月26日になった」。当時は、契約書もサインも何もなく口約束だけだったらしい(塚)〕

※孝安氏の述懐(下澤2009、p55)によると、繰り上げの開店だったため「住宅部分未完成。店舗のみの完成」だった。写真アルバムにも、開店前日4月25日のページに、2階住居部分と思われる工事中の室内の写真が含まれる。

—社史によると、長野市酒販組合青年会では正副会長、つまり当時会長の柄澤亘男氏(善光寺下店)と副会長の孝安氏がまず出店することになったとある。会の中でどのように決まっていたのか。

・それはわからないが、柄澤氏と孝安氏は仲が良かったので、「やるんだらやってみるか」と勢いでやったのではないかと推測される。

—出店を決断した時の孝安氏や、その時の静恵氏の心境は？

・(静恵氏は)「今まで来ていたお客さんになんて言おう…」という思いだった。

#### ④ 開店当時の商品や酒店時代からの変化について

—酒販免許があるため引き続き酒類も販売しているとなると、酒屋からコンビニエンスストアになって大きく変わったことは何か。

・〔カウンターで(酒を)飲んでいる人は開店後もいた(剛)〕

・〔味噌や醤油の量り売りをやめただろう？(剛)〕 そうそうそう…。

・量り売りではないが、塩も販売をやめた。あの頃塩の販売—許可制—も大変だった。

・(コンビニとしての)開店後も、「手盃<sup>てっぼ</sup>」(店頭での量り売り直飲)の客は、まだ4～5人残っていた。会社の帰りに寄られる方もいた。

—お客さんにどう説明しようか悩まれていたということだが、どのように説明したのか。

・「私(静恵氏)は、その話をするのが嫌だった」ので、2階の住居の方に「逃げて」しまっていた。お客さんへの説明は「今度こういうふうになるけれども」と孝安氏が行っていた。

※録音外で、「コンビニ」を「便利なお店」と言い換えて説明していたことを証言。



写真画像提供：下澤氏(以下同じ)



開店当時の店内(写真中央静恵氏)



- ・〔ワンカップの酒を買って（店内で）飲むお客さんは、結局ずっといたのでは？（剛）〕「そう？自然に、店キレイになったら、来なくなっちゃったよ」〔いや、「ゆでたまご食べながらワンカップ飲んで」という人はいたと記憶している（剛）〕
  - ・開店当時、新聞も売ってみようということで、近隣の新聞店から2～3部ずつ仕入れて商品に加えていった。たぐさんの種類ではなかったが、日経と信毎と2つぐらい。
  - ・〔新聞、ゆでたまご、コピー機、お寿司（助六寿司）—当時はおにぎりがなかったので仕出し弁当店から—、サンドイッチ—近隣の中島パン（現在廃業）から—などを仕入れて、小さなガラスケースに入れて売っていた（剛・塚）〕
  - ・当時、弁当ケースがまだなかった。
  - ・コロッケもあった。吉田本町の〔若草幼稚園そばにあった（剛・塚）〕豆腐店「毎日揚げたて」
  - ・〔「もともとのコンセプトが小さいスーパーという形だったので」、「周りからのリクエストがあってこれがあるといいね」というものを「その場のアドリブで入れていた」（剛）〕
- ※吉田店「発祥」の文脈と開店当時の商品の文脈がやや混在。時期範囲についても、年月日等の詳細は不明。共通する文脈としては、自分たちでアイデアを出し、近隣の専門店から仕入れて商品を並べていったという内容。
- ・〔本部の方が見て、これは良いというアイデアは、東京（の本部）へ報告された。孝安氏は「アイデアだけでも行って、俺には何のリターンもねえ」と話していたが（笑）（塚）〕
  - ・そのうちに、「飛びます、飛びます」って言ってハンバーガーが（本部から供給されて）出てくるようになった。

⑤ 関係資料と吉田店移転の経緯、若槻店について

- ・〔1976年当時の営業計画「販売カレンダー」—今回関係資料を探す中で発見—には、ハンバーガーのことは載っているだろうか…（塚）〕※不記載。
- ・〔（酒店の）取り壊しから開店までの写真アルバム（塚）〕
- ・〔吉田から長野南堀へ移転した後の、旧吉田店—シャッターのセブンマークが塗りつぶされた—写真（1991年11月17日付）（塚）〕



—吉田から移転するようになったのはどういった経緯があったのか。

- ・〔SBC通り—当時は今よりもずっと狭かった—の拡幅工事が関係している。開店当時、本部から「駐車場は必要ない」と言われるぐらいだった。（当初は）店の前に3台くらい。それでは足りなくなったので道の向かいに土地を借りて駐車場としていた。しかし、SBC通りの拡幅工事によって（駐車場用地が狭くなり）、これ以上駐車場を確保することが困難になったので、「移転やむなし」となった。孝安氏が候補をいくつか出して、最終的に南堀になった、ということである。ただし、その南堀ももう一回移転して、現在の位置（2006年2月～）になっている（塚）〕
- ・〔ハンバーガーを初めて売ったのは昭和57年（1982年）（と社史にあることが分かった）。現場で売れているということがフィードバックで分かって、本部の方でハンバーガーの商品開発をしたようである（剛）〕



- ・〔当初は、イトーヨーカドーでの生産体制が間に合わず、長野県では駅弁のメーカーに頼んで持ってきてもらっていたというエピソード（を聞いたことがある）（塚）〕
- ・〔セブン-イレブン30周年（35周年か）で発行されたセブン-イレブン社の加盟店オーナー向け情報誌に載ったインタビュー記事がある。孝安氏と善光寺下店の柄澤巨男氏が答えている（塚）〕

——店舗移転の決断は孝安氏のアイデアか？

- ・〔（移転を余儀なくされた）「南堀のときはともかくとして」、（2号店の）長野若槻店は孝安氏の見込みがあるアイデアだったと思う。長野若槻店が開店した当時、道（県道60号線）はあそこまで少なく、周りは田んぼばかりだった。孝安氏は「若槻の町は俺がつくった」（ようなものだ）と生前話していた（塚）〕
- ・〔上信越道ができる前は長野市民が海へ行こうとすると、あの道を通ることになるので、店内で浮き輪を売っていたりした。そのころは「凄まじい勢いだった」と聞いている（塚）〕

#### ⑥ 商品の供給と本部との関係・やり取りについて

——店舗の経営は孝安氏が中心にやっていたとして、本部との関係、やり取りはどういうものがあったのか。

- ・「毎日来ただっけか？ FC」〔初めの頃は毎日来たかもしれない（剛）〕

※「FC」：社内用語でフィールドカウンセラーの略称。

〔正式名はOFC：オペレーション・フィールド・カウンセラー（店舗経営相談員）。本部から来る担当者で、本部との窓口（塚）〕

- ・最初の担当FCは「土田さん」（右写真の人物ではない）。土田氏がよくやってくれたので、「セブンやっていて良かったなあ」と思っている。
- ・〔当時の商品発注は、すべて電話か、シートに記入しそれをFCが回収していく、というやり方だった（塚）〕
- ・あの頃は伝票制だった。手書きで毎日、これをいくつ…これをいくつという注文を、種類によって問屋さん全部にやらなければならなかった。だから大変だった。

——商品の供給は、本部から車で届けられたのか。

- ・本部からというよりも、取引のある卸屋さんがバラバラに届けに来た。
- ・〔今はセブンのトラックで日に10回ほど納品があるが、当時はそうではなかった、ということ（塚）〕
- ・〔問屋が車を停める場所は路上駐車が当たり前だった（剛・塚）〕ただ、（店の）前に停めて（商品を）下して（いった）。
- ・〔24時間営業で無かったころは、新聞や雑誌はただ入口に置いてあるだけだった（と聞いている）が、誰も持っていかなかった（笑）（塚）〕
- ・〔24時間で無かったころは、外にでっかい冷蔵庫〔保冷库・保管庫（剛）〕があり（塚）〕弁当を入れていた。
- ・〔例えば鮭缶が1個ほしい、と思っても、（卸に発注すると）1ロット、1箱来てしまう。売れ残り在庫になってしまうので、なるべく在庫にならないように、配送する単位を少なくする努力を、現場から声を上げて（本部も動いて）していったようだ（剛）〕
- ・〔孝安氏は、善光寺下店の柄澤氏、信州中野の山岸氏、戸倉店の宮原氏と共に、本部へ（申し入れに）行って、鈴木敏文社長に直談判してしまう。（孝安氏らは）いろいろとモノを申すタイプだったようだ（塚）〕

——いわゆる「オーナー会」というものか。戸倉上山田温泉で会合ももっていたと伺っているが。



向正面、右から1人目が孝安氏  
同じく、右から3人目が静恵氏

- ・〔オーナーの中でも古株として（個人的に集まっていたもの）（剛）〕
- ・〔孝安氏がつくったもので、全国にも長野にしかないものだったと聞いている（が、組合のような団体ではなく）、孝安氏から聞いた話では、集まって何か研究とかする崇高な団体でもなく、皆休みなく働いているのでゴルフにでも行こう的な集まりだったらしい（笑）。今も続いており、集まって酒を交えて「本部の悪口」を言うくらい（笑）（塚）〕
- ・〔「オーナー会」へは1度だけ参加したことがあるが、「女の行く場所じゃなかった（笑）」（一同笑い）
- ・〔オーナー会的な集まりはいくつかあり（塚）〕（静恵氏も）オーナー会ではなく「なかよし会」として（別の店のオーナーの方と）一緒に旅行へ行ったりしていた。
- ・〔「オーナー会」はどちらかというと仕事向き（塚）〕
- ・〔「旅行」と言っても、シフトに入っているのです、空いている時間にちょっと行ってくるくらい。〔ゆっくり行って来れるようになったのは、代替わりしてからではないか（塚）〕

#### ⑦ 代替わりや店舗経営について

——代替わりしたのはいつ頃か。

- ・〔私（剛氏）が仕事を手伝い始めたのが、大学を終えて23歳の頃の平成2年（1990年）。その頃孝安氏は、レジに立つことはなく、主に経営の方だった（剛）〕
- ・〔年寄りはいらなーい（笑）〕という形で引退をした。
- ・〔吉田店を閉めるまでは、静恵氏はシフトに入っていた。引退のタイミングは、吉田店が閉まったとき（剛）〕
- ・〔南堀では（静恵氏は）手伝っていないのでは？（剛）〕
- ・最初たまに、（働き）手の無い時だけ手伝っていた。後は全然（関わっていない）。
- ・〔（移転後も）建物はそのまま残っている（塚）〕



——最初から店舗兼住宅として建てたと伺っているが、24時間営業上、この形式は便利だったか。

- ・〔吉田店は24時間営業をしたことはない。「16時間店舗」としてやっていた（剛）〕
- ・24時間営業を始めたのは、（2号店の）若槻に出店してから。（加盟店オーナー向け情報誌によれば、1985年のオープンから3年後＝1988年）
- ・〔若槻店は割と早くから24時間営業をし、南堀店は（吉田から）移転してからずっと（剛）〕
- ・〔オーナー関連の話になるが、本部主催の「オーナー懇親会」があり、子どもの頃特急に乗って、高輪プリンスホテルなどへ行ったことがある（塚）〕
- ・会合には興味なくても、雅叙園や、高輪プリンスホテル、ホテルオークラ…そこへ行ってみたいと出席したものだ（笑）
- ・〔今は、店の数が多くなりすぎて、最後の方では、さいたまスーパーアリーナとか横浜メッセなどになっていた（塚）〕

#### ⑧ フランチャイズ店舗経営について

——本部とのやり取りをしながら店舗経営。当時としては珍しいフランチャイズ経営について、その良かったところ、大変だったところはあるか。

- ・〔あーしろ、こーしろ。指図があるだけでも楽は楽だけれども、それを到達するための努力は大変でした。〕
- ・〔フランチャイズという言葉については、目新しく内容も分かりにくい中、「これからのたたき台にさせていただき

たい」と（本部から）言われたと（孝安氏）本人は書いている（塚）]

—「到達するための努力」というのは、具体的には？

- ・一応決まっていたのは「最低はこのぐらい売ってください」というようなこと。初めの頃は、半強制ではないが「できれば売ってください」という形だった。
- ・〔目標が設定されていて、FCさんからここまで頑張りましょうよと声をかけられるわけだ？（剛）〕 そうそう…。
- ・〔おもに「日販」だろう。社史（1991年、p.59）にもあるとおり、各県の初日の売り上げが吉田店だけ著しく低い（塚）〕
- ・〔田舎なので（日販が低くなってしまった）のではないか（剛）〕
- ・〔（首都圏以外の）地方で最初に出店したのは、福島以外では長野県。「当時いわゆる“田舎出店”」だった（塚）〕
- ・〔善光寺下（店）は良かったんだよねえ〕「うちは低かった。田舎だから（笑）〕
- ・〔当時とすれば、善光寺下の方がにぎわっているのは間違いない。（善光寺下） 駅も目の前であるし。当時は地上に駅があった頃であるし（塚）〕

#### ⑨ 長野市吉田の立地と客層について

—酒屋店舗以来の立地として、吉田の地域の土地柄や、それが有利に働いたことなどはあるか。

- ・〔有利に働いたことっていえば、なんだろうね…〕
- ・〔それでもSBC通りは一応幹線道路だった。通勤客はひろいやすかっただろう（剛）〕〔「駐車場ないけどね（笑）（塚）〕〔横沢（町）の路地の中にある酒屋よりは、コンビニには合っていたのではないか（剛）〕
- ・〔SBC（信越放送）のお客さんがいた記憶がある（塚）〕

—元々SBC通りがあって、そこに酒店ののれん分け（吉田での開業）をしたということでよいか。

- ・〔それでよい（剛）〕 SBCは早くからあった。店（吉田の酒店）ができる前からあった。酒の配達に（SBCに）行っていた。SBCの人で仲の良い人もいた。
- ・〔「じいちゃん」（下澤安忠氏）が吉田の土地を買ってくれたのか（剛）〕「そうそう…。最初は大変で、吉田高校へお弁当やパンを売りに行っていた」。

※「最初」が酒店開業時か、コンビニ開店時か曖昧さがある。以下も、話者によりやや混乱あり。話の流れ（静恵氏「最初は～」で質問意図とズレ？）からして、コンビニ開店時か（後日確認。吉田高校への販売は、コンビニ開店後と確定）

- ・〔自分（塚田氏）の出来事になるが、高校時代、担任の教員に吉田高校の前のセブン-イレブンが実家（祖父母宅）であることを伝えると、担任は吉田高校の卒業生だったらしく「何！あのセブンか！ばあちゃん元気か？」と（担任から）聞かれたことがある（塚）〕
- ・〔（吉田）高校へも購買でパンなどを売りに行っていたらしい。さすがに高校生相手に酒を売るわけにもいかないので（塚）〕（静恵氏も笑う）
- ・〔それが、酒屋時代とは違うお客さんということだろう（剛）〕
- ・（高校への販売のために）車の免許があってよかった。
- ・〔吉田高校前の銭湯「辰の湯」の泊り客—建設関係の人—がよく立ち寄って買い物していった、という話—塚田氏の父の体験—は聞いたことがある（塚）〕

—（コンビニになって）近隣住民やお客さんの反応はどうだったか。孝安氏はどのように説明していたか。

- ・それは…（分からない・覚えていない）。
- ・〔吉田店のことは分からないが、資料のインタビュー記事によれば、善光寺下店ではオープン当初、夜22時過ぎ



の閉店間際に粉ミルクを探し求めて、松代から車で来た男性客の話が載っている<sup>(7)</sup>。柄澤亘男氏本人からも直接聞いたことがある(塚)]

#### ⑩ 思い出深い商品や出来事について

- ・「開拓したコロッケだなあ…ははは(笑)」
- ・[(コンビニで)「コロッケを初めて売ったのはうちなので」。「自分で見つけてきて、自分で売って」(塚)]
- ・[こんなのを置けば売れるのではないかと、現金で仕入れしてきて、売れば商人として楽しいだろう(剛)]
- ・コロッケ—SBC通りにあった豆腐屋でつくられた「イモのコロッケ」—は毎日50～60個売れた。学生や主婦などが買いに来た。



### Ⅲ 下澤静恵氏聞き取り調査まとめ～むすびにかえて～

※ 静恵氏の記憶だけでなく、出席者の記憶・合意や諸資料にもとづいて補足修正された内容も含む

- ①下澤孝安氏(昭和12年(1937年)7月7日生—平成24年(2012年)8月没。享年75歳)は、1963年静恵氏との結婚を機に、実家の酒店「下澤安忠商店」(善光寺近隣の横沢町)からのれん分けして吉田に酒店「下澤酒店」を営むようになった。
- ②吉田の地は、酒販許可制の時代状況の中で許可が下りそうな地域のうち、SBC信越放送のある(1952～2006年に間御所町に移転。現在跡地は家電量販店となっている)SBC通りに集客(通勤客)を見越して決定された。
- ③コンビニエンス・ストア、セブン-イレブンの長野県進出に際し、長野市の酒販組合青年部に着目した鈴木敏文氏が、出店者(フランチャイジー・加盟店)募集の説明会や、リクルートのための店舗視察に長野市へ訪れた。
- ④1974年春に説明会(長野市酒販組合青年会の勉強会)があり、若き酒販店店主下澤孝安氏は、家業であった酒販店持続への限界も認識しており、コンビニエンス・ストアは未知の業態であったが、一種のチャレンジとして受け止め、同年12月に転換を決断した。その後の実際の店舗経営・展開も孝安氏が主導的な役割を担った。

※大局的には、酒販組合青年部の正副会長がまず名乗りを上げたことが象徴的ともいえる。

- ⑤出店にあたり、長野県1・2号店は、立地等の条件を勘案したものではなく、あくまでも手を挙げたオーナーの既存店舗を改築してスタートした。
- ⑥下澤孝安氏・静恵氏夫妻の吉田店では、1975年3月9日から旧店舗の取壊しを始め、5月初めのセブン-イレブン開店を目指し準備をした。ただし、その後、同じ通り沿いのジャスコ開店との競合を避けるため開店日を前倒しした結果、4月26日開店となった。
- ⑦吉田店は店舗兼住宅として新築したが、吉田店は開業から移転に伴う閉店まで24時間営業はしていなかった(7am—11pmの16時間店舗)
- ⑧コンビニエンス・ストアとしての開業当初、吉田店では近隣の豆腐店からコロッケを仕入れるなど、本部からの商品供給だけでなく、自前での商品開拓も現場では行われていた。
- ⑨コンビニエンス・ストアとしての開業後、酒販店時代には関わりの薄かった、近隣の長野吉田高校へのパンの販売も行なった。
- ⑩立地については既存店舗の改築であったが、狭い街中の立地ではなく、比較的交通量が多く通勤・通学客が見込める幹線道路沿い(2号店は鉄道駅前)であったことは、後の経営にもプラスの影響を与えたと考えられる。

①一方で、開業時には想定されなかったのが駐車場問題であった。都内の住民徒歩圏を商圈に設定されたセブン-イレブン店舗<sup>(8)</sup>には、当初駐車場スペースの確保は必要条件とはなっておらず、「駐車場はいらない」という認識があった。

②結果として、モータリゼーションの展開に伴い、SBC通り拡幅に伴って駐車場用地の確保が困難となった吉田店は、1990年移転を選択せざるを得なかった（一方で隣接地の駐車場を確保できた善光寺下店は開業同地での営業を現在も継続している）。

付記 今回調査にご協力くださり、聞き取り内容の公刊をご了承くださった話者である下澤静恵氏、および下澤剛氏・塚田翔太氏、セブン&アイ・ホールディングス社の関係の方々に改めて感謝申し上げます。

### 年表 セブン-イレブン吉田店関係年表

年（西暦）	下澤家の出来事	静恵氏
昭6（1931）	下澤安忠氏 <sup>やすただ</sup> （屋代出身、昭51年逝去） 善光寺裏横沢町に酒店「下澤安忠商店」開業	
昭11（1936）		静恵氏誕生（1月8日）
昭12（1937）	下澤孝安氏 <sup>たかのやす</sup> 誕生（7月7日）。5人兄弟の2番目次男	幼少期はバレエ習う
昭28（1953）	「下澤安忠商店」有限会社に（法人成り）。代表、孝安氏	
昭38（1963）	孝安氏・静恵氏結婚	出会いは共通の趣味
この頃 （1965年前後）	孝安氏、結婚を機にのれん分けして吉田に「下澤酒店」を開業 ※その後、本家の酒店は3男が継ぐ。 ※2023年現在も「有限会社下澤酒店」としてフランチャイズ経営	この頃、配達のために自動車免許を取得。
昭40（1965）	孝安氏長女麻理氏 <sup>まり</sup> （塚田翔太氏母）誕生	長女誕生
昭42（1967）	孝安氏長男剛氏 <sup>たけし</sup> （現、下澤酒店代表取締役、長野南堀店・長野若槻店オーナー）誕生	長男誕生
昭49（1974）	春 セブン-イレブン説明会（長野市酒販組合青年会の勉強会の場）	（不参加）
〃	※この間、出店勧誘に鈴木敏文氏来店 12月セブン-イレブン出店を決断	「まことにハイカラ」 （鈴木敏文氏の印象）
昭50（1975）	3月9日 旧店舗の取り壊し ※当初は5月GWに、吉田店・善光寺下店の同時開店を予定	
〃	4月26日 セブン-イレブン吉田店開店（長野県第1号店） ※SBC通りジャスコ開店との衝突を避けるため前倒して開店（但し、善光寺下店柄澤宏彦氏（2代目）の話では、善光寺下店の方が工事の遅れで県2号店（5月10日開店）になったともするため、双方に事情があって開店のタイミングがずれたことが知られる） ※吉田店は店舗兼住宅として建設。ただし、吉田店時代は全て16時間（7時～23時）営業で、24時間営業は行っていない。	コンビニとして開店以後、販売商品の開拓や、近隣の吉田高校への購買なども行なうようになった。
昭60（1985）	下澤家2号店、長野若槻店開店	
平2（1990）	下澤剛氏が家業を手伝うようになる。※経営は孝安氏	
〃	吉田店を長野南堀に移転（名称変更「長野南堀店」） ※旧吉田店は現在住居として使用	経営から引退
平18（2006）	長野南堀店を移転（名称はそのまま。現在に至る。）	

注

- 1 『セブン-イレブン・ジャパン 終わりになきイノベーション1973-1991』(株式会社セブン-イレブン・ジャパン、1991年) p53。
- 2 セブン-イレブン・ジャパン、前掲注1書。59頁。
- 3 「年中無休、早朝から夜中まで「便利店」大当たり」(『信濃毎日新聞』1975年5月13日)
- 4 下澤孝安「様々神様録」(河原八重子・下澤孝安・金子晴雄共著、岡野元人企画・編『昭和の肖像』ブックデザインゆにーく、2009年) p64。
- 5 下澤氏、前掲注2書、p54。
- 6 (セブン-イレブン・ジャパン発行 加盟店オーナー向け情報誌『セブン-イレブンファミリー』)「私とセブン-イレブン30年オーナーさんにインタビュー」より「長野南堀店 オーナー下澤孝安さん」。
- 7 (セブン-イレブン・ジャパン発行 加盟店オーナー向け情報誌『セブン-イレブンファミリー』)「私とセブン-イレブン30年オーナーさんにインタビュー」より「善光寺下店 オーナー柄沢亘男さん」。
- 8 セブン-イレブン・ジャパン、前掲注1書。39-41頁。

職員執筆抄(令和六年一月〜二月)

特別館長														氏名	種類	媒体	月日	
														菅本 正治	①	女神としての薙鎌―新海三社神社の場合―	『長野県立歴史館研究紀要』第三〇号	三月三十一日
															②	令和六年度を迎えて	『長野県立歴史館たより春号』一一八	二月一日
															②	はじめに・長野県行政文書 信濃国神社宝物国物古文書目録帳	『信濃の風土と歴史』二八	三月二三日
															②	博物館と防災	『博物館の友』六六	三月三十一日
															③	真実の川中島合戦	『秋季企画展図録 描かれた川中島合戦〜屏風・錦絵にみる戦の世界〜』	一〇月二二日
															④	硯や故宮に刻まれた龍爪の数で見える国際関係	『信濃毎日新聞』	一月七日
															④	命かけ研究 姿勢に感銘 没後二〇年網野善彦さんが残したもの	『山梨日日新聞』	九月一八日
															④	しなの歴史再見 川中島合戦の真実 地域武士こそが戦いの主役	『信濃毎日新聞』	九月二七日
															④	原井一郎著『南島ボートピープル』	『琉球新報』	一二月九日
															⑤	武田信玄と温泉	萩原三雄氏追悼論集刊行会編『甲斐の中世史』高志書院	二月一九日
															⑤	薙鎌を巡って―上田市を中心に―	『上小教育』六七	二月二九日
															⑤	先祖意識と芸能―死の儀礼と音楽―	『伊那民俗芸能研究』三一	三月一六日
															⑤	薙鎌の新たな理解を目指して二	『神州 長野県神社庁宝』一三八	一月一日
															⑤	薙鎌の新たな理解を目指して三	『神州 長野県神社庁報』一三九	八月一日

菅本 正治	
⑤	書評 西川広平著『中近世の資源と災害』
⑤	御挨拶 新たな地域史研究を目指して
⑤	『伊那春近五人衆と井月』

学芸部長	
④	しなの歴史再見 オープンから三〇年、館のこれから 未来へ資料充実、寄付活動も
④	『信濃毎日新聞』
④	しなの歴史再見 緊急発掘、弥生土器の中の「黒曜石」 近現代史となった記録類
④	『信濃毎日新聞』

総合情報課

水沢 教子							
④	しなの歴史再見 緊急発掘、弥生土器の中の「黒曜石」 近現代史となった記録類	『信濃毎日新聞』	五月三十一日				
⑤	C岩石・鉱物分析	『苗場山麓ジオパーク(カルチャー)研究会Ⅱ縄文時代中期の資源利用(1)―火焰型土器が繋ぐジオパーク―』	三月二八日				
⑤	栃倉式から唐草文系土器へ―東御市・千曲市出土土器調査から―	『COLS研修集会二〇二三資料集』明治大学黒耀石研究センター	一二月二二日				
⑤	民族誌からみた縄文時代のサケ・マス利用	『長野県考古学会誌』一六五	一二月二五日				
①	事例報告 発掘調査報告書の「歴史資料」化	『長野県立歴史館紀要』三〇	三月三十一日				
②	令和六年度 常設展示の紹介 原始	『長野県立歴史館たより夏号』一一九	五月三十一日				
②	考古資料収蔵三〇年間のあゆみ	『長野県立歴史館たより冬号』一一一	一二月二九日				
④	学芸員のおススメ 富岡の工女 日記や手紙	『読売新聞』	二月三日				
④	しなの歴史再見 「山岳考古学」など提唱 鳥居龍藏らの功績	『信濃毎日新聞』	八月三〇日				

町田 勝則



黒川稔				河野智枝				柴田洋孝	町田勝則	
④	④	④	③	④	②	②	④	④	④	
しなの歴史再見「川中島合戦図屏風」岩国本の来歴を探る 依頼候補者は	学芸員のおススメ 岩国に伝わる川中島合戦図屏風(岩国本)	しなの歴史再見 軒先につるす秋の風物詩「柿すだれ」く干柿にみる人びとの知恵	はじめに ほか	しなの歴史再見「描かれた川中島合戦」違う設定で描かれた一騎討ち	令和六年度秋季企画展「描かれた川中島合戦」屏風・錦絵にみる戦の世界」をふりかえって	令和六年度秋季企画展「描かれた川中島合戦」屏風・錦絵にみる戦の世界」	しなの歴史再見 継続することに意味があった？「縄文」受け継いだ弥生土器	しなの歴史再見 若き上田藩士・岡部九郎衛門一揆に対応 当時二九歳の胆力	しなの歴史再見 漫画「逃げ若」で話題 北条時行 市河文書で浮かぶ蜂起	しなの歴史再見 八ヶ岳山麓の縄文集落遺跡
「信濃毎日新聞」	「読売新聞」	「信濃毎日新聞」	『秋季企画展図録 描かれた川中島合戦』屏風・錦絵にみる戦の世界』	「信濃毎日新聞」	『長野県立歴史館たより 冬号』一一一	『長野県立歴史館たより 秋号』一一〇	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」
一月八日	一月二日	六月二十八日	一〇月二二日	一〇月一日	一月二十九日	八月二十九日	二月六日	六月七日	一月二三日	一月二十九日

櫻井秀雄	考古資料課	林 誠					黒川 稔						
		④	④	④	④	②	②	②	④	④	④		
		長野県内出土の子持勾玉	しなの歴史再見 没後一六〇年 佐久間象山の肖像画 重厚な写実 強烈な個性表現	しなの歴史再見 規則にとらわれない自由な「錦絵」 「横浜絵」 活気あふれる幕末描く	しなの歴史再見 大正末から昭和初期の観光パンフレット 色鮮やかな「鳥観図」で誘客	しなの歴史再見 和田英も見た？富岡製糸場の錦絵 文明開化の時代 随所に描く	歌川貞秀《神奈川横浜新開港図》―活気あふれる幕末の横浜を描く	歌川貞秀《神奈川横浜新開港図》―活気あふれる幕末の横浜を描く	特集 冬季企画展 佐久間象山遺墨展 書は人なり	研究の窓 冬季企画展 佐久間象山遺墨展 書は人なり	しなの歴史再見 「戦」の世界をみる 屏風や錦絵が語りかけること	しなの歴史再見 明かされた「川中島合戦図屏風」 紀州本のなぞ 絵の裏には兄弟の権力争いが	学芸員のおススメ 武田晴信書状
		「長野県立歴史館研究紀要」三〇	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「長野県立歴史館たより 冬号」一一一	「長野県立歴史館たより 冬号」一一一	「長野県立歴史館たより 秋号」一一〇	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「読売新聞」	
三月三十一日	一月二〇日	九月二〇日	五月一七日	二月九日	一月二十九日	一月二十九日	八月二十九日	一月二二日	一月一五日	一月九日			

櫻井秀雄													
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④	④	④	②	
品	櫻井秀雄の歴史探訪講座 ⑩ 御陵山 山の神奉斎	⑨ 御三甍の滝	櫻井秀雄の歴史探訪講座 ⑧ 諏訪神社	櫻井秀雄の歴史探訪講座 ⑦ 新海三社神社	櫻井秀雄の歴史探訪講座 ⑥ 近世から近代、そして現在へ	長野県地方史研究の動向 (考古学分野)	長野県佐久地域における 東山道ルート考察と清水 水駅から長倉駅へ	古墳時代の洞窟・岩陰遺 跡と祭祀	しなの歴史再見 県内の 峠にいる恐ろしい自然神 古代人 祭祀でたたり鎮 める	しなの歴史再見 高速交 通網整備に伴う発掘調査 信州の歴史に多くの新知 見	しなの歴史再見 塩尻 平出遺跡の発掘調査記録 足元の歴史解明へ 熱い 思い	しなの歴史再見 「古墳時 代」 稀少な遺物「子持勾 玉」	平出遺跡の発掘調査記録
	南相木村公民館報「館報 南あいき」四三三	南相木村公民館報「館報 南あいき」四三二	南相木村公民館報「館報 南あいき」四三一	南相木村公民館報「館報 南あいき」四三〇	南相木村公民館報「館報 南あいき」四二九	信濃史学会「信濃」七六 一八	『金沢大学考古学紀要』 四五	『信濃考古』一九九	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃の風土と歴史』二 八
	一月二九日	九月二七日	七月二六日	五月三一日	三月二九日	八月二〇日	九月三〇日	七月二六日	九月六日	六月一四日	五月一〇日	三月八日	三月二三日

村石正行						石丸敦史						西山克己					
文献史料課																	
③	②	②	②	①	①	⑥	⑥	⑥	②	④	⑥	⑥	⑥	②	④		
はじめに ほか	関係資料	日本測定器株式会社疎開 を終えて	義仲をめぐる二人の文人 たち 令和六年度夏季企 画展「疾風怒濤木曾義仲」 を終わって	義仲の一生	開館三〇周年記念夏季企 画展 疾風怒濤 木曾義 仲と文書と絵画で見る 義仲の一生	新収蔵資料 紙本著色松 平康長画像	近衛家の人々と連歌ネッ トワーク―永祿四年九月 の千句連歌―	「シナノ」における大型 古墳築造地の移動とその 背景―長野盆地南部を中 心に―	石川条里遺跡の再検討	文化財としての戦争遺跡	石川条里遺跡の再検討	「シナノ」における大型 古墳築造地の移動とその 背景―長野盆地南部を中 心に―	考古資料をよむ―奈良 市富雄丸山古墳出土蛇行 剣の発見から― 諏訪市 フネ古墳出土の蛇行剣か ら何がわかるか	考古資料をよむ―奈良 市富雄丸山古墳出土蛇行 剣の発見から― 諏訪市 フネ古墳出土の蛇行剣か ら何がわかるか	しなの歴史再見「古墳時 代から生産 土師器と須 恵器 善光寺平 内面黒色 の杯も」		
『夏季企画展図録 疾風 怒濤 木曾義仲と文書と 絵画から見る義仲の一生 』	八	『信濃の風土と歴史』二	『長野県立歴史館たより 秋号』一一二〇	『長野県立歴史館たより 夏号』一一一九	『長野県立歴史館たより 夏号』一一一九	『長野県立歴史館研究紀 要』三〇	『長野県立歴史館研究紀 要』三〇	『専修史学』七六	『法政考古学』五〇	『信濃考古』一九八	『法政考古学』五〇	『専修史学』七六	『長野県立歴史館たより 秋号』一一二〇	『長野県立歴史館たより 秋号』一一二〇	『信濃毎日新聞』		
七月一三日	三月二三日	八月二九日	五月三一日	三月三一日	三月三一日	三月三一日	三月三一日	三月二二日	三月三一日	四月二八日	三月三一日	三月二二日	八月二九日	八月二九日	一〇月四日		

村石正行									
④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
しなの歴史再見 郷土史研究者故飯島紘さんの偉業 古文書解説先祖との「対話」も	しなの歴史再見 松本城主戸田康長の肖像画 一世紀の時を超え出会えた	しなの歴史再見 須坂の宮本組とソニー井深氏急告げる戦局 届いたりンゴ	しなの歴史再見 木曾義仲から学ぶ「教訓」は 芥川龍之介も情熱的に論じた一生	しなの歴史再見 人情味ある義仲に時代超え共感 恩人の斎藤実盛の死に落涙	しなの歴史再見 義仲支えたコアな家臣団 依田莊など東信が根拠地か	しなの歴史再見 北信濃まで広範ネットワーク 横田河原の戦いと越後平氏城氏	しなの歴史再見 義仲の最期を伝える語り部に「大力の女武者・巴御前」の役割	しなの歴史再見 義仲の菩提を弔ったとされる妹・菊 頼朝も政子も多くの情	しなの歴史再見 頼朝を直接描かず「神格化」 義仲の「木曾物語」二つの絵巻物
「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」	「信濃毎日新聞」
三月二二日	四月五日	五月二四日	七月五日	七月一九日	七月二六日	八月二日	八月九日	八月一六日	八月二三日

花岡康隆	新井寛子	村石正行								
		①	④	②	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④
貞和三年一二月の「吉野退治」―貞和三年一二月二五日足利直義軍勢催促状の再検討―	しなの歴史再見 山中の経済活動・生活の支えに江戸期・信濃の輸送業者「中馬」	研究の窓 江戸時代の役人と文書―「中馬荷物并口銭中馬稼之村名馬数等申渡書」	講演録 川中島合戦と須高地域	「小笠原定基」―「小笠原長時・貞慶」藤沢頼親「木曾義康・義昌」	書評「描かれた中世城郭城絵図・屏風・絵巻物」	昭和四〇年代の長野県の史誌編さん―「信濃史料」刊行終了と「長野県政史」・「長野県史」―	「宮本忠長」	「遠藤守信」「市川昭午」	「寄進」の返状と「寄進請文」	しなの歴史再見 「川中島」の行方 信長も注視 信玄や謙信に足利将軍から停戦命令
「長野県立歴史館紀要」	「信濃毎日新聞」	「長野県立歴史館たより春号」一一八	「須高」九九	「戦国武将列伝甲信編」	「歴史教育研究」一四	「信濃」七六一六	「須坂高等学校百年史」	吉川弘文館歴史文化ライブラリー	「史学」九二―三	「信濃毎日新聞」
三月三二日	九月一三日	二月一五日	一〇月二〇日	八月一〇日	三月三二日	三月二〇日	三月三一日	三月一日	二月二九日	一〇月一八日

花岡康隆										
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④	④	②	②	①
動向について (ひとこと) 鎌倉幕府滅亡時における小笠原氏の	(講演録) 信濃国における戦国時代への移行と国衆 高梨氏の成立	鎌倉幕府滅亡と海野氏―補論― 鎌倉期海野氏についての	(講座資料) 鎌倉時代における海野氏一族像の再検討	史講座 村びとたちの妙高山信仰	学芸員のおススメ 天皇巡幸 配慮や調整	しなの歴史再見 天皇巡幸のため施設新築や修繕「市中挙げ」迎えた長野県民	しなの歴史再見 南朝攻撃 足利幕府が信州武士に命令「高師直の独断」印象修正を迫る	(文献史料を読む) 県立歴史館の公文書館機能―特定歴史公文書の移管から公開まで―	長野県行政文書 明治天皇巡幸関係	明治後半・大正期の長野県庁における公文書管理体制復元の試み―完結処理から廃棄までを中心に―
南北朝を楽しむ会「南北タイムズ」一九	高井地方史研究会「高井」二二七	『信濃』七六一四	『とうみ歴史研究会誌』三	『信濃』七六一二	『読売新聞』	『信濃毎日新聞』	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 春号』一一九	『信濃の風土と歴史』二八	『長野県立歴史館紀要』三〇
七月一日	五月一日	四月二〇日	三月三十一日	二月二〇日	五月二五日	四月一二日	三月一日	五月三十一日	三月二三日	三月三十一日

鈴木実				花岡康隆		
⑥	④	②	②	⑥	⑥	⑥
神護寺官符・『日本逸史』と水戸彰考館―天長元年九月廿七日太政官符の「汚穢」をめぐる書誌的考察―	(しなの歴史再見) 雑誌創刊号1500冊のコレクション 大量生産社会に光る個性・地域性	(文献史料をよむ) 青年は平和運動を如何に推進すべきか	雑誌創刊号コレクション	鈴木城主小笠原信定とその周辺	(新刊案内) 岩下哲典・中澤克昭・竹内良男・市川尚智編『信州から考える世界史』	「小笠原政秀―南信濃戦国史の扉を開いた人物」 「小笠原信貴・信嶺―信濃戦国史の勝者」 「高梨政盛―関東管領を討つた北信濃の雄」 「村上義清―武田信玄を二度破った武将」の実像
『続日本紀研究』四三七	『信濃毎日新聞』	『長野県立歴史館たより 秋号』一一二〇	八 『信濃の風土と歴史』二	『信州伊那春近五人衆と井上井月』一	『地方史研究』七四―五	『戦国武将列伝4 甲信編』(平山優と共編) 戎光祥出版
十一月一日	四月一九日	八月二九日	三月二三日	十一月二八日	一〇月一日	八月一〇日

※凡例 職員の任意申告による。  
 ①研究紀要 ②たより・ブックレット等 ③図録 ④新聞記事 ⑤その他依頼原稿  
 ⑥①～⑤以外



## 研究活動(令和六年度)

学芸研究会

五月二十九日(水)

笹本 正治 「薙鎌をめぐる」

六月十九日(水)

三木 陽平 「文化財保護の現状と文化振興課の考える歴史館の今後」

七月三十一日(水)

櫻井 秀雄 「長野県内出土の子持勾玉の集成」

九月二十五日(水)

村石 正行 「歴史系博物館の展示をめぐる」

―令和六年度夏季企画展を素材として―

新井 寛子 「川田宿西沢家文書に残る「中馬」に関する古文書を読み解く」

一〇月三〇日(水)

中山 敦 「子供たちの資質・能力の育成につながる学校解説の実現に向けて」

鈴木 実 「長野県立歴史館現代史聴き取り調査の現状と課題」

〔付〕【事例報告】長野県コンビニエンスストア始め」

十一月二十七日(水)

町田 勝則 「人類社会の形成(弥生時代)」

白沢 勝彦 「接着剤の応用をみる、文化財修復行程での合成樹脂の使用につ

十二月二十八日(水)

石丸 淳史 「長野盆地における木器生産体制復元のための基礎的研究」

西山 克己 「古代銭貨 無文銀銭・富本銭・和同開珎銀銭・和同開珎銅銭」

一月二十九日(水)

林 誠 「佐久間象山の書」

柴田 洋孝 「明治期における信州のやきもの―勸業課の目録を読む―」

二月二十六日(水)

花岡 康隆 「近代長野県における決裁回議文書成立過程の基礎的研究」

鈴木 幸香 「高野辰之のふるさと」

三月十九日(水)

小林 寿英 「善光寺物師妙海はいつ生まれいつ何を造ったのか」

水沢 教子 「箱清水式土器の胎土分析」

ついで」

## 審査委員

笹本 正治 小松 健一  
新津 尚治 水沢 教子  
櫻井 秀雄 村石 正行

## 編集委員

西山 克己 黒川 稔

## 英訳監修

宮原利以（長野県企画振興部国際交流課）

（編集後記）

開館30年を迎えた長野県立歴史館の一年間の研究活動の一端をお送りいたします。1994年の当館が開館した当時は、長野オリンピック開催や新幹線開通を目前にして、県内は一種の高揚感があった時期だったのではないのでしょうか。研究紀要は第1号に石井進氏（国立歴史民俗博物館長）の講演録「信濃の風土と歴史」を掲載して以来、その後毎年欠かさず刊行され、ジャーナルとして県内外で認知されてきました。昨年度から電子化され、アクセスがオープンとなりました。今号は原始から現代史までの研究報告・ノート、事例報告を掲載することができました。お読みいただきご意見をいただければ幸いです。（村石 正行）

---

---

## 長野県立歴史館 研究紀要 第31号

BULLETIN OF THE NAGANO PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY Vol.31

2025年3月31日発行

編集・発行 長野県立歴史館

〒387-0007 千曲市屋代清水260-6

科野の里歴史公園内

TEL 026-274-2000(代表) FAX 026-274-3996

URL <https://www.npmh.net> E-mail [rekishikan@pref.nagano.lg.jp](mailto:rekishikan@pref.nagano.lg.jp)

印刷 カシヨ株式会社

〒381-0037 長野市西和田1丁目27-9

TEL 026-251-0510

---

---

# Bulletin

of

## The Nagano Prefectural Museum of History

### Featured Collection

New Collection: A Letter from Wakisaka Yasumoto

MURAISHI, Masayuki

---

### Articles

A Study of Documents of Suzuoka and Matsuo Ogasawara Family possessed by the early modern Fuchu Ogasawara Family: About Ogasawara Masahide, Nobusada, and Murakami Yoshikiyo written in "INAFUROKU" MURAISHI, Masayuki

Institutional Reforms during the *Kanei* period and Yasumoto Wakisaka, Lord of the Iida domain: Surveillance of the Daimyos of domains (*Shokoku-zyunkenshi*), Pictures of Japan drawn during the Kanei period (*Kaneikuniezu*), Hatamoto exchange group located in Ina District (*koutaiyoriai-ina-syu*) MURAISHI, Masayuki

Basic research on Gun-Yakusyo Archives Owned by the Nagano Prefectural Museum of History: Focusing on the Inherited Process HANAOKA, Yasutaka

---

### Research Notes

The ancient rituals from the Viewpoint of wooden ritual objects excavated at Yashiro sites MIZUSAWA, Kyoko

Komochi Magatama excavated in Nagano Prefecture (Addendum) SAKURAI, Hideo

Research on the succession of the Takanashi clan in the early Sengoku period: Takanashi Masataka, Masamori, Sumiyori HANAOKA, Yasutaka

---

### Case Report

Current status and issues of interview survey on modern history in Nagano Prefectural Museum of History SUZUKI, Minoru

Summary of interview survey: Suzuki Toshifumi, Opportunity for 7-Eleven to expand into Nagano Prefecture. SUZUKI, Minoru

Summary of interview survey: Shimozawa Shizue, Transition from liquor store and Management of the first 7-Eleven store in Nagano Prefecture SUZUKI, Minoru

---

### Research Activities

**Vol.31**  
**2025.3**